第44集

日本労働年鑑

1974年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1974

VOL. XXXXIV

法政大学大原社会問題研究所

COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH

HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

増大する賃金労働者

〔A〕就業者構成

〔B〕農林業・非農林業別就業者構成

〔備考〕総理府統計局「労働力調査」による。

● 雇用者数の増大は1960年にはいってからいちじるしく，1972年までの12年間に1082万人ふえて，就業人口中の67.6%を占めるにいたった。そのうち圧倒的多数が労働者階級に含まれる。他方，農林業就業者のいちじるしい減少が対照的である。

◆ 労働者の大多数は中小零細企業で働いている

従業者階級別非農林業雇用比率

〔備考〕1）官公部門の雇用者を除く。
2）総理府統計局「労働力調査」による。

◆ 減少する農家

経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

（単位　1000戸：%）

◆ 兼業化する農家

専兼業別農家数の推移（全国）

（単位　1000戸：%）

〔備考〕1）1965年と1970年は2月1日，1971年と1972年は1月1日現在。
2）農林省統計情報部「農業調査結果報告書」「農業センサス」「ポケット農林水産統計」による。

● 農家数・農家人口は全体として減少をつづけている。経営耕地規模別にみると1972年においては，0.5ha層が微増を示したが，それ以上の各階層はいずれも減少し，とりわけ，これまで増加傾向にあった2ha以上の最上層までもが，減少したことが注目される。

● 農家のうちもっぱら農業に従事するものは全体のわずか14.4%にすぎず，農家の58.5%までが農業外の収入を主とする第2種兼業農家である。

製造業における生産・雇用・賃金・労働時間

〔備考〕1)生産指数は通産省調べ。
2)雇用指数は「毎月勤労統計」による。
3)実質賃金指数は「毎月勤労統計」の常用労働者一人平均月間現金給与総額を指数化し，それを消費者物価指数で除したもの。
4)労働時間指数は「毎月勤労統計」の常用労働者の総実労働時間を指数化したもの。

● 製造業における生産は，1972年には65年の 2.3倍に達した。この間，雇用は 1.15倍，労働時間は0.96倍である。つまり生産のいちじるしい伸びに対し，雇用の伸びの停滞，労働時間の減少が特徴である。実質賃金はこの間，1.8倍の伸びであり，生産の伸びにはおよばない。

製造業における企業規模別賃金格差の推移

現金給与総額

〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

● 企業規模別賃金格差は，1965年頃までは縮小傾向を示した。だがそれ以後は，むしろ頭打ちの傾向となっている。とくに，規模500人以上に対し，100～499人ではわずかに縮小しているが，それ以下の規模では横ばいないし拡大傾向にさえある。

企業規模別にみた年齢別賃金格差の動向

製造業・男子労務者・1972年

〔備考〕1）労働省「賃金構造基本統計調査」による。
2）定期給与額を指数化したもの。

●若年労働力不足と初任給水準の上昇にともない，若年層の規模別格差はあまり目立たない。だがその後の賃金上昇カーブには規模別にかなりの差異がある。ピークに達するのは，1000人以上規模では50～60歳未満であるが，100～999人では40～50歳未満，10～99人では35～40歳未満である。企業規模が小さいほど頭打ちが早い。それゆえ，生涯賃金の差はやはり大きい。

製造業における労職・男女別賃金格差の推移

〔備考〕1）労働省「毎月勤労統計」による。
2）「きまって支給する給与」の比較による。
3）男子職員とは「管理，事務および技術労働者」をいう。

●労職別賃金格差は一貫して縮小傾向にある。だが男女別賃金格差は，相変わらず大きい。しかも格差は縮小傾向にあるとはいえず，1971年～1972年にはむしろ拡大ぎみであるといえる。

春闘賃上げ額・率の推移

〔備考〕1）労働省労政局調べ。
2）集計対象は，主要産業に属する大手企業の労働組合である。
3）賃上げ率は，基準内賃金に対する賃上げ額の比率を示す。
4）なお1971年までの引上げ額・率は，旧系列の調査。1972年以降は新系列（業種・調査企業数とも増加）の調査によって示した。

● 春闘賃上げ額・率は，1971年～1972年とも額で前年を上回り，率で前年を下回った。だが1973年には，額・率とも前年を上回り，いずれも春闘史上最高のものとなった。

製造業における労働時間の推移

常用労働者一人平均月間労働時間数

〔備考〕労働省「毎月勤労統計」による。

● 労働時間は，長期的に見ればおおむね減少傾向にある。1972年には，所定内労働時間で前年よりわずかに増大し，所定外労働時間では減少した。とはいえ，近年，所定内労働時間では減少傾向を示しているが，所定外労働時間ではむしろ横ばいであった。

◆ 労働組合の組織率の推移と1972年における産業別組織率

〔備考〕労働省「昭和47年労働組合基本調査報告」による。

● わが国の労働組合組織率は，このところ34～35%のあたりを上下している。これはイギリスにはおよばないが，ほぼ西ドイツなみで，アメリカをはるかにしのぐ水準である。産業別にみると，電気・ガス・水道・熱供給業が71.4%で最高位にあり，公務と運輸・通信業がこれにつづき，製造業は38.6%である。

◆ 労働組合員数と労働組合中央組織の組織率

〔備考〕労働省「昭和47年労働組合基本調査報告」による。

● わが国労働組合員数は1972年６月末現在で約1189万人に達した。これは資本主義国ではアメリカ合衆国につぐ数である。そのうち66.9%までは総評，同盟，新産別，中立労連，のいずれかに加盟している。最大の中央組織は総評であるが，民間企業労働者の組織化の点では1967年いらい同盟が総評をしのいでいる。

ストライキ闘争の高揚

〔備考〕労働省「昭和47年労働争議統計調査報告」による。

● 労働者のストライキ闘争は，1960年代末から高揚期にはいっている。1972年には争議行為を伴う争議の件数・行為参加人員ともに1971年を下回ったが，未曽有のはげしさでたたかわれた。

労働争議参加人員と労働損失日数に占める各労働組合中央組織の割合(1972年)

〔備考〕労働省「昭和47年労働争議統計調査報告」による。

● これまでわが国における総争議参加人員，争議行為参加人員，労働損失日数の大部分は，総評と中立労連の傘下組合によって占められており，組合員総数の18.7%を占める同盟の比率は，争議に関するかぎり，わずかなものであった。1972年の特徴は，同盟傘下の海員組合が大争議をたたかったことにより，同盟が労働損失日数のじつに25.5%を占めた点にある。

戦後の総選挙各党派別得票率の推移

はしがき

本書の取りあつかった時期は、一九七二年から七三年の前半にかけてであるが、この間の国際情勢は、アメリカのニクソン大統領の訪中・訪ソによってもたらされた大国関係の正常化、またベトナムの和平交渉の妥結にもとづく国際緊張の緩和に特徴があった。ベトナム戦争の結末は、大国がいかに圧倒的な力を行使しても、自由と独立を求める民族の願いを圧殺することができなかったことを示すばかりでなく、ベトナム戦争に投じた莫大な戦費の負担によってアメリカ経済の地盤沈下が起こり、それが国際通貨危機をもたらす大きな原因となった。すなわち七一年八月におけるドル防衛政策の発表後も、国際通貨不安は去らず、二月一三日にはアメリカがドルの一〇%切下げを発表し、わが国もついに変動相場制に移行することを余儀なくされた。これによってわが国の円の実勢値は一ドル二六〇円台で推移することになった。

変動相場制移行にもかかわらず、わが国の景気は順調に回復したため政府は七二年一〇月政府経済見通しを改訂し、年初に七・二%と見込んだ実質経済成長率は九・五%に引き上げられた。しかしこのような景気上昇を通じて卸売物価・消費者物価の高騰という新たな難問が生み出された。すなわち卸売物価の上昇は、七二年秋から始まったが、七三年にはいってからもとどまるところを知らず、また消費者物価（全国・総合）も同様に加速的な上昇を示した。七二年春までのわが国の物価上昇の特徴は、消費者物価の高い上昇率と卸売物価の相対的安定性にあったが、七二年秋以降は卸売物価・消費者物価ともに上昇するパターンに変わったことに特徴がある。このような新しい型の物価上昇がもたらされた原因は、第一に円切上げにもとづく不況対策としてとられた大型財政および不況カルテルによる減産によって需給の逼迫がみられた

こと、第二に過剰流動性にもとづく投機によって土地、株、あるいは羊毛、木材等の商品の価格が高騰したこと、第三にいわゆる輸入インフレがもたらされたこと、第四に価格の上昇を見越した思惑による買いだめの動きや、不況カルテルの継続として企業の共同行為にもとづく価格のつり上げがみられたことなどをあげることができる。

一方、労働市場の動向をみると、「労働力調査」による非農林業雇用者数は、七二年前半まで一・二％程度の増加にとどまっていたが、後半にはいると急速な景気の回復を反映して雇用は増勢に転じた。しかも新規学卒者の需給が逼迫基調をつづけているため、中途採用への切替えが進行し、そのため新規学卒をのぞく一般求人倍率は七三年五月に二・一二倍と過去の最高値を記録した。

以上に述べたようなインフレーションの進展、労働力需給の逼迫、労働移動の増加は七三年春闘に大きな影響を与えている。すなわち七三年春闘における賃上げ率は二〇・一％に達し、六〇年以降最高の賃上げ率を示した七〇年の一八・三％をさらに上回った。また七一年、七二年は額で上がって率で下がるというパターンをとっていたのが、ふたたび額率ともに上昇するパターンをとることになった。

七三年春闘は以上に述べたような点に加えてさらにつぎのような特質を示した。第一にスト権奪還スト（二月一〇日）が春闘の幕明けとなり、四月一七日には年金統一スト（戦後最大規模）が実施されるなど、政治的色彩の強い春闘であったこと、第二に例年の春闘では鉄鋼回答が春闘相場の基準となっていたものが、鉄鋼回答がおくれたことによって民間産業が独自に賃上げを決定したこと、第三にいわゆる交通ゼネストが私鉄、国労、動力車などにより昨年を上回る規模で実施されたこと、第四に公務員共闘が春闘に初参加したこと、第五に労働組合の要求の多様化がさらにいっそう進展したことなどをあげることができる。

賃上げ闘争のほかに注目されるのは、労働組合の生活闘争が強化されつつある点である。七二年の春闘にひきつづいて

行なわれた秋季年末闘争は、年金問題を主とする生活要求、年末一時金要求などを中心として展開されたが、総評は九月一五日に中立労連、社・共両党などとともに「健康で安心できる老後をつくる九・一五大集会」を開催し、一一月九日には「年金メーデー」などを実施した。また七三年四月一七日に行なわれた「年金統一スト」には五四単産、三五三万人がストライキを実施し、また全国一八七カ所で集会・デモを実施した。

生活闘争とならんでスト権奪還闘争もわが国労働運動の一つの焦点として重要な意義をになっている。七三年九月に発表された公務員制度審議会の答申の内容が必ずしも明確でないので結局のところ官公労働者のスト権問題は、労働組合の闘争によって結着をつけざるをえない状況にたちいたっているといってよいであろう。

本書は、以上に述べたような特質をもった一九七二年七月から七三年六月までの一年間を対象とし、これを労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、政府・自民党・日経連の労働政策および労働運動対策（第三部）に大別し、それぞれの各項についておよぶかぎり信頼しうる資料を広く収集整理し、それらにもとづいて客観的立場にたって忠実に記録するという従来からの一貫した方針によって編集された。労働運動あるいは労働経済に関する年鑑的な書物は、官庁その他の団体からも刊行されているが、本書のように三部構成をとっているものはほかに見当たらない。労働者状態、労働運動、労働政策はもともと密接に関連したものであり、したがってこれらを総合的に把握することは不可欠である。その意味において本書が大方の役にたちうることを期待して、あわせて今後も多大のご援助をたまわることをお願いするものである。

一九七三年一〇月

法政大学　大原社会問題研究所

目次

労働日誌……（一）
序章　この時期の概観……（二九）

第一部　労働者状態

Ⅰ　労働人口の構成……（四六）
Ⅱ　雇用構造と労働市場……（六四）
Ⅲ　賃金と労働時間……（八三）
Ⅳ　合理化の現状と労働災害・職業病……（一〇五）
Ⅴ　労働者の生活……（一二九）
Ⅵ　農家の状態と農民の生活……（一六四）

第二部　労働運動

Ⅰ　労働組合の組織現状と組織運動……（一八八）
Ⅱ　総評・同盟・新産別の大会……（二一八）
Ⅲ　労働争議……（二三九）
Ⅳ　賃金闘争……（二五五）
Ⅴ　合理化反対闘争……（三〇三）
Ⅵ　権利闘争……（三二六）
Ⅶ　公害反対闘争……（三四三）
Ⅷ　社会保障闘争……（三六六）

Ⅸ 労働者福祉運動……（三八一）
Ⅹ 沖縄の労働運動……（三九七）
Ⅺ 国際労働組合運動と日本……（四一〇）
Ⅻ 農民運動……（四三〇）
ⅩⅢ 人権擁護運動……（四五二）
ⅩⅣ 政治的大衆行動と平和運動……（四六二）
ⅩⅤ 政党……（四七六）

第三部 労働政策

Ⅰ 政府の労働政策……（五三二）
Ⅱ 雇用政策……（五五二）
Ⅲ 政府の賃金政策……（五六九）
Ⅳ 社会保障……（五八二）
Ⅴ 経営者団体の労働政策……（六〇二）
Ⅵ 労働判例の動向……（六一七）
Ⅶ ILO……（六三四）

付録

付1 主要な労働組合の現状……（六七二）
付2 労働組合名簿……（六八一）
統計表索引……（六八五）
事項索引……（六九四）

労働日誌

一九七二年七月―一九七三年六月

1972年

7月

1 運輸省、海員労使に団交再開を要請、3日トップ会談
全駐労第二七回定期大会（～2日）運動方針を決定
教科書裁判完全勝利中央集会
2 埼玉県知事選、社共推薦・民社支持の畑和・革新候補勝つ
3 国際郵便電信電話労連第二一回世界大会パリで開催（～5日）
4 公務員共闘、賃上げと実施時期について人事院総裁と交渉
南北朝鮮両国政府、両者の平和統一に関する共同声明を発表
5 共産党第七回中央委総会（～6日）党務報告と党建設に関する報告を承認、創立五〇周年記念の党章・党旗決める
自民党第二七回臨時党大会、田中角栄新総裁を選出
6 海員外航、小委員会方式で交渉再開
公務員共闘、7・13第二波ストライキ宣言集会
7 資源労連、資源産業政策確立を訴え要請行動
第六九臨時国会召集、佐藤内閣総辞職、田中首班指名
日中国交回復国民会議、蘆溝橋事件三五周年7・7中央集会
田中内閣発足
8 国民救援会第二七回全国大会（～9日）運動方針を決定
9 共産党創立五〇周年記念国際理論会議、七カ国から代表参加
10 新産別第五六回中央委（～12日）春闘総括と課題決定
動力車労組第二六回定期大会（～13日）運動方針を決定
国際自由労連第一〇回世界大会（～14日・ロンドン）活動方針「未来の挑戦」を決定
成田社会党委員長、首相の日中国交回復への努力を支援すると語る
11 全国民労協躍進総会、戦線統一と地方民労協強化について決議を採択
海員外航争議に運輸大臣の仲介案示さる
運輸労連第五回定期大会（～13日）運動方針を決定
12 海員外航争議、運輸相仲介案で妥結
公務員共闘、賃上げと4月実施への見通しつき、7・13第二波ストライキ中止と決定
13 紙パ労連第五〇回定期大会（～14日）運動方針を決定
田中首相、総評・中立労連・新産別の労働三団体代表および別個に同盟代表と会談、年金や時短などの問題について意見を交換、今後も話合いを申合わせ
総評、公共料金の食逃げ値上げ抗議中央集会
被爆二七周年原水爆禁止世界大会沖縄大会（～17日）
14 海員内航、第二次回答で妥結
全逓、反合理化・労変闘争など年間執行方針大綱決める
総評・社保協、健保改悪阻止・国鉄運賃値上げ反対闘争総括のための全国代表者会議（～15日）
15 労働省、倒産企業の労働債権は最優先させると総評に回答
共産党創立五〇周年式典
16 周恩来中国首相、大平外相の訪中受入れを示唆、17日には田中首相の訪中を歓迎と語る
17 総評幹事会、秋季年末闘争方針案決める
炭労第六九回定期大会（～18日）石炭政策闘争・春闘を総括、夏から秋への闘いについて決定
化学同盟第三〇回定期大会（～18日）運動方針を決定
公制審総会、実質審議に入れず
社会党第四九回中央委、政治報告、総選挙方針、下半期活動方

佐藤退陣，田中内閣成立

19 針を決定
共産党、「日本共産党の五〇年」を発表
総評戦線統一対策委、戦線統一四原則に基づく七方針を決定
都市交通第三三回定期大会（〜20日）運動方針を決定
全建総連、国保大幅国庫負担などを要求、中央決起大会
国際電電第二九回定期大会（〜21日）運動方針を決定

20 全電線第二六回定期大会（〜22日）運動方針を決定
全日通第二七回定期大会（〜23日）運動方針を決定
インドシナ三国人民支援・連帯ジュネーブ協定一八周年記念集会

21 日本医労協第一九回定期大会（〜23日）運動方針を決定
第一四回日本青年学生平和友好祭中央祭典（〜23日）

22 労相、定年制延長と週休二日制の進め方について試案をまとめるよう労働省事務当局に指示

23 全印総連第二〇回定期大会（〜25日）運動方針を決定

24 総評幹事会、総選挙闘争方針を決定
国鉄労組第三三回定期大会（〜28日）運動方針を決定
全日農など七団体、食管法完全実施・要求米価貫徹全国農民総決起大会、この日米価審議会開かれ政府米価案を諮問
津地裁四日市支部で四日市ぜんそく訴訟に判決、被告企業六社連帯で八八二〇万円を原告に支払うよう命ず

25 イタリア三大労組、新連合組織の設置を決定
合化労連第四八回定期大会（〜28日）運動方針を決定
全専売第二七回定期大会（〜29日）運動方針を決定
三橋私鉄総連委員長、戦線統一促進のための新協議体を提唱
関東民労連第二回総会、活動方針を決定、戦線統一と高福祉社会建設の闘いについて決議

26 住宅要求全国連絡協議会（住宅連）結成総会、総評・主婦連など二五団体参加
日放労第五六回定期大会（〜28日）運動方針を決定

27 全学連（代々木系）第二三回定期大会（〜30日）
米価審議会、生産者米価で答申
同盟、今年の政策転換要求の三本柱（減税・週休二日・老人福祉）決める

28 新化学第二二回定期大会（〜28日）運動方針を決定
全石油第三〇回定期大会（〜29日）運動方針を決定
新聞労連第三九回定期大会（〜29日）統一スト権を確立
政労協第二九回定期大会（〜29日）運動方針を決定
東京高裁第六刑事部、メーデー事件残りの証人調べをすべて却下、年内判決へ
総評主婦の会第一三回定期大会（〜28日）

29 全民懇、情勢と政策検討シンポジウム（〜29日）
同盟全紙パ第七回定期大会、紙パ総連合結成に伴う解散および紙パ同盟協議会の結成を決定

30 政府、今年度産米価格一五〇キロ当り二万二三八四円と決定
全司法第二八回定期大会（〜2日）運動方針を決定

31 動労全国代表者会議、春闘処分問題などへの取組み協議
私鉄総連第六回中央委、定年延長要求を個別交渉に転換
全農林第一五回定期大会（〜3日）運動方針を決定
全林野第二四回定期大会（〜2

日）一年間の闘いを総括

8月

1 私鉄総連第三六回定期大会（～4日）運動方針を決定

全国セメント第二七回定期大会（～3日）運動方針を決定

2 新教組第五回定期大会（～3日）同盟への加盟を決定

被爆二七周年原水爆禁止世界大会会国際会議始まる

3 第一八回原水爆禁止世界大会始まる

英国政府、港湾スト対策で非常事態宣言

4 横浜・村雨橋でベトナム向け米戦車搬送阻止のピケ隊すわり込み、二昼夜対峙し追返す

6 全機金第二三回定期大会（～8日）運動方針を決定

全逓武蔵野支部青年部長ら、第二組合員とのトラブルから暴力傷害容疑で逮捕、8日には静岡で、10日青森でも同様の事件

7 総評第四四回定期大会（～11日）運動方針・秋季年末闘争方針を決定、労働戦線統一に関する四原則七方針を確認

9 民放労連第三四回定期大会（～9日）運動方針を決定

名古屋高裁金沢支部、イタイイタイ病訴訟控訴審で三井金属鉱業の控訴を棄却、一億四八二〇万円の支払いを命ずる判決

10 全倉運第二五回定期大会（～12日）運動方針を決定

11 イタリア農業労働者、新労働協約かちとる

15 人事院、国家公務員給与の一〇・六八％引上げを勧告

三橋私鉄総連委員長、民間単産連絡会議の世話役辞任申し出る

同盟、労働基準法改正案を労相に提示

16 田中首相の訪中決まる

社会党神奈川県本部、ベトナム向け米戦車強行輸送阻止闘争展開方針を決める

英国港湾労組、二〇日ぶりにスト中止

17 同盟組織特別委、民間先行型の統一基盤を固める方向を確認

18 全国税第二八回定期大会（～20日）運動方針を決定

20 社会党、総選挙向け政策大綱を発表

21 第一八回日本母親大会（～21日）

第五回労働戦線統一民間単産連絡会議、民間先行による統一達成を再確認

全逓、9月反合闘争の時間外拒否と休暇戦術の反復を決定

新日鉄労連結成大会、八幡・富士の統合で七万五〇〇〇人

22 横浜港と相模補給廠前で米軍兵員輸送車緊急阻止

四日市ぜんそく訴訟被告の三菱三社、原告側の工場立入り調査権を認める誓約書に仮調印

英国港湾スト、三週間ぶり終結

新産別、年金改善への取組み大綱を決定

全金同盟第二二回全国大会（～24日）運動方針を決定

全印刷第三八回定期大会（～25日）離籍専従体制へ移行

全日自労第三二回定期大会（～25日）運動方針を決定

23 生保労連第四回定期大会（～23日）運動方針を決定

全鉱第六三回定期大会（～26日）

鉄鋼労連第四七回定期大会（～26日）運動方針を決定

総評全国一般第二〇回定期大会（～25日）運動方針を決定

電労連第一九回定期大会（～24日）活動方針を決定

全商工第三六回定期大会（～26日）運動方針を決定

雇用政策調査研究会、70年代の雇用政策について中間報告書を

新日鉄労連結成，7万5000人

24 まとめ、労相に提出
日本生産性本部、「わが国賃金制度改革への指針」を発表
日教組全国委員長・書記長会議（～25日）来春闘構想で半日スト方針打ち出す
全国ガス第二八回定期大会（～25日）運動方針を決定
全財務第二〇回定期大会（～27日）運動方針を決定

25 政府、人事院勧告の完全実施を閣議決定、初の4月実施
護憲連合・反安保全国実行委代表者会議、72年度下半期運動計画を決定
権利とくらし・平和のための婦人集会（～26日）沖縄婦人との連帯行動決める

27 全建労第二七回定期大会（～29日）運動方針を決定

28 自治労第二二回定期大会（～31日）運動方針を決定
日建協第三四回定期大会（～29日）建設労連加入は継続審議

29 全造船機械第三五回定期大会（～31日）運動方針を決定
電電公社、第五次五カ年計画を全電通に提示
国民の足を守る中央会議結成総会

30 全交運第二九回定期大会（～31日）活動方針を決定

31 炭労、石炭政策闘争第一次中央行動
自動車労協第八回総会、自動車総連結成準備委の設置決める
日経連と労働省の幹部懇談会、週休二日制や定年延長問題で意見交換

9月

1 同盟、生活福祉向上活動月間（～10月31日）
同盟全国書記長会議（～2日）
組織拡大月間、政策転換要求闘争の推進などを決定
春闘共闘全国最賃拡大共闘委員会（～2日）最賃制確立と他の制度要求と一体で統一ストの方針を確認
社会党・総評主催、原発対策全国代表者会議（～2日）中央に原子力発電所建設反対運動の共闘会議設置を確認
安保破棄中央実行委系、米軍戦車輸送阻止緊急大集会（横浜）

2 日米首脳会談（～2日・ハワイ）
全民懇幹事会（～3日）三橋構想を支持、民間単産の〝ゆるやかな協議会〟から統一体への体制づくり目指す態度決める

3 国鉄当局、国労、動労の春闘ストや順法闘争に対する三八九九人の処分を通告、両労組の共闘委は強力順法闘争を決定
郵政省、全逓の春闘ストに対する一八八四人の処分を通告、全逓は超勤拒否闘争を指示
全国自動車第一一回定期大会（～4日）自動車総連の結成による発展的解散を決定

4 9・15高齢者大集会実行委、年金・老人医療で対政府交渉
全窯連第二四回定期大会（～5日）運動方針を決定
第五回国際公務員労組大会モスクワで開催（～9日）
英国労働組合会議大会（～8日）スト規制法反対で労働組合の登録拒否継続を再確認

5 全港湾第二七回定期大会（～7日）全国港湾労協への加盟批准運動方針を決定
日経連、年金・退職金免税・健保などの問題で総評と会談、日をおいて新産別・中立労連・同盟とも会談
食管連・消団連、消費者米価値上げ反対緊急代表者集会、政府と米審への大衆交渉を決定
ミュンヘン・オリンピック選手

6 村にアラブ・ゲリラ、イスラエル選手人質となり死亡

7 全化同盟第二一回定期大会（〜8日）運動方針を決定

総評、わが国からの補給作戦停止を要求、米大統領への申入書を提出

総評、定年制延長・時短・年金などで労相に申入れ

総評単産代表者会議、不当処分反対・スト権奪還抗議行動について決定

8 造船重機労連第二回定期大会（〜9日）運動方針を決定

ゴム労連第一〇回定期大会（〜8日）運動方針を決定

ゴム労会議第一〇回定期大会（〜8日）運動方針を決定

地公労、地方公務員賃金確定について自治省と交渉

総評、10・21反戦闘争に関するアピールを国内外にむけ発表

総評、日本列島改造問題懇談会への第一次意見書を確認

10 全相銀連第二三回定期大会（〜10日）運動方針・秋闘方針決定

食品労連第八回定期大会（〜12日）運動方針・秋闘方針決定

反安保全国実行委・神奈川実行委など主催、戦車輸送阻止・安保条約廃棄・基地撤去相模原大集会、一万人

11 動労第七四回臨時中央委、不当処分撤回・権利回復の闘いの進め方について決定

共産党第八回中央委総会（〜12日）総選挙政策大綱を決定

12 IMF・JC第一一回総会（〜13日）MWS（高福祉国家）活動推進の活動方針を決定

国労第一〇一回中央委、処分反対・9月反合の当面の闘争計画を決定

厚生省、高齢者大集会実行委の老齢保障要求に文書回答

13 関東経営者協会臨時総会、福祉と経営参加を打ち出す

政府、相模補給廠の戦車修理部門縮小とベトナム搬出をしない方向での善処の方針決める、社会党は第一段階の勝利と評価

14 安保破棄中央実行委、米軍戦車輸送阻止緊急集会（相模原）

同盟、厚生年金大幅改正案決める

15 国鉄当局、春闘第二次処分を通告、解雇・免職を含む三万四九六八人、国労と動労は一週間の強力順法闘争に突入

健康で安心できる老後をつくる大行動実行委主催、72年高齢者全国大集会、一万二〇〇〇人

16 経済開発協力機構（OECD）報告「官公部門における雇用と労使関係の諸問題」を発表

全逓、郵便自動区分機採用に伴う人員合理化提案に反対、全国一斉超勤拒否闘争に突入

17 総評、国鉄本社前で公労協不当処分反対抗議集会

全繊同盟と全米合同繊維労組が会談（〜17日・ハワイ）

18 全逓、合理化中央交渉の結果、第一波休暇闘争を延期

総評青年協など主催、青年労働者中央総決起集会

公制審総会、スト処分の悪循環に対する政府の統一見解求む

世界教育者団体総連合第五回アジア地域会議（〜22日・東京）

19 総評戦線統一対策委、大木事務局長のメモが提出され、今後の取組みを協議するも意見の一致を見ず

国公共闘第二四回評議員会、秋季年末闘争方針を決定

全自運第三四回定期大会（〜21日）運動方針を決定

全水道第一四回定期大会（〜22日）運動方針を決定

相模原補給廠のベトナム向け米軍装甲車搬出阻止闘争

20
日経連常任理事会、退職金減税・老齢年金・健保改正についての政府に対する要望書を決議
相模原補給廠のベトナム向け米軍装甲車の搬出強行、革新団体のすわり込み排除
損保労連第七回全国大会
総評・全国公害連・茨城県労連共催、第二回新全総反対全国代表者会議（～21日・鹿島）当面の公害反対闘争方針を決定

21
国労戦術委、10月ダイヤ改正に伴う合理化反対の順法闘争戦術を決定
動労、10月ダイヤ改正に伴う合理化問題での中央・地方の交渉を強化
全金同盟中執委（～22日）公害防止協定の締結など公害対策を決定
出版労協第二五回定期大会（～23日）運動方針を決定

22
全損保第二九回定期大会（～22日）運動方針を決定
電電新労第七回定期大会（～22日）運動方針を決定
現代総合研究集団設立総会
同盟、当面の産業政策について通産相に申入れ
国税労組第一六回定期大会（～24日）運動方針を決定
愛知民労協第二回総会、戦線統一の課題と展望を討議

23
第六回職業病全国交流集会（～25日）

24
全電力第八回評議員会、運動方針を決定
反安保全国実行委、全国基地反対代表者会議、当面の活動方針を決定

25
総評第一回拡大評議員会、10・21一〇分間ストなど秋季年末闘争の具体化決定
全逓、9月反合闘争の一応の収拾を決め、休暇闘争態勢解除を指令
田中首相、日中国交正常化交渉のため訪中

26
全国化労協第一一回全体会議、活動方針を決定
交通労連第九回定期大会（～28日）運動方針を決定

27
自治労拡大闘争委、賃金確定などでストを含む諸行動を決定
日教組、文部省の教員等待遇改善研究調査会に意見書を提出
国労と動労、当局との交渉で処分軽減や合理化案件先送りを確認、順法闘争中止を指令
全国金属第三〇回全国大会（～30）日統一スト権を確立
全自交第二八回定期大会（～29日）運動方針を決定
アルコール専売第二一回定期大会（～29日）運動方針を決定

28
日電工第六回定期大会（～28日）活動方針を決定
総評・社会党など六団体、米軍車輛輸送についての政府の統一見解に抗議声明
民青同盟第一二回全国大会（～29日）分派活動で中央委員三〇名の処分を決定
新産別労働戦線統一対策委、当面の統一対処策として民間先行を再確認、ゆるやかな協議体を提唱
日教組、人事院交渉で一時金格差支給拡大の教員への適用をストップさす

29
住友重機労組、全国金属脱退を大会決定
林野庁、全林野の春闘ストに対し三万二一一八名を懲戒処分
国際自由労連主催、アジア公務員労組会議（～1日・東京）
日中国交正常化に関する日中両国の共同声明調印さる、総評や各政党など歓迎の声明発表

自動車総連結成，既存ナショナルセンターに属さず

10月

1 反安保全国実行委、自衛隊沖縄配備反対などを要求して佐世保大集会、八〇〇〇人

2 総評、自衛隊の沖縄配備反対を防衛庁に申入れ

3 三菱自動車労協結成総会

全日本自動車産業労働組合総連合会（自動車総連）結成大会（～4日）自動車労連と全国自動車を統合五〇万人、当面既存のナショナルセンターに属さず

全石化と化労研、初の合同会議を開き、共同行動展開で声明

全鉱同和労連八単組、三分の一首切りの合理化に反対し四八時間ストに突入

総評、教育と労働者シンポジュウム（～4日）

地公労第一三回定期総会、活動方針を決定

全逓、組合活動の自由についての要求書を郵政相に提出

沖縄官公労総括大会、県職労と国公労組を分離

鉄鋼労連、鉄鋼産業政策に関する要望書を通産相に提出

電機労連、工業再配置促進に伴う労働者保護緊急施策について労相に要請

4 動労全国代表者会議、スト権奪還闘争体制強化について決定

社会党・総評・反安保実行委など共催、米戦闘車輛輸送阻止・ウソツキ田中内閣糾弾10・4横浜緊急集会、三五〇〇人

5 全鉱同和労連の合理化反対闘争、希望退職条件引上げなどで無期限重点ストを中止

6 大木総評事務局長、官公労組の代表と統一問題を話合い、収拾案を提示したが同意得られず

中立労連第一五七回拡大全体会議、本年度の活動目標と当面の諸活動について決定

7 自動車労連第一一回定期大会（～8日）自動車総連と同一の綱領を採択

沖縄復帰協主催、自衛隊強行配備抗議の復帰後最大の集会、一万二〇〇〇人参加

8 全交運幹事会、秋季年末統一行動計画を決定

全道労協など主催、核ミサイル武装反対全国代表者会議

9 全信労第一七回定期大会（～11日）運動方針を決定

社青同第一一回定期大会（～10日）

10 専売公社、春闘などに対する二六九人の処分を発令、全専売は抗議の完全休憩闘争を指令

11 第二回IMFアジア地域会議（～11日・シドニー）

12 地銀連第一九回全国大会（～12日）73年度たたかいの重点を決定

同盟、政策転換要求中央集会

国公共闘、72年昇格に関する要求書を人事院に提出

総評戦線統一対策委、大会決定の戦線統一に関する統一見解の具体化を討議、幹事会で「労働戦線統一に関するメモ」を決定

同盟、退職金免税点引上げ要求を勤続三〇年七〇〇万円に改訂と決定

13 労働四団体代表、年金大幅引上げなどを三木副総理に要望

同盟第二回賃金研究教育集会（～14日）

国労と動労、国鉄当局とマル生問題で交渉

14 日林労第一四回定期大会（～14日）運動方針を決定

社会党東京都本部、浅沼追悼・くらしを守る都民の集い

造船重機労連、当面する造船産業政策について運輸省に要請

安保破棄中央実行委、米軍基地

沖縄への自衛隊配備抗議闘争

16 闘争強化のための全国研究集会（～15日）
73年春闘共闘委員会結成総会、春闘宣言を発表
国公共闘、昇格要求についての人事院交渉開始
国際繊維被服皮革労連第一回世界大会アムステルダムで開催（～20日）

17 同盟、73年度賃闘方針検討集会（～18日）
春闘共闘委賃金専門委総会（～19日）賃金体系問題を討議
鉄労第五回定期大会（～20日）運動方針を決定
社会保険審議会、厚生年金制度改正に関する意見を厚相に提出
政府、戦車移送のために車輌制限令の改正、施行を閣議決定

19 戦線統一連絡会議窓口四単産会合、連絡会議開催を当分延期
全国民労協幹事会、民間労組協議会の来月発足を提唱

20 公労協拡大共闘委、秋季年末闘争から来春闘への方向決定
全国電労協第四回定時大会
東京高裁、横浜郵便局ピケ事件差戻し審で有罪判決

21 10・21国際反戦デー、全国五五〇カ所の集会やスト・順法闘争・職場集会など参加者一一〇万人、統一中央集会に一〇万人
全炭鉱大手、退職手当等諸闘争で二四時間スト

23 新産別第五七回拡大中央委（～25日）労働戦線統一推進に対する当面の見解、年金改善闘争方針を決定

24 米軍相模補給廠の戦闘車輌搬送強行再開、村雨橋周辺の阻止行動も機動隊に排除さる

25 総評第二回拡大評議員会、幹事会のまとめた「労働戦線統一に関するメモ」を確認
全炭鉱の退手等諸闘争妥結

26 公労協スト権奪還統一行動
総評、スト権奪還・最高裁七事件勝利・反動裁判官罷免要求中央集会、二万人

27 全官公第一四回定期大会、活動方針を決定
同盟第二七回中央評議会（～28日）厚生年金引上げ闘争方針、労働戦線統一についての五項目の基本態度を決定
全石化第二回総会（～28日）主要化学関係労組代表を招き、化学労働戦線統一で意見交換
マスコミ共闘第一〇回総会
反安保全国実行委、田中内閣糾弾・米戦闘車輌輸送反対・四次防粉砕緊急中央抗議集会、六〇〇〇人

28 第七〇臨時国会召集
総評のＩＬＯ提訴団出発
総評青年協など主催、自衛隊の沖縄配備阻止全国青年労働者北熊本・那覇総決起集会（熊本）一万二〇〇〇人
マスコミを国民のものにする中央集会

29 第二回アジア公務員労働組合会議（～1日・東京）

30 戦線統一連絡会議の開催再度延期、続く11月6日の予定もさらに延期
全日自労第一次中央行動（～2日）失対賃金などで各省交渉
労働者生活ビジョン懇談会、週休二日制推進に関する中間報告を労相に提出

31 部落解放国民運動全国代表者会議（～31日）狭山裁判闘争で決議、各省交渉やデモ
安保破棄中央実行委、ベトナム人民の正義の要求支持・米戦闘車強行輸送抗議緊急決起集会、七〇〇〇人

11月

1 全国港湾労働組合協議会（全国

足尾鉱山閉山

港湾）結成大会、七組合七万人が参加
日本医労協、11月夜勤制限闘争月間に入る
古河鉱業、足尾銅山の閉山を通告
護憲連合、第九回憲法改悪反対・平和と民主主義を守る国民大会（～3日）
都市交通、住民の足を守る中央大集会
世界労連総評議会（～3日・ブカレスト）
2 ジェンクスILO事務総長、総評・公労協の合同提訴に対し、来年2月まで審議を凍結、その間に政府と定期協議を行なうよう提案、提訴団と政府ともに受諾
大平外相、米軍戦闘車輌の修理・搬出についての日米間合意成立と閣議報告、縮小の方向
4 防衛施設庁、一二基地一一二五人の人員整理を発表
5 全逓のILOへの提訴に基づく国際代表団来日、組織攻撃・不当介入の実態を調査
6 炭労第七〇回臨時大会（～7日）第五次石炭政策に対する当面の闘争方針を決定
全建総連第一三回定期大会（～8日）運動方針を決定
総評ILO提訴団帰国
同盟全紙パ発展解消大会・同盟紙パ協議会結成総会
日経連常任理事会、所得税減税に関する要望を決議、物価安定についての提言を了承
民主教育をすすめる国民大集会（～8日）
7 英国政府、九〇日間の賃金・物価凍結措置を実施
ニクソン米大統領再選
紙パルプ加工産業労働組合総連合（紙パ総連合）結成大会（～8日）二六単組三万人
沖縄復帰協、自衛隊沖縄配備反対総決起集会、一万二〇〇〇人
全国労働委員会連絡協議会第二七回総会（～9日）
8 第一一回全国消費者大会（～8日）
総評・中立労連など、国民生活改善の要求実現をめざす国民大行動中央行動（～10日）
9 政府糾弾のアピール発表
米軍戦車二六輌、相模補給廠から強行搬送
衆院、日中共同声明に関する決議を採択
10 第六回労働戦線統一民間単産連絡会議、二カ月余ぶりに開かれ次回まで民間協議会の年内発足などについての態度持越し
大阪民労協第四回総会、戦線統一をめぐるシンポジウム
年金メーデー、総評など主催で年金・制度要求獲得中央大会、六万五〇〇〇人
年金獲得高齢者総決起集会、一〇〇〇人
全国退職者の連絡会議結成大会
全織同盟、時短を勝ちぬく二五〇〇キロ大行進出発
政府と総評、ILO提案に基づく定期協議の具体化を話合い
11 政労協六単組、賃金確定要求で二時間スト
全電通、第五次五カ年計画に対するスト批准成立
12 東海ブロック安保協議会、浜松基地撤去などで集会
13 商業労連全国評議員会（～14日）民間単産協議会へのオブザーバー加盟決める

日経連臨時総会

14 ILO結社の自由委員会、国鉄大量処分批判の報告まとめる
衆議院解散
総評戦線統一対策委、民間協議会問題などを討議
新産別戦線統一対策委、統一連絡会議に臨む態度決める
動労第七五回中央委（～15日）闘いの中間総括と当面の闘争方針を決定
流通近代化を考える商業労働組合懇談会（商労懇）初会合（～15日）福祉増進で決議

15 ILO、国鉄マル生不当労働行為に関する結社の自由委員会報告（第一三三次報告）を発表
政府と総評、総選挙直後に定期協議開催で合意
総評・公労協・公務員共闘合同会議、春闘処分撤回闘争への取組み決める

16 国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議結成総会
全逓年末闘争、超勤拒否・強力順法・規制闘争に突入
通信士組合第三回臨時大会、雇用と定員を守る当面の活動方針を決定
日経連臨時総会、「物価安定についての提言」を採択
政府、横須賀を米第七艦隊の母港化方針示す

17 総評戦線統一対策委、条件付きで民間協議会の発足認める

18 第七回労働戦線統一民間単産連絡会議、民間単産協議会の性格と官公労との全的統一をめぐって総評と同盟が対立、民間協議会の年内発足困難となる
同盟三役会議、民間協議会を組織体とする基本態度固める

19 第一一回国民文化全国集会（～19日）

20 新運転第一六回定期大会
国公賃金共闘、73年賃闘に臨む「よびかけ」を発表

21 全日自労秋越第二次中央行動
鉄鋼労働組合国際会議モスクワで開催（～22日）
日放労第五七回臨時中央大会、ベア闘争方針を決定

22 東京高裁、メーデー事件判決、全被告騒乱罪について無罪
イタリア鉄鋼・建設・公務員・銀行労働者三〇〇万人、賃上げ要求でスト

24 海員第三二回定期大会（～28日）活動方針を決定
全駐労賃上げ交渉妥結
国際自由労連執行委（～25日）多国籍企業対策作業班を設置

25 民間単産連絡会議小委員会、路線論議の進め方を協議

27 全逓年末闘争、不当差別をした郵便局長ら二九人の処分と組合員二二八人の救済措置を当局が新提案し妥結、休暇闘争中止
電機労連と電機工業会・通信工業連盟、電機産業労使会議の設置で合意
山形地裁、全専売スト参加者処分を無効とする判決

29 国際金属労連中央委（～1日）多国籍企業に関する方針と活動について協議

12月

1 同盟、73年度賃金白書「大幅賃上げで経済・分配構造の転換を」を発表
東京高裁、辰野事件に全員無罪を判決

4 東京高検、メーデー事件上告を断念、騒乱罪不成立確定
電機産業労使会議初会合

6 通産省、週休二日制に関する実態調査報告を発表、普及率三五％程度
イタリア公務員・教員・銀行労働者、労働協約改定要求二四時間スト

第33回衆院総選挙，共産党躍進

7. 日放労ベア闘争第一波スト、26日まで反復一一波

8 日本医労協、夜勤制限・増員要求第二波スト

10 賃金研究会、「定年延長と賃金制度について」の報告書を労相に提出

11 第三三回衆議院議員総選挙、共産党が躍進、民社・公明両党が後退、社会党は一応回復

12 国際電電の年間臨給争議妥結

13 IMF・JC第一五回協議委員会、賃金白書「73年闘争(賃金・MWS活動)の推進」を決定、中央賃金闘争委を発足さす

14 防衛庁、立川基地への自衛隊の年内移駐の方針決める、立川市会は反対決議

中央公害対策審議会企画部会、「環境保全長期ビジョン」の中間報告を発表

春闘共闘委第一回戦術委、73年春闘戦術の基本方向を決定

新産別第二四回定期大会(〜16日)運動方針を決定

同盟執行評議会、賃金白書を修正、「広い意味での春闘」の字句削除

広島高裁、仁保事件差戻し審で死刑判決を破棄、無罪言渡す

15 ジェンクス提案にもとづく総評と政府の定期協議第一回会合、総評側の申入れに政府は次回回答約す

16 第八回労働戦線統一民間単産連絡会議、はじめて本格的な路線論議を行なうも総評と同盟の折合いつかず来年に持越し

18 総評第三回拡大評議員会、総選挙闘争の中間総括、春闘戦術の基本方向など協議

春闘共闘委、73年賃金白書発表

古河鉱業、足尾銅山の閉山を正式に組合に通告

立川基地自衛隊移駐反対労組共闘会議緊急総決起集会、三〇〇〇人

19 米、ベトナム北爆制限を解除

総評、米軍の大規模北爆に抗議声明

20 都市交通政策転換要求早朝時限スト

造船産業労使会議、経済調査研究委員会を設置

雇用審議会、47年度から51年度までの雇用対策基本計画を労相に答申

共産党第九回中央委総会(〜21日)選挙戦の総括と今後の任務についての報告を採択

21 金属鉱業危機突破政策要求全国大会、労使・地方自治体共催で助成策確立について決議

22 全電通、第五次五カ年計画反合闘争でストに突入後、妥結

23 海員全国評議会、本部機構改編決める

25 第二次田中内閣発足

26 同盟、定年・時短・週休二日制について、日経連に首脳会談を申入れ

スウェーデン首相、北爆はナチの大量虐殺と並ぶ暴虐と非難

国労・動労と当局の第一回トップ会談、物別れに終わる

日放労ベア闘争、新回答で中闘妥結提案を決意

27 安保破棄中央実行委、ニクソンの北爆再拡大糾弾・合意事項即時調印要求・ベトナム人民支援緊急抗議集会、八〇〇〇人

立川基地への自衛隊移駐、ヘリコプターを使って強行

厚生省、厚生年金と国民年金の標準支給額を五万円に引上げ、物価スライドさせる具体案決定

政府、公制審に単純労務職員を公務員の身分からはずしスト権を与えるとの試案を示す。

1973年

1月

2 イタリア金属労働者一二〇万人労働協約改定要求でスト突入

3 内閣広報室、週休二日制と余暇に関する意識調査結果を発表

5 総評、予算要求と制度運用についての要求を労相に申入れ
政府当局、国鉄運賃値上げと健保料引上げの国会再提出方針固める

6 労働者生活ビジョン懇談会、80年代の労働者生活像アンケート調査結果を発表
総評・社保協、年金・失対・社会保障予算増額を要求する中央総決起集会、四五〇〇人

8 総評戦線統一対策委、民間単産会議に臨む態度を確認
新産別中執委（～9日）年金メーデー参加と春闘での中闘設置を決定
静岡地裁、全逓浜松支部の主張を認め、当局と全郵政との三六協定を無効とする判決

9 葉たばこ価格大幅引上げ要求全国農民決起大会、八〇〇人
総評単産委員長会議、スト権奪還闘争の状況報告を了承
三井鉱山、山野鉱業所の閉山を提案

10 第九回労働戦線統一民間単産連絡会議、民間協議会の春闘後発足、官民連絡会議設置、路線について清田メモを中心に小委員会で文章整理などで合意
部落解放同盟、部落解放予算要求で対政府交渉（～11日）

11 全国革新市長会の軍事基地対策委、那覇・立川の自衛隊員住民登録拒否は当然とし、基地への立入り調査権要求で申合わせ
田中首相、労働三団体および同盟代表と会見、48年度予算編成や労働基本権問題で話合い
同盟執行評議会、総選挙闘争を総括、民社党再起のため一本支持で都議選・参院選に臨むとの態度を決定

12 全国民労協常任幹事会（～12日）民間単産会議の確認事項を評価し無所属四〇〇万の意向反映を要望した見解を決定
公労協賃金専門委総会（～13日）72春闘総括と73春闘準備などを討議

13 首相と各野党党首との会談始まる（～13日）
公労協共闘委、スト権問題で2・10拠点半日スト方針決定
外務省、各国の週休二日制と就業時間調査を発表

14 日教組第二二次・日高教第一九次教育研究全国集会（～17日）

15 政府臨時閣議、48年度一般会計予算政府案一四兆二八四〇億円を決定、教員給与の49年1月以降一〇％引上げも決める

16 春闘共闘委三役会議、3・29春闘第一波ストに向かっての具体的行動方針を決定
全交運春闘拡大代表者会議（～17日）春闘方針を決定

17 全国金属、金属関連九単産に対し春闘共同行動を申入れ
総評戦線統一対策委、民間単産会議小委員会への代表決める
中立労連第一六〇回全体会議、戦線統一問題を協議
英国政府、新賃金物価対策を発表

18 社会党、参議院選挙闘争方針を決定

19 動労第七六回臨時中央委、2・10スト権奪還スト・3月反合闘争などで意思統一
日経連常任理事会、「昭和48年春闘への考え方」を決定

20 同盟組織特別委、民間協議会への全国民労協参加方針決める
国労東京地本、武蔵野線開業に

22

伴う合理化に反対、貨物順法闘争を実施

広島地裁、中国放送ストの業務阻害に罰金刑の判決

社会党・総評、ベトナム即時和平協定締結を訴えビラ配り

安保破棄中央実行委、ニクソン糾弾・合意事項即時調印要求・ベトナム人民支援中央決起大会一万人

日中国交回復国民会議、日中友好運動連絡国民会議への改組決める

ニクソン米大統領就任式に対しワシントンで一〇万人の反戦デモ、世界各国でアメリカのベトナム政策非難の抗議行動

国労第一〇二回臨時中央委、２・10スト権奪還統一スト態勢確立について協議

同盟と日経連、時短・定年延長などで首脳会談

日本民営鉄道協会、退職金算定基礎給の改訂について私鉄総連に申入れ

公制審第一五回総会、公益側委員が労使双方委員にスト権問題についての質問書を提示

世界教員組合連盟アジア討論会、カルカッタで開催（～27日）

23

総評と政府の第三回定期協議で政府側が公制審の結論待ちの態度を表明、春闘処分についても全面撤回はできないと答えたため、物別れに終わる

ベトナム和平協定、米と北ベトナムの間で仮調印

総評第四回拡大評議員会、戦線統一問題の経過と春闘方針案を討議、ベトナム和平の実現に関する声明を採択

自動車産業労使会議、自動車総連の綱領・運動の基調について説明、産業台での労使関係確立を強調

公労協・公務員共闘合同会議、２・10ストとＩＬＯへの代表派遣を確認

港湾同盟第三回定期大会

同盟第九回全国大会（～27日）運動方針「生きがい社会への改革――福祉路線の推進を担う」を決定

合化労連第四九回臨時大会（～26日）春闘方針を決定、賃上げ・時短のスト権確立

四国際産業別組織（郵電・公務・運輸・教員）連名で、日本の官公部門労使関係近代化について、田中首相あて公開状発す

24

第七一特別国会再開、施政方針演説

ベトナム和平協定調印式（パリ）

公労協戦術会議、政府の定期協議に対する不誠意な態度に抗議する２・10半日スト最終確認

合化労連・全化同盟・全繊同盟の委員長・会長会談、化学労働戦線統一のための「ゆるい協議体」結成で意見一致

電電公社、全電通の72春闘と秋季闘争に対する一万三八六一名の処分を発令

農林省、全農林の職場放棄・業務研究闘争に対する五七九九名の行政処分を発令

全日農、２・27食糧危機突破・日本農業を守る大集会開催決める

ベトナム人民の勝利を祝しアジアの平和を確立する各界代表者会議、メッセージとアピールを採択

総評、73春闘勝利・長期争議激励・スト権奪還労働基本権確立・ベトナム和平協定完全実施要求１・31東京大集会

日放労第六回中央委、ベア闘争妥結提案を可決

全交運、第九回交通問題研究全

25

29

27

31

ト権奪還2.10統一スト

国集会（～2日）
部落解放同盟第三回中央委、共産党が国会で同盟を誹謗したとして抗議の申入れを決定

2月

1 春闘共闘委、スト権奪還・労働基本権確立・制度闘争強化のための行動強化旬間（～15日）
国労東京地本、武蔵野線開通に伴う合理化反対順法闘争に突入（～2日）

2 春闘共闘委、スト権奪還・労働基本権確立・春闘勝利中央総決起集会、二万人
新聞労連第四〇回臨時大会（～3日）春闘方針を決定

3 全織同盟統一時短闘争、綿紡妥結、8日までに各部会妥結
民放労連第三五回臨時大会（～5日）春闘方針を決定
西日本放送労組の一〇年間つづいた長期争議解決、解決金五〇〇万円以上、処分撤回などの協定書に調印

4 国際自由労連アジア地域組織（ARO）第一〇回会議（～6日・クアラルンプール）
出稼ぎ者が力をあわせて要求を獲得する大集会（農村労連系）

6 社会党第三六回定期大会（～8日）運動方針・諸報告・諸政策を承認
総評と政府の第四回定期協議、政府から三項目の統一見解示さる、処分撤回せず救済案のみ、総評はこれを拒否し協議決裂
同盟・全官公、労働基本権問題や国家公務員退手法改正について政府に申入れ
全石油第三一回臨時大会（～8日）春闘方針を決定

7 同盟、中央賃金・福祉・労働基本権闘争委員会を発足さす
国労・動労、スト権奪還で減速安全運転の強力順法闘争に突入
ゴム労連第一一回臨時大会（～10日）春闘方針を決定
経済審議会、向う五ヵ年間の経済社会基本計画「活力ある福祉社会のために」を首相に答申

8 欧州労連（ETUC）結成大会（～9日・ブラッセル）一五ヵ国一七組織が参加
第一〇回労働戦線統一民間単産連絡会議、小委員会で路線をまとめる努力をすることを確認
総評、2・10スト決行声明
護憲・反安保全国代表者会議、73年度行動計画を決定
筑波大学設置法案、閣議決定

9 公労協・公務員共闘、スト権奪還2・10統一スト、六単産が半日から一時間のスト、その他も時間内食込み職場集会
部落解放研究第三回大阪集会および京都集会
原水禁国民会議、被爆者援護法制定要求中央集会
東京外国為替市場、13日まで閉鎖

10 総評第二次ILO提訴団出発
化学同盟第三一回臨時大会（～13日）春闘方針を決定
全国出稼組合連合会主催、第九回全国出稼者大会
国民の思想・良心・信教の自由を守る2・11集会など各地で紀元節復活反対の集会

11 新産別73年春闘討論集会（～14日）
国公退職手当共闘委の対政府交渉で、六〇カ月上限の現行退手制度を超え二〇％加算の政府回答示さる

12 米国政府、ドルの一〇％切下げを発表、欧州主要外国為替市場一斉に閉鎖
春闘共闘委、時短と最賃制要求で対労働省交渉（～14日）

13 国労、二万四〇〇〇円賃金要求

3.11年金・物価メーデー全国150万参加

14
案決める
電労連組織特別専門委、統一闘争交渉方式・機能についての答申書まとめる
一般同盟第八回定期大会（～14日）運動方針を決定
全国金属第三一回臨時大会（～15日）春闘方針を決定
総評労働基本権特別委、公制審公益委員からの質問に対する回答を確認
全日農、米価訴訟闘争二周年原告全国代表者会議、今後の訴訟闘争方針を確認

15
足尾銅山労組、閉山条件闘争で四八時間スト
紙パ労連第五一回臨時大会、春闘方針を決定
全官公賃金闘争委発足
全逓、簡保支部の三六協定拒否と規制闘争強化を指令
総評単産委員長会議、年金・物価メーデーなど当面の活動方針を決定

16
ＩＬＯ事務当局と日本政府および総評の三者会談の結果、提訴の凍結解除と審理開始決まる

17
総評第二次ＩＬＯ提訴団、総括を行ない現地解散
全国税第二九回臨時大会（～18日）春闘方針を決定
沖縄人民党中央委（～18日）次期大会で共産党との統合決定の方針を確認

19
同盟、通貨調整問題で国の政策転換を要求する態度を決定
全交運、トラック・バス・タクシーのテスト順法闘争（～20日）

20
全繊同盟第二八回定期大会（～23日）国際化学一般労連加盟決める
日高教第三八回特別大会（～21日）春闘方針を決定
日本医労協第二〇回臨時大会（～21日）春闘方針を決定

21
総評主婦の会主催、第九回内職大会（～21日）
春闘共闘委・社保協主催、第一一回社会保障討論集会（～22日）
共産党中央委、総評など一五二団体に共闘実現のための努力を要請して申入れ

22
ラオス和平協定調印
春闘共闘委主催、第七回権利確立討論集会（～24日）
総評・消団連など一四団体、所得税一兆円減税実現についての首相あて統一要求書を提出
同盟、公制審公益委員からの質問に対する回答を発表

23
電労連、スト規制法撤廃全国決起集会、一五〇〇人
全国化労協単産委員長会議、化学共闘春闘戦術構想を協議
国公共闘第八回評議員会、統一賃金要求案を討議
ベトナムにかんする緊急国際会議（～24日・ローマ）
国労第一〇三回拡大中央委（～24日）3月反合順法闘争、4月末新賃金要求ストなど当面の闘争方針を決定
動労全国交渉部長会議（～24日）3月反合闘争と賃上げ要求について協議

25
73年春闘勝利日本社会党総決起集会、一二〇〇人

26
総評第四五回臨時大会（～27日）春闘方針を決定、年金・スト権統一ストと4月末官民一体ゼネストを確認
総評・同盟・中立労連・新産別の労働四団体、円対策は経済路線の転換でと政府に申入れ
新産別中央闘争委、春闘推進と総選挙の総括について決定
国労、3月反合闘争の強力順法闘争およびスト態勢を指令
全鉱・資源労連・製錬労協主催金属鉱業危機打開緊急中央集会

国鉄上尾駅で乗客の騒ぎ起こる（3.13）

27

九〇〇人
全印総連東京地連の呼びかけで深夜勤務を禁止する共闘会議結成準備会、法制化を提起
生産性本部、48年版賃金白書を発表

28

全造船機械第三六回臨時大会（～28日）春闘推進と組織体制強化について決定
資源労連第九回定例大会（～28日）運動方針を決定
日建協第三五回定期大会、春闘基本構想を承認
全日農、国民食糧確保・日本農業を守る2・27大集会、一二〇〇人
民社党中央執行委、民社党再建方針を決定
社会党、国民生活に関する緊急課題での全野党共闘のための書記長会談を各党に申入れ
イタリア三大労組ゼネスト、一四〇〇万人が参加
春闘共闘委、制度要求・予算要求中央行動（～1日）
全専売第二八回臨時大会（～1日）春闘方針・総合統一要求を決定
動労、3月合反闘争での国労との完全共闘を確認

3月

1

戦線統一民間単産連絡会議の窓口四単産世話人会および小委員会、路線問題のこれまでの討議結果をまとめる
日教組第四二回臨時大会（～2日）ヤマ場に半日ストなど春闘当面の闘争方針を決定
原水禁国民会議全国代表者会議73年度活動方針を決定

2

同盟・全官公、公務員・公企体職員の賃上げ要求書を政府に提出、交渉
最高裁、全林野白石営林署・国労郡山工場両事件について年次有給休暇の利用目的は労働者の自由と判決
消団連主催、物価値上げ反対大集会

3

同盟と日経連のトップ懇談会、時短・週休二日制・定年延長などについて合意事項まとめる
部落解放同盟第二八回全国大会（～4日）運動方針を決定、狭山・同対審の二大闘争支援を要請した民主団体へのアピールを採択

4

全国民労協第二回総会、人間尊重・福祉社会の実現など活動方針を決定

5

国労と動労、反合・スト権・賃上げなどの共同闘争で減速安全運転の順法闘争に突入（～10日）
全交運貨物共闘、政府などに対し貨物輸送にかかわる要求を行なう
総評、出入国法案に反対、日朝友好と国交正常化を訴え声明
英国労働組合会議臨時大会、新賃金・物価凍結法に抗議する二四時間ゼネストを決定

6

総評、「当面の緊急課題について共闘拡大の提唱」を発表
全鉱第六四回臨時大会（～7日）秋闘総括、春闘方針、鉱業政策闘争との取組みなど決定
国公共闘臨時拡大評議員会（～7日）統一賃金要求を決定
全国港湾、時短団交決裂でスト方針

7

炭労第七一回臨時大会（～9日）石炭政策闘争方針・春闘方針を決定
ゴム全協第七回定期大会（～8日）活動方針を決定
造船重機労連と民社党、造船重

公務員賃闘春闘に合流4.27には半日スト

8 機械産業為替差損抗議集会
春闘共闘民間共闘委、4月末決戦で戦術調整

9 全石化第三回総会、化学労働戦線統一の推進について確認
公労委、国鉄あっせん打切りを決め、会長談話発表

10 国民文化会議、南ベトナム政治犯釈放を要求する声明発表

11 3・11年金・物価メーデー、全国で一五〇万人参加、中央大集会に一五万人

12 動労第二波順法闘争（～17日）
自治労第二三回臨時大会（～13日）春闘方針を決定
印刷関係九労組、深夜労働禁止共闘会議を結成

13 労働四団体、各政党に対し通貨対策に関して申入れ
統一連絡会議の八単産、春闘情報交換と戦術調整のための初会合
春闘共闘委戦術委、4月段階のスト戦術を協議
同盟全国福祉対策会議（～14日）年金・健保での行動を協議
国鉄上尾駅で順法闘争にからまる乗客の騒ぎ起り、政府は動労に事態収拾を要請、動労は一部戦術ダウン、国労は中止指令

14 電労連の時短・週休二日制要求に対し、半舷上陸隔週週休二日制の回答示さる
春闘共闘委緊急単産委員長会議、国労・動労の強力順法闘争とスト支援を決定
鉄鋼労連第四八回臨時大会（～15日）春闘方針を決定
全逓簡保合理化交渉、実質的な本人同意取付けで地方段階の要員協議に下さる

15 海員第一二六回全国評議会、協約改定闘争のための争議金庫開放を決定
総評の提唱による東南アジア労働組合会議（～17日）五カ国七組織の外国代表が参加

16 新日鉄労連第二回臨時大会、統一労働協約締結方針を決定

17 第一一回労働戦線統一民間単産連絡会議、路線問題討議の中間報告を受け、4・6春闘決起集会開催と春闘後の路線討議継続を確認
動労、地本拠点ストおよび強力順法闘争に突入
国労戦術委員長会議、20日の二四時間ストを中止と決定
全印刷、時短第一波拠点一時間五〇分スト

18 第二六回解放運動犠牲者合葬追悼会

19 総評・中立労連・新産別、日経連に対し労働時間短縮と定年制延長について見解を求め申入れ
春闘共闘委拡大三役会議、4・17年金統一ストを正式決定
第四回公害被害者全国大会、四大公害裁判後の運動の進め方を討議

20 中国工人代表団来日
公務員共闘、賃金・労働基本権・時短・年金についての統一要求書を政府に提出
日経連常任理事会、同盟との合意内容および労働三団体との会談内容報告を了承、「定年延長問題に関する見解」を決定
熊本地裁、水俣病裁判に原告側全面勝訴の判決、損害賠償総額九億三〇〇〇万円

22 全国化労協幹事会、化学共闘春闘スト戦術配置を決定
全交運貨物共闘、過積み・過労運転追放の4・10～11安全輸送闘争について決定
全建総連、木材・建築資材価格引下げ建設国保四割国庫負担要求中央決起大会
全国港湾、六大港を中心とする、

むつ小川原巨大開発反対全国労農漁民大集会

23 時短基本協定を締結
民主教育をすすめる国民連合第二次中央行動（～23日）
最高裁、東大ポポロ事件再上告審で上告棄却を判決
化学産業労働組合連絡協議会結成についての懇談会、五単産二団体が化学労働戦線統一で申合わせ

24 動労第七七回中央委（～24日）
3月反合闘争を中間総括
公労協九組合、賃金引上げについての統一申入書を首相に提出
一七団体の統一実行委主催、ベトナム協定完全実施・ミッドウェー母港化阻止・四次防反対・生活擁護各界代表者集会

25 総評系、第一八回働く婦人の中央集会（～25日）
むつ小川原巨大開発反対全国労農漁民大集会（青森県六ケ所村）

26 新産別第三回拡大中闘委、春闘具体化方針を決定
国労全国戦術委員長会議、4・17二四時間ストを決定

27 日経連、時短・定年などについての見解を労働三団体に文書回答、同盟とは共同確認書を取り交す
同盟、米AFL・CIOと第五回定期会談（～28日）

28 統一連絡会議八単産、春闘対策で第二回会合
全自運第三五回臨時大会、貨物共闘の道路順法闘争への全車輛参加を確認
第七回IMF造船産業部会（～31日）二六カ国から参加

29 春闘共闘第一波統一行動、民間一四単産が半日から一時間のスト、五〇万人参加
国公賃金共闘、労働条件改善の要求書を政府に提出

30 中央電力労使会議、公害・立地問題で意見交換
公労協・公務員共闘・全交運合同戦術会議、4月26～28日に四八時間から七二時間の統一スト実施を申合わせ

31 海員の協約改定交渉、各部門とも決裂、1日以降無協約状態となる
安保破棄中央実行委、諸闘争と共闘強化のための全国代表者会議（～1日）

4月

1 民社党、73年度運動方針案を発表

2 春闘共闘委、年金改善問題で厚相と交渉

3 公労協共闘委、4月末の七二時間スト戦術を決定
公務員共闘地方代表者会議、4・17一時間スト、4月下旬半日ストなど決定
春闘共闘委三役会議・総評民間単産会議、4・17年金スト態勢確立について確認

4 交運・公労協青年婦人労働者総決起集会、一万五〇〇〇人
全民懇拡大幹事会（～5日）73年度活動方針、賃闘方針を決定
全交運幹事会・戦術委合同会議、4月26～28日ヤマ場を確認

5 春闘第二波統一スト（～6日）
民間先行一〇単産四〇万人が参加

6 春闘共闘委、春闘勝利・制度要求獲得中央総決起大会、一万人
同盟臨時中央闘争委、主要産別連絡協議会の設置決める
民青同盟主催、日本共産青年同盟創立五〇周年記念式典
労働戦線統一民間単産連絡会議主催、大幅賃上げ・年金改正要求貫徹集会
春闘共闘委、時短と最賃制問題で労相と直接交渉
IMF・JC73年賃金闘争総決起中央大会

初の年金統一スト（4.17）353万人が参加

公労協全国代表者会議、4月末決戦の七二時間スト打抜きの方向を確認

化学産業労働組合連絡協議会結成懇談会小委員会、具体化作業にとりかかる

春闘共闘委・総評、国鉄運賃値上げ反対乗客対話集会を駅頭で開催

全自運など四五労組、革新民主勢力の共闘確立について訴えを発表、総評などに申入れ

統一連絡会議八単産会議、戦術最終調整を行なう

紙パ総連合、産業政策促進決起集会

農村労連第九回定期大会（～8日）運動方針を決定

第二回家内労働者全国代表者懇談会、工賃値上げ要求など決定

共産党第一〇回中央委総会（～12日）大衆運動・党建設の課題について報告・決議を採択

私鉄総連地連・大手代表者会議、4・17時限スト、4月末ゼネストで意見統一

全電通、4・17半日、24日二四時間、26日から七二時間のスト準備指令

公務員共闘、73春闘勝利・ストライキ宣言中央総決起集会、一万人

春闘第三波統一スト、一七単産四三万人が参加

国労全国戦術委員長会議、4・17二四時間、4・27～29七二時間スト方針確定

全交運貨物共闘、トラック七万二〇〇〇台が過積み・過労運転追放の安全輸送闘争を実施

マスコミを国民のものにする連絡会議、知る権利を守る集い

関東経営者協会第二八回定時総会、春闘情報を交換、事業活動強化方針打ち出す

春闘共闘第二回共闘委員会および総評全単産委員長会議、4・17年金ストへの五三単産参加と4月下旬官民一体ゼネスト組織を確認

動労全国代表者会議、4・17年金ストと4・26～28七二時間波状スト方針を確認

海員内航賃上げ二〇%回答で妥結

同盟賃闘中央総決起集会、一万五〇〇〇人

私鉄総連第四回拡大中央委、春闘決戦四波の統一スト方針を確定、年間臨給五カ月要求

沖縄米軍演習場で老婦人が戦車にひかれ死亡

海員外航賃上げ一八・〇一%回答で妥結

同盟・全官公、公制審に臨む政府の姿勢を労相に質す

全交運貨物共闘、73春闘勝利・貨物共闘反合政策要求中央総決起集会、一二〇〇人

春闘共闘委の制度要求についての対政府交渉決裂

第四四回中央メーデー・スローガン決まる

郵政省、全逓の昨年末闘争休暇戦術に対する六三二六人の処分を発表

共産党・革新共同議員団と四五単産との連絡会議発足

沖縄人民党第一七回大会（～15日）日本共産党との組織的合流を正式決定

73春闘勝利、食品・たばこ・アルコール労働者4・15中央総決起集会、八〇〇〇人

国労と動労、年金・反合順法闘争に突入（～17日）

公制審総会、公務員ストに対する世論歯止め問題で論争

中日友好協会訪日代表団（廖承志団長）来日

名古屋市長選革新勝利，太平洋ベルト地帯革新制覇

17 初の年金統一スト、五三単産三五三万人が参加
春闘共闘委など主催、4・17年金制度改善・春闘勝利中央集会延べ四回にわたり五万人
国労、年金ストに続けて反合ストに突入後妥結
全国民労協緊急常任幹事会、共産党の労組への介入を排除し対決するとの態度を確認、商社の買占めに抗議運動展開方針
海員協約改定交渉すべて妥結し闘争本部解散

18 最高裁、三河島事件上告審で上告棄却、有罪を判決
都市交通第三四回臨時大会、春闘ヤマ場のスト戦術を決定
同盟主要産別連絡協議会第一回会合、賃闘情勢分析と戦術配置について協議
民社党第一七回定期大会（～20日）党勢再建を中心とする運動方針、重点政策を決定

19 春闘共闘委拡大戦術委、4月末ゼネスト決行を再確認
日経連創立二五周年記念第二六回定時総会、「労働問題二五年の回顧とこれからの展望」について特別報告

20 73年春闘勝利交運・公労協ゼネスト宣言中央総決起大会、三万一〇〇〇人
国労全国戦術委員長会議、24日からの順法闘争と27日からの七二時間スト戦術を決定
私鉄総連、一万〇二〇〇円の有額回答を拒否、大手九社は中労委にあっせん申請

21 民主教育をすすめる国民連合第三次中央行動、教育三法案撤回要求請願行動、集会

22 名古屋市と日野市の市長選で革新統一候補が当選

23 総評企画委員会、5月11・17・19日に生活闘争統一デー設定
海員臨時全国評議会、協約改定闘争を総括
地銀連第二〇回臨時大会（～24日）スト権を確立
公企体各当局、昨年の仲裁裁定と同額の有額回答を提示

24 安保破棄中央実行委主催、諸要求・春闘勝利・共闘強化4・23中央決起集会、三万人
首都圏国電の二七駅で順法闘争に関連し乗客らが破壊行動、このため電車は翌日まで全面ストップ、動労・国労は順法闘争中止、春闘共闘委は悪質な妨害行為と声明

25 公務員共闘、「4・27ストを前にしての特徴的情勢とこれに対する統一見解」を発表
同盟全官公賃闘総決起集会、五〇〇〇人
電機労連、大手一万三五〇〇円回答で二社を除き第三波四八時間ストを回避
総評・社共両党など六団体会議、米軍基地撤去などを要求する五万人規模の5・15統一中央集会の開催決める

26 同盟主要産別連絡協議会第二回会合、公労協ストに対する方針を協議、賃闘最終段階に臨む声明を発表
鉄鋼大手五社、標準労働者賃金八七〇〇円引上げを回答

27 最高裁、全農林警職法事件など三事件について公務員争議行為の刑事責任は免れないと、従来の判例を逆転する判決を下す
公労協第四次統一行動、国労を除く各組合が七二時間ストに突入
前日からの公労協ストに加えて国労も七二時間ストに突入、私鉄総連が半日スト、その他公務員共闘や民間未解決組合など全部で六八単産三六〇組合三一〇

最高裁，公務員争議行為刑事責任は免れぬと従来の判決を逆転

万人が参加する春闘史上最大規模のゼネストとなる、私鉄は一万四七〇〇円の中労委あっせん案で妥結

28 総評と政府の首脳会談で労働基本権など七項目の確認事項合意に達し、公労協スト収拾の方向に向かう

造船重機労連に第三次回答示さるも拒否

公労委、仲裁による事態収拾の調停委員長見解を発表

公労協、九・九%プラス三九〇〇円で妥結、スト中止

公務員共闘、対政府交渉で一四・八%一万四〇〇〇円回答を確認

日本国民救援会創立四五周年記念集会

30 私鉄総連中小未解決組合第三波二四時間スト

5月

1 第四四回メーデー、全国八五一会場に七〇〇万人、中央メーデー五〇万人

英TUC、政府の賃金凍結策に抗議し二四時間ゼネスト

3 炭労、第二次回答を拒否して四八時間ストに突入

電労連賃闘妥結

日青協第二三回定期大会（～5日）運動方針を決定

4 私鉄総連中小第四波二四時間スト

6 造船重機労連、8日の統一交渉日と15日の統一ストを設定

7 公務員共闘幹事会（～8日）春闘の中間総括

全日自労など三〇単産、小選挙区制粉砕をめざす労働組合の緊急代表者会議、抗議行動連日展開を確認

人事院、民間企業勤務条件制度等調査結果を発表、週休二日制実施企業二一・九%

8 公制審第一八回会合、公益委員による研究の期間をおき次期総会で中間報告と決める

生活できる年金・老後保障を要求する5・7全生連中央行動

同盟賃闘状況のまとめ、平均妥結額一万四一二八円

造船重機労連、一万四〇〇〇円回答で妥結

炭労と全炭鉱、一万〇三四〇円のあっせん案で妥結

社共両党・総評など一七団体に公明党新参加の一八団体会議、小選挙区制粉砕5・15統一行動への結集を呼びかけアピール

9 安保破棄中央実行委・憲法会議共催、小選挙区制粉砕緊急全国代表者会議、抗議行動の盛上げについて確認

鉄鋼労連大手、条件交渉移行による集約方針を確認

全逓中央委、春闘総括と当面の闘い方を決定

国労全国戦術委員長会議、春闘評価について確認

10 日教組全国戦術会議、反動文教法案粉砕でヤマ場に早朝二時間ストを設定

失業保険制度研究会初会合

春闘共闘委、底辺労働者の生活を守るための要求書を労働・厚生両相に提出

同盟執行評議会、小選挙区制反対の大衆運動を民社党とともに展開することを確認

11 全林野、6・7全山ストなど合理化計画粉砕闘争指令

政府、衆院選挙区割り委員会を発足さす

春闘共闘委、5・11生活要求・制度要求・小選挙区制粉砕中央集会

全鉱五企業連、賃上げと退職金の同時解決をめざし全面四八時間ストに突入

4.27，春闘史上最大規模のゼネスト

12
三池炭鉱労組、三川鉱大災害について損害賠償請求訴訟起こす
春闘共闘委、春闘賃上げ妥結状況平均一万五二七六円、二一・六％と発表
民社党・同盟、小選挙区制粉砕の署名運動とビラ配り行動
専売公社、第二次中期経営計画の大綱を提示
日教組・日高教（一ツ橋）・日高教（麹町）三者共闘会議、73年度の活動方針を決定
社共公三党・総評など七団体会議、5月18・19日にも小選挙区制粉砕統一行動実施を確認

13
第一八回はたらく婦人の中央集会（～14日）共産党系
宮本共産党委員長、熊本で右翼に襲撃さる、未遂
総評、小選挙区制粉砕闘争本部を設置
民社党・同盟、小選挙区制粉砕一万人集会
同盟全国最賃対策会議（～15日）
同盟最賃基本方針を討論
新産別中闘委、春闘総括の論点を討議
全逓、ブラザー制度の廃止を求めた「日弁連警告にかかわる人権侵犯等に対して措置を求める要求書」を郵政相に提出

14
政労協、対政府交渉で賃金一四・八％引上げ回答を得る
一八団体主催、沖縄・本土の全米軍基地撤去、自衛隊配備・四次防反対、小選挙区制粉砕、国鉄運賃値上げ・健保改悪阻止、5・15全国統一行動中央集会、一二万人
総評緊急単産委員長会議、小選挙区制粉砕を中心とする今後の闘争方針を協議
総評最低賃金拠点県代表者会議5～6月段階の最賃闘争の進め方を討議
全鉱五企業連第二波四八時間ストに突入

15
市銀連第一八回大会（～16日）運動方針、上期臨給要求決定
国公共闘第二回評議員会、春闘中間総括と今後の方針を決定
全港湾横浜港分会、港労法改悪粉砕で全面スト

16
総評第四回労働基本権特別委、スト権奪還闘争について来春闘で決着をつけることを確認
動労第七八回臨時中央委（～17日）春闘中間総括と当面の闘争方針を決定
日経連、賃金交渉の概況まとめる、妥結平均額一万四七三四円

17
第七回アジアの平和のための日本大会（～20日・那覇）日本平和委員会系
小選挙区制粉砕中央連絡会議結成、社共公三党・労働団体など二三三団体参加
全鉱五企業連、無期限重点ストに突入
IMF・JC第四回組織特別委、JCのあり方について国内運動体としての金属連合とすることで大筋意見一致
日教組、大会会場使用を水上町が断ってきたことを重視、右翼の脅迫を取り締まるよう警察庁に要請
民社党・同盟など六団体、小選挙区制粉砕民社・革新団体連絡会議を結成

18
全銀総連第一七回総会
筑波大学法案・反動文教法案粉砕中央集会、八〇〇〇人
全鉱五企業連賃闘妥結
日教組私学部半日スト
一八団体統一実行委主催、小選挙区制粉砕・田中内閣打倒緊急中央集会、八万人
民社党、小選挙区制粉砕などを訴え街頭行動（～31日）

19 一八団体統一実行委主催、前日につづき緊急中央集会、二回にわたり延べ二万五〇〇〇人

20 総評第五回拡大評議員会、春闘を中間総括、小選挙区制粉砕・生活要求を中心とする当面の闘争方針を決定

21 衆院本会議、自民党単独採決で国会会期六五日間延長を可決

22 社会党・総評・護憲連合、小選挙区制反対を訴え街頭演説会

23 国労中央委（～22日）春闘中間総括と当面の闘争方針を決定

24 小選挙区制粉砕中央連絡会議第一回常任幹事会、完全粉砕まで闘争継続の方針を確認

25 民社党・同盟系、第一四回全国婦人の集い中央集会（～22日）

26 第一日目に小選挙区制・健保・年金闘争全国婦人決起集会

27 全炭鉱第二二回定期大会（～23日）運動方針を決定

28 全交運貨物共闘、政策要求・安全輸送闘争の総括会議（～23日）

29 都労委、報知争議における大量処分を無効として会社に原職復帰・賃金支払い・謝罪を命ず

30 政府、衆院選挙区割り委員会の廃止決める

31 米作一〇県農民組合共闘会議・食管連東ブロック活動者会議（～23日）

32 合化労連と全化同盟各中央委、化学労働戦線統一について方針打ち出す

33 総評のＩＬＯ第三次代表団出発

34 共産党中央委幹部会、「空白克服のための特別月間の総括と当面の課題」を発表

35 戦線統一連絡会議の路線問題小委員会、結論得られず、次回の二二単産会議に対立点・一致点をそのまま報告と決まる

36 総評・同盟・中立労連、それぞれ小選挙区制粉砕今後の闘争方針決める

37 総評、日教組大会に対する右翼の妨害排除を公安委員会に要請

38 小選挙区制粉砕中央連絡会議、区割り委廃止後も完全粉砕までたたかうと声明

39 公労委、三公社五現業賃金紛争に仲裁裁定、九・九％プラス三九〇〇円

40 都市交通中央委、反合・政策要求6・8ストについて決定

41 総評主催、第一回減税闘争全国活動家集会（～26日）

42 日経連常任理事会、今年度春闘に対する日経連の考え方として「悪性インフレに一歩踏込んだ」と警告

43 全林野全国代表者会議（～27日）6月1日以降チェンソー使用拒否と6・7全日スト方針確認

44 社会党全国書記長会議、悪法阻止の大衆行動の継続発展について意思統一はかる

45 部落解放研究第七回全国集会（～28日）

46 春闘共闘委拡大三役会議、春闘総括案を検討

47 総評企画委、低所得者生活危機突破国民大行動について決定

48 経団連第三四回定時総会、「福祉社会を支える経済とわれわれの責務」との決議を採択

49 野党四党と労働四団体初の八者会談、連絡を密にし、自主性を尊重しつつ連携をとることで合意

50 労働四団体、労働省に対し最低賃金制に関する共同要請

51 日教組中央委、反動文教三法案粉砕など当面の闘争方針決定

52 札幌高裁、国労のリボン闘争は職務専念義務に違反すると処分を正当化する判決

53 小選挙区制粉砕中央連絡会議初の幹事会、署名運動の展開など

30 当面の行動計画を決定
同盟調査委、賃闘集約結果を確認、「今次賃闘の成果と今後の課題」を発表
通信士組合第四回定期大会
中央雇用対策協議会第一七回総会、中高年雇用の安定方策決める

31 全林野、林野庁との白ろう病問題交渉での前進を認め、1日からのチェンソー拒否闘争中止

6月

1 全民懇幹事会、春闘評価と今後の課題について意思統一
革新一八団体主催、国鉄運賃・健保・反動諸法案阻止、小選挙区制完全粉砕、田中内閣打倒、6・1全国統一行動中央集会
ILO結社の自由委、郵政省当局の全逓に対する労働組合権侵害問題で中間報告を採択
全日自労など、高物価反対・低所得者の生活危機突破国民大行動発足代表者会議
中央労農会議全国活動者会議、労農提携の活動総括
総評第一回雇用対策研究会（～2日）失業保険制度研究会の発足に対応
日経連など経済五団体、発展途上国に対する投資行動の指針をまとめる

3 全国化労協評議員会（～4日）春闘総括と運動の基調を討議

4 民社党、土地と暮しを守る都民集会
73年度健康で安心できる老後をつくる大行動実行委、要求と実施要領決める

5 革新一八団体、経団連に対し物価・公害問題などで申入れ
同盟全国環境対策会議（～6日）同盟訪ソ団帰国
総評全国教宣集会（～7日）
IMF・JC組織特別委（～6日）金属総連合への組織替えで合意

6 低所得者の生活危機突破・豊かな老後保障をめざす大行進、名古屋を出発
全林野、6・7ストを中止
ILO第五八回総会開会

8 同盟執行評議会、下半期活動計画案を了承
国鉄当局、三河島事故被告の二名を懲戒免職処分、動労は抗議順法闘争を指令

9 都市交通半日スト
チェース・マンハッタン銀行従組解雇撤回闘争、六年半ぶりに全面勝利で解決
第一二回労働戦線統一民間単産連絡会議、路線小委員会の結論は了承したが局面打開策見出されず

11 国公共闘、賃金配分確定人事院交渉

12 化労研・全石化代表者会議、化学労協結成に臨む態度を確認
全日自労、生活危機突破・緊急要求闘争第一次中央行動（～14日）
群馬県知事、日教組に県民会館貸与条件を示す
労働省集計の春季賃上げ状況、単純平均で一万五一五九円、二〇・一%、額率とも史上最高の伸び

13 同盟・民社党、年金・健保の改善をめざす闘争対策本部設置
化労研第七回総会、化学労協の結成に対する態度を承認
国公賃金共闘、賃上げ配分確定要求申入書を人事院に提出
つくば共闘主催、筑波大学法案粉砕6・13中央大集会

14 革新一八団体と経団連、先の申入れに基づき交渉
全石化・化労研合同セミナー、石油化学産業政策をまとめる

15 公務員共闘、賃金配分要求第一次中央行動（～15日）

ＩＬＯ条約勧告適用委員会、日本問題を討議

新産別第五八回中央委（～17日）戦線統一問題を中心とした報告と春闘の中間総括を確認

同盟・民社党、健保・年金闘争中高年者代表集会

織維産業会議拡大常任委、公害防止対策など話合い

日朝友好・国交正常化国民会議の呼びかけ人会議、9月8日結成を申合わせ

16 護憲連合、第五回全国護憲・反安保全国活動者集会（～17日）当面の運動計画を討論

国民文化会議73年度定期大会、運動方針を決定

17 参院補選、大阪で共産党、青森で自民党候補が当選

18 総評戦線統一対策委、来月の二二単産会議に臨む態度を協議

全郵政第九回定期大会（～21日）運動方針を決定、国際郵便電信電話労連（ＰＴＴＩ）加盟を決議

19 総評、国鉄運賃値上げ法案・健保改悪法案粉砕、年金改善要求意見書決議自治体代表中央集会

20 電機労連第二一回定期大会（～22日）運動方針を決定

全逓第二回日逓関係全国代表者会議（～21日）反合闘争総括

公労協、公制審に対し「官公労働者の労働基本権について国際的期待に応える結論を出すよう」申入れ

日教組大会への妨害に抗議し民主主義を守る緊急各界代表者会議

全日自労緊急要求第二次中央行動、政府の夏季手当九・五日分通告に抗議、繰上げ実施

21 全逓北海道地本、札幌豊平局の不当労働行為について管理者の処分を要求、時間外拒否闘争に突入（～7月2日）

民社党・同盟、都議選必勝・健保・年金闘争総決起集会

同盟第二八回中央評議会、下半期活動計画を決定

商業労連第四回定期大会（～23日）運動方針を決定

22 海員第一二八回全国評議会、協約改定闘争を中心とした活動報告を承認

日教組大会会場問題、前橋の群馬県民会館で開催の見通しつく

23 衆院文教委で筑波大学法案、内閣委で防衛二法案強行採決、社会労働委での健保改正法案は強行採決ならず

24 総評第六回拡大評議員会、戦線統一問題とスト権奪還闘争の経過報告を審議、運動方針案を討議

25 化学五単産・二組織による化学労協結成のための第四回懇談会、8月30日発足と基本方針について合意

26 公務員共闘、公制審に対し「期待に応えた結論を」と申入れ

反安保全国実行委、安保廃棄・都議選勝利・悪法阻止・田中内閣打倒で6・23中央集会

日教連第四回定期大会

総評対政府交渉、官公労働者の労働基本権を保障し新たな労使関係確立を求めた申入書を手渡し、具体的な改善策を要求

電労連、電気料金制度のあり方について態度を決定

公制審第一九回総会、公益側委員の中間報告提出さるも問題点列挙にとどまる

日教組全国戦術会議、反動文教三法案粉砕の早朝二時間ストを7月19日実施と決定

公務員共闘第二次中央行動（～

27

27日）政府・人事院に対し早期勧告・早期支払いなどを要求
全労働第一六回定期大会（～29日）運動方針を決定
全繊同盟中央委、中期賃金計画の策定を断念、理論生計費の策定をもって代えると決定

29

日高教第三九回定期大会（～30日）運動方針を決定
総評幹事会、7月段階の参院での反動法案粉砕闘争を第二春闘として位置づけ統一行動設定
全逓中執委、全郵政のPTTI加盟に反対、PTTI執行委に申入れ

30

全林野勤評交渉物別れ
東京高裁、具志堅労災裁判で常石造船所に対し三八五〇万円支払いを命じた判決言渡す

序章

この時期の概観

1　国際・国内情勢の特徴

一九七二年から七三年にかけての国際情勢の特徴は、アメリカのニクソン大統領の訪中・訪ソによってもたらされた大国関係の正常化、またベトナム和平交渉の妥結にもとづく国際緊張が緩和の方向にむかったことにある。米中の首脳会談は、両国がアジアにおいて正常な状態に近づけるための努力をすることを約束しあったことに大きな成果があり、また米ソのあいだに戦略兵器制限協定その他が調印されたことに両国間の軍事的衝突の防止のための努力という点で評価さるべきものがあった。

ベトナム和平会談は七二年七月一三日パリで再開され、一九日にはキッシンジャー、レ・ドク・ト間で秘密会談が開かれた。この後キッシンジャーは八月にサイゴンを訪問してチュー大統領と会談したため、いよいよベトナム解決近しという印象を与えた。一〇月二二日には一、ベトナムの独立、主権尊重、二、北爆停止、協定調印二四時間後に停戦、六〇日以内のアメリカ軍撤退、三、捕虜の即時帰還、四、南当事者による総選挙、軍隊削減交渉、五、段階的、平和的な南北統一などの九項目停戦協定案の合意がいちおうできあがったが、南ヴェトナム、チュー大統領は必死の巻き返しを行ない、とくに三派和解政府をはっきりと拒否した。かくして交渉はふたたび停滞し、一二月一七日、アメリカは機雷封鎖を再開し、また翌一八日にはハノイ・ハイフォン地区の大規模爆撃をはじめるにいたった。

しかし和平の大枠はくずれず、秘密交渉は七三年一月八日から再開され、一三日までつづけられた。一月二三日の会談を最後に仮調印が行なわれ、二四日にそれぞれ合意の発表が行なわれた。九章二三条からなる和平協定によって米軍とその同盟国軍隊は二カ月以内に撤退し、米国の介入は停止した。キッシンジャー米大統領補佐官は二月一〇日に北ベトナム

を訪問し、戦後の復興援助と両国関係正常化に合意した。和平への動きは少しずつ前進しているかにみえたが、停戦発動後においても南ベトナムでははげしい戦闘がつづき、サイゴン政権・臨時革命政府両当事者による政治解決は見通しさえたてられぬ状態にある。

七二年一一月七日に行なわれたアメリカ大統領選挙において共和党のニクソン候補は、民主党のマクガバン候補をおさえて地すべり的な大勝利をおさめて再選された。このように圧倒的な強みをみせたニクソン大統領も、その後ウォータ一・ゲート事件（民主党全国委員会本部に盗聴器を仕掛けようとした五人組が逮捕され、そのなかにニクソン再選本部のメンバーがいたことが判明した）によって政治的基盤をゆすぶられ、苦況に追いこまれるにいたった。

国際情勢のなかで紛争の火種がくすぶっているのは中東である。とくに七〇年にヨルダン政府軍に敗れて大打撃を受けたアラブ・ゲリラはテロ活動に活路を求め、五月三〇日テルアビブ空港乱射事件、九月五日ミュンヘン五輪選手村のイスラエル選手団の攻撃、一〇月二九日ルフト・ハンザ航空機の乗っ取りなど一連の事件が発生した。またエジプトのサダト大統領は、七二年七月一八日、エジプト駐留ソ連軍事顧問団の追放、ソ連軍事基地の接収を発表し、中東情勢は新しい局面を迎えるにいたった。

国内政治において注目さるべき問題は、発足直後は国民から大きな期待をかけられた田中内閣が、緊急課題である公害・物価問題にみるべき対策を講じなかったため、田中内閣に対する国民の支持が急速に低下したことをあげることができる。このような田中内閣の政治に対する国民の不信感は、七二年一二月一〇日の総選挙の結果にも示されている。すなわち自民党の議席数は二七一で解散時議席より二六減、社会一一八で三一増、共産三八で二四増、公明二九で一八減、民社一九で一〇減となり、自民、公明、民社の退潮、社会とくに共産党の進出が目立った。

一方、野党の内部においても対立抗争が目立ったが、とくに社・共両党は、国会運営および地方首長選挙ではげしく対

立した。七三年二月六日から開かれた社会党第三六回大会における共産党批判に対し、共産党も二月上旬以降機関紙「赤旗」紙上で戦後の社会党の行動および社会党綱領における反共主義をきびしく攻撃した。しかし社・共の対立の原因となった地方首長選挙における革新候補の連敗の事態に対して、労組や民主団体から批判が行なわれ、とくに総評は各政党、民主団体に共闘を強く呼びかけた。このような情勢のもとで社会党は院内共闘のための野党四党書記長・書記局長会談を呼びかけた結果、緊急六課題（国鉄運賃値上げ阻止、健保改悪反対、年金制度充実その他）について四党が一致して共闘を組むことを申しあわせた。

国際経済の動向のなかでもっとも大きな問題は国際通貨危機であった。ドル不安、金価格の暴騰などで不安定をつづけていた国際通貨情勢に、七二年六月英国ポンドに対する投機の波によって深刻な状況を迎えた。イギリス政府は公定歩合を引き上げたがポンド売りはおさまらず、二三日英国政府は変動相場制への移行を発表し、為替市場を閉鎖した。ロンドン市場の閉鎖にともなってヨーロッパ諸国に大量のドル売りが殺倒し、各国の市場は相次いで閉鎖され、わが国もそれにならった。七三年にはいってから欧州為替市場でのドル売りが一段と強まり、一月下旬以降西ドイツを中心に多額のドル買い支えが行なわれ、二月一二日にはついに西ドイツをはじめイギリス、フランス、イタリアなどの主要国は市場を閉鎖した。二月一三日にはアメリカがドルの一〇％切下げを発表したため、欧州諸国も市場を再開し、国際通貨不安はいちおう収拾された。しかしその後もドルに対する信用は回復せず、二月末から三月初めにかけて金や欧州通貨への買い投機が強まり、欧州諸国は三月二日以降九日まで為替市場を閉鎖した。わが国は、二月一〇日東京為替市場を閉鎖し、一四日から変動相場制に移行することによって外国為替市場を再開した。これによってわが国の円の実勢値は一ドル二六〇円台で推移した。

七二年のわが国経済に対しては不況を予想する見解が多く、七二年度予算は景気テコ入れの意味から一般会計で七一年

度に比べて二一・八%、財政投融資計画で三一・六%の伸びとなる大型のものであった。ところが七二年二月の鉱工業生産は前月比一・二%増と景気底入れのきざしをみせ、その後急速に景気の回復がみられた。かくして政府は一〇月、政府経済見通しを改訂し、年初に七・二%と見込んだ実質成長率は九・五%と引き上げられた。七三年二月変動相場制に移行した後においてもわが国の経済は全面的な拡大をつづけたが、このような景気上昇下における最大の問題は、卸売物価、消費者物価の高騰であった。

すなわち、七二年秋から始まった卸売物価の上昇は、七三年にはいってからもとどまるところをしらず、六月一三・二%（前年同月比）、七月一五・七%、八月一七・四%と加速的な上昇を示した。また消費者物価（全国・総合）も同様に、対前年同月比で四月九・四%、五月一〇・九%、六月一一・一%、七月一一・九%となっている。七二年春までのわが国の物価上昇の特徴は、消費者物価の高い上昇率と卸売物価の相対的安定性にあったが、七二年秋以降は卸売物価、消費者物価ともに上昇していることに特徴がある。

このような新しい型の物価上昇がもたらされた原因は、第一に円切上げにもとづく不況対策としてとられた大型財政および不況カルテルによる減産によって需給の逼迫がみられたこと、第二に過剰流動性にもとづく投機によって土地、株、あるいは羊毛、木材等の商品の価格が高騰したこと、第三に世界的な商品価格の上昇（日本の円表示の輸入価格をみても、七三年六月は前年同月と比べて羊毛が二・四倍、天然ゴムが八一%、とうもろこしが六七%、銅鉱石が五三%の値上がりとなっている）によっていわゆる輸入インフレがもたらされたこと、第四に価格の上昇を見越した思惑による買いだめの動きや、不況カルテルの継続として企業の共同行為にもとづく価格のつり上げなどをあげることができる。

以上に述べたようなインフレーションは、七三年の春闘において獲得された大幅賃上げの成果を無にするばかりでなく、持てる者と持たざる者の所得格差を拡大する結果をもたらす。したがってインフレ下において労働組合の生活防衛の

闘争は必然的に盛り上がらざるをえないといってよいであろう。

2　景気回復下の雇用情勢と労働政策

わが国の就業者数は、ここ数年増勢鈍化の傾向を示していたが、一九七二年にはついに前年より絶対数において減少をみるにいたり、その総数は五一〇九万人であった。また労働力人口も同様に増勢が鈍化し、その総数は五一八二万人で前年より四万人（率にして〇・一％）増にすぎず、五一年以降最低の伸びであった。産業別にみると農林業就業者は七〇五万人で前年より大幅に減少し、非農林業就業者は四四〇四万人で前年より五七万人の増加を示している。そこで就業者を第一次、第二次、第三次産業に分けてみると、第一次が七五四万人（一四・八％）、第二次が一八二五万人（三五・七％）、第三次が二五二三万人（四九・四％）であった。さらに就業者を従業上の地位別にみると、自営業者は九四六万人（一八・五％）、家族従業者は七〇六万人（一三・八％）、雇用者は三四五二万人（六七・六％）であり、雇用者の比率がひきつづき増大した。

一方農家人口は前年より二・四％減って二四九九万人となり、総人口に対する比率は二四％となった。また、農家数も一・七％減り五一七万戸となった。農家の階層分化は前年までの傾向と異なる新しい動きを示し、〇・五ヘクタール未満の零細農家と二・五ヘクタール以上層の微増があったほか、他の階層は全般的に減少した。不況下の米生産調整の米価抑制で農民の農業離脱はさらに進み、兼業農家は全体の八六％になり、なかでも第二種兼業農家が増加して全体の六割近くになった。後者の多くは実質的には「土地持ち・小農業兼営の賃労働者家庭」である。農家人口の農外流出も依然として継続し、農業就業人口は前年より六％減り九〇〇万人となり、全国総就業人口に対する割合は一八％を割った。

このような就業構造の変化を背景とした労働市場の動向をみると、まず「労働力調査」による非農林業雇用者数は、七二年前半まで一・二％程度の増加にとどまっていたが、後半にはいると急速な景気の回復を反映して雇用は増勢に転じた。しかも新規学卒者の需給が逼迫基調をつづけているため、中途採用への切替えが進行し、そのため新規学卒をのぞく一般求人倍率は七三年五月に二・一二倍と過去の最高値を記録した。このような状況のもとで中高年雇用の改善もいちじるしく、四五歳以上の求人の全体に占める割合は一〇％（六五年は六％）に高まり、四五～四九歳層でも求人倍率は一を上回るにいたった。しかし労働力需要の回復過程には、産業別の不均衡が顕著であり、製造業の立遅れと、建設、金融保険等非製造業における雇用の急増が対象的であった。このことは雇用構造の変化を意味するものであるが、それは同時に産業間労働移動の増をともなっている。また地域間労働移動も増加しつつあるが、七二年以降とくに注目されたのは、都市に就職した労働者がふたたび出身地に移動するUターン現象であった。

政府の労働政策は、七一年八月のニクソン新経済政策、一二月の円切上げ以来労働者福祉優先に重点をおくようになった。労働省は週休二日制の拡大、定年制の延長の推進などをその政策の重点項目にかかげ、また雇用対策法にもとづく新しい雇用対策基本計画（七二年度以降五カ年を対象としたもの）も、国民の福祉の改善と量質両面での完全雇用への接近を課題としている。さらにそれは産業構造の変化や労働力の地域的再配分の要請に対応するように労働力の流動性を高めることをねらいとするものであった。

失業保険制度は、好況による失業情勢の改善により財政の黒字基調はいっそう定着し、それを背景に適用事業所の拡大や保険給付水準の改善等の施策が採用された。しかし従来から指摘されてきた運営上の諸問題（たとえば失業保険金の支払いが出稼労働者や婦人に片寄っていることなど）は依然として残り、労働省の行なった失業保険受給者構造調査はその問題点をいくつか明確にした。これらの制度運営上の諸問題や完全雇用下の失業保険制度のあり方をめぐって同制度の抜本的な

再検討が必要とされ、そのために新しく失業保険制度研究会(会長・有沢広巳氏)が発足した。

政府の賃金政策の分野では、七一年度を初年度とする「最低賃金の年次推進計画」にもとづき、最低賃金の地域別決定方式を採用したことが注目される。七三年三月末現在における産業別・職業別最低賃金は四二三件で適用労働者数一五七五万九〇〇〇人であり、地域別最低賃金は三四件、一四九八万一〇〇〇人である。七二年における産業別最低賃金の中位数は一三三四円、地域別最低賃金の中位数は一〇二七円であり、地域別最低賃金の金額が低くなっている。

一九七三年度国家予算は、一般会計が一四兆二八四〇億円(対前年増加率二四・六%)という大型のものになり、社会保障関係では、二兆一一四五億円とはじめて二兆円の大台にのぼった。政策の具体的な内容は、老齢福祉年金を現行三三〇〇円から五〇〇〇円に、厚生年金を月二万円から五万円に、国民年金を二五年年金で夫婦で五万円にそれぞれ引き上げ、両制度とも物価スライド制を導入するというものであった。生活保護費は、保護基準を一四%引き上げ、標準四人世帯で一級地五万五七五円とした。

3　賃金の動向と合理化

一九七二年の名目賃金は、前年に対する現金給与総額の上昇率でみると、調査産業計で一五・九%となっている。一九六〇年代にはいって加速的に上昇してきた賃金水準も、七一年には不況の影響によって一四・五%と上昇率が鈍化したが、七二年においても夏頃までつづいた不況のため上昇率がやや高まる程度にとどまった。すなわち七一年八月のドル・ショックによって顕在化した不況の影響によって労働力需要が減退し、その結果賃金水準の上昇は停滞したが、七二年後半になると景気は回復し、一般求人倍率もしだいに高まるにつれて賃金にも上昇傾向が現われた。

この傾向をうけて一九七三年の春闘における賃上げ率は二〇・一%に達し、六〇年以降最高の賃上げ率を示した七〇年の一八・三%を上回った。また七一年、七二年は額で上がって率で下がるというパターンをとったのが、ふたたび額率ともに上昇するパターンをとることになった。このような大幅賃上げが実現した理由は、第一にインフレーションの高進、第二に企業の利益の増大、第三に一般求人倍率の上昇にみられる労働力の需給逼迫の三つをあげることができる。

企業間賃金構造をみると、産業別賃金格差、規模別賃金格差は いずれも若干縮小をみた。また企業内賃金構造をみると、まずホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差は、鉱業、製造業ともやや縮小し、現金給与総額における男女別格差も縮小している。とくに年齢別賃金格差は、六一年以降縮小の傾向がいちじるしい。

産業別の給与構成比率は、七一年において職務給・職能給などの仕事給の比率が増加していることが目立つ。しかし一方において総合決定給の比率もやや増加している。七〇年に比率が増加した属人給は、七一年には比率が低下した。出来高給、割増給などの業績給の比率はますます減少している。規模別にみると、従来中小企業における仕事給の導入比率は低かったが、徐々にその比率は高まっている。また七二年における臨時給与の動向をみると、前年は不況の影響を受けたため夏季の臨時給与の増加は少なかったが、後半には景気が回復したため、年末の臨時給与の伸びはいちじるしいものがあった。賃金不払件数、差引き不払金額はともに減少する傾向を示している。

平均総実労働時間（調査産業計）は、一八四・七時間で前年よりも〇・五%の減少となった。前年において減少の顕著であった所定外労働時間は、七二年においては若干減少する程度にとどまった。労働時間を規模別にみると、総実労働時間は企業の規模が小さくなるほど長くなり、所定外労働時間は企業の規模が小さくなるほど短くなっている。またならかの形で週休二日制を採用する企業は、七一年の六・五%から、七二年の一三・二%に倍増している。とくに一〇〇〇人以上の大企業では週休二日制を実施している企業が五二%に達し、その適用を受ける労働者も六三%となっている。

ところで七二年後期から景気は回復にむかったが、それにきっかけを与えたのは財政・公共投資の増大であった。このような不況対策は、田中内閣の列島改造計画と結びついたが、とくに工業再配置促進の基盤整備のための投資は民間重化学工業部門の過剰資本、過剰設備の処理を促すことになった。その結果既存工業地帯における工場のスクラップ・アウト、工場の地方移転（新鋭工場の建設）が出現しはじめた。このような工場閉鎖・移転は、必然的に雇用調整、雇用条件の変化をともなうものである。それを類型化すれば、一、鉄鋼のように配転を主にしたもの、二、電機、機械、化学、紙パルプのように、とくに工場閉鎖・移転に関連して希望退職、出向応援、配転など雇用調整が行なわれているもの、三、石炭、鉱業、地方の中小私鉄、バスのように斜陽化にともなって雇用調整が進行しているもの、四、景気にはさほど左右されないが、それぞれ独自の理由で人員削減、定員削減が行なわれている私鉄大手鉄軌部門、公共部門などに分けられる。

最近の合理化は、その形態・内容ともにいちじるしく多様化してきており、雇用調整ひとつとってみても、配転、職種転換、出向、応援、移籍や再就職、希望退職、解雇などさまざまな現われ方をとっている。また日常的な合理化も、ZD、QC、目標管理など多様な内容をもっているが、それらが労働者参加の色彩を強めていることが新しい特徴であるといってよい。

4　労働争議の年間動向と賃金闘争

七一年は不況の影響で争議が多発したが、七二年は景気の急速な回復があったため春闘が四月中におおかた収拾されたうえに、秋闘での統一行動の規模が小さかったのに争議は大幅に減少した。すなわち前年よりも総争議件数で一五・三%、争議参加人員で一一・一%の減少となった。争議の月別動向は、従来と大差ないが、五月の争議が減少し、一一月の

争議が激減したことが七二年の特徴であった。形態別にみると、「争議行為を伴わない争議」は件数・参加人員とも増加しているのに対し、「争議行為を伴う争議」が大幅に減少したので、総争議は件数・参加人員とも減少した。

産業別にみると、ほぼ全産業で争議は減少しており、とくに電気・ガス・水道・熱供給業での減少はいちじるしかった。運輸通信業だけは、争議行為参加人員ならびに労働損失日数が大幅に増加した（約六〇％増）が、これは全日本海員組合の九〇日余にわたる長期ストライキの影響によるものである。

企業規模別にみると、争議は大企業と中企業のところではかなりの減少となったが、従業員数一〇〇人未満の小企業では四・一％増加した。また主要団体別にみると、例年どおり件数・参加人員とも総評の占める割合が高く、争議行為参加人員で六三・五％、労働損失日数で三九・八％を占めている。同盟は争議行為参加人数では四・四％とその割合は低かったが、傘下の全日本海員組合の長期ストで労働損失日数は二五・五％（前年六・五％）と飛躍的に高まった。また要求項目別にみると、賃金・一時金関係の争議が減少したのに対して、雇用ならびに労働時間関係の争議は前年よりも増大した。

さて七二年の春季賃金闘争にひきつづいて行なわれた秋季年末闘争は、年金問題を主とする生活要求、年末一時金要求、国労・動力車などの処分撤回、スト権奪還などで展開されたが、一一月一三日に国会が解散されると同時に労働組合の活動の重点は総選挙にむけられた。総評は政府に対して老齢保障を申し入れ、九月一五日に中立労連、社、共両党などとともに「健康で安心できる老後をつくる九・一五大集会」を開催、ついで一〇・二一国際反戦統一行動、生活要求獲得のための「国民大行進」、一一月九日の「年金メーデー」などを実施した。この間、国労・動力車は九月、全逓は一一月、それぞれ処分撤回要求を中心とし、さらに公務員共闘は、勧告前のたたかいに重点をおき、五月一九日に第一波（一時間スト）を実施した。

七三年春闘は、二～三月にかけて各単産が臨時大会もしくは中央委員会を開いて春闘体制の確立をはかり、三月下旬ま

でほとんどの単産が要求提出を終わった。七三年の春闘体制において例年と異なった点は、鉄鋼労連が回答指定日をおくらせたことであった。すなわち例年、鉄鋼回答は春闘相場に目安を与える重要な役割を果たしていたのであるが、鉄鋼労連は相場の踏み台になることをきらい、そのため例年のような春闘体制をとることが困難になった。このような情勢のもとで春闘共闘委は、四月末決戦の方針を固め、三月二九日に春闘の火ぶたをきる統一行動が実施され、全国金属、マスコミ関係、医労協等一九単産が時限ストを実施した。これらの単産のうちマスコミ部門の新聞関係で昨年妥結額を四〇〇〇円以上上回る回答が提示された。

これより先、動力車および国労は、合理化反対、安全確保、運賃値上げ反対等をかかげて三月五日から順法闘争にはいった。三月一六日の労使のトップ交渉で当局は保安設備についての努力と深夜乗務の回数を減らす方向で検討することなどを提案したが、動力車は深夜の二人乗務を主張して交渉は決裂し、動力車は一七日予定通り四〇拠点で一二時間ストを実施した。

四月には春闘もいよいよ本格化し、一〇日には合化労連、全国金属、食品労連、化学同盟などがストライキを実施した。また海員は三月三一日に交渉決裂となり、とくに大型カーフェリーはスト権を確立したが、五日に一万七四六七円の賃上げで妥結した。

四月中旬にかけて労組は「四月末決戦」の戦術と日程の設定の準備を進め、まず四月一七日に行なわれた年金統一ストには五四単産、一四三万人がストライキを実施し、また全国一八七カ所で約一四七万人が集会・デモを実施した。この頃電機、造船等を中心に大手関係の賃上げ回答が逐次提示されたが、全般的には前年妥結ないしはこれを上回るものであった。

四月二三日以降春闘は最大のヤマ場を迎えた。すなわち私鉄では経営者側が二〇日に前年妥結額と同額を回答したが、組合側が拒否したため、二二日に中労委があっ旋にはいった。また公企体では、二三日に前年仲裁裁定と同額の有額回答

を行なったが、組合側はこれを拒否したため、専売をのぞく当局は調停申請を行なった。公労協は二四日にストライキを実施し、とくに国労・動力車は順法闘争を行なった。ところが同夜上野駅をはじめ三六駅で乗客による騒動が発生し、そのため政府は争議行為計画の即時中止と公労委による平和的解決を訴えた。

民間では二四日電機労連が鉄鋼回答をまたずおおむね一万三五〇〇円（前年妥結額プラス四〇〇〇円）の回答をえて大部分の組合がストを中止した。また鉄鋼では二五日、標準労働者（三五歳、一二年勤続）で賃上げ八七〇〇円、定期昇給一九〇〇円、計一万六〇〇〇円が提示された。全石油、全国セメント、食品労連なども前年妥結額を上回る金額で妥結をみるにいたった。

このような情勢のもとで国労をのぞく公労協は二六日から予定どおりの七二時間ストに突入し、さらに二七日から私鉄、国労を中心とする交通関係労組が大規模なストライキにはいった。公務員共闘も二七日半日ストを実施した。この間私鉄大手に対する中労委のあっ旋は組合のスト突入後もつづけられ、二七日午後一時すぎ、一万四七〇〇円（前年妥結額プラス四五〇〇円）のあっ旋案が提示され、労使はこれを受諾し、組合はストを中止した。また二六日夜から政府と春闘共闘委とのあいだで、スト権・処分問題などをめぐって非公式折衝が行なわれたが、政府は解決のための七項目（一、労働基本権問題については、第三次公務員制度審議会において今日の実情に即して速やかなる結論が出されることを期待するとともに、答申が出された場合はこれを尊重する。二、政府は労使関係の正常化に努力する。三、ＩＬＯの勧告・結社の自由委員会の報告等に対しては理解し慎重に対処する。四、処分については公正慎重に行なう）などを示した。

二七日午後六時過ぎから公労委の調停作業は再開され、「九・九％プラス三九〇〇円（平均定昇込み一万四〇七八円）」の調停委員長見解が提示されたが、労使委員の賛成が得られず調停不調となったため、公労委は仲裁移行を決定した。かくして公労協はストを中止した。なお造船、鉄鋼、化学、石炭等は解決を五月にもちこした。

七三年春闘の持質は、第一に最終段階で政治会談によってストの収拾を図ったことにもみられるように政治的色彩の強いものであり、第二に春闘の妥結額は一万三〇〇〇～五〇〇〇円台が多く、引上げ率も二〇％をこえ、額・率ともに前年を上回るパターンを示したこと、第三に個別賃金要求は鉄鋼労連、造船重機労連、全電通などで採用され、要求の多様化（時間短縮、労災保障、福祉施設など）が進展したことなどにあった。

5　公害反対闘争と生活闘争

公害関係の諸法令のある程度の整備や企業の公害投資の進展がみられたにもかかわらず、七三年においても公害は多様化・深刻化の様相を示した。光化学スモッグなどの大気汚染、瀬戸内海などに典型的にみられる水質汚濁、ＰＣＢ汚染のほかに、新幹線などの騒音公害、水俣病、大気ぜんそくの増大などが代表的なものであるが、これらの公害に対して労働組合は七二年夏以降、対政府交渉と対企業交渉を強化する方針を確立した。総評は、七二年一二月の総選挙をひかえて、列島改造論との対決を基調としつつ、地域工業開発、火力・原子力発電所の設置などに対する反対運動において地域住民、労働者提携の活動を強化し、また傘下の単産や単組は、七三年三月の熊本水俣病訴訟判決を契機として職場レベルの公害防止の取組みをしだいに強化するようになった。

同盟もまた環境保全政策に関する対政府要求を定式化するとともに、七三年春以降対企業の公害防止活動を強化する方向を求め、傘下単産、単組の一部には、従来の労使協議制の枠内での取組みを超えて公害防止協定を締結する機運が生まれた。

四日市ぜんそく訴訟の一審判決のほか、イタイイタイ病訴訟の控訴審判決も言い渡され、さらに七三年春には水俣病判

決も確定した。これらの判決はいずれも患者側が勝訴し、因果関係論や過失論に大きな前進がみられた。

公害反対の市民運動も活発化したが、水俣病をめぐる患者、住民の運動、むつ小川原開発に対する反対運動、志布志湾開発に反対する住民運動、銚子、直江津、富山、三国などの発電所建設に対する反対運動などが代表的なものである。

これらの住民運動のなかでオルガナイザーとしての役割を果たしていた労働組合は、しだいにその比重を高めつつあるようにみえる。しかしこの過程は同時に職場レベルでの労働組合固有の公害への取組みの強化を迫るものであり、七三年における多くの組合大会では同年の秋闘から七四年春闘にかけて、公害防止が企業レベルの確認事項や協定事項の重要な案件として提起されている。

ところで七二年から七三年にかけて生活要求にもとづく闘争は、労働運動における一つの柱となった。まず総評は、八日の大会において生活闘争の重点課題を「年金改善を軸とする老後保障闘争におき、これを軸にしながら医療、住宅、公害、労災、物価、減税などの諸闘争を進める」という方針を決定し、とくに年金闘争を「賃金」「時短」「スト権」と合わせ当面の統一目標として設定した。また同盟も「人間尊重を福祉社会建設をめざす本年度の政策転換要求闘争は、秋の臨時国会を通じ、新内閣にわれわれの要求する諸政策を実現させるため積極的に展開する」という闘争方針を決定した。

総評は、秋闘の第一次統一行動として「健康で安心できる老後をつくる九・一五集会」を実施したが、この集会の前に総評・中立労連、社会党、共産党などで実行委員会が結成され、同実行委員会は九月四日官房長官に「老齢保障確立ならびに労働時間短縮」についての申し入れを行なった。九月一五日には日本武道館で集会が開催され、さらに翌一六日「高齢者保障全国代表者会議」を開き、「全国退職者の会」を結成することになった。

総評は田中首相の「日本列島改造論」に反対する意見書を提出し、また中立労連とともに「新全総（改造論）反対中央対策会議」を結成し、「日本列島改造論」反対運動を進めることになった。同盟も九月一日から三〇日の「生活福祉向上

活動月間」において、高齢者福祉、減税、完全週休二日制等で五〇〇万署名運動を実施するとともに、九月一五日を中心に全国各地で「老後のしあわせを築く集会」を実施した。また二二日には通産大臣と会見し人間優先の産業政策を要望するとともに産業構造審議会への労組代表の参加、あるべき産業構造のフレーム・ワークの作成などについて申し入れた。

七三年春闘における生活闘争のハイライトは、前に述べた四月一七日の「年金スト」であった。このストを前にして春闘共闘委の代表は四月一四日、厚生、労働、総務の三閣僚と会見し、年金制度の改善、公労協・公務員の賃上げ、労働基本権確立等の問題について要望したが、その結果春闘共闘委は「政府側の回答は何ら誠意のない抽象的回答である」として予定どおり年金ストを実施した。このストの規模は五四単産、一四三万人であったが、それは政治ストとして過去最高の七〇年安保における佐藤総理訪米抗議スト（約九四万人）を上回るものであった。

また生活闘争の一環として労組が不買運動を行なったことも戦後はじめてのことである。七三年にはいって商社などによる商品投機が急速に問題化し、消費者団体を中心とする商品不買運動が盛り上がったが、労組も四月にはいってこれを積極的に進めることになった。全民懇は四月四～五日の拡大幹事会で、「消費大幅削減運動の提唱と投機インフレ阻止行動に関する決議」および「企業反社会的行為を内部から監視・告発し経営改革を推進する決議」を採択し、また全繊同盟は、四月六日政府、各政党および日本貿易会に対し、「政府の商社に対する監督・規制の強化」など五項目についての協力を要請した。また労働四団体も、四月六日事務局長・書記長会談を開いて「消費者団体の商品不買運動を支援し、全面的に協力する」ことで意見の一致をみた。

第一部

労働者状態

I　労働人口の構成

概要□就業人口の推移――昭和四六年就業構造基本調査報告／年齢階級別一五歳以上人口の推移／一五歳以上人口の就業・不就業状態／年齢階級別有業率の推移／**有業者の産業別、地域別構成**――産業別有業者の構成／産業（三部門）別有業者／従業上の地位別有業者／**従業上の地位別有業者の推移／雇用者の状況**――年齢階級別雇用者の所得格差／有業者の職業別構成／職業別雇用者の推移／企業規模別非農林業雇用者の分布／企業規模別非農林業雇用者の推移／非農林業雇用者の企業規模間所得格差

概　要

一、総理府統計局の昭和四六年就業構造基本調査報告によると一五歳以上人口は七九四二万人で前回の四三年調査に比べ二八七万人、三・七％増加したが、これは従来の調査における増加率と比べてもっとも小幅な伸びであった。このうち有業者は五〇六三万人で有業率は六三・八％であった。有業者率も四三年に比べて低下した。男子では二四歳以下の若年層の有業率の低下が顕著であった。女子の場合、四〇歳以上の中高年齢層の有業率が大幅に上昇した点が注目された。

一、有業者の産業別構成では農林業がひきつづき低下して一六・四％となり非農林業が八三・六％となった。非農林業部門では製造業の二七・二％を首位に、卸売・小売業、サービス業が上位を占めた。だが、伸び率では建築業の一三・一％がもっとも大きかった。①農林・水産、②建設・鉱工業、③その他、の三部門別の有業者の構成では、①が一七・四％、②が三五・五％、③が四七・一％であるが、他の先進工業国と比べるとなお①の比重が高いことが特徴的であった。

一、従業上の地位別にみた有業者の構成は、自営業主が九九〇万人で一九・六％、家族従業者は七〇八万人で一四・〇％、雇用者は

三三六五万人で六六・五％を占めたが、自営業主は停滞的、家族従業者の減少と雇用者増加の動きはともに鈍化した。雇用者については、その年齢階級別の所得格差は一貫して縮小してきた。有業者の職業別構成ではいわゆるブルーカラー労働者および農林・漁業作業者の両方で約半数を占めた。雇用者について職業別構成については四三年調査に比べてさしたる変化はなかった。

一、非農林業雇用者の企業規模別分布をみると一〇〇人以下の小企業に従事する者は四五・一％で半数に近く、一〇〇～九九九人の中規模企業に従事する者は一九・四％、一〇〇〇人以上大企業および官公庁に従事する者は三五・四％であった。一九六二年以降の推移をみると、二九人以下および一〇〇〇人以上の両極での伸びが増大し、中間の企業の伸びは鈍化した。企業規模間の所得格差は、三七年調査に比べ、一貫して縮小してきた。また各企業規模ごとの所得の伸び率をみると小規模企業ほど上昇率が高く、男女別にみると企業規模間の所得格差の縮小は男子よりも女子の場合により顕著であり、また女子の所得の上昇率は男子のそれを上回っていることがみられた。

1　就業人口の推移

昭和四六年就業構造基本調査報告

総理府統計局による昭和四六年就業構造基本調査（調査時点は四六年七月一日午前零時現在）の結果は一九七二年一二月二五日に公刊された。今回の一九七四年度版においてはじめてその内容にふれることが可能になった。この調査は、わが国人口の就業状態に関する基本的な構造を全国および地域別に明らかにして、経済計画はじめ雇用・失業対策など各種施策のための基礎資料とするものである。

全人口の就業状態についての資料を提供する調査としては、国勢調査および労働力調査とがあり、本年鑑もこれらの調査に依拠してきたが、これらの調査は就業状態の質的構造や労働力の流動状況の把握についてかならずしも十分でない。この就業構造基本調査はこの点に重点をおき、人口の就業状態とこれを規制する諸要因との関係を明らかにしようとするものである。産業構造の変化や労働力の地域配分と再配分、労働力の職業構造の変化がわが国の労働市場問題の中心の一つとなり労働力政策上の関心の焦点の一つとなっている現段階で、この調査の結果について部分的にせよ紹介を行なっておくことが本年鑑としても必要である。

この調査は、昭和三一、三四、三七、四〇、四三、四六年と三年毎に行なわれてきた。これら各年の調査結果の内容は膨大であり、ごく要約的にせよこの調査が扱った全問題領域についての紹介は不可能である。また、本年鑑は各年ごとの就業構造・雇用構造の実情や動静について第一部Ⅱ「雇用構造と労働市場」で扱っているので、ここでは就業人口とその構成における時系列的な変化に焦点を合わせ、それも非農林業雇用者に重点をおいてこの調査結果の内容につき選択的な紹介を行なうことにする。この調査報告書のなかでも力点がおかれ、かつ興味深いのは第二部第四章の「就業移動」以下に展開されている産業間、企業規模間、および地域間労働移動の動向や転職者、新規就業者、離職者、再就職雇用者などの就業移動者の特性、さらに都道府県別就業人口について年齢、産業、従業上の地位などの構造からみた地域の特性などを概観した部分であるが、これらの部分は統計表の多くを再録しないかぎり紹介の意味が薄れるのでここでは遺憾ながら割愛せざるを得なかった。

（注）この調査の範囲は、調査期日においてわが国の行政権のおよぶ全域であり、対象はその地域内の全世帯およびその世帯に常住する者全員である。ただし自衛隊の営舎内・艦船内居住者・刑務所・拘置所・少年院収容者・外交官・外国軍人・軍属・家族は含まない。この調査は標本調査であり、昭和四五年国勢調査調査区のうちから抽出された約二万調査区から選ばれた約三一万世帯（全国総世帯の約百分の一）およびそれらの世帯に常住する一五歳以上の者全員につき、都道府県知事の任命になる約一万九〇〇〇人の調査員が市町村長の指揮をうけて行なった調査である。なお、本調査の昭和四三年までの一〇カ年間の就業構造の趨勢を整理し分析した資料としては総理府統計局『日本の就業構造』日本統計協会（昭和四五年）がある。

年齢階級別一五歳以上人口の推移

本調査による年齢階級別一五歳以上人口の推移は第1表に示すごとくである。これによると、四六年調査では一五歳以上人口は、七九四二万人で四三年調査から二八七万人、三・七％増加したが、これは従来の調査における増加率と比べてもっとも小幅な伸びであった。従来の増加率では、四〇年調査の八・〇％がベビーブームを反映してもっとも大きい。年齢階級別にみると、一五～一九歳は四六年調査が八六五万人で四三年調査に比べて一八・一％減少したが、二〇～二四歳は逆に一八・四％上昇した。これは前述のベビーブーム期に出生した者が四〇年調査ではじめて一五～一九歳としてとらえられ、四三年調査まではこの年齢層に属していたものが、四六年調査では二〇～二四歳層に移行したためである。また、四六年調査の四〇～五四歳、五五歳以上の増加率は四三年調査とほぼ同率の八～九％で中・高年齢層の増加がつづいている。

一五歳以上人口の就業・不就業状況

一五歳以上人口七九四二万人を、ふだん仕事をしている有業者[1]と仕事をしていない無業者[2]に分けると、有業者は四三年調査から一六二万人、三・三％増加して五〇六三万（有業率六三・八％）、無業者は二五万人、四・五％増加して二八七九万人（無業率三六・二％）であった。過去の調査との比較は第2表に示すごとくである。男女別にみると、男子の有業者は三一六〇万人で有業率八二・二％、女子は一九〇三万人、有業率で四六・五％であり、男子は有業率が、女子は無業率がそれぞれ高い。有業者のうち仕事がおもなものは男子の場合九八・五％とほとんどを占めるが、女子の場合は約七割に過ぎない。また、無業者では男子の場合通学しているものが五六・九％

第1表　年齢階級別15歳以上人口（調査時現在）の推移（1956～1971年）

		総　数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～54歳	55歳以上
実数（千人）	1956年	60,419	8,169	7,839	7,565	6,573	5,373	13,746	11,036
	1959	64,322	8,485	7,578	7,823	7,552	6,041	14,557	12,158
	1962	67,222	9,036	8,594	8,212	7,782	6,619	14,502	12,477
	1965	72,584	10,772	9,239	8,197	8,094	7,375	15,436	13,471
	1968	76,551	10,561	9,411	8,681	8,410	7,970	16,874	14,643
	1971	79,419	8,650	11,144	8,601	8,425	8,318	18,453	15,829
増減率（%）	1956年	6.5	3.9	△ 3.3	3.4	14.9	12.4	5.9	10.2
	1962	4.5	6.5	13.4	5.0	3.0	9.6	△ 0.4	2.6
	1965	8.0	19.2	7.5	△ 0.2	4.0	11.4	6.4	8.0
	1968	5.5	△ 2.0	1.9	5.9	3.9	8.1	9.3	8.7
	1971	3.7	△18.1	18.4	△ 0.9	0.2	4.4	9.4	8.1
構成比（%）	1956年	100.0	13.5	13.0	12.5	10.9	8.9	22.8	18.3
	1959	100.0	13.2	11.8	12.2	11.7	9.4	22.6	18.9
	1962	100.0	13.4	12.8	12.2	11.6	9.8	21.6	18.6
	1965	100.0	14.8	12.7	11.3	11.2	10.2	21.3	18.6
	1968	100.0	13.8	12.3	11.3	11.0	10.4	22.0	19.1
	1971	100.0	10.9	14.0	10.8	10.6	10.5	23.2	19.9

〔備考〕 総理府統計局『昭和46年就業構造基本調査報告』解説篇，32ページ。

（対無業者）と、過半数をこえているのに対し、女子の場合は家事をしているものが七三・六%と無業者のおもな部分を占めている。

（1）この調査で有業者とは「ふだんの状態として、収入を得ることを目的とした仕事を続けており、七月一日以降も続けていくことになっている者および仕事はもっているが現在は休んでいる者」をいう。無給の家族従業者や内職従事者などもふだん継続して仕事に従事していれば有業者となる。有業者は「仕事がおもな者」と、家事、通学、その他の活動のかたわら仕事をしている「仕事は従な者」とに区分される。有業率とは一五歳以上人口に対する有業者の比率である。

（2）無業者とは「ふだん収入を得ることを目的とした仕事をもっていない者」をいう。すなわち、ふだん全く仕事をしていない者と仕事をしてもときたま臨時的にしかしない者をいう。無業者はふだんの活動状態によって「家事をしている者」、「通学をしている者」、および「その他」に区分される。無業率とは一五歳以上人口に対する無業者の比率である。

年齢階級別有業率の推移

第3表に示すごとく、一五～一九歳の有業率は、男子の場合、三一年調査の五〇・三%がしだいに低下し、四三年調査で一時上昇したものの四六年調査で再び低下し三〇・五%となった。二〇～二四歳は三一年調査の八六・二%から逓減し、一五年間に六・三ポイント低下して八〇%を下回った。これら以外の年齢層にはいちじるしい変化はなかった。

一方、女子の場合、一五～一九歳の有業率の推移は男子の傾向とほぼ同様であるが、三一年および三四年調査の有業率は男子のそれを下回っているのに対し、三七年調査以降は逆に男子を上回っている。また、四〇歳以上の中・高年齢層の有業率は一九六二年から六八年、とりわけ一九六五～六八年にかけて大幅に上昇し、四六年調査では四三年調査の水準を維持している。また、ここには表をあげ

第2表 有業者数の推移（1956～1971年）

		男女計		男		女	
		15歳以上人口	有業者	15歳以上人口	有業者	15歳以上人口	有業者
実数（千人）	年 1956	60,419	39,802	29,023	24,260	31,397	15,542
	1959	64,322	41,330	30,965	25,890	33,357	15,439
	1962	67,222	42,855	32,398	26,881	34,823	15,974
	1965	72,584	44,779	35,051	28,198	37,533	16,581
	1968	76,551	49,006	37,032	30,253	39,519	18,754
	1971	79,419	50,630	38,449	31,598	40,970	19,032
年平均増減率（%）	年 1956～1971	1.8	1.6	1.9	1.8	1.8	1.4
	1956～1959	2.1	1.3	2.2	2.2	2.0	△ 0.2
	1959～1968	2.0	1.9	2.0	1.7	1.9	2.2
	1968～1971	1.2	1.1	1.3	1.5	1.2	0.5

〔備考〕 第1表と同じ，35ページ。

第3表 年齢階級別有業率の推移（1956～1971年）

（単位：%）

		総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～54歳	55歳以上
男女計	1956年	65.9	48.5	76.0	72.6	72.7	74.8	48.4
	1959	64.3	45.4	74.6	71.4	72.0	72.9	47.3
	1962	63.8	43.0	75.6	70.2	72.4	72.5	46.3
	1965	61.7	32.7	73.7	68.8	72.0	73.2	47.2
	1968	64.0	36.9	73.7	68.9	73.3	76.7	49.4
	1971	63.8	31.4	72.4	68.0	72.4	77.1	48.3
男	1956年	83.6	50.3	86.2	95.1	96.6	95.8	70.2
	1959	83.6	46.5	86.0	95.8	97.1	96.3	70.7
	1962	83.0	42.2	84.3	96.8	97.9	96.9	70.3
	1965	80.4	31.4	82.7	97.0	97.8	97.0	71.0
	1968	81.7	35.7	81.0	97.1	97.9	97.0	71.3
	1971	82.2	30.5	79.9	97.2	97.9	97.1	70.0
女	1956年	49.5	46.7	66.4	51.2	52.2	54.8	29.1
	1959	46.3	44.2	64.2	48.1	49.2	51.4	26.0
	1962	45.9	43.8	67.2	44.3	48.0	51.6	25.2
	1965	44.2	34.0	64.8	41.4	46.7	53.3	26.8
	1968	47.5	38.1	66.6	41.5	48.8	59.1	30.9
	1971	46.5	32.3	64.9	39.1	46.9	59.2	30.5

〔備考〕 第1表と同じ，37ページ。

ないが、配偶関係・年齢別女子有業率の推移をみると、上記の傾向は有配偶者、未婚者にいっそう顕著である。

このような年齢階級別有業率の推移は、六〇年代の前半からの若年層の進学率の上昇、および産業・経済の拡大下の労働力の不足によって女子労働の需要が増えたこと、また家事労働の合理化や、世帯規模の縮小による育児期間の短縮などによって、主婦の余暇時間が増大し、就労を容易にしたことから女子中高年者の有業率が高まったことを物語っている。

2　有業者の産業別、地域別構成

産業別有業者の構成

有業者五〇六三万人について産業別構成をみると、第4表に示すごとく、農林業は八二八万人、非農林業は四二三五万人で、全有業者に占める割合はそれぞれ一六・四%、八三・六%となっている。非農林業の内訳では製造業が一三七九万人(二七・二%)、卸売・小売業が九七一万人(一九・二%)、サービス業が七四四万人(一四・七%)と三つの産業が上位を占めており、ついで建設業三九九万人(七・九%)、運輸・通信業の三二三万人(六・四%)、公務の一六八万人(三・三%)、金融・保険・不動産業一五〇万人(三・〇%)となっている。その他の産業および男女別の構成は同じく第4表にみるとおりである。

産業大分類別有業者の推移をみたものが第5表である。農林業は従来の調査においても減少しつづけてきたが、今回の一九・四%の減少は三七年調査のそれを上回る大幅なものであった。非農林業のなかでは建設業の一三・一%の増加がもっとも大きく、公務、サービス、金融・保険が一〇%以上の増加を示した。製造業、卸売・小売もそれぞれ九%内外であり、運輸・通信業の増加はもっとも小幅な五・九%であった。鉱業はいっそう大幅な減少をつづけ、漁業・水産および電気・ガス・水道が一〇%以上の減少を記録した。

製造業、卸売・小売、およびサービス業の三大産業についてさらに細分化し、これらの過去からの推計をみたものが第6表である。まず製造業では軽工業が一九五六年には三四四万人であったのが、一五年間に一三六万人、化学工業は一一四万人から同期間に八五万人の増加であった。これに対し、重工業は二一〇万人から六一二万人へと三倍近くも伸びた。したがって製造業中に占める割合も軽工業は約五割を占めていたのが三割強に低下し、逆に三割程度であった重工業は四割強と比重を大きくした。

卸売業は三四年、三七年の両調査とも二〇%を超す大幅な伸びでその後四〇年、四三年の二回の調査においても一〇%以上の増加であったが、四六年調査では増加率は大きく落ちこんで五・七%となった。一方、飲食店をのぞく小売業の伸びは四〇年調査以前は四～七%台であったが、四三年調査では一六%台に急上昇し、四六年調査では八%台に鈍化したものの卸売業の伸び率を上回った。

対個人・事業所サービス業は三七年、四〇年の両調査ではそれぞれ三・八%、一一・三%の増加であったが、四三年調査では二二・六%と大幅に増加した。しかし、四六年調査では九・五%増にとど

第4表　産業大分類別有業者（1971年）

		総数	農林業	非農林業										
				総数	漁業，水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業，不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道業	サービス業	公務
実数（千人）	男女計	50,630	8,280	42,345	509	210	3,988	13,794	9,710	1,498	3,227	297	7,435	1,677
	男	31,598	3,876	27,718	402	187	3,553	9,023	5,389	843	2,838	263	3,862	1,357
	女	19,032	4,404	14,626	107	23	435	4,771	4,321	655	389	34	3,573	319
構成比（%）	男女計	100.0	16.4	83.6	1.0	0.4	7.9	27.2	19.2	3.0	6.4	0.6	14.7	3.3
	男	100.0	12.3	87.7	1.3	0.6	11.2	28.6	17.1	2.7	9.0	0.8	12.2	4.3
	女	100.0	23.1	76.8	0.6	0.1	2.3	25.1	22.7	3.4	2.8	0.2	18.8	1.7

〔備考〕 第1表と同じ，39ページ。

第5表　産業大分類別有業者の推移（1956～1971年）

		総数	農林業	非農林業										
				総数	漁業，水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業，不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道業	サービス業	公務
実数（千人）	年 1956	39,863	16,095	23,727	636	602	1,871	7,039	5,480	646	1,844	279	4,262	1,069
	1959	41,330	14,886	26,435	628	621	2,103	8,056	6,088	730	2,102	254	4,631	1,222
	1962	42,855	12,340	30,515	587	484	2,544	10,277	6,746	1,004	2,419	254	4,833	1,282
	1965	44,779	11,177	33,603	575	368	2,811	11,230	7,478	1,187	2,740	268	5,433	1,493
	1968	49,006	10,268	38,730	574	297	3,527	12,606	8,925	1,348	3,048	334	6,587	1,485
	1971	50,630	8,280	42,345	509	210	3,988	13,794	9,710	1,498	3,227	297	7,435	1,677
増減率（%）	年 1959	3.7	△ 7.5	11.4	△ 1.3	3.2	12.4	14.4	11.1	13.0	14.0	△ 9.0	8.7	14.3
	1962	3.7	△ 17.1	15.4	△ 6.5	△ 22.1	21.0	27.6	10.8	37.5	15.1	0.0	4.4	4.9
	1965	4.5	△ 9.4	10.1	△ 2.0	△ 24.0	10.5	9.3	10.9	18.2	13.3	5.5	12.4	16.5
	1968	9.4	△ 8.1	15.3	△ 0.2	△ 19.3	25.5	12.3	19.4	13.6	11.2	24.6	21.2	△ 0.5
	1971	3.3	△ 19.4	9.3	△ 11.3	△ 29.3	13.1	9.4	8.8	11.1	5.9	△ 11.1	12.9	12.9

〔備考〕 第1表と同じ，40ページ。

第6表　製造業，卸売・小売業，サービス業の内訳（1956～1957年）

		製造業				卸売・小売業			サービス業			
		総数	うち[1] 軽工業	うち[2] 化学工業	うち[3] 重工業	総数	うち 卸売業	うち[4] 小売業	総数	うち 対個人・事業所サービス業[5]	うち 医療業	うち 教育
実数（千人）	年 1956	7,039	3,443	1,136	2,096	5,480	1,353	3,533	4,262	1,815	560	953
	1959	8,056	3,568	1,298	2,695	6,088	1,640	3,739	4,631	1,752	635	1,037
	1962	10,277	3,957	1,551	4,173	6,746	2,066	3,888	4,833	1,818	667	1,084
	1965	11,230	4,245	1,654	4,663	7,478	2,450	4,179	5,433	2,024	722	1,222
	1968	12,606	4,803	1,906	5,102	8,925	2,847	4,868	6,587	2,482	820	1,353
	1971	13,794	4,802	1,984	6,121	9,710	3,008	5,288	7,435	2,717	961	1,407
増減率（%）	年 1959	14.4	3.6	14.3	28.6	11.1	21.2	5.8	8.7	△ 3.5	13.4	8.8
	1962	27.6	10.9	19.5	54.8	10.8	26.0	4.0	4.4	3.8	5.0	4.5
	1965	9.3	7.3	6.6	11.7	10.9	18.6	7.5	12.4	11.3	8.2	12.7
	1968	12.3	13.1	15.2	9.4	19.4	16.2	16.5	21.2	22.6	13.6	10.7
	1971	9.4	0.0	4.1	20.0	8.8	5.7	8.6	12.9	9.5	17.2	4.0
構成比（%）	年 1956	100.0	48.9	16.1	29.8	100.0	24.7	64.5	100.0	42.6	13.1	22.4
	1959	100.0	44.3	16.1	33.5	100.0	26.9	61.4	100.0	37.8	13.7	22.4
	1962	100.0	38.5	15.1	40.6	100.0	30.6	57.6	100.0	37.6	13.8	22.4
	1965	100.0	37.8	14.7	41.5	100.0	32.8	55.9	100.0	37.3	13.3	22.5
	1968	100.0	38.1	15.1	40.5	100.0	31.9	54.5	100.0	37.7	12.4	20.5
	1971	100.0	34.8	14.4	44.4	100.0	31.0	54.5	100.0	36.5	12.9	18.9

〔備考〕 1)　軽工業……食料品・たばこ製造業，繊維工業，木材・木製品，家具製造業，出版・印刷・同関連産業。
2)　化学工業……パルプ・紙・紙加工品製造業，化学工業，窯業・土石製品製造業。
3)　重工業……鉄鋼業，非鉄金属，金属製品，機械・武器製造業，電気機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，精密機械器具製造業。
4)　飲食店を除く。
5)　修理業を含む。
6)　第1表と同じ，41ページ。

まった。

産業（三部門）別有業者

産業を農林・水産部門（農業、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業）、建設、鉱工業部門（鉱業、建設業、製造業）、その他の部門（卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業、公務）の三部門にまとめてみると、農林・水産部門は八七九万人（全体の一七・四%）、建設・鉱・工業部門は一七九九万人が（全体の三五・五%）、その他は二三八四万人（全体の四七・一%）である。男女別にみると男子はその他の部門が一四五五万人で男子全体の四六・一%、建設・鉱・工業部門が一二七六万人で全体の四〇・四%、農

第7表 欧米諸国における産業（3部門）別就業者の割合

（単位：%）

	農林，水産業部門	建設，鉱工業部門	その他の部門
日　本 (1971年)	17.4	35.5	47.1
アメリカ (1970年)[1]	4.4	32.3[2]	63.3
イギリス (1970年)[1]	2.9	45.0	52.2
イタリア (1970年)[1]	19.6	42.9	37.5
西ドイツ (1970年)[1]	9.0	49.5	41.5
フランス (1970年)[1]	14.1	38.0	47.9

〔備考〕 1) 欧米諸国は O.E.C.D. "Labour force statistics" 1959～1970 による。
2) 電気・ガス・水道業，その他の公益事業を含む。
3) 第1表に同じ，42ページ。

第8表 産業（3部門）別有業者の推移（1956～1971年）

	年	総数	農林，水産業部門	建設，鉱工業部門	その他の部門
実数（千人）	1956	39,863	16,731	9,512	13,580
	1959	41,330	15,514	10,780	15,027
	1962	42,855	12,927	13,305	16,538
	1965	44,779	11,752	14,409	18,599
	1968	49,006	10,842	16,430	21,727
	1971	50,630	8,789	17,992	23,844
年増減率平均（%）	1956～1971	1.6	△ 4.2	4.3	3.8
	1956～1965	1.3	△ 3.8	4.7	3.6
	1965～1971	2.1	△ 4.7	3.8	4.2
構成比（%）	1956	100.0	42.0	23.9	34.1
	1959	100.0	37.5	26.1	36.4
	1962	100.0	30.2	31.0	38.6
	1965	100.0	26.2	32.2	41.5
	1968	100.0	22.1	33.5	44.3
	1971	100.0	17.4	35.5	47.1

〔備考〕 第1表に同じ，43ページ。

林・水産部門が四二八万人で全体の一三・五%となっている。女子の場合は、同じ順序で九二九万(四八・八%)、五二三万（二七・五%)、四五一万（二三・七%）となっている。

この割合を欧米諸国と比較したのが、第7表である。わが国の農林・水産の一七・四%はイタリアよりやや低いが、イギリス、アメリカ、西ドイツに比べてはるかに高い。建設・鉱工業部門の三五・五%はイギリス、西ドイツより一〇ポイント以上も低く、フランスの三八・〇%に近い。また、その他の部門四七・一%は、アメリカより約一六ポイント低く、逆に、イタリアより約一〇ポイントと高く、フランスの比率に近い。

この三部門別有業者数とその比率の推移をみたものが第8表である。農林・水産部門は三一年調査の一六七三万人から八七九万人へとこの間四七・五%の減少であった。年平均減少率は四・二%であるが、この一五年のうち後半の六五～七一年の期間に減少がより大幅になっている。建設・鉱工業部門はこの期間に九五一万人から一七九九万人へと八九・二%増加し、その他の部門では一三五八万人から二三八四万人へと七五・六%増加した。これら両部門の年平均増加率はそれぞれ四・三%、三・八%であるが、その伸び方は表にみるごとく前期・後期で逆になっている。また、有業者中に占めるこれら三部門の構成比の推移も表に示すごとくである。

従業上の地位別有業者

有業者の従業上の地位別構成をみると、第9表にみるごとく、自営業主は九九〇万人で有業者中に占める割合は一九・六%、家族従業者は七〇八万人で一四・〇%、雇用者は三三六五万人で六六・五%を占めている。農非農別および男女別のそれぞれの構成は表に示すごとくである。農林業で自営業主、家族従業者が圧倒的に高いのは指摘するまでもない。非農林業では自営業主が一四・四%、家族従業者が六・八%、雇用者が七八・八%で雇用者の比率は圧倒的に高く、とくに男子の場合は雇用者が八二・四%を占めている。

雇用者の占める割合を欧米諸国と比較すると、第10表のように、アメリカやイギリスにはるかにおよばないにしても、イタリアの六八・三%をさらに下回っている。だが、非農林業雇用者に限ると逆にイタリアを上回っている。

従業上の地位別有業者の推移

従業上の地位別に有業者の推移をみると、第11表のとおり自営業主は三一年調査以降、三七年調査の減少（八・九%減）が若干大きい程度でだいたい一〇〇〇万人前後で目立った動きはみられない。家族従業者は三一年調査の一一六二万人から四六年調査の七〇八万人へと減少しているが、雇用者は一七七〇万人から三三六五万人へと約二倍近くに増大した。表に示すごとく、この期間を一九五六～六五年と六五～七一年の前後二期に分けてみると、家族従業者の減少幅は後期がより小さくなり、雇用者の増加幅は同じく後期に鈍化している。農林業では自営業主、家族従業者ともに後期の減少幅がより大きいが、これは米作の減反政策などの影響を反映するものであろう。一方、非農林業の自営業主および家族従業者は前期においてはともに年平均増加率は一%未満にすぎなかったが、後期は自営業主が三・六%、家族従業者が四・八%と前期を大幅に上回る伸びを示した。雇用者は五〇年代の後期において一年間に五・一%の割合で伸びていたが、後期は一ポイント低下して三・九%の伸びである。

第9表　農非農，従業上の地位別有業者（1971年）

		実数（千人）				構成比（%）			
		総数	自営業主	家族従業者	雇用者	総数	自営業主	家族従業者	雇用者
男女計	全産業	50,630	9,899	7,076	33,652	100.0	19.6	14.0	66.5
	農林業	8,280	3,790	4,202	288	100.0	45.8	50.7	3.5
	非農林業	42,345	6,108	2,874	33,360	100.0	14.4	6.8	78.8
男	全産業	31,598	6,953	1,597	23,047	100.0	22.0	5.1	72.9
	農林業	3,876	2,830	840	206	100.0	73.0	21.7	5.3
	非農林業	27,718	4,122	757	22,838	100.0	14.9	2.7	82.4
女	全産業	19,032	2,947	5,479	10,605	100.0	15.5	28.8	55.7
	農林業	4,404	960	3,361	83	100.0	21.8	76.3	1.9
	非農林業	14,626	1,986	2,118	10,522	100.0	13.6	14.5	71.9

〔備考〕 第1表と同じ，45ページ。

第10表　欧米諸国における雇用者の割合

（単位：%）

	総数	自営業主	家族従業者	雇用者	うち非農林業
日本（1971年）	100.0	19.6	14.0	66.5	78.8
アメリカ（1970年）	100.0	8.9	1.3	89.8	92.4
イギリス（1970年）	100.0	7.4	…	92.6	93.8
イタリア（1970年）	100.0	23.6	8.1	68.3	76.8
西ドイツ（1970年）	100.0	10.9	7.0	82.1	89.1
フランス（1970年）	100.0	22.2		77.8	87.3

〔備考〕 1) O.E.C.D. "Labour force statistics" 1959～1970。
2) 第1表と同じ，45ページ。

第11表　農非農，従業上の地位別有業者の推移（1956～1971年）

		全産業				農林業				非農林業			
	年	総数	自営業主	家族従業者	雇用者	総数	自営業主	家族従業者	雇用者	総数	自営業主	家族従業者	雇用者
実数（千人）	1956	39,863	10,536	11,623	17,703	16,095	5,769	9,599	726	23,727	4,762	2,024	16,941
	1959	41,330	10,766	10,375	20,167	14,886	5,943	8,433	511	26,435	4,823	1,942	19,654
	1962	42,855	9,835	8,867	24,153	12,340	5,127	6,801	413	30,515	4,708	2,066	23,740
	1965	44,779	9,745	8,155	26,879	11,177	4,795	5,985	396	33,603	4,949	2,170	26,484
	1968	49,006	10,003	8,475	30,528	10,268	4,320	5,622	326	38,730	5,680	2,853	30,197
	1971	50,630	9,899	7,076	33,652	8,280	3,790	4,202	288	42,345	6,108	2,874	33,360
年平均増減率（%）	1956～1965	1.3	△ 0.9	3.9	4.7	△ 4.0	△ 2.0	△ 5.1	△ 6.5	3.9	0.4	0.8	5.1
	1965～1971	2.1	0.3	△ 2.3	3.8	△ 4.9	△ 3.8	△ 5.7	△ 5.2	3.9	3.6	4.8	3.9

〔備考〕 第1表と同じ，46ページ。

3　雇用者の状況

年齢階級別雇用者の所得格差

雇用者の年齢階級間の所得格差をみるために（第12表参照）、いま一五～一九歳の平均所得を一〇〇・〇とすると、四六年調査の場合、男子では二〇～二四歳が一三八・九で以下年齢階級が高くなるほどこの率は上昇し、四〇～五四歳では二八九・六と一五～一九歳の約三倍になっている。しかし五五歳以上では三〇歳代の水準近くまで低下して二四八・七となっている。一方、女子は男子のように年齢に関連して所得も上昇する傾向はみられず、四〇～五四歳が一三〇・〇で、二五～二九歳が一二七・二、三〇～三九歳が一二〇・五となっており、年齢間の所得格差は男子に比べて非常に小さい。つぎに三七年調査について年齢間の所得格差をみると男子の場合平均所得がもっとも高いのは四〇～五四歳で三六二・〇で、女子の場合は三〇～三九歳が最高で一六五・八となっており、三七年調査以降男子の年齢間の所得格差は女子より大幅に縮小したことがうかがわれる。

年齢階級別に三七年調査の平均所得を一〇〇・〇として上昇率をみると、第12表下段のとおり四六年調査は男子が二九四・二、女子は三一〇・三となっており、男子より女子の上昇率が若干上回っている。年齢別では男子は一五～一九歳が三三五・八、二〇～二四歳が三一〇・二でいずれも三倍以上になっており、以下年齢が高くなるほど上昇率は小さい。一方、女子は一五～一九歳（三四五・三％）、二〇～二四歳（三二〇・一％）の若年層と四〇～五四歳（三〇五・二％）、五五歳以上（二九四・九％）の中高年齢層の上昇率が高く、しかも男子の当該年齢層の上昇率を上回っている。

有業者の職業別構成

有業者の職業別構成をみると、第13表に示すとおり技能工、生産工程作業者（単純労働者を含む、以下同じ）が一六二三万人でもっとも多く、全有業者中に占める割合では三二・一％となっている。ついで農林・漁業作業者が八七二万人で一七・二％を占め、両職業に有業者の約半数が従事している。また、事務従事者が八二一万人（一六・二％）、販売従事者は六三三万人（一二・五％）が比較的多くの有業者を擁している職業である。その他の職業はいずれも有業者の一〇％以下である。

職業別雇用者の推移

雇用者について三一年調査以降の職業別推移をみると、第14表に示すとおり専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者および事務従事者を合わせた割合は三一年調査の三三・九％であったものが以後上昇して四〇年調査で三七・八％となったが、四三年調査でやや低下し四六年調査ではその水準を維持している。採鉱・採石作業者、技能工、生産工程作業者および単純労働者を合わせた割合は、三四年調査の四六・六％から四三年調査の三七・八％へ逓減してきたが、四六年調査ではほぼ横ばいに転じた。販売従事者、サービス職業従事者などを含むその他の部門の占める割合は三四年調査で一ポイント低下して一八・七％であったが、その後はしだいに逓増し、四三年調査で二五・四％となり、四六年調査でほぼ横ばいであった。

第12表　年齢階級別雇用者の所得格差（1962～1971年）

			総　数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～54歳	55歳以上
年齢階級別格差	男女計	1962年	—	100.0	142.5	205.5	274.8	330.7	304.7
		1965	—	100.0	143.5	200.0	255.4	301.1	283.3
		1968	—	100.0	138.2	193.1	244.8	290.7	270.7
		1971	—	100.0	131.6	180.7	221.6	252.3	229.3
	男	1962年	—	100.0	150.4	208.8	283.9	362.0	313.9
		1965	—	100.0	151.8	206.1	268.0	339.1	299.5
		1968	—	100.0	146.2	198.6	258.1	330.3	291.7
		1971	—	100.0	138.9	185.9	237.0	289.6	248.7
	女	1962年	—	100.0	127.4	152.1	165.8	147.0	135.0
		1965	—	100.0	128.4	144.9	153.4	146.6	130.1
		1968	—	100.0	123.8	136.5	140.6	145.5	123.0
		1971	—	100.0	118.1	127.2	120.5	130.0	115.3
指数	男女計	1962年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		1965	141.1	146.5	147.5	142.5	136.1	133.3	136.2
		1968	192.3	203.9	197.8	191.6	181.7	179.3	181.1
		1971	294.8	338.6	312.7	297.7	273.1	258.3	254.8
	男	1962年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		1965	139.5	143.8	145.1	142.0	135.7	134.7	137.2
		1968	192.7	202.2	196.6	192.3	183.8	184.5	187.9
		1971	294.2	335.8	310.2	299.0	280.2	268.5	266.0
	女	1962年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		1965	148.7	150.4	151.7	143.3	139.2	150.0	144.9
		1968	200.0	208.5	202.7	187.1	176.8	206.4	189.9
		1971	310.3	345.3	320.1	288.8	251.0	305.2	294.9

〔備考〕 第1表と同じ，53ページ。

第13表　職業大分類別有業者（1971年）

		総数	専門的・技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	農林・漁業作業者	採鉱・採石作業者	運輸・通信従事者	技能工，生産工程作業者，単純労働者	サービス職業従事者
実数（千人）	男女計	50,630	3,439	1,637	8,207	6,325	8,717	121	2,339	16,234	3,607
	男	31,598	2,223	1,538	4,489	3,792	4,224	115	2,133	11,545	1,535
	女	19,032	1,216	99	3,718	2,532	4,494	6	205	4,689	2,072
増減率（%）	男女計	3.3	13.4	17.9	9.3	4.6	△ 18.9	△ 34.6	4.3	10.3	15.5
	男	4.4	12.0	17.0	5.7	7.5	△ 19.4	△ 34.3	6.2	10.3	19.5
	女	1.5	16.0	33.8	14.0	0.6	△ 18.4	△ 40.0	△ 12.0	10.1	12.7
構成比（%）	男女計	100.0	6.8	3.2	16.2	12.5	17.2	0.2	4.6	32.1	7.1
	男	100.0	7.0	4.9	14.2	12.0	13.4	0.4	6.8	36.5	4.9
	女	100.0	6.4	0.5	19.5	13.3	23.6	0.0	1.1	24.6	10.9

〔備考〕 第1表と同じ，54ページ。

第14表　職業（3部門）別雇用者の推移（1956～1971年）

		総数	専門的・技術的，管理的職業および事務従事者	採鉱・採石，技能工，生産工程作業者および単純労働者		その他		
				総数	うち技能工，生産工程作業者	総数	うち販売従事者	うちサービス職業従事者
実数（千人）	1956年	17,703	5,996	8,217	—	3,485	1,382	1,349
	1959	20,167	7,005	9,393	—	3,769	1,616	1,465
	1962	24,153	8,448	9,961	7,797	5,668	1,883	1,659
	1965	26,879	10,147	10,233	8,176	6,486	2,295	1,757
	1968	30,528	11,232	11,537	9,438	7,756	2,967	2,155
	1971	33,652	12,396	12,792	11,428	8,460	3,421	2,402
構成比（%）	1956年	100.0	33.9	46.4	—	19.7	7.8	7.6
	1959	100.0	34.7	46.6	—	18.7	8.0	7.3
	1962	100.0	35.0	41.2	32.3	23.5	7.8	6.9
	1965	100.0	37.8	38.1	30.4	24.1	8.5	6.5
	1968	100.0	36.8	37.8	30.9	25.4	9.7	7.1
	1971	100.0	36.8	38.0	34.0	25.1	10.2	7.1

〔備考〕 第1表と同じ，55ページ。

第15表　企業規模別非農林業雇用者（1971年）

		総数	1～4人	5～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	官公庁
実数（千人）	男女計	33,360	2,301	7,802	4,937	3,475	3,003	7,715	4,092
	男	22,838	1,408	5,097	3,283	2,336	2,096	5,726	2,872
	女	10,522	893	2,705	1,654	1,138	908	1,989	1,220
構成比（%）	男女計	100.0	6.9	23.4	14.8	10.4	9.0	23.1	12.3
	男	100.0	6.2	22.3	14.4	10.2	9.2	25.1	12.6
	女	100.0	8.5	25.7	15.7	10.8	8.6	18.9	11.6

〔備考〕 第1表と同じ，58ページ。

企業規模別非農林業雇用者の分布

非農林業雇用者三三三六万人について企業規模別の分布をみたのが第15表である。これによると、規模一～四人の企業に雇われている者は二三〇万人（六・九％）、規模五～二九人は七八〇万人（二三・四％）、規模三〇～九九人は四九四万人（一四・八％）でこれらを合わせた一〇〇人以下の小規模企業に従事している者は一五〇四万人（四五・一％）で半数近くを占めている。企業規模一〇〇～二九九人と企業規模三〇～九九人ではそれぞれ一〇・四％、九・〇％で両者を合わせた中規模の企業に従事する者は一九・四％の割合であり、一〇〇人以上の大規模企業および官公庁にはそれぞれ二三・一％、一二・三％が従事している。男女別にみると、小規模企業に従事している雇用者の占める割合は男子は四二・九％、女子は四九・九％で女子のほうが高く、逆に一〇〇人以上の大規模企業は、男子が二五・一％で女子のそれを六・二ポイント上回っている。また中規模企業は男女とも一九・四％の同率である。

おもな産業における雇用者の企業別分布をみると、第16表のとおり建設業、卸売・小売業、サービス業は小規模企業に、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業は大規模企業に偏しており、製造業は特定規模に偏していない分布である。以上の傾向は男女ともほぼ同様である。

企業規模別非農林業雇用者の推移

非農林業雇用者について三七年調査以降の推移をみると、第17表のとおり四〇年調査における増加率（六二年から六五年にかけての増加率）は一一・六％であったが、三〇～九九人規模は二〇・二％、三〇～二九九人規模が一五・九％といずれも平均を上回る伸びを示した。しかし、四三年調査で三〇～二九九人規模、三〇～九九人規模の伸びは鈍化し、逆に二九人以下の規模と一〇〇人以上の規模での伸びが増大し、平均でも二・四ポイントの上昇であった。増加率は以上のような動向を示したが、規模別構成比の変化は三〇～二九九人規模、三〇～九九人規模は三七年調査以降上昇しているが、官公庁は低下しており、二九人以下、一〇〇人以上の規模はほぼ横ばい気味で推移している。

非農林業雇用者の企業規模間所得格差

非農林業雇用者の企業規模別所得格差を一～四人規模の所得を一〇〇・〇としてみると第18表のとおり、企業規模が大きくなるほど格差が開き、一〇〇〇人以上の規模では一六八・八となっている。だが三七年調査による格差と比較すると企業規模間の所得格差はほぼ一貫して縮小していることがうかがわれる。これを男女別にみると、男子の場合三七年調査において五～九人規模の一一八・〇から一〇〇〇人以上規模の一八八・七であったのが、四六年調査では一一六・三から一五六・一となり、一方、女子の場合三七年調査では一一七・一から一七九・〇、四六年調査では一一七・三から一五五・〇となっており、男女ともに企業規模間格差は縮小した。

つぎに三七年調査の各規模平均所得を一〇〇・〇として四六年調査の比率をみると、第18表下段にみるごとく二九人以下の各規模はいずれも三〇〇以上であり、しかも規模が小さいほど上昇率は高い。また三〇人から九九人における各規模は二九六前後でほとんど同率であり、一〇〇〇人以上の規模はもっとも低く二七四・四となっている。これを男女別にみると、男子の場合一～四人規模が三三一・五であり、企業規模の上昇とともにこの率は低下し、一〇〇

第16表　企業規模，おもな産業別非農林業雇用者の割合（官公庁を除く）（1971年）

（単位：%）

		総　数	1～4人	5～29人	30～99人	100～299人	300人～999人	1000以上
男女計	総数	100.0	7.9	26.7	16.9	11.9	10.3	26.4
	建設業	100.0	13.1	42.6	19.5	8.7	5.8	10.1
	製造業	100.0	3.6	21.2	17.0	13.5	12.7	31.9
	卸売・小売業	100.0	13.7	35.4	16.2	10.8	9.4	14.4
	金融・保険業，不動産業	100.0	4.3	8.6	8.7	8.0	11.6	58.6
	運輸・通信業	100.0	1.5	12.7	14.2	12.1	9.8	49.6
	サービス業	100.0	14.1	33.8	20.7	13.0	8.0	10.1
男	総数	100.0	7.1	25.5	16.4	11.7	10.5	28.7
	建設業	100.0	14.3	42.9	18.8	8.4	5.6	9.9
	製造業	100.0	3.4	19.6	15.6	12.8	12.7	35.7
	卸売・小売業	100.0	11.7	34.7	16.9	11.7	10.5	14.4
	金融・保険業，不動産業	100.0	4.6	9.7	9.2	8.9	14.1	53.4
	運輸・通信業	100.0	1.6	12.8	14.3	12.0	9.9	49.4
	サービス業	100.0	11.8	31.7	21.5	13.6	8.8	12.4
女	総数	100.0	9.6	29.1	17.8	12.2	9.8	21.4
	建設業	100.0	4.4	40.3	24.7	11.2	7.7	11.5
	製造業	100.0	3.8	24.7	19.9	15.0	12.7	23.8
	卸売・小売業	100.0	16.6	36.4	15.1	9.5	7.9	14.4
	金融・保険業，不動産業	100.0	3.7	7.1	8.2	7.0	8.7	65.2
	運輸・通信業	100.0	1.3	11.4	13.6	12.7	9.5	51.3
	サービス業	100.0	16.6	36.2	19.8	12.4	7.1	7.5

〔備考〕 第1表と同じ，58ページ。

第17表　企業規模別非農林業雇用者の推移（1962～1971年）

		総　数	29人以下	30～299人	300～999人	1000以上	官公庁
実数（千人）	1962年	23,740	6,963	5,658	1,845	5,660	3,504
	1965	26,484	7,691	6,555	2,217	6,124	3,757
	1968	30,197	9,148	7,458	2,612	7,104	3,831
	1971	33,360	10,103	8,412	3,003	7,715	4,092
増減率（%）	1965年	11.6	10.5	15.9	20.2	8.2	7.2
	1968	14.0	18.9	13.8	17.8	16.0	2.0
	1971	10.5	10.5	12.8	15.0	8.6	6.8
構成比（%）	1962年	100.0	29.3	23.8	7.8	23.8	14.8
	1965	100.0	29.0	24.8	8.4	23.1	14.2
	1968	100.0	30.3	24.7	8.6	23.5	12.7
	1971	100.0	30.3	25.2	9.0	23.1	12.3

〔備考〕 第1表と同じ，59ページ。

第18表　企業規模別非農林業雇用者の所得格差（1962～1971年）

			総　数	1～4人	5～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上
規模別格差	男女計	1962年	—	100.0	123.3	141.3	154.1	164.5	175.0	211.0
		1965	—	100.0	117.8	132.2	140.0	147.8	155.9	177.0
		1968	—	100.0	120.1	134.6	142.3	148.6	156.3	180.2
		1971	—	100.0	118.8	128.3	132.9	142.0	151.0	168.8
	男	1962年	—	100.0	118.0	132.4	143.2	154.1	163.5	188.7
		1965	—	100.0	113.4	124.1	131.4	138.7	145.6	160.5
		1968	—	100.0	117.4	129.8	137.4	144.1	148.5	165.2
		1971	—	100.0	116.3	126.0	130.7	139.1	144.8	156.1
	女	1962年	—	100.0	117.1	126.7	135.2	140.0	152.4	179.0
		1965	—	100.0	115.6	123.4	125.7	131.1	138.9	155.7
		1968	—	100.0	115.4	121.9	123.2	127.6	133.8	156.6
		1971	—	100.0	117.3	119.8	120.4	127.1	135.8	155.0
指数	男女計	1962年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		1965	140.7	157.0	150.0	146.9	142.6	141.0	139.9	131.7
		1968	191.0	211.6	206.1	201.6	195.5	191.2	189.0	180.7
		1971	292.4	343.0	330.7	311.5	295.8	296.1	296.0	274.4
	男	1962年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		1965	139.2	155.0	148.9	145.2	142.1	139.5	138.0	131.7
		1968	191.6	207.2	206.1	203.1	198.7	193.9	188.2	181.4
		1971	292.5	331.5	326.7	315.3	302.5	299.4	293.7	274.2
	女	1962年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		1965	148.1	159.0	156.9	154.9	147.9	149.0	145.0	138.3
		1968	198.1	217.1	213.8	209.0	197.9	198.0	190.6	189.9
		1971	307.6	341.0	341.5	322.6	303.5	309.5	303.8	295.2

〔備考〕 第1表と同じ，60ページ。

○人以上の規模では二七四・二となっている。一方、女子のそれらは三四一・○から二九五・二となっており、他の規模もすべて男子のそれを上回っている。

以上のことから非農林業雇用者の企業規模間の所得格差は男子の縮小より女子の縮小のほうが大きく、しかも女子の所得の上昇率は男子のそれを上回っていることがみられる。

【参考資料】 (1)総理府統計局『昭和四六年就業構造基本調査報告』解説篇、(2)同『日本の就業構造』(日本統計協会)、(3)労働省『昭和四七年労働経済の分析』、(4)労働大臣官房統計情報部情報解析課「人口・労働力の地域分布とその変動」(『労働統計調査月報』一九七三年二月号)、(5)梅村又次「高度成長下における雇用変動と縁辺労働力」(『日本労働協会雑誌』一九七三年七月号)

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用の動向——就業人口・労働力人口の増勢鈍化／就業構造の変化／非農林部門の産業別就業構造／雇用者の職業別構成／雇用者の企業規模別構成／**景気の回復・過熱化と雇用状況**——景気の回復／労働力需給のひっ迫／失業情勢の緩和／労働力不足の本格化／産業別雇用の動き／企業規模別の入職・離職率の動き／新規学卒者に対する求人状況／技能労働力の需給状況／**雇用構造の変化と労働移動**——産業間労働移動／地域間労働移動の変化／Uターンの増大

概要

一、一九七二年にわが国の就業者数はここ数年の増勢鈍化の傾向をいっそう強めついに前年より絶対数において減少をみるにいたり、その総数は五一〇九万人であった。労働力人口も同じく増勢を鈍化させ、その総数は五一八二万人で前年より四万人、率にして〇・一%増と一九五一年以降最低の伸びであった。労働力率はひきつづき減少して六四・四%となった。完全失業者は七三万人で前年より九万人増加した。産業別にみると農林業就業者は七〇五万人で前年より六三万人の大幅な減少をみた。非農林業就業者は四四〇四万人で前年より五七万人の増加を示した。就業者を第一次、第二次、第三次産業に分けてみると、第一次が七五四万人（一四・八%）、第二次が一八二五万人（三五・七%）、第三次が二五二三万人（四九・四%）であった。就業者を従業上の地位別に分けると自営業者は九四六万人（一八・五%）、家族従業者は七〇六万人（一三・八%）、雇用者は三四五二万人（六七・六%）であり、雇用者の比重がひきつづき増大した。非農林部門の産業別就業構造をみると、運輸通信電気ガス水道および製造業の就業者が減少したのに対し建設業、サービス業、卸・小売・金融保険不動産業の就業者は増加した。雇用者の産業別構成にも同様の変化がみられた。雇用者の企業規模別構成には

基本的な変化はみられなかった。

一、以上は年平均の数値であるが一九七二年後半から日本経済の景気の回復は急速であり七三年前半には景気の過熱状態が現出し、その結果、労働力需給状況も急速にひっ迫の度を加えた。求人倍率は七三年五月に二・一二倍と過去の最高値を記録した。だが雇用需要の回復過程には産業別の不均衡が顕著であり、製造業の立遅れと建設、金融保険等非製造業での雇用の急増が対照的であった。このことは雇用構造の変化が進み、それにともなって産業間労働移動が増加することを予想させるものであった。とくにわが国の経済政策がいわゆる「成長から福祉」へと路線転換を行なうとすればその傾向はいっそう推進されるものと予想される。労働移動の他の局面として同じく地域間労働移動の増大が予想されるが、一九七二年以降注目されたのはいわゆるUターンないしJターン現象であった。

1　雇用の動向

就業人口・労働力人口の増勢鈍化

総理府の「労働力調査」によると、わが国の就業者数は長期的にみて増勢が鈍化する傾向にあるが、一九七二年にはこの傾向はいっそう顕著となり、ついに就業者の絶対数に減少をみるにいたった。就業者数の推移を時期別にみると、一九六五～六八年には戦後ベビーブーム時の出生者が労働力化したこともあり、就業人口の増加率は一・九％という高率を示したが、それ以後新規学卒者の減少等により増勢は鈍化し、六九年～七〇年の伸びは〇・九％程度、七一年には不況の影響も加わりわずか〇・四％の増にとどまった。一九七二年の就業者総数は五一〇九万人であって前年よりも五万人（〇・一％）の減少となった。このように就業者が前年の水準を下回ったのは一九五〇年以来のことである。男女別にみると、男子は三一五三万人で前年より一九万人（〇・六％）増と小幅ながら増加をしているのに対し、女子は一九五六万人で前年より二五万人（一・三％）減少し、増加から減少に転じた前年（二二万人、一・一％減）の水準をさらに下回るにいたった。

このような就業者の減少は主として非労働力人口の増加によっているため、労働力率の低下をともなうことになる。わが国の労働力人口も、就業人口と同様に、長期的にみて増勢が鈍化してきている。一九七二年の一五歳以上人口は八〇五二万人で前年より八一万人（一・一％）増加しているが、労働力人口（就業者と完全失業者の合計）は五一八二万人で前年より四万人、率にして〇・一％と一九五一年以降最低の伸びを記録した。男女別にみると、男子は三二〇一万人で前年より二六万人（〇・八％）増と小幅ながら増加しているのに対し、女子は一九八一万人で前年より二三万人（一・一％）の減と、前年にひきつづき同じ程度の絶対数の減少を示した。

その結果、一九七二年の労働人口比率（一五歳以上人口中に占める労働力人口の割合、労働力率ともいう）は六四・四％と前年に比べて〇・六％低下した。これを男女別にみると、男子は八二・〇％、女子は四七・八％で、前年に比べそれぞれ〇・二ポイント、一・〇ポ

第19表 労働力状態

年月	満15歳以上人口 (A)	労働力人口 総数 (B)	就業者 総数	就業者 農林業	就業者 非農林業	完全失業者 (C)	非労働力人口	労働力率 (B)/(A)	失業率 (C)/(B)
	万人	万人	万人	万人	万人	万人	万人	%	%
1960年平均	6,520	4,510	4,436	1,273	3,164	75	1,998	69.2	1.4
1965年平均	7,287	4,787	4,730	1,046	3,684	57	2,497	65.7	1.2
1970年平均	7,885	5,153	5,094	842	4,251	59	2,723	65.4	1.2
1971年平均	7,970	5,178	5,114	768	4,347	64	2,779	65.0	1.2
1972年平均	8,051	5,182	5,109	705	4,404	73	2,851	64.4	1.4
1972年1月	8,018	5,013	4,929	502	4,425	85	2,986	62.5	1.7
2月	8,016	5,003	4,918	526	4,392	84	2,998	62.4	1.7
3月	8,025	5,117	5,024	651	4,373	93	2,888	63.8	1.8
4月	8,033	5,202	5,124	782	4,342	78	2,808	64.8	1.5
5月	8,040	5,266	5,197	859	4,338	69	2,798	65.5	1.3
6月	8,046	5,259	5,195	821	4,374	64	2,770	65.4	1.2
7月	8,052	5,263	5,198	792	4,406	65	2,768	65.4	1.2
8月	8,062	5,236	5,168	780	4,388	68	2,807	64.9	1.3
9月	8,068	5,233	5,157	785	4,372	76	2,817	64.9	1.4
10月	8,077	5,267	5,203	770	4,434	63	2,797	65.2	1.2
11月	8,085	5,192	5,131	646	4,485	62	2,878	64.2	1.2
12月	8,088	5,136	5,072	551	4,520	64	2,932	63.5	1.3
1973年1月	8,167	5,141	5,061	509	4,552	80	3,006	62.9	1.4
2月	8,175	5,160	5,082	525	4,556	78	2,995	63.1	1.5
3月	8,183	5,240	5,158	595	4,563	82	2,924	64.0	1.6
4月	8,190	5,302	5,228	715	4,513	75	2,865	64.7	1.4
5月	8,199	5,343	5,275	755	4,520	68	2,834	65.2	1.3
6月	8,205	5,395	5,328	748	4,580	67	2,791	65.7	1.2

〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査」。
2) 「労働力調査」は1967年9月から調査方法が一部改正された。このため年平均については改正前数字と比較できるよう補正したものを用いた。
3) 1973年1月から実数には沖縄を含む。

イント低下した（第19表参照）。

年代別・男女別の労働力率についてみると、二五～五四歳の男子の労働力率は九七・三％と高く、一九六七年に九七・〇％となって以来ほぼ同程度の水準を保っている。一方、二五～五四歳の女子の労働力率は一九五九年の五七・三％からゆるやかに推移し、七二年には五三・五％であった。これに対し、一五～二四歳の若年層の労働力率は、男女とも高校または大学への進学率が急上昇しはじめた一九六一～六二年頃から急速に低下し、一九六五年以降男子は六〇％以下、女子は五五％以下の水準で推移してきたが、一九七二年においては、男子五七・七％、女子五〇・七％と前年に比較して男子一・四ポイント、女子二・二ポイントとやや大幅に低下した。他方、高年層の労働力率は低下傾向をたどった。高年層（五五歳以上）の労働力率は、男子で一九六七年以降低下をつづけており、七二年には六七・九％となった。女子の場合は二九・九％と三

第20表　就業者の従業上の地位別構成

（単位：万人）

従業上の地位別		就業者総数	農林業 総数	農林業 自営業主	農林業 家族従業者	農林業 雇用者	非農林業 総数	非農林業 自営業主	非農林業 家族従業者	非農林業 雇用者 総数	非農林業 雇用者 常雇	非農林業 雇用者 臨時	非農林業 雇用者 日雇
総数	1960年	4,436	1,273	456	723	94	3,164	550	338	2,276	2,058	124	93
	1965	4,730	1,046	394	593	59	3,684	545	322	2,817	2,567	145	108
	1970	5,094	842	363	451	29	4,251	614	354	3,277	3,005	162	109
	1971	5,114	768	345	398	25	4,347	611	348	3,381	3,102	170	109
	1972	5,109	705	324	355	23	4,404	622	351	3,425	3,133	175	117
うち	1972年男子	3,153	338	248	71	19	2,815	414	84	2,313	2,182	63	67
	女子	1,956	367	76	284	7	1,589	208	267	1,113	951	112	50
対前年増減（△）	1965年	75	△ 42	△ 11	△ 30	△ 1	118	5	△ 1	114	99	9	7
	1970	54	△ 57	△ 17	△ 38	△ 1	110	1	△ 1	108	103	1	3
	1972	△ 5	△ 63	△ 21	△ 43	△ 2	57	11	3	44	31	5	8
	うち 男子	19	△ 28	△ 20	△ 10	△ 2	47	7	0	40	36	△ 1	4
	女子	△ 25	△ 35	△ 1	△ 33	△ 1	10	4	3	4	△ 4	5	3
構成比（%）	1960年	100.0	28.7	10.3	16.3	2.1	71.3	12.4	7.6	51.3	46.4	2.8	2.1
	1965	100.0	22.1	8.3	12.5	1.2	77.9	11.5	6.8	59.6	54.3	3.1	2.3
	1970	100.0	16.5	7.1	8.9	0.6	83.5	12.1	6.9	64.3	59.0	3.2	2.1
	1972	100.0	13.8	6.3	7.0	0.5	86.2	12.2	6.9	67.0	61.3	3.4	2.3
			(100.0)	(46.0)	(50.4)	(3.3)	(100.0)	(14.1)	(8.0)	(77.8)			

〔備考〕 1)　従業上の地位の区分は，次のようになっている。
「自営業主」—個人経営の事業を営んでいる者。
「家族従業者」—自営業主の家族で，その自営業主の営む事業に従事している者。
「雇用者」—会社，団体，官公庁あるいは自営業主や個人の家庭などに雇われて給料，賃金を得ている者，および会社団体の役員。
「常雇」—雇用期間について別段の定めがないか，あるいは1年をこえる期間を定めているもの，および会社団体の役員。
「臨時」—1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。
「日雇」—日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。
2)　総理府統計局「労働力調査」による。

〇%ラインを割るにいたった。

このように一五～二四歳の若年層および五五歳以上の高年者の労働力率が低下し、逆にいえばその非労働力化が進んだため、非労働力人口は二八五一万人で前年より七二万人（二・六%）の増とやや大幅な伸びを示した。男女別にみると男子は六九三万人、女子は二一五八万人で前年よりそれぞれ一〇万人（一・五%）、六一万人（二・九%）といずれも増加している。

一九七二年の完全失業者（調査期間中に収入をともなう仕事に一時間以上従事せず、就業が可能でこれを希望し、かつ求職活動をおこなった者）は七三万人で、前年より九万人増加した。これは七二年当初の完全失業者の増加を反映したものであり、年央から年末にかけ失業情勢が顕著に好転することは後述のごとくである。

就業構造の変化

一九七二年の農林業就業者は七〇五万人で前年より六三万人（八・二%）減少した。これは前年の減少幅（七四万人、八・八%）をやや下回ったものの一九六五～六九年の毎年三%台の減少や七〇年の六・三%に比べて依然として大幅な減少といってよい。男女別にみると、男子は三三八万人、女子は三六七万人で前年に比べそれぞれ二八万人（七・七%）減、三五万人（八・七%）減といずれも減少であった。農林業就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は三二四万人、家族従業者は三五五万人で前年より二一万人（六・一%）、四三万人（一〇・八%）といずれも大幅な減少であった。雇用者は二三万人であった。これらの構成比をみると農林業就業者を一〇〇として自営業主は前年より一・一ポイント増加して四六・〇%となっているが、家族従業者は五〇・四%で逆に一・四ポイントの減少となっている。雇用者は三・三%で前年と変わっていない（第20表参照）。

これに対し、非農林業就業者は四四〇四万人で前年より五七万人（一・三%）の増加であるが、この増加幅は例年よりも小幅であった前年（九六万、二・三%）よりもいっそう小幅でありいままでの最低であった。男女別にみると、男子は二八一五万人、女子は一五八九万人で前年よりそれぞれ四七万人（一・七%）、一〇万人（〇・六%）といずれも増加しているが、男子の増加幅は一九六九年（四五万人、一・七%増）についで小幅なものであり、女子のそれはいままでももっとも小さかった。非農林業就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は六二二万人で前年より一一万人（一・八%）の増と一九七二年は前年の減少から逆に増加に転じた。家族従業者は三五一万人で前年より三万人（〇・九%）増加している。また、雇用者は三四二五万人で前年より四四万人（一・三%）増加しているが、この増加幅は最近ではもっとも小幅であり、前年の一〇四万人（三・二%）増に比べて伸びなやみがいちじるしかったといってよい。非農林就業者総数を一〇〇としてこれらの構成比をみると、自営業主は一四・一%、家族従業者は八・〇%、雇用者は七七・八%でいずれも前年と変りがなかった（第20表参照）。

つぎに、非農林雇用者を雇用形態別にみると、常雇は三一三万人で前年より三一万人（一・〇%）増加しているが増加幅は小幅である。また、臨時は一七五万人、日雇は一一七万人で、それぞれ前年より五万人（二・九%）、八万人（七・三%）といずれも増加している。非農林業雇用者を一〇〇としてこれらの構成比をみると常雇は〇・二ポイント減の九一・五%、臨時は〇・一ポイント増の五・一%、日雇は〇・二ポイント増の三・四%となっている。

第21表　第1次，第2次，第3次産業別就業者数

(年平均)（単位：万人）

		第1次産業 (1)			第2次産業 (2)			第3次産業 (3)			構成比 (%)			
		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		総数	2) 第1次産業	3) 第2次産業	4) 第3次産業
			増減	増減率		増減	増減率		増減	増減率				
男女計	1965年	1,113	− 36	− 3.1	1,507	+ 40	+ 2.7	2,109	+ 71	+ 3.5	100.0	23.5	31.9	44.6
	1966	1,072	− 41	− 3.7	1,554	+ 47	+ 3.1	2,201	+ 92	+ 4.4	100.0	22.2	32.2	45.6
	1967	1,036	− 36	− 3.4	1,637	+ 83	+ 5.3	2,247	+ 46	+ 2.1	100.0	21.1	33.3	45.7
	1968	988	− 48	− 4.6	1,702	+ 65	+ 4.0	2,307	+ 60	+ 2.7	100.0	19.8	34.0	46.1
	1969	946	− 42	− 4.3	1,740	+ 38	+ 2.2	2,349	+ 42	+ 1.8	100.0	18.8	34.5	46.6
	1970	886	− 60	− 6.3	1,791	+ 51	+ 2.9	2,409	+ 60	+ 2.6	100.0	17.4	35.2	47.3
	1971	814	− 72	− 8.1	1,813	+ 22	+ 1.2	2,480	+ 71	+ 2.9	100.0	15.9	35.5	48.5
	1972	754	− 60	− 7.4	1,825	+ 12	+ 0.7	2,523	+ 43	+ 1.7	100.0	14.8	35.7	49.4
男	1965年	540	− 16	− 2.9	1,039	+ 27	+ 2.7	1,272	+ 40	+ 3.2	100.0	18.9	36.4	44.6
	1966	523	− 17	− 3.1	1,066	+ 27	+ 2.6	1,317	+ 45	+ 3.5	100.0	18.0	36.7	45.3
	1967	503	− 20	− 3.8	1,115	+ 49	+ 4.6	1,339	+ 22	+ 1.7	100.0	17.0	37.7	45.3
	1968	479	− 24	− 4.8	1,172	+ 57	+ 5.1	1,366	+ 27	+ 2.0	100.0	15.9	38.8	45.2
	1969	465	− 14	− 2.9	1,183	+ 11	+ 0.9	1,403	+ 37	+ 2.7	100.0	15.2	38.7	45.9
	1970	436	− 29	− 6.2	1,217	+ 34	+ 2.9	1,433	+ 30	+ 2.1	100.0	14.1	39.4	46.4
	1971	402	− 34	− 7.8	1,243	+ 26	+ 2.1	1,485	+ 52	+ 3.6	100.0	12.8	39.7	47.4
	1972	377	− 25	− 6.2	1,263	+ 20	+ 1.6	1,508	+ 23	+ 1.5	100.0	12.0	40.1	47.8
女	1965年	573	− 20	− 3.4	468	+ 13	+ 2.9	837	+ 31	+ 3.8	100.0	30.5	24.9	44.6
	1966	549	− 24	− 4.2	488	+ 20	+ 4.3	884	+ 47	+ 5.6	100.0	28.6	25.4	46.0
	1967	533	− 16	− 2.9	522	+ 34	+ 7.0	908	+ 24	+ 2.7	100.0	27.0	26.6	46.3
	1968	509	− 24	− 4.5	530	+ 8	+ 1.5	941	+ 33	+ 3.6	100.0	25.7	26.8	47.5
	1969	482	− 27	− 5.3	556	+ 26	+ 4.9	946	+ 5	+ 0.5	100.0	24.3	28.0	47.6
	1970	451	− 31	− 6.4	574	+ 18	+ 3.2	975	+ 29	+ 3.1	100.0	22.5	28.7	48.7
	1971	412	− 39	− 8.6	572	− 2	− 0.3	995	+ 20	+ 2.1	100.0	20.8	28.9	50.2
	1972	377	− 35	− 8.5	562	− 10	− 1.7	1,015	+ 20	+ 2.0	100.0	19.3	28.7	51.9

〔備考〕 1)　総理府統計局「労働力調査」。
2)　第1次産業……農業林業狩猟業漁産水産養殖業　　3)　第2次産業……鉱業建設業製造業　　4)　第3次産業……左記以外の産業

林業就業者数

（年平均）（単位：万人）

卸小売・金融保険不動産業			運輸・通信・電気・ガス・水道業			サービス業			公務		
実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年		実数	対前年	
	増減	増減率(%)		増減	増減率(%)		増減	増減率(%)		増減	増減率(%)
1,008	＋ 29	＋ 3.0	294	＋ 8	＋ 2.8	649	＋ 37	＋ 6.0	158	－ 3	－ 1.9
1,053	＋ 45	＋ 4.5	311	＋ 17	＋ 5.8	682	＋ 33	＋ 5.1	155	－ 3	－ 1.9
1,085	＋ 32	＋ 3.0	316	＋ 5	＋ 1.6	689	＋ 7	＋ 1.0	157	＋ 2	＋ 1.3
1,111	＋ 26	＋ 2.4	329	＋ 13	＋ 4.1	713	＋ 24	＋ 3.5	154	－ 3	－ 1.9
1,133	＋ 22	＋ 2.0	338	＋ 9	＋ 2.7	722	＋ 9	＋ 1.3	156	＋ 2	＋ 1.3
1,144	＋ 11	＋ 1.0	353	＋ 15	＋ 4.4	751	＋ 29	＋ 4.0	161	＋ 5	＋ 3.2
1,178	＋ 34	＋ 3.0	361	＋ 8	＋ 2.3	774	＋ 23	＋ 3.1	167	＋ 6	＋ 3.7
1,197	＋ 19	＋ 1.6	354	－ 7	－ 1.9	797	＋ 23	＋ 3.0	175	＋ 8	＋ 4.8

第23表 産業別就業者数構成比

（単位：%）

年次	全産業	農林業	非農林業	漁業水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸小売金融保険不動産業	運輸通信電気ガス水道業	サービス業	公務
1965	100.0	22.1	77.9	1.4	0.6	6.9	24.3	21.3	6.2	13.7	3.3
1966	100.0	20.8	79.2	1.4	0.5	7.3	24.4	21.8	6.4	14.1	3.2
1967	100.0	19.7	80.3	1.3	0.5	7.3	25.4	22.1	6.4	14.0	3.2
1968	100.0	18.7	81.3	1.1	0.5	7.4	26.4	22.2	6.6	14.3	3.1
1969	100.0	17.8	82.2	0.9	0.5	7.4	26.7	22.5	6.7	14.3	3.1
1970	100.0	16.5	83.5	0.9	0.4	7.7	27.0	22.5	6.9	14.7	3.2
1971	100.0	15.0	85.0	0.9	0.4	8.1	27.0	23.0	7.1	15.1	3.3
1972	100.0	13.8	86.2	1.0	0.3	8.4	27.0	23.4	6.9	15.6	3.4

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」。

以上によって、就業者を第一次産業（農業、林業狩猟業、漁業水産養殖業）、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）、第三次産業（第一次、第二次以外の産業）に分けてみると、第一次産業は七五四万人、第二次産業は一八二五万人、第三次産業は二五二三万人であり、前年に比べて第一次産業は六〇万人（七・四%）の減少、第二次産業は一二万人（〇・七%）の増加、第三次産業は四三万人（一・七%）の増加であり、例年に比べ第一次産業の減少は大幅、第二次産業の増加は小幅、第三次産業の増加は大幅であった。これら三部門の構成比は、第一次産業が一四・八%、第二次産業が三五・七%、第三次産業が四九・四%で、前年より第一次産業は一・一ポイント減、第二次産業が〇・二ポイント増、第三次産業が〇・九ポイント増であった。男女別にみた数値については第21表を参照されたい。

また、全産業の就業者を従業上の地位別にみると、自営業主は九四六万人で全体の一八・五%、家族従業者は七〇六万人で全体の一三・八%、雇用者は三四五二万で全体の六七・六%であった。自営業主は前年より一〇万人（一・〇%）の減少、家族従業者は前年より四〇万人（五・四%）の減少であったのに対し、雇用者は四六万人（一・四%）の増大であった。

第22表　産業別非農

		漁業水産養殖業			鉱業			建設業			製造業		
		実数	対前年 増減	対前年 増減率(%)	実数	対前年 増減	対前年 増減率(%)	実数	対前年 増減	対前年 増減率(%)	実数	対前年 増減	対前年 増減率(%)
男女計	1965年	67	+ 6	+ 9.8	29	− 1	− 3.3	328	+ 20	+ 6.5	1,150	+ 21	+ 1.9
	1966	66	− 1	− 1.5	26	− 3	−10.3	350	+ 22	+ 6.7	1,178	+ 28	+ 2.4
	1967	66	0	0.0	26	0	0.0	359	+ 9	+ 2.6	1,252	+ 74	+ 6.3
	1968	54	− 12	−16.7	27	+ 1	+ 3.8	370	+ 11	+ 3.1	1,305	+ 53	+ 4.2
	1969	47	− 7	−13.0	24	− 3	−11.1	371	+ 1	+ 0.3	1,345	+ 40	+ 3.1
	1970	44	− 3	− 6.4	20	− 4	−16.7	394	+ 23	+ 6.2	1,377	+ 32	+ 2.4
	1971	46	+ 2	+ 4.5	19	− 1	− 5.0	413	+ 19	+ 4.8	1,381	+ 4	+ 0.3
	1972	49	+ 3	+ 6.5	16	− 3	−15.8	431	+ 18	+ 4.4	1,378	− 3	− 0.2

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」。

非農林部門の産業別就業構造

非農林部門のうちおもな産業別に就業者数を前年と比較してみると、運輸通信電気ガス水道熱供給業は七万人（一・九%）減の三五四万人、製造業は三万人（〇・二%）減の一三七八万人でいずれも減少しているが、前年を下回ったのはここ一〇年間ではじめてのことである。また建設業が一八万人（四・四%）増の四三一万人、サービス業が二三万人（三・〇%）増の七九七万人、卸小売金融保険不動産業が一九万人（一・六%）増の一一九七万人といずれも増加している（第22表参照）。この非農林部門における産業別就業構造の年間の変化には注目すべきものがあり、後にふたたび触れることとする。農林業を含めて全産業就業者の産業別構成比は第23表のごとくである。

つぎにおもな産業の雇用者数をみると、同じように前年に比べ製造業の三万人（〇・三%）の減少、運輸通信電気等の九万人（二・六%）の減少に対して建設業の一八万人（五・六%）増、サービス業の一九万人（三・二%）増、卸小売金融保険等の一四万人（一・八%）増が対照的である（第24表参照、雇用者の産業別構成については第25表を参照）。

雇用者の職業別構成

男子雇用者についてみると、技能工、生産工程従事者が全体の三八・二%を占めてその比重がもっとも高く、事務従事者が一六・九%、販売従事者一〇・七%がこれに次ぎ、農林、漁業、採鉱、採石、単純労働などの従事者の割合は低下をつづけている（第26表参照）。

雇用者の企業規模別構成

非農林業雇用者のうち従業員三〇人未満の企業に働く者は全体の三七・〇%を占めてその割合は依然としてもっとも高く、これに従業員九九人未満の小企業雇用者を加えた小零細企業雇用者の比重は五三・八%で全体の過半数を占める。しかし前年に比べてこの規模の企業の雇用者の比率は微増した。これに対して従業員五〇〇人以上の大規模企業に働く雇用者の割合は三〇・〇%であって前年に比べその比率は同じであった。この雇用者の企業規模別構成のパターンは基本的には変わっていない（第27表参照）。一九七一年の不況の雇用面に対

第24表 おもな産業の雇用者数

(年平均) (単位：万人)

		非農林業				建設業				製造業				卸小売金融保険不動産業				運輸通信電気ガス水道熱供給業				サービス業			
		実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業に就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業に就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業に就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業に就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業に就業者に対する割合%	実数	対前年 増減	対前年 増減率%	この産業に就業者に対する割合%
男女計	1965	2,817	+114	+4.2	76.5	268	+17	+6.8	81.7	993	+20	+2.1	86.3	593	+36	+6.5	58.8	287	+11	+4.0	97.6	465	+31	+7.1	71.6
	1966	2,939	+122	+4.3	76.9	286	+18	+6.7	81.7	1,013	+20	+2.0	86.0	640	+47	+7.9	60.8	303	+16	+5.6	97.4	495	+30	+6.5	72.6
	1967	3,025	+ 86	+2.9	76.6	294	+ 8	+2.8	81.9	1,057	+44	+4.3	84.4	667	+27	+4.2	61.5	309	+ 6	+2.0	97.8	495	0	0.0	71.8
	1968	3,114	+ 89	+2.9	76.5	295	+ 1	+0.3	79.7	1,090	+33	+3.1	83.5	691	+24	+3.6	62.2	319	+10	+3.2	97.0	519	+24	+4.8	72.8
	1969	3,169	+ 55	+1.8	76.5	289	− 6	−2.0	77.9	1,116	+26	+2.4	83.0	712	+21	+3.0	62.8	326	+ 7	+2.2	96.4	528	+ 9	+1.7	73.1
	1970	3,277	+108	+3.4	77.1	305	+16	+5.5	77.4	1,144	+28	+2.5	83.1	731	+19	+2.7	63.9	340	+14	+4.3	96.3	558	+30	+5.7	74.3
	1971	3,381	+104	+3.2	77.8	323	+18	+5.9	78.2	1,154	+10	+0.9	83.6	765	+34	+4.7	64.9	348	+ 8	+2.4	96.4	585	+27	+4.8	75.6
	1972	3,425	+ 44	+1.3	77.8	341	+18	+5.6	79.1	1,151	− 3	−0.3	83.5	779	+14	+1.8	65.1	339	− 9	−2.6	95.8	604	+19	+3.2	75.8

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」。

する影響と、景気回復過程における雇用需要の増大において企業規模別に求人の異なる様相が展開されることは後述のごとくである。

2 景気の回復・過熱化と雇用状況

景気の回復 以上に示してきた雇用関係諸指標は、総理府統計局の「労働力調査」の昭和四七年平均結果統計表の数値によるものである。この年平均の数値では事態はスタティックに表わされる傾向があり、現実の雇用情勢の変化、とりわけ一九七二年後半以降から一九七三年前半にいたる景気の急速な回復からさらには〝過熱化〟のプロセスが雇用情勢に及ぼした影響と、そこにみられる構造的特質は示されることがない。本年鑑の一九七三年版八六～九三ページで扱ったごとく、一九七〇年八月からはじまった景気後退は翌年八月のニクソン・ショック、同年一二月の〝円切上げ〟を経て長期的不況におちこみ、その結果製造業を中心に労働力需給が緩和し、労働省の毎月勤労統計による雇用指数は七二年三月

第25表　雇用者の産業別構成比

(単位：万人)

		構成比 %						
		全産業	非農林業	建設業	製造業	卸小売金融保険不動産業	運輸通信電気ガス水道熱供給業	サービス業
男女計	1965年	100.0	97.9	9.3	34.5	20.6	10.0	16.2
	1966	100.0	98.2	9.6	33.8	21.4	10.1	16.5
	1967	100.0	98.5	9.6	34.4	21.7	10.1	16.1
	1968	100.0	98.9	9.4	34.6	22.0	10.1	16.5
	1969	100.0	99.1	9.0	34.9	22.3	10.2	16.5
	1970	100.0	99.1	9.2	34.6	22.1	10.3	16.9
	1971	100.0	99.3	9.5	33.9	22.5	10.2	17.2
	1972	100.0	99.2	9.9	33.3	22.6	9.8	17.5
男	1965年	100.0	98.0	11.6	33.6	18.0	13.0	12.5
	1966	100.0	98.2	12.0	33.1	18.7	13.3	12.7
	1967	100.0	98.5	12.1	33.6	18.8	13.2	12.4
	1968	100.0	99.0	11.8	34.5	18.8	13.0	12.8
	1969	100.0	99.1	11.4	34.4	19.1	13.3	13.1
	1970	100.0	99.1	11.8	34.1	18.9	13.4	13.3
	1971	100.0	99.3	12.1	33.4	19.6	13.3	13.4
	1972	100.0	99.2	12.6	33.2	19.3	12.7	13.8
女	1965年	100.0	97.8	4.4	36.5	26.2	3.4	24.0
	1966	100.0	98.0	4.5	35.4	26.9	3.5	24.6
	1967	100.0	98.5	4.4	36.1	27.7	3.7	23.8
	1968	100.0	98.7	4.4	34.8	28.5	4.2	24.0
	1969	100.0	99.0	4.1	36.0	28.8	3.8	23.6
	1970	100.0	99.1	4.1	35.6	28.6	3.9	24.2
	1971	100.0	99.4	4.1	34.8	28.4	3.9	25.0
	1972	100.0	99.4	4.2	33.7	29.4	3.8	25.3

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」。

第26表　雇用者の職業別構成（男子）

(単位：%)

職業別	1960年	1965年	1970年	1971年	1972年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的，技術的職業	7.9	6.6	6.6	6.6	6.9
管理的職業	5.1	5.8	5.7	6.1	7.1
事務	20.0	19.8	17.4	17.3	16.9
販売	7.2	7.9	10.5	10.9	10.7
農林，漁業	3.2	2.3	1.4	1.3	1.4
採鉱，採石	2.2	1.0	0.4	0.4	0.3
運輸，通信	5.8	8.5	8.9	9.0	8.7
技能工，生産工程従事	} 42.8	34.6	37.6	38.6	38.2
単純労働		8.0	6.0	4.2	4.0
サービス職業	5.8	5.5	5.3	5.5	5.7

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」。

第27表　雇用者の企業規模別構成（非農林業）

（単位：%）

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	30人未満
総数	1960年	100.0	26.2	13.4	16.8	43.6
	1965	100.0	31.0	15.1	17.3	36.7
	1969	100.0	30.2	15.7	16.8	37.3
	1970	100.0	30.1	16.1	16.7	36.9
	1971	100.0	30.0	16.6	16.7	36.4
	1972	100.0	30.0	16.0	16.8	37.0

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」。

には対前年同期比マイナス〇・三を記録し、製造業の雇用指数は同年四月に対前年同期比マイナスで二・九を記録するにいたった。

労働力需給のひっ迫　だが日本経済は公共投資、住宅投資、個人消費支出の伸びをテコに七一年一二月の不況の底から回復し、七二年後半から年末にかけて設備投資や在庫投資の回復がみられるとともに景気は回復過程から上昇過程に入り、その速度も加速化され、また業種別の跛行性も徐々に解消することになった。それにともなって労働力需給もふたたび窮迫へ転ずる気配を示すようになった。毎月勤労統計調査によると製造業の常用雇用指数では七二年七月時点でもなお増加に転じなかったが景気の動向により敏感に反映する残業時間や新規求人の動きにはすでにその徴候が明らかであった。

とくに新規学卒をのぞく新規求人は、季節修正値でみると不況下の七一年一〇～一二月期には前回好況期のピークである六九年一〇～一二月期に比べて約二一%の減少になったが（本年鑑一九七三年版第25表参照）七二年一月以降増加に転じとくに七月以降は増勢が一段と強まった。これに対して新規求職者は同じく七二年一月以降減少に転じ、そのテンポも七月以降しだいに強まった。

このような求人増と求職減によって新規求人倍率（季節調整値）は七二年一～三月の一・三倍台から期を追って上昇し、年末には二・〇〇倍となった（第28表参照）。七三年にはいってもその傾向は衰えず二月のドル切下げと円の変動相場制移行、ならびに景気の過熱化（七三年一月～三月の名目成長率は年率で二五%、実質で一五%といわれる）と物価高騰に対する対策としてとられた数次にわたる金融引締めや財政支出の繰延べにもかかわらず、労働力需給のひっ迫はなおつづき、七三年二月の新規求人倍率は二・〇五、四月には二・一一、五月には二・一二に達し、職業紹介状況報告を開始していらいの最高値を記録するにいたった。

失業情勢の緩和　このような状況にともなって失業情勢は、一般の雇用情勢の変化にはかなり立ち遅れるものの徐々に改善された。労働省職業安定局の「失業保険事業月報」によると失業保険受給者実人員は一九七二年三月の八三万四〇〇〇人をピークにしてしだいに減少して、同年一〇月には四五万人となった。総理府の「労働力調査」による完全失業者数も同じく七二年三月の九三万をピークにしてしだいに減少し、同年一〇月には六三万となった。同年一〇～一二月期の完全失業率（労働力人口占める完全

第28表　新規求職，求人，求人倍率の推移

年　月	新規求職者申込件数 実数	対前年(同月)比	対前月比(季節調整)	新規求人数 実数	対前年(同月)比	対前月比(季節調整)	求人倍率(季節調整)
	件	%	%	人	%	%	%
1972年 1月	451,914	− 0.4	− 3.1	515,401	− 7.3	+ 5.4	1.28
2月	316,712	+ 3.0	+ 1.7	520,308	+ 0.1	+ 4.5	1.31
3月	351,013	− 0.7	− 0.3	566,425	− 2.7	− 0.2	1.31
4月	373,407	− 0.4	—	488,529	− 2.9	—	1.32
5月	387,916	+ 6.0	+ 2.3	472,086	+10.0	+ 5.8	1.37
6月	334,576	+ 1.3	− 1.4	448,727	+11.5	+ 1.6	1.41
7月	296,033	− 6.2	− 3.7	443,574	+11.2	+ 1.6	1.49
8月	298,564	− 0.5	+ 2.6	624,706	+26.3	+10.0	1.60
9月	310,343	− 7.4	− 4.0	639,500	+22.4	− 3.4	1.61
10月	288,952	− 6.4	− 0.3	607,664	+38.5	+ 8.0	1.74
11月	263,687	−11.5	− 2.4	471,373	+39.3	+ 4.5	1.86
12月	468,967	− 9.0	− 0.6	408.539	+54.7	+ 6.9	2.00
1973年 1月	445,688	− 2.0	+ 6.8	800,381	+55.0	+ 6.6	2.00
2月	305,446	− 4.4	− 1.7	774,318	+48.5	− 0.4	2.05
3月	320,176	− 9.8	− 6.1	778,075	+37.0	− 8.2	1.98
4月	333,362	−10.7	− 2.2	691,075	+41.5	+ 4.4	2.11
5月	365,977	− 5.7	+ 8.3	690,757	+46.3	+ 8.7	2.12

〔備考〕 1)　1972年4月以降は沖縄県を含む。ただし1972年4月から73年3月までの対前年同月比欄は沖縄県を除いて計算してある。
2)　「職業安定業務月報」

失業者の割合）は一・二%と過去の好景気局面の平均水準にもどった。一九七二年後半からの失業情勢の急速な改善について労働省の「昭和四七年労働経済の分析」（労働白書）は次のように述べている。

「景気上昇下の失業の改善テンポを過去の景気上昇期と比較してみると、前々回は失業保険受給者数は景気が上昇に向っても、なお、かなりのテンポで増加が続き、また、前回は景気上昇後約半年間は前年比保合いで推移した。今回も前回と基調は変らないが、不況下での増加幅が比較的大きかったこともあり、景気が上昇基調にのった秋以降のテンポは大きく、一〇～一二月期には年率一八%減に達した。四八年に入っても一～三月期は年率一七%減とその基調が続いている」(1)

(1)　労働省『昭和四八年版労働白書』一四～一五ページ。

労働力不足の本格化

さきにみたように一九七三年に入って新規求人倍率は高値を更新しつづけ、景気の過熱状況をまさしく雇用面に反映させることになった。一九七二年後半には、後で述べるように大企業を中心とする製造業では採用手控えの傾向が強く求人の動きは建設業等他産業に立遅れていたが、七三年に入って重化学工業の大企業を中心とした製造業の求人が急速に増大した。労働省が二月現在で行ない、四月に発表した昭和四八年上期（一～六月）の労働力需給の動向を調査した「労働経済動向調査」（全国の製造業の常用労働者一〇〇人以上の事業所と卸・小売業三〇人以上の事業所合計四〇〇〇事業所を対象）によると、労働力不足感のいっそうの強まりが見出された。製造業についてみると、生産拡大にともなって労働力の需要増が一般に見込まれるが、雇用形態別にみた増加の中心は常用労働者で四～六月期では五〇%以上の事業所

が常用労働者の増加を見込んでいた。

このような労働力需要増のなかで新規採用の困難がつづき、これを七三年三月の学卒者の採用内定状況からみると、採用内定者数が前年に比べて増加した事業所は高校卒で四〇%、短大・大学卒の男子（技術系）と女子の各三〇%が高い方で増加事業所数の伸びなやみが目立った。一方、内定者が減少した事業所は中学卒で五〇%など、各学卒とも軒なみ前年同期の内定者数を大幅に下回った。この結果、新規学卒者の充足状況は「各学歴とも充足率が八〇%以上」としたのは一部の大企業に限られ、中小企業では充足率の低い事業所が大半を占めることとなった。そこから中小企業をはじめ軽工業や化学工業では新規学卒者の代わりに中途採用を重視する傾向が強まり、その理由として「新規学卒者の採用難」をあげた事業所は二〇%に達した。

円の変動相場制移行につづき四月から七月までの三次にわたる公定歩合引上げ等の金融引締め、公共事業の繰延べ等総需要抑制政策の効果は徐々に浸透することが予想されるが、それがいかなる時期にかつどの程度労働力需給面に影響するかが問題である。けれども、このような労働力不足の本格化は雇用条件や環境を改善するために有利な状況をつくりだしたことは事実であろう。

産業別雇用の動き

労働省版毎月勤労統計調査の全国調査によって産業別の雇用状況をみると、建設業の九・一%がもっとも大きい伸びを示し、次いで金融保険業（三・五増%）、電気・ガス・水道業（〇・九%増）とこれらの諸産業は前年の水準を上回った。しかし、卸・小売業（〇・四%減）、運輸通信業（二・〇%減）、製造業（二・六%減）、鉱業（一六・四%減）の諸産業は前年の水準を下回った（第29表参照）。とくに製造業が前年にひきつづき減少したことと、鉱業の減少幅が大きかったことが注目された。

製造業を中分類別にみると、輸送機器、石油、石炭などのように増加をつづけている一部の産業をのぞいて全般的に七二年の上半期に落ちこんだ産業が多かった。また、製造業の雇用の回復は景気上昇のテンポからはかなり長期的に立ち遅れた。さきにも触れたように、七二年九月の段階になっても製造業の雇用指数は前年を三%下回っており、建設・金融保険業など非製造業での雇用増と対照的であり、すでに雇用構造が大きく変わりつつあること、すなわち製造業から非製造業へ、重化学工業から知識集約型産業へと雇用の比重が変わり、それにともなって労働移動が高まる傾向を示すものとしてうけとられた。そのような認識と判断が政府の雇用政策の一つの支柱となったことは後述のごとくである（第三部　Ⅱ「雇用政策」を参照）。けれども、短期的にみるかぎり、製造業の雇用需要は一九七二年末から七三年春にかけて急上昇したことはすでに述べたごとくである。

企業規模別の入職・離職率の動き

同じく昭和四七年の毎月勤労統計調査の全国調査によって入職率と離職率を事業所規模別にみると、調査産業計においては、規模五〇〇人以上で一・六ポイント、規模一〇〇～四九人で一・三ポイントの離職超過となっており、また規模三〇～九九人で一・七ポイント、規模五～二九人で二・一ポイントの入職超過となった。

製造業における入職率と離職率をみると、規模五〇〇人以上で二・八ポイント、規模一〇〇～四九人で一・一ポイント、規模三〇～九九人で一・三ポイントの離職超過であった。これに対し五～二九

第29表 常用雇用指数

(1970年平均＝100)

	調査産業計		鉱業		建設業		製造業		卸売，小売業		金融・保険業		運輸通信業		電気，ガス，水道業	
	実数	対前年同期比	実数	対前年同期比	実数	対前年同期比	実数	対前年同期比	実数	対前年同期比	実数	対前年同期比	実数	対前年同期比	実数	対前年同期比
		%		%		%		%		%		%		%		%
1968年	93.8	4.0	128.3	△ 9.7	87.4	4.3	93.6	4.1	93.6	5.2	92.3	5.0	98.1	3.3	97.9	2.5
1969	97.0	3.4	113.3	△ 11.7	93.4	6.9	96.9	3.5	96.8	3.4	95.8	3.8	99.6	1.5	99.0	2.0
1970	100.0	3.1	100.0	△ 11.7	100.0	7.1	100.0	3.2	100.0	3.3	100.0	4.4	100.0	0.4	100.0	0.1
1971	101.1	1.1	85.9	△ 14.1	107.2	7.2	99.9	△ 0.1	102.2	2.2	103.6	3.6	99.6	△ 0.4	100.0	0.0
1972	100.6	△ 0.45	71.5	△ 16.4	117.1	9.3	97.3	△ 2.6	101.8	△ 0.4	107.5	3.5	97.6	△ 2.0	101.1	0.9
1972年1月	99.9	0.3	77.7	△ 17.3	112.6	11.3	97.6	△ 2.1	100.1	2.0	102.9	3.3	98.8	△ 0.9	100.1	1.0
2	99.4	0.2	67.5	△ 17.5	112.5	11.3	97.0	△ 2.0	99.3	1.3	102.6	3.1	98.4	△ 1.2	100.0	1.3
3	99.5	△ 0.3	75.4	△ 16.9	111.9	9.8	96.9	△ 2.3	100.7	0.1	103.3	2.5	98.0	△ 1.4	99.8	0.8
4	101.8	△ 0.1	75.4	△ 16.2	115.2	10.6	98.9	△ 2.9	104.6	△ 0.3	100.8	3.9	98.5	△ 1.8	102.6	2.3
5	101.5	△ 0.5	74.8	△ 15.3	116.2	10.2	98.4	△ 2.9	104.1	△ 0.5	109.5	3.7	98.1	△ 1.6	102.3	2.0
6	101.4	△ 0.6	74.8	△ 13.8	117.2	9.4	98.2	△ 2.8	103.7	△ 0.9	110.0	4.4	97.9	△ 1.7	102.2	1.8
7	101.2	△ 0.8	71.4	△ 16.5	118.4	8.9	97.7	△ 2.9	103.1	△ 1.2	109.0	4.3	97.4	△ 2.1	101.5	1.3
8	100.6	△ 0.8	70.8	△ 15.7	118.5	9.0	97,0	△ 2.9	102.2	△ 0.9	108.3	3.9	97.2	△ 2.1	101.1	0.8
9	100.3	△ 0.8	70.2	△ 14.7	118.5	7.8	96.6	△ 2.8	101.5	△ 1.0	108.3	3.3	97.0	△ 2.4	100.8	0.5
10	100.2	△ 0.6	69.2	△ 13.7	119.4	8.3	96.5	△ 2.4	101.2	△ 1.0	108.2	3.5	96.7	△ 2.6	100.6	0.2
11	100.6	△ 0.6	68.2	△ 13.9	121.0	6.3	96.8	△ 2.2	101.3	△ 0.6	108.0	3.3	97.0	△ 2.3	100.4	0.0
12	100.4	△ 0.5	67.6	△ 13.3	120.6	5.5	96.9	△ 1.7	100.9	△ 0.5	107.1	3.1	97.0	△ 2.1	100.4	0.0
1973年1月	99.8	△ 0.1	65.8	△ 14.8	119.5	5.9	96.5	△ 1.1	99.4	△ 0.7	107.0	4.0	96.2	△ 2.6	101.0	1.0
2	99.4	0.0	64.7	△ 14.3	118.7	5,4	96.3	△ 0.6	98.6	△ 0.6	106.7	4.1	95.9	△ 2.4	100.8	0.9
3	99.7	0.2	61.6	△ 16.6	118.9	6.1	96.6	△ 0.2	100.0	△ 0.6	106.7	3.5	95.6	△ 2.3	101.1	1.5

〔備考〕 1) 「毎月勤労統計全国調査甲調査」
2) 調査産業計はサービス業を除く。

第30表　規模別入・離職率の動き

年期		入職率（%） 500人以上	100～499人	30～99人	5～29人	離職率（%） 500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
調査産業計	1968年 累計	25.0	34.0	39.5	32.1	23.2	31.7	34.4	28.4
	1969 〃	24.7	32.5	36.8	32.1	23.0	30.6	32.8	29.7
	1970 〃	25.7	34.6	39.1	29.2	24.1	32.1	35.8	28.0
	1971 〃	21.1	29.2	36.4	29.5	22.5	29.8	33.0	27.9
	1972 〃	18.2	26.7	31.9	29.1	19.8	28.0	30.2	27.0
	1972年上半期	11.6	15.8	18.1	15.4	11.3	15.6	16.7	14.6
	1972年下半期	6.6	10.9	13.8	13.7	8.5	12.4	13.5	12.4
製造業	1968年 累計	24.7	33.1	34.5	30.8	21.7	29.9	32.7	28.7
	1969 〃	24.5	32.0	32.1	30.2	22.0	28.9	31.3	28.2
	1970 〃	25.3	32.9	34.0	28.7	23.0	29.9	32.2	27.5
	1971 〃	19.3	26.5	28.6	27.3	21.7	28.2	30.3	26.9
	1972 〃	16.0	24.4	26.3	26.4	18.8	25.5	27.6	25.1
	1972年上半期	9.9	14.0	14.8	13.6	10.7	14.5	15.0	13.6
	1972年下半期	6.1	10.4	11.5	12.8	8.1	11.0	12.6	11.5

〔備考〕 1) 労働省『毎月勤労統計調査結果概要』
2) 入・離職率は年間累計
3) 入（離）職率は当月増加（減少）労働者数を前月末労働者数で除した比率。

人の規模では一・三ポイントの入職超過になっていた（第30表参照）。だが、四半期別にみるとたとえば一九七二年一〇～一二月期に五〇〇人以上規模および一〇～四九人規模で入職超過率が高まり三〇～九九人規模では入・離職保合となった。労働省の「昭和四七年労働経済の分析」はこの点について次のように述べている。「このような規模別の動きを前回不況からの景気上昇期と比較すると、五〇～九九人の小規模事業所では前回は弱含みながら入職率が離職率を上回っていたが、今回は景気回復後も入職率の高まりがみられず、入・離職ともその水準は前回に比しかなり低い」(2)

（1）労働省「昭和四八年版労働白書」一三～一四ページ。

新規学卒者に対する求人状況

本年鑑の一九七三年版で述べたように、一九七二年三月の新規学卒者に対する求人は、ドル・ショック、円切上げ等による不況感の浸透のもとで新規採用抑制や学卒求人の取消しが行なわれたなどの事情もあり、求人倍率の低下が目立った。ところが一九七三年三月卒の学卒者の求人（見込）は、景気が上昇局面にはいっているにもかかわらず、ふたたび前年の水準を下回ったことが注目された。すなわち、労働省が一九七二年一一月に発表した「来年三月新規中学・高校卒業予定者の求職と求人の見込状況」によると、中卒の求人見込み数は六二万九〇〇〇人で七二年春の実績に比べて一四・七%の減、高卒の求人見込み数は一七四万人で二・五%減といずれも減少した。この調査の結果によると、七三年三月の中卒予定者は一五三万六〇

〇〇人で、このうち職安の紹介による就職希望者は九万九〇〇〇人で七二年三月の実績に比べ二七％の大幅な減少である。一方、中卒者に対する求人も上述のように減少しているが就職希望者の減少幅がより大きいため、求人倍率は六・三四倍と七二年春の五・四三倍を上回った。

高卒については、卒業予定者が一三二万八〇〇〇人で、このうち職安の紹介による就職希望者は五五万九〇〇〇人と七二年春の実績に比べ二・四％減っている。これに対する求人見込み数は上述のごとく減少したので求人倍率は七二年春と同じ三・一一倍である。

このように進学率の上昇（中卒者の高校進学希望者ははじめて九〇％台を突破した）、就職希望者の減少によって中卒者はまさに「高嶺の花」となった。高卒者の被雇用希望者も全体の四四・四％の五九万人となったから、彼らも〝金の卵〟である事実に変りはない。けれども、これら新規学卒者に対する求人が景気上昇局面であるにもかかわらず、三年連続して減少した事実は注目すべきものであり、これについて労働省の「昭和四七年労働経済の分析」は次のような解釈を行なっている。

「……これは①学卒求人の主体である大企業では求人計画を立てる四～六月期において景気がまだ本格化していなかったこと、②産業別には繊維・機械など従来求人数の多かった業種で国際通貨情勢の変化などにより求人が控え目であったこと、③中小企業などでは、最近の新規学卒者の減少により充足率、定着率がともに低い学卒求人をあきらめ、他企業からの離職者を採用しようとする傾向が強まっていることなどによるものとみられる」(1)

(1)　労働省「前掲書」五ページ。

技能労働力需給状況

労働省職業訓練局の「技能労働力需給状況調査」によると、一九七二年六月一日現在の技能労働力の不足数は約一二五万人、不足率は一三・四％であって、不足数・不足率ともに前年（一三六万、一四・九％）を下回った。前年の一九七一年六月現在の数値も前々年のそれを大きく下回っていたから、ここ二年つづいて技能労働力の需給がやや緩和したことを示しており、景気後退による生産活動の停滞、とりわけ製造業のそれがこのような傾向をもたらしたということができる。産業別にみると製造業（八四万人）、建設業（二四万人）、運輸通信業（九万人）などでなお不足の絶対数は多く、また事業所規模別には、一〇〇〇人以上の不足率（不足数／技能労働者数×一〇〇）が一・九％であるのに対して、三〇～九九人規模一六・一％、五～二九人規模二六・八％と、規模の小さい事業所ほど不足率が高いことは従前と同様であった。この技能労働力の不足は、一九七二年後半からの労働力需給のひっ迫度の深化にともなってふたたび絶対数においても、不足率においても高くなったことはとうぜん予想されるところである。

3　雇用構造の変化と労働移動

産業間労働移動

景気の回復とともにふたたび労働力不足が深刻化するなかで、労働市場の内部に構造変化が顕

著になりつつあることはすでに述べた。それは製造業から非製造業への雇用量の比重の推移に端的に表わされる。少なくとも製造業での雇用量は景気回復後もかなり長期にわたって停滞的であり、その増大への再転換は非製造業に比べてはるかに立ち遅れていた。製造業での雇用需要の回復が立ち遅れたことの背景としては、①製造業とくに重化学工業での生産の量的拡大についての見通し難、したがって求人抑制の必要、②ここ数年ひきつづいた春闘における大幅賃上げと今後の賃金上昇圧力の強化の予想に立って労務費を抑えるために省力化・合理化を推進させる必要などが指摘されてきた。他方、財政主導型経済への転換による公共投資の増大は建設業等の労働力需要を増大させるとともに、〝成長から福祉へ〟の経済路線の転換による社会福祉、サービス関係の労働力需要の増大、さらには消費需要の増大にもとづくレジャー産業や卸・小売業の雇用量の増大も予想されている。また、製造業内部においても重化学工業から知識産業への雇用構造の比重の推移が見込まれている。

このような産業構造の変化が進み、しかも新規労働力の供給源のなかで新規学卒者の比重が継続的に低下することによって、労働移動が増加する可能性は大きい。とくにこれまでの労働移動は農林業から非農林業への移動が大きな役割を果たしていたが、供給源である農林業就業者の割合が減少し、しかもその年齢構成が労働移動の志向性の低い高齢層へ移るとなれば、非農林産業内部での産業間労働移動が増大し、それにともなって職業間、職種間労働移動や企業間労働移動も増大してきている。

このような産業構造の変化にともなう労働移動は地域間労働移動と不可分の形で行なわれてきた。高度経済成長の過程で大都市地域への人口と産業の過度な集中が進み、全国の一五歳以上人口に占める三大都市圏の人口の割合は、一九五六年に四〇%だったものが一九七一年には四九%になった。国土のわずか二%にすぎない東京、大阪、愛知の三県に人口の四分の一、工業生産の三分の一が集中した。このため大都市地域と地方との雇用格差や賃金格差がきわめて大きくなった。そのことはさらに大都市圏へむかっての労働移動を促進してきた。

地域間労働移動の変化

だが、近年において、とりわけ一九七二年に注目を浴びるようになった現象は、大都市における公害、住宅等の過密問題の深刻化や工業再配置と地方進出によって大都市地域における労働力の流入率がしだいに鈍化し、頭打ちから低下にむかったのに対して、労働力の流出率が逆に増加しつつあることである。一方、北海道、東北、四国、九州等のいわゆる供給地域では、流出率が低下して流入率が増加している(第31表参照)。その背景には、大都市圏への流入の大半を占める新卒就職者数の減少、三大都市圏以外での産業発展にともなう雇用機会の増大や、地元出身者の採用確保の努力、および三大都市圏における過密の進行と生活環境の劣悪化などがあげられる。

労働省の「昭和四七年労働経済の分析」(労働白書)はこの三大都市圏からその他圏域への移動の具体的な形態として、①地方から大都市へ流入した労働者が、大都市の企業を退職し出身地域に戻るいわゆるUターンの増加、②工場などの地方移転による従業員の移動や地方進出企業への転勤の増加、の二つの形態をあげ、それぞれの実態を検討している。(1) このうち、とくに力点をおいているのはいわゆるUターン現象である。

第 31 表　労働力の地域別流出入状況（規模 4 人以上）

（単位：%）

地域	流入率 1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	流出率 1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年
北海道	4.0	6.2	4.7	3.9	4.1	5.0	6.2	11.7	10.4	13.0	16.1	19.4	24.0	18.8
東北	3.1	3.4	3.5	8.9	9.6	8.4	10.6	33.3	35.8	36.9	34.0	36.7	38.7	35.2
北関東	6.7	6.3	6.0	13.0	12.9	13.2	14.7	20.6	18.6	17.3	20.1	21.4	18.1	20.8
南関東	22.1	19.3	21.6	23.4	25.0	25.3	21.9	3.4	3.7	4.4	9.2	9.6	9.8	10.7
北陸	5.5	5.3	4.9	9.5	10.1	10.6	11.2	26.5	21.6	21.2	26.0	23.9	19.8	19.2
東海	24.0	21.8	20.5	24.6	25.6	23.7	22.3	6.7	6.1	6.3	11.2	11.3	11.1	12.5
近畿	16.8	20.5	21.3	29.1	27.4	29.8	31.4	19.4	17.1	18.9	33.2	33.8	36.8	34.3
京阪神	24.5	20.6	20.8	24.3	24.0	21.6	22.4	4.0	4.2	5.2	9.9	9.9	10.3	12.3
山陰	4.3	3.4	6.2	13.2	15.7	13.6	14.6	52.1	51.4	43.9	38.5	40.9	32.4	27.3
山陽	7.5	9.0	9.6	16.2	16.0	16.9	17.9	16.0	15.3	13.6	16.6	18.9	14.6	13.2
四国	1.6	3.0	3.7	8.7	9.7	10.7	10.7	29.3	33.3	31.8	26.7	26.6	24.7	21.4
北九州	3.4	4.0	4.0	9.7	10.1	9.1	10.2	28.0	26.2	22.8	25.5	26.0	25.9	24.3
南九州	3.4	4.8	5.2	14.3	11.5	12.3	14.6	46.1	44.0	42.3	51.6	50.9	48.7	38.1

〔備考〕 1)　労働省『雇用動向調査』。

2)　流出率：$\frac{C}{A+C}\times100$　　流入率：$\frac{B}{A+B}\times100$

A：当該地域から当該地域に就職した者
B：他地域から当該地域に就職した者
C：当該地域から他地域に就職した者

（1）労働省、「前掲書」八四～九九ページ。

Uターンの増大

「労働白書」は、このUターン現象の増大を、地域間人口移動の中心である若年男子の動向についての「国勢調査」の結果によってとらえている。すなわち、一九五五年に二〇～二四歳であった男子の数と五年後の六〇年に五歳上の二五～二九歳であった男子の数を府県別に対比すると、東京・神奈川等の「南関東」や大阪・兵庫の「京阪神」では、後者が前者をそれぞれ三万人、六万人上回っており、大都市圏への若年層の流入が進む一方、その他の地域では、たとえば東北・九州ではそれぞれ三万人・四万人の減となっていて流出がみられた。

「これに対し、同一年齢集団について四〇年から四五年の状況を見ると、南関東、京阪神ではそれぞれ九万人、二万人の流出に転じた一方、北海道、福岡を除くすべての県で流入に変ったことが注目される。

また、『雇用動向調査』によると、その他の地域から三大都市圏へ流入した者に対する出身県へ戻ったものの割合は一〇・六%で四五年の九・二%に比べ上昇している」。このようなデータをさらに補強するために「労働白書」は山形県、熊本県、島根県、新潟県、栃木県の各県独自の調査を引用し、このUターンの傾向およびUターンを行なった労働者の動機などについての論及を行なっている。

そのうち注目される論点の一つはUターンの理由にみられる最近の傾向である。すなわち「Uターンの理由としては、出身地のプル要因と都市地域のプッシュ要因とがあるが、最近は、都市側のプッシュ要因が増大していること」であり、たとえば山形県の四七年一月調査によると「将来のことを考えて郷里に落着くことにした」

(二〇%)、「よい職場がふえた」(五%)など、地方側の要因、いわば吸引力をあげる者は二五%、「都会生活がいやになった」(一三%)、「職場が不安定、労働条件が悪い」(一二%)など都市側要因、いわば、押し出す力をあげるものが二五%となっており、その他では、家庭の事情をあげるものが二二%である。

だが、大都市から出身地への労働移動はかならずしもUターンをよぶことができるものばかりではない。「労働白書」もこの点についてつぎのように述べている。「なお、Uターン者には、出身市町村に戻るものだけではなく、とくに出身地が山村で優良な雇用機会のない場合には、前記Uターン理由からうかがわれるように出身地近くの雇用機会の豊富な地方都市に還流するケースが多いと思われる。……Uターン労働者は、山村地域に還流しているのではなく、出身県内においても、雇用需要のある地域に戻っていることを示している」。つまり、出身の過疎地帯にまで戻るようなUターンではなく、出身県の中核都市へ戻るいわゆるJターンと呼ぶべき現象が展開しているわけである。このことは自治省が一九七三年七月初めに発表した昭和四八年三月末が住民基本台帳による人口動態調査によっても裏づけられた。この調査の報告は都道府県段階の過疎化・過密化現象に頭打ち状態が生ずる一方、地方中核都市への人口集中が新たな傾向として出てきたことを指摘している。そのような傾向の理由として、①青年たちの意識が少しずつかわり、郷土づくりに魅力を感じるようになった、②地方中核都市の発展で青年たちの働く場所ができつつあること、などをあげ、地域内労働移動の誘因にとって良好な雇用機会の存在を重視して、その意味でUターンよりもJターン現象こそが新しい傾向ととらえている。

Uターンと Jターンのいずれが適切な表現であるにせよ、問題はこのような地域間労働移動の新しい流れが従来の大都市集中への流れにどの程度代替し、かつ定着化するか、そのための環境や条件はいかなるものかということであろう。雇用機会の格差、賃金および所得水準の格差、文化教育水準の格差、社会福祉サービスの格差等が今後の地域開発や工業再配置等を通じてどの程度克服されるかが課題であろうが、ともあれ地域間労働移動の新しいパターンがつよく意識化されるようになったことは一九七二〜七三年の労働市場における一つの特徴であろう。

【参考資料】(1)総理府統計局『労働力調査』、(2)同『事業所統計調査』、(3)同『昭和四六年就業構造基本調査・解説篇』、(4)労働省『毎月勤労統計調査』、(5)同『労働経済動向調査』、(6)同『雇用動向調査』、(7)同『技能労働力需給状況調査』、(8)同『職業安定業務統計』、(9)同『昭和四七年労働経済の分析』、(10)労務行政研究所『労働統計調査月報』

Ⅲ　賃金と労働時間

概要□賃金＝賃金水準と分配率：名目賃金の上昇／春季賃上げ額と率／実質賃金／分配率の動向／企業間賃金構造：産業別賃金格差／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内賃金構造：労働者種類別賃金格差／男女別賃金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態：給与構成比率／規模別基本給体系／定期給与と臨時給与および賃金不払の状況／**労働時間**＝労働時間の動向／週休二日制／夏季休暇／交替制

概　要

一、一九七二年の賃金は、前年に対する現金給与総額の上昇率でみると、調査産業計で一五・九％となっている。一九六〇年代にはいって加速的に上昇してきた賃金水準も、七一年には不況の影響によって一四・五％と上昇率が鈍化したが、七二年においても夏頃までつづいた不況のため上昇率がやや高まる程度にとどまった。すなわち七一年八月のドル・ショックによって顕在化した不況の影響によって労働力需要が減退し、その結果賃金水準の上昇は停滞したが、七二年後半になると景気は回復し、一般求人倍率もしだいに高まるにつれて賃金にも上昇傾向が現われた。

一、七二年における労働組合の春季闘争における賃上げ率は一五・〇％であり、額で上がり、率で下がるという七一年と同様のパターンをとった。しかし七三年の春闘における賃上げ率は二〇・一％に達し、ふたたび額・率ともに上昇するパターンをとることになった。このような大幅賃上げが実現した理由は、第一にインフレーションの高進、第二に企業の利益の増大、第三に一般求人倍率の上昇の三つをあげることができる。

一、七二年上期においては不況の影響が残って企業の売上げ高も伸びなやみ、そのため生産性の上昇も七一年につづいて停滞した。

そのため企業の付加価値額構成比において人件費率は上昇し、純利益率は低下した。

一、企業間賃金構造をみると、産業別賃金格差、規模別賃金格差、地域別賃金格差はいずれも若干縮小している。

一、企業内賃金構造をみると、まずホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差は、鉱業、製造業とも若干縮小し、現金給与総額における男女別格差もやや縮小した。六一年以降の年齢別賃金格差の縮小は、めざましいものがあったといってよい。

一、産業別の給与構成比率は、七一年において職務給・職能給などの仕事給の比率が増加していることが目立つ。しかし一方において総合決定給の比率もやや増加している。七〇年に比率が増加した属人給は、七一年には比率が低下した。出来高給、割増給などの業績給の比率はますます減少している。規模別にみると、従来中小企業における仕事給の導入比率は低かったが、徐々にその比率を高めつつある。

一、七二年における臨時給与の動向をみると、前半は不況の影響を受けたため夏季の臨時給与の増加は少なかったが、後半には景気が回復したため、年末の臨時給与の伸びはいちじるしいものがあった。賃金不払件数、差引き不払金額はともに減少する傾向を示している。

一、七二年における調査産業計の平均総実労働時間は、一八四・七時間で、前年よりも〇・五%の減少となった。前年において減少の顕著であった所定外労働時間は、七二年においては若干減少する程度にとどまった。労働時間を規模別にみると、総実労働時間は、企業の規模が小さくなるほど長くなり、所定外労働時間は企業の規模が小さくなるほど短くなっている。

一、なんらかの形で週休二日制を採用する企業は、七一年の六・五%から、七二年の一三・二%に倍増している。とくに一〇〇〇人以上の大企業では週休二日制を実施している企業が五二%に達し、その適用を受ける労働者も六三%となっている。

1　賃　金

1　賃金水準と分配率

名目賃金の上昇　一九七二年の名目賃金の平均は、労働省「毎月勤労統計調査」の現金給与総額、調査産業計九万八五二八円、製造業九万三六二七円であり、前年に対する上昇率は、前者が一五・九%、後者が一五・六%となっている。一九六〇年代にはいって加速的に上昇してきた賃金水準も、七一年には不況の影響によって調査産業計で一四・五%と上昇率において若干鈍化したが、七二年においても夏頃までつづいた不況のため上昇率がやや高まる程度にとどまっている。

七一年から七二年度なかばにかけての不況は、なによりも雇用情

勢に対して大きな影響を与え、七二年前半までは「労働力調査」による非農林雇用者数は、一・二%程度の増加にとどまっている（一九六五年～七一年平均の増加率三・一%）。しかし七二年後半には景気の回復にともなって雇用は増勢に転じ、一〇～一二月期には一・六%増となった。また景気後退期に採用を決定した七二年三月の新規学卒の求人倍率は減少し、中学卒五・五倍（七一年、六・八倍）、高校卒三・二倍（七一年、四・〇倍）となっている。このような七二年前半における労働力の需給緩和は、賃金水準を規定する春闘の賃上げ率を低目におさえる結果をもたらし、七一年につづいて七二年においても賃金水準の上昇にブレーキをかけることになった。

しかし七二年後半になると景気の回復にともなって製造業や運輸通信業における五〇〇人以上の大企業で求人の増加がみられるようになり、そのため労働力の需給は、ふたたびひっ迫の傾向を示すようになった。したがって一時低下した新規学卒をのぞく一般求人倍率もしだいに上昇し、四五～四九歳の中高年齢層でさえ求人倍率は一を上回るにいたった。このような労働力の需給ひっ迫が、七三年春闘における賃上げ率を高めた一つの要因であるといってよい。

初任給の上昇率を第32表によってみると、規模計では男子中学卒一四・五%、高校卒一四・七%であり、前年の中学卒二〇・三%、高校卒二〇・一%に比べるとかなり下回っている。このように初任給上昇率が停滞したのは、いうまでもなく新規学卒の求人倍率が低下したためである。また七二年における現金給与総額の上昇率は一五・九%であったから、六八年以降はじめて初任給上昇率が、現金給与総額の上昇率を下回ったことになる。また男子の場合、中卒・高卒ともに一九六八年以降最低の上昇率となっている。初任給上昇率を規模別にみると（第32表）、男子中学卒は一〇〇～四九九人の上昇率がもっとも高く（一二・八%）、ついで三〇～九九人（一一・〇%）の順で、五〇〇人以上の大企業の上昇率がもっとも低い。また男子高校卒、女子高校卒も同様の傾向がみられるが、女子中学卒は、三〇～九九人の上昇率がもっとも低い。

春季賃上げ額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃上げ額および賃上げ率を労働省労政局調べによってみると七二年の賃上げ額は、九九〇四円、賃上げ率は一五・〇%となっている。七一年の賃上げ額は九五二二円、賃上げ率は一六・六%であったから、七二年は七一年と同様に額で上がり、率で下がるというパターンをひきつづきとることになった。賃上げの状況を産業別にみると、賃上げ率の高かった組合は、印刷一九・三%、電気機器一七・二%、機械金属一七・一%、造船一六・七%などであり、賃上げ率の低かった組合は、鉄鋼九・九%、石炭一一・二%、電力一二・七%、パルプ・紙一三・二%、セメント一三・六%、公企体等一三・六%などである。このような傾向は、前年とほぼ同様である。

七三年春闘における賃上げ額は、労政局調べによると一万五一五九円、賃上げ率は二〇・一%であり、ふたたび額・率ともに上昇するパターンをとることになった。一九六五年以降最高の賃上げとなった理由は、第一にインフレーションの高進をあげることができる。すなわち七二年半ば以降それまで比較的安定していた卸売物価が急激に上昇し、さらに消費者物価も七三年四月における東京都の指数は対前年同月比で一〇・一%を示した。第二に日本経済新聞社の七三年三月期決算調査によると、前年九月期に比べ、売上げで一

第32表　初任給上昇率（製造業）

（単位：%）

規模	年	男子 高校卒	男子 中学卒	女子 高校卒	女子 中学卒
計	1968/1967	15.8	15.0	14.4	17.3
	1969/1968	16.3	17.9	17.4	16.5
	1970/1969	18.5	19.3	18.5	16.6
	1971/1970	20.1	20.3	20.1	17.7
	1972/1971	14.7	14.5	16.4	15.8
五〇〇人以上	1968/1967	14.8	14.9	15.2	13.3
	1969/1968	16.3	18.7	17.3	16.7
	1970/1969	19.3	17.8	22.0	17.6
	1971/1970	19.9	24.8	19.1	17.1
	1972/1971	14.3	10.8	15.2	15.7
一〇〇～四九九人	1968/1967	14.3	15.9	14.3	14.0
	1969/1968	16.5	17.4	16.6	16.4
	1970/1969	17.8	21.0	19.5	17.2
	1971/1970	20.7	23.1	20.0	17.2
	1972/1971	15.1	12.8	17.6	16.5
三〇～九九人	1968/1967	13.7	14.1	12.6	12.4
	1969/1968	16.7	19.8	18.5	17.5
	1970/1969	15.4	24.0	13.5	18.6
	1971/1970	20.4	23.0	20.3	19.6
	1972/1971	14.9	11.0	16.2	12.0

〔備考〕　労働省職業安定局「新規学卒者初任給調査」による。

四・五%、経常利益で四〇・四%、税引き利益で二六・五%の増加となり、企業の賃金支払能力はいちじるしく増加した。第三に、景気の本格的な上昇にともなって労働力需給は一段とひっ迫し、七二年一二月における一般職業紹介（新規学卒をのぞく）の有効求人倍率は、一・四三となり、これまでの最高である七〇年前半とほぼ同じ水準となった。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると（第33表）、七二年には調査産業計で一〇・九%、製造業で一〇・五%の上昇となっている。前年はそれぞれ七・九%、七・二%の上昇であったから、前年よりも上昇率は高まったことになる。名目賃金の上昇率が低かったにもかかわらず、実質賃金の上昇率が高くなったのは、消費者物価が七二年のはじめから、落ちついた動き

第33表　調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移

（現金給与総額，1970年＝100）

年月	調査産業計				製造業			
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1960年平均	32.1		56.7		31.1		54.9	
1965年平均	52.5		68.4		50.3		65.6	
1970年平均	100.0	17.0	100.0	8.7	100.0	17.6	100.0	9.3
1971年平均	114.5	14.5	107.9	7.9	113.7	13.7	107.2	7.2
1972年平均	132.7	15.9	119.7	10.9	131.4	15.6	118.5	10.5
1972年1月	96.0	13.1	89.1	9.1	95.6	14.5	88.7	10.3
2月	92.9	13.6	85.9	9.1	92.1	13.7	85.1	9.1
3月	99.3	14.7	90.9	9.1	93.4	14.9	85.5	9.3
4月	99.0	15.4	89.8	10.5	95.8	15.0	86.9	10.0
5月	101.0	16.8	91.2	11.4	101.1	17.4	91.3	12.0
6月	173.6	17.1	156.8	12.1	162.0	14.4	146.3	9.5
7月	181.1	14.8	164.2	9.8	198.1	13.5	179.0	8.6
8月	114.1	10.5	102.2	4.6	114.0	10.8	102.2	4.9
9月	109.7	18.6	97.8	14.8	105.4	15.3	93.9	11.5
10月	107.5	13.9	95.1	9.6	105.3	15.8	93.2	11.6
11月	111.1	15.6	98.8	10.8	111.0	17.1	98.7	12.2
12月	305.9	19.5	269.8	13.6	303.1	19.7	267.3	13.7

〔備考〕 1)　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2)　賃金指数の基準年次100は賞与支給月を含めて平均したものであるから，賞与月でない月の指数は低目になる。
3)　3年ごとに標本抽出替えが行なわれる際(最近は1970年1月)，ギャップを生じるため，前年同月比はギャップ修正済指数により算出している。
4)　調査産業計はサービス業を除いてある。

を示し、七二年平均では対前年比四・五％上昇という六八年以降最低の上昇率にとどまったためである。

実質賃金指数の月別の対前年同期増減率をみると、調査産業計では九月一四・八％、一二月一三・六％、六月一二・一％と高いのが目立っている。七二年の半ば以降景気が回復し、夏季および年末の一時金が増加したためである。製造業においては九月以降における増加率が高く、七二年後半における景気回復を反映している。

分配率の動向

以上にのべたような名目・実質賃金の上昇が企業経営に与えた影響を「付加価値額構成比の推移」（第34表）によってみると、七二年上期においては、人件費が四五・八％であり、七一年上期の四四・七％に比べると上昇して

第34表　付加価値額構成比の推移（製造業）

	1968年		1969年		1970年		1971年		1972年
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期
人件費	41.6	41.1	41.4	40.4	41.3	42.8	44.7	45.2	45.8
金融費用	15.4	15.2	14.8	14.8	15.0	16.2	17.3	17.9	16.8
減価償却費	15.7	15.9	15.6	15.7	15.9	17.0	17.8	17.7	17.1
純利益	21.6	22.4	22.6	23.7	21.9	18.3	14.2	13.5	14.4

〔備考〕 日本銀行「主要企業経営分析」による。

いる。七〇年上期は四一・三%であったから、七一年以降人件費率は趨勢的に上昇しつつあるといってよい。金融費用は一六・八%、減価償却費は一七・一%で、七一年上期の一七・三%、一七・八%に比べてそれぞれ低下している。したがって、純利益は、七一年上期の一四・二%から、七二年上期の一四・四%に若干上昇をみた。

2　企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第35表）、製造業を一〇〇として、鉱業一一〇・七（前年一一二・二）、建設業一〇二・一（同一〇三・五）、卸売・小売業九八・六（同九七・六）、金融・保険業一二二・七（同一二一・五）、運輸通信業一二〇・九（同一二〇・五）、電気・ガス・水道業一四九・一（一五一・七）となっている。前年に比べて格差縮小の傾向がみられ、製造業の賃金は相対的に上昇している。すなわち産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業（一四九・一）であるが、前年は一五一・七であったから、製造業との格差は縮小したことになる。またもっとも賃金が低いのは卸売・小売業（九八・六）であるが、これも前年は九七・六であったから、指数は若干上昇した。

つぎに製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると、前年に比べて指数の増加したものと低下したものとの二つのグループに分かれている。まず指数の増加したグループは、食料品・たばこ（九〇・九から九一・二）、繊維（七四・〇から七四・八）、衣服（五六・六から五七・一）、木材・木製品（七八・〇から八〇・九）、ゴム（九二・九から九五・八）、電気機械器具（八九・九から九三・〇）、精密機器（九五・〇から九六・八）などである。

指数の低下したグループは、パルプ・紙・紙加工品（一〇五・一から一〇三・七）、出版・印刷（一二四・四から一二三・八）、化学（一二一・八から一二〇・七）、窯業・土石製品（九八から九七・八）、鉄鋼（一三四・八から一三〇・七）、非鉄金属（一一八・三から一一八・一）、機械（一〇九・六から一〇九・五）、輸送用機械器具（一一七から一一三・四）などであり、概して景気の回復のいちじるしい産業が多い。

中分類別にみてもっとも賃金の高い産業は石油・石炭（一三五・八）、鉄鋼（一三〇・七）、出版・印刷（一二三・八）、化学（一二〇・七）の順であり、順位は前年と変わりがない。逆にもっとも低い産業は、衣服（五七・一）、繊維（七四・八）、家具（七八・九）などである。

第35表　産業別平均月間現金給与支給額

（規模30人以上）

産業別＼年別	1960年	1965年	1970年	1971年	1972年
調査産業計	24,375	39,360	74,436	85,120	98,528(105.2)
鉱業	26,250	41,560	79,209	90,887	103,679(110.7)
建設業	21,213	39,439	71,727	83,848	95,552(102.1)
製造業	22,630	36,106	71,447	81,010	93,627(100.0)
食料品・たばこ	—	—	62,801	73,643	85,366(91.2)
繊維	14,343	25,068	52,657	59,924	70,069(74.8)
衣服	11,775	22,003	40,041	45,876	53,416(57.1)
木材・木製品	15,370	27,102	54,777	63,214	75,702(80.9)
家具	16,110	28,993	55,250	63,164	73,863(78.9)
パルプ・紙・紙加工品	25,196	37,795	73,159	85,171	97,084(103.7)
出版・印刷	28,055	47,639	87,257	100,810	115,881(123.8)
化学	28,342	44,091	86,785	98,657	112,969(120.7)
石油・石炭	33,575	52,513	98,028	114,112	127,114(135.8)
ゴム	16,256	32,085	64,740	75,270	89,652(95.8)
皮革	20,643	32,953	59,400	65,919	75,398(80.5)
窯業・土石製品	22,012	36,702	70,543	79,395	91,606(97.8)
鉄鋼	34,282	49,281	100,710	109,198	122,362(130.7)
非鉄金属	28,238	42,883	85,419	95,818	110,617(118.1)
金属製品	20,666	35,134	71,353	80,408	92,436(98.7)
機械	24,663	38,564	81,222	88,782	102,513(109.5)
電気機械器具	21,520	32,082	68,830	72,841	87,086(93.0)
輸送用機械器具	30.219	43,781	82,769	94,784	106,169(113.4)
精密機器	21,576	34,834	69,153	76,955	90,637(96.8)
卸売業・小売業	23,139	36,464	68,647	79,050	92,286(98.6)
金融・保険業	32,191	40,486	85,260	98,398	114,834(122.7)
運輸通信業	28,336	47,164	84,825	97,645	113,217(120.9)
電気・ガス・水道業	36,178	59,627	106,648	122,908	139,624(149.1)
サービス業	—	—	82,856	96,784	112,214(119.9)

〔備考〕 1)　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2)　3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる（最近は1970年1月）ため実額を直接比較することはできない。
3)　賃金実額は1972年7月以降沖縄県を含む。
4)　調査産業計はサービス業を除く。

第36表　製造業規模別賃金格差

(%)

年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1960年	100.0	70.7	58.9	46.3
1965	100.0	80.9	71.0	63.2
1970	100.0	81.4	69.6	61.8
1971	100.0	81.2	69.9	62.7
1972	100.0	82.3	69.7	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労調査報告」による。

規模別賃金格差

七二年における賃金の規模別格差をみると（第36表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は八二・三、三〇～九九人の規模は六九・七となっている。いうまでもなくこれは平均賃金の格差であり、企業規模別の労働力構成の相違を考慮していないから、規模別格差を必ずしも正確に表わしていない。一九六〇年以降の長期的な傾向をみると、一〇〇～四九九人の規模と五〇〇人以上の規模の賃金格差は六〇年代、七〇年代を通じてしだいに縮小しつつあるが、三〇～九九人の規模と五〇〇人以上の規模の賃金格差は、一九六〇年から六五年までの間に大幅に縮小したが、六五年以降格差の縮小は停滞を示している。

一九七二年の規模別現金給与の推移を第37表、第38表によってみると、鉱業では一〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、五〇～九九人の規模の企業が大企業を上回っているのは、八月をのぞいたすべての月であり、とくに六月は一六〇・二で大幅に上回っている。また一〇～四九九の規模が大企業を上回っているのは、六月、七月、一二月で、夏季および年末の特別給与支給の時期に大企業よりも賃金が多く支給されている。三〇～九九人の規模の企業では、いずれの月も大企業の賃金を下回り、とくに八月は四四・七といちじるしく低い。

つぎに製造業の場合は、一〇〇人以上の賃金を一〇〇として、五〇～九九人の規模の企業の賃金は、いずれの月も大企業を下回っているが、もっとも格差が開いている月は六月で八二・一となっている。このことは夏季の特別給与の格差が大きいことを物語っている。一〇～四九九人の規模の企業の賃金で大企業よりもとくに低い月は、六月（六三・七）、一月（七八・二）、一一月（七八・八）、五月（七八・九）などがある。三〇～九九人の規模の企業は、いずれの月も大企業の賃金を下回り、とくに六月は四六・一、一二月六三・〇と、夏季、年末の特別給与の格差はいちじるしく大きい。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、第39表にみられるように、鉱業の場合東京を一〇〇としてもっとも高いのは岐阜（八一・九）であり、ついで兵庫（七七・三）、愛媛（七四・四）、岡山（七三・四）、千葉（七三・二）、静岡（七三・〇）、秋田（七二・三）の順である。もっとも低いのは鳥取（四四・五）で、ついで石川（五〇・二）、広島（五〇・五）、山形（五一・一）、島根（五二・五）、福島（五四・一）の順となっている。前年もっとも低かったのは鳥取（四二・三）であったから、鉱業における賃金の地域的格差も若干縮小したことになる。

第37表　鉱業における規模別１人平均月間現金給与額

年　　月	1,000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1972年１月	95,990(100.0)	83,228(86.7)	74,544(77.7)	61,720(64.3)
２月	81,192(100.0)	83,973(103.4)	74,806(92.1)	63,646(78.4)
３月	82,161(100.0)	86,570(105.4)	75,130(91.4)	67,548(82.2)
４月	82,863(100.0)	85,969(103.7)	74,556(90.0)	67,220(81.1)
５月	80,722(100.0)	82,369(102.0)	79,548(98.5)	66,706(82.6)
６月	102,435(100.0)	164,050(160.2)	138,808(135.5)	92,864(90.7)
７月	108,307(100.0)	140,023(129.3)	132,972(122.8)	103,964(96.0)
８月	192,303(100.0)	135,787(70.6)	118,057(61.4)	85,950(44.7)
９月	98,786(100.0)	107,743(109.1)	87,809(88.9)	72,133(73.0)
10月	89,963(100.0)	101,000(112.3)	86,913(96.6)	73,108(81.3)
11月	89,444(100.0)	101,508(113.5)	87,400(97.7)	74,515(83.3)
12月	214,749(100.0)	270,105(125.8)	245,828(114.5)	170,045(79.2)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第38表　製造業における規模別１人平均月間現金給与額

年　　月	1,000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1972年１月	81,995(100.0)	73,820(90.0)	64,127(78.2)	57,037(69.6)
２月	76,121(100.0)	69,004(90.7)	62,708(82.4)	57,580(75.6)
３月	76,565(100.0)	71,100(92.9)	64,046(83.6)	58,042(75.8)
４月	79,001(100.0)	71,482(90.5)	65,068(82.4)	60,384(76.4)
５月	86,069(100.0)	75,416(87.6)	67,897(78.9)	62,034(72.1)
６月	162,977(100.0)	133,915(82.1)	103,876(63.7)	75,188(46.1)
７月	161,335(100.0)	157,487(97.6)	142,079(88.1)	111,764(69.3)
８月	91,722(100.0)	86,590(94.4)	76,665(83.6)	74,114(80.8)
９月	87,719(100.0)	80,717(92.0)	72,005(82.1)	63,986(72.9)
10月	88,072(100.0)	81,230(92.2)	71,550(81.2)	63,843(72.5)
11月	94,637(100.0)	85,820(90.7)	74,600(78.8)	66,507(70.3)
12月	260,819(100.0)	245,336(94.1)	210,806(80.8)	164,346(63.0)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第39表　鉱業，製造業における府県別平均賃金指数
（1972年，東京＝100）

府県別	鉱業	製造業
北海道	67.1	71.9
青森	65.3	55.8
岩手	57.1	60.5
宮城	—	62.8
秋田	72.3	58.3
山形	51.1	50.9
福島	54.1	62.1
茨城	70.3	77.4
栃木	64.5	72.5
群馬	61.2	31.3
埼玉	70.4	77.7
千葉	73.2	86.9
東京	100.0	100.0
神奈川	—	94.2
新潟	69.4	65.7
富山	—	69.6
石川	50.2	69.9
福井	66.2	63.2
山梨	—	66.0
長野	67.0	67.2
岐阜	81.9	67.1
静岡	73.0	79.3
愛知	69.7	81.5
三重	71.2	74.6
滋賀	67.3	79.0
京都	—	87.4
大阪	—	93.6
兵庫	77.3	90.8
奈良	—	72.5
和歌山	—	84.5
鳥取	44.5	55.5
島根	52.5	56.9
岡山	73.4	77.5
広島	50.5	86.5
山口	57.8	87.6
徳島	53.7	63.9
香川	—	61.3
愛媛	74.4	71.4
高知	—	64.6
福岡	60.5	82.6
佐賀	—	58.3
長崎	66.4	83.0
熊本	58.3	61.1
大分	59.7	72.6
宮崎	—	68.1
鹿児島	55.8	52.4
沖縄	—	89.5

〔備考〕 1)　労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。
2)　沖縄県については72年平均の数値は算出されないため，参考に72年7月から12月までの6カ月間の平均値からの指数である。

製造業でもっとも高いのは神奈川（九四・二）であり、ついで大阪（九三・六）、兵庫（九〇・八）、沖縄（八九・五）、山口（八七・六）、京都（八七・四）、千葉（八六・九）、広島（八六・五）の順となっている。前年は二位が大阪であったが、七二年は神奈川といれかわっている。もっとも低いのは山形（五〇・九）であり、ついで鹿児島（五二・四）、鳥取（五五・五）、青森（五五・八）、島根（五六・九）、佐賀（五八・三）、秋田（五八・三）、岩手（六〇・五）、熊本（六一・一）、福島（六二・一）の順となっている。前年においてもっとも低かったのは山形（四九・九）であるから、製造業における地域別賃金の最低・最高の格差も若干縮小したことになる。

以上のような地域別賃金格差発生の原因は、一面では地域別の労働力構成（年齢別、男女別、熟練度別など）の違いを反映しているのであるが、他面において地域ごとの工業化の進展の度合の違いにもとづく労働力需給のひっ迫度が地域によって異なっていることが、地域の賃金水準に大きな影響を与えている。しかし工場の地方分散やいわゆるUターン現象（都市にいったん流出した労働力が出身地に帰ってくること）などによって、地域別賃金格差が徐々に縮小する傾向を示している点もみのがすことはできない。

3　企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差

労働者の種類別に賃金格差をみると（第40表）、まず現金給与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇として生産労働者は鉱業七五・二（前年七四・一）、製造業六九・五（前年六八・四）であり、ホワイト・カラーとブルー・カラーの賃金格差は、鉱業、製造業とも若干縮小を示している。きまって支給する給与は、鉱業八三・三（前年八二・九）、製造業七三・九（前年七二・八）でいずれも格差縮小が目立つ。特別に支払われた給与は、鉱業五三・九（前年五二・一）、製造業五七・八（前年五六・九）で、これまた格差が縮小しているとはいうものの、

きまって支給する給与の格差に比べるとはるかに大きい。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると（第41表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子の調査産業計は五〇・二（前年四九・三）、鉱業四五・五（前年四五・一）、製造業四六・九（前年四五・九）である。いずれも男女別賃金格差はやや縮小している。つぎにきまって支給する給与は、調査産業計五〇・八（前年五〇・二）、鉱業四五・三（前年四四・八）、製造業四七・六（前年四六・九）であり、特別に支給された給与は、調査産業計四八・四（前年四六・七）、鉱業四六・三（前年四六・三）、製造業四五・〇（前年四二・九）である。このように七二年においては、いずれの指標をとってみても前年にひきつづいて男女別賃金格差は縮小をみているといってよい。

このように男女別賃金格差は、しだいに縮小しつつあるとはいえ、国際的にみると格差はいちじるしく大きい。その原因の一つは、わが国の賃金がいわゆる年功賃金の形態をとっている点にある。すなわち、女子は年齢が高くなっても賃金が上昇せず、したがって年齢が高くなればなるほど男女別賃金格差が拡大する結果になるのである。

年齢別賃金格差

七二年における年齢別賃金格差については利用しうる統計が発表されていないので、本年鑑では長期的にみた年齢別賃金格差の動向を検討することにしたい。第42表によると、一九六一年において一〇〇〇人以上の大企業では、男子生産労働者一七歳以下の賃金を一〇〇として最高の賃金は四〇～四九歳の六五六であったが、七一年においては、最高が五〇～五九歳の三四八と縮小している。一〇〇～九九人の規模の場合も六一年の五一二から、七一年の二九九になっており、また一〇～九九

第40表　常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1カ月現金給与額
（規模30人以上：1972年）

産業別	常用				労働				生産労働者				管理・事務・技術労働者				日雇労働者の1人1日平均現金給与額
	合計																
	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与					
調査産業計	98,437	73,847	24,590	*	*	*	*	*	*	*	*	*					1,701
鉱業	104,732	81,228	23,504	95,828	67,912	18,916	127,386	92,302	35,085								1,893
製造業	93,635	70,679	22,956	82,831	63,972	18,859	119,227	86,582	82,646								1,753

〔備考〕1）労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。
2）＊印は労働者の種類別の調査を行なっていない。

第41表　常用労働者の性別1カ月平均現金給与額

（規模30人以上，1972年）

産業別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
調査産業計	115,445	57,995	86,433	43,947	29,012	14,048
鉱業	111,460	50,755	86,464	39,174	24,996	11,581
製造業	113,193	53,107	85,241	40,535	27,952	12,572

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

第42表　年齢別の賃金格差

年齢・勤続年数		1,000人以上		10～99人	
		1961年	1971年	1961年	1971年
男子生産労働者（小学，新中卒）					
17歳以下	0年	100	100	100	100
18～19歳	3～4	167	139	159	141
20～24	5～9	228	178	211	183
25～29	10～14	325	221	264	235
30～34	15～19	411	268	286	250
35～39	20～29	515	292	334	263
40～49	30年以上	656	345	323	252
50～59	30年以上	638	348	300	234
男子職員（旧中，新高卒）					
18～19歳	0年	100	100	100	100
20～24	3～4	148	139	161	156
25～29	5～9	207	177	226	191
30～34	10～14	280	221	306	231
35～39	15～19	373	269	352	267
40～49	20～29	489	314	434	300
50～59	30年以上	579	414	422	291

〔備考〕 労働省「賃金実態総合調査（36年）」「賃金構造基本統計調査（46年）」。

人の規模では、最高が六一年の三五～三九歳層の三三四から七一年の二六三となっている。これによっても明らかなように大企業における年齢別賃金格差の縮小が顕著であるといってよい。

つぎに男子職員の場合、一〇〇〇人以上の大企業では、六一年に一八～一九歳を一〇〇として五〇～五九歳が五七九であったのが、七一年には四一四に格差が縮小し、一〇～九九人の規模の企業では、四二二から二九一となっている。大企業に比べて中小企業の年齢別格差の縮小が顕著であるといってよい。

このような年齢別賃金格差の縮小は、いうまでもなく新規学卒を中心とした若年労働力の需給ひっ迫による賃金上昇によってもたらされたものであり、わが国の年功賃金がかなり変化しつつあることを物語っている。

4　賃金支払形態

給与構成比率

労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」（一九七一年九月）によれば、産業別の給与構成比率（規模計）は、第43表のとおりである。まず産業計では、基本給の比率が八三・五％で圧倒的な部分を占めており、七〇年の八三・三％に比べても若干比率が増加している。基本給の内訳をみると、総合給（年齢、学歴、勤続年数、職務、職種、能力などの諸要素のうち、特定の要素を主とすることなく、各要素を総合的に評定し、あらかじめ規定された賃金表にもとづいて支給する総合給(1)と、賃金表の定めがなく、年齢、学歴、勤続年数、経験年数、職務、職種、能力などの諸要素を総合評価して支給する総合給(2)の二つに分かれる）の比率が四〇・九％を占める。前年は三六・九％であったから、その比率はやや増加した。

総合給は、賃金支払のための客観的基準をもうけず、経営者が前述のようなさまざまな要因を総合的に判断して恣意的に賃金を決定するものであり、七〇年までは比率がしだいに減少していたのであるが、七一年にふたたび比率が増加したことは、わが国において総合決定給の基盤が根強いものであることを示している。

基本給のうち属人給（年齢、勤続、経験年数、学歴などの属人的要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によってきめられる賃金であるが、あらかじめ具体的に規定された賃金表にもとづいて支給する属人給(1)と、年齢、勤務、経験年数、学歴などの属人的要素のうち、ひとつまたはふたつ以上の要素によってきめられる賃金の定めのない属人給(2)の二つに分かれる）は一五・四％であり、前年の二三・二％に比べるとかなり減小している。単純な年功賃金を是正する動きがこのような結果をもたらしたものと思われる。

仕事給（職務評価によって、各職務の重要度、困難度、責任度などにより、職務の価値を評価し、職務の等級を定め、職務等級に応じて支給する仕事給(1)＝職務給と、従事する職務の性質や種類、あるいは職務を遂行するに必要な能力（職能）を判定し、その結果にもとづきあらかじめ規定された賃金表によって支給する仕事給(2)＝職能給、職務・職種・職能など仕事的要素によって決定する賃金であるが、職務評価は行なわず、また具体的に規定された賃金表のない仕事給(3)の三つのものに分かれる）は、二七・二％であり、前年の二三・二％に比べてさらに増加した。

企業が賃金近代化の中心的な方策と考えているのは、職務・職能給の導入であり、これによって年功賃金の修正をはかりながら、いわゆる能力主義的な賃金管理を具体化しようとする指向がますます強まっているが、基本給体系の種類別採用率からみると、仕事給体系の採用率は三一・五％に達している。そのうちもっとも高い比率を示しているのは単一型仕事給体系Ⅲ（賃金表のないもの）一〇％、単一型仕事給体系Ⅱ（職能給）五・六％、併存型仕事給体系Ⅱ（職能給と年功賃金の併存型）五・五％、単一型仕事給体系Ⅰ（職務給）四・六％、併存型仕事給体系Ⅰ（職務給と年功賃金の併存型）四・一％となっている。

第43表　産業別の給与構成比率（規模計）

（単位：%）

産業および年月	合計	所定内賃金										所定外賃金	
		小計	基本給				業績給	勤務手当	生活手当	奨励手当	その他の手当	超過勤務手当	その他
			計	仕事給	属人給	総合給							
産業計													
1968年9月	100.0	87.9	82.6	13.1	16.6	52.9	5.6	3.4	6.5	1.5	0.4	11.5	0.6
1969年9月	100.0	87.4	82.1	12.8	16.2	53.1	6.5	3.4	6.3	1.2	0.5	12.0	0.6
1970年9月	100.0	88.6	83.3	23.2	23.2	36.9	5.4	3.5	6.2	1.2	0.4	11.0	0.4
1971年9月	100.0	89.8	83.5	27.2	15.4	40.9	5.0	3.8	6.0	1.2	0.5	9.8	0.4
鉱業													
1968年9月	100.0	83.6	61.1	12.7	11.3	37.1	26.4	2.9	6.2	2.7	0.7	14.0	2.4
1969年9月	100.0	82.8	63.6	11.0	9.8	42.8	24.9	3.1	5.6	2.3	0.5	14.5	2.7
1970年9月	100.0	83.0	68.2	26.3	19.4	22.5	17.6	3.2	7.9	3.1	0.1	15.1	1.8
1971年9月	100.0	83.4	73.5	28.0	8.6	36.9	14.0	3.5	7.8	1.2	0.1	14.8	1.8
製造業													
1968年9月	100.0	86.3	85.3	13.9	15.4	56.0	4.2	2.7	5.8	1.7	0.3	13.0	0.7
1969年9月	100.0	85.9	85.5	13.6	15.7	56.2	3.9	2.8	6.0	1.4	0.4	13.4	0.7
1970年9月	100.0	87.2	84.8	22.7	25.9	36.3	4.0	3.2	6.2	1.4	0.3	12.4	0.5
1971年9月	100.0	88.8	85.8	28.6	16.3	40.9	3.6	3.2	5.9	1.3	0.4	10.8	0.4

〔備考〕 1)　労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。
2)　基本給，業績給，勤務手当，生活手当，奨励手当，その他の手当の数値は小計を 100 とした場合の比率である。

出来高給・割増給などの業績給の比率は、七〇年の五・四%から五・〇%に減少した。急速な技術革新によって労働の生産性の上昇する状況のもとでは、生産性とリンクした業績給を採用することは適当でないので、これらの給与の構成比率が減少することになる。

つぎに手当のなかで比較的大きな比率を占めているのは、家族手当、地域手当、通勤手当などの生活手当で、その比率は六・〇%である。七〇年の六・二%に比べてやや減少している。また超過勤務手当は、不況の影響で七〇年の一一%から九・八%に減少した。

給与構成比率の産業別特質をみると、鉱業の場合には、基本給比率が七三・五%で、七〇年の六八・二%よりも比率が増加しているが、製造業の八五・八%に比べるとはるかに低い。鉱業の給与構成において特徴的なことは、業績給の比率が高く一四・〇%を占めることであるが、しかし前年の一七・六%に比べると減少がいちじるしい。鉱業において前年に比率が高かった奨励手当は、一・二%となり、製造業の一・三%とほとんど変わりがない。鉱業においては、属人給の比率が一九・四%から八・六%に大幅に低下し、総合給が二二・五%から三六・九%に、仕事給が二六・三%から二八・〇%にそれぞれ増加している。製造業において特徴的なのは、仕事給が二二・七%から二八・六%に増加していることである。

規模別の基本給体系

企業規模別の基本給体系の種類別採用率を第44表によってみると、一〇〇〇人以上の大企業においては、仕事給体系の採用比率が高く、五五・七%によんでいる。しかし一〇〇～九九人では三五・一%、三〇～九九では二九・二%であり、企業規模の小さいほど仕事給の採用比率が低い。大企業に比べて中小企業では、職務・職能給の導入がたちお

第44表　基本給体系の種類男子採用率（調査産業比）

（単位：%）

体系の種類	企業規模計		1,000　以上		100～999人		30～99人	
	1970年	1971年	1970年	1971年	1970年	1971年	1970年	1971年
合　計	(76,139)	(80,193)	(1,753)	(1,740)	(21,960)	(23,330)	(52,426)	(55,123)
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給体系	98.4	97.4	99.3	99.4	98.6	98.2	98.3	97.0
仕事給体系	27.9	31.5	41.5	55.7	31.5	35.1	25.9	29.2
単一型仕事給体系	19.3	20.2	14.2	16.3	17.1	17.3	20.3	21.6
Ⅰ	4.4	4.6	5.9	8.2	6.8	7.0	3.4	3.5
Ⅱ	5.3	5.6	4.6	5.7	5.0	5.2	5.5	5.8
Ⅲ	9.5	10.0	3.7	2.4	5.3	5.1	11.5	12.3
併存型仕事給体系	8.6	11.2	27.3	39.5	14.4	17.8	5.6	7.6
Ⅰ	3.5	4.1	9.8	12.4	6.2	7.6	2.1	2.3
Ⅱ	4.0	5.5	12.2	20.4	5.7	7.6	3.0	4.2
Ⅲ	1.1	1.7	5.3	6.7	2.5	2.7	0.4	1.1
属人給体系	17.8	10.1	17.6	10.6	19.4	10.5	17.1	9.9
Ⅰ	6.7	4.5	8.5	5.6	9.3	5.2	5.5	4.2
Ⅱ	11.1	5.6	9.1	5.1	10.1	5.3	11.6	5.7
総合給体系	52.7	55.8	40.3	33.0	47.7	52.6	55.3	57.9
Ⅰ	15.7	20.7	16.7	16.1	18.2	22.3	14.6	20.2
Ⅱ	30.9	28.9	12.7	9.7	21.2	21.1	35.5	32.8
Ⅲ	6.2	6.2	11.0	7.2	8.3	9.2	5.1	4.9
業績給体系	1.6	2.6	0.7	0.6	1.4	1.8	1.7	3.0

〔備考〕 採用率は，１企業で２種類以上の基本給体系を採用するものがあるので全体系数に対する種類別体系数の割合として表示した。（　）は全体系数を示す。

くれているといってよい。一〇〇〇人以上の大企業において採用されている仕事給のなかでは、併存型仕事給体系が三九・五%を占めて比率が高く、単一型仕事給体系は一六・三%である。また職務・職能給の採用状況をみると、単一型の場合は職務給が、併存型の場合は職能給の採用比率が高い。

総合給体系は、一〇〇〇人以上の大企業で三三%、一〇〇～九九九人の規模で五二・六%、三〇～九九人の規模で五七・九%であり、規模が小さくなるほど採用比率が高くなっている。このことは規模の小さい企業ほど賃金体系近代化がおくれていることを示している。また業績給体系も、一〇〇〇人以上の大企業がわずかに〇・六%であるのに対して、一〇〇～九九九人一・八%、三〇～九九人三・〇%と規模が小さくなるにつれて採用比率がいくらか高くなっている。

5　定期給与と臨時給与および賃金不払の状況

定期給与と臨時給与

一九七二年における定期給与の推移をみると（第45表）、対前年同期増減率は、七二年の一、二、三月が一四%台、四、六、七、八月が一五%台、一〇、一一、一二月が一六%台であり、景気の同復によって七二年後半に定期給与の増加がみられる。

一九七二年における臨時給与の動向をみると、前半における不況の影響を受けて夏季の臨時給与の増加が少なく、労働省労政局調べによると、大企業における対前年上昇率は五・七%（七一年一三・七%）にとどまっている。しかし七二年後半には景気が回復したため、年末の臨時給与の伸びはいちじるしく、対前年上昇率は一六・五%（七一年五・二%）となった。

つぎに一九七二年における臨時給与の現金給与総額中に占める割合をみると（第46表）、年平均では鉱業二二・四%、製造業二四・五%であり、製造業の比率が若干高い。また前年に比べると鉱業、製造業とも大きな開きはない。臨時給与の比率の月別推移をみると、鉱業でもっとも高いのは一二月六〇・三%（前年六〇・三%）であり、ついで八月三九・六%（前年四一・四%）、六月三四・一%（前年三四・四%）、七月三〇・一%（三二・二%）となっている。前年に比

第45表　常用労働者１人１カ月当り「きまって支給する給与」の推移

（調査産業計，規模30人以上）

年　月	きまって支給する給与	指数 1970年＝100	対前年同期増減率
1972年１月	67,020	120.1	14.4
２月	68,211	122.2	14.0
３月	68,548	122.8	14.9
４月	70,800	126.8	15.0
５月	71,764	128.6	16.1
６月	75,186	134.7	15.9
７月	75,840	135.9	15.3
８月	75,784	135.8	15.3
９月	77,186	138.4	15.9
10月	77,958	139.7	16.1
11月	78,455	140.6	16.2
12月	79,416	142.4	16.8

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第46表　鉱業，製造業における特別は支払われた給与の現金給与総額の中に占める割合　(%)

年　月	鉱　業	製造業
1972年1月	7.7	7.2
2月	0.7	0.7
3月	0.8	2.1
4月	0.9	1.4
5月	2.3	4.4
6月	34.1	37.0
7月	30.1	48.0
8月	39.6	10.7
9月	5.7	1.0
10月	0.2	0.7
11月	0.7	5.0
12月	60.3	65.0
1972年平均	22.4	24.5

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

べると夏季の臨時給与の比率が低いことが目立っている。

製造業でもっとも高いのは一二月六五%（前年六四・三%）、ついで七月四八%（前年四八・八%）、六月三七%（三七・七%）の順であり、製造業の場合も前年と比べると夏季の臨時給与の比率がやや低下し、年末の臨時給与の比率がやや増加している。

「毎月勤労統計」によって規模別の動きをみると、まず夏季の臨時給与は、三〇～九九人規模で前年同期比一四・五%増であったのに対し、五〇〇人以上規模では一〇・六%増にとどまっている。また年末の臨時給与は、三〇～九九人規模は二五・三%増となったのに対して、五〇〇人以上の規模では一八・一%であった。このことは大企業よりも中小企業の方が景気の回復が早かったことを反映している。

賃金不払の状態

一九七二年の賃金不払をみると（第47表）、当期把握した件数は、七二年四月～九月六三七〇件であり、七一年四月～九月の六六八七件よりやや減少している。解決件数は、七二年四月～九月六二七八件で、これまた前年よりいくらか減少している。

賃金不払金額をみると（第48表）、当期新たに増加した不払金額は、七二年四月～九月で二九億九〇四三万円で、前年同期の二〇億八四三七万五〇〇〇円よりも増加している。しかし七二年一〇月～七三年三月の不払金額は一三億五〇六一万三〇〇〇円であり、減少がいちじるしい。

差引不払金額は、七二年四月～九月が三〇億七〇八五万円であるのに対して前年同期は三四億八八〇〇万円であったから若干減少したことになる。さらに七二年一〇月～七三年三月は、二四億四九四万二〇〇〇円であり、七〇年一〇月～七一年

第47表　賃金不払事件数

年　月	前期より未解決の件数	当期把握した件数	総取扱件数	解決件数	当期末未解決件数
1970年4月～　9月	1,718	6,642	8,360	6,381	1,979
1970年10月～1971年3月	1,979	6,017	7,996	6,371	1,625
1971年4月～　9月	1,625	6,687	8,312	6,359	1,953
1971年10月～　12月	1,953	3,692	5,645	3,755	1,890
1972年1月～　3月	1,890	2,896	4,786	2,945	1,841
1972年4月～　9月	1,841	6,370	8,211	6,278	1,933
1972年10月～1973年3月	1,933	5,183	7,116	5,726	1,390

〔備考〕 労働省「賃金不払の概況」による。

第48表　賃金不払事件金額

(単位：千円)

年　　月	前期より未解決の不払金額	当期新たに増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1970年4月～　9月	8,634,468	5,645,460	14,279,928	9,995,395	4,284,533
1970年10月～1971年3月	4,284,533	4,652,908	8,937,441	3,146,467	5,790,974
1971年4月～　9月	5,790,974	2,084,375	7,875,349	4,387,349	3,488,000
1971年10月～　12月	3,488,000	4,819,025	8,309,025	5,446,767	2,860,258
1972年1月～　3月	2,860,258	1,604,017	4,464,275	2,081,455	2,382,820
1972年4月～　9月	2,382,820	2,990,430	5,373,250	2,302,400	3,070,850
1972年10月～1973年3月	3,070,850	1,350,613	4,421,463	2,016,521	2,404,942

〔備考〕 労働省「賃金不払の概況」による。

三月の五七億九〇九七万四〇〇〇円に比べると大幅に減少しており、景気の回復を示している。解決金額は、七二年四月～九月二三億二四〇万円、七二年一〇月～七三年三月二〇億一六五二万一〇〇〇円であり、七二年一〇月～七三年三月の差引不払金額は二四億四九四万二〇〇〇円となっている。七一年一〇月から七二年三月までの不払金額に比べると、いちじるしい減少といってよい。

2　労働時間

労働時間の動向　労働省の「毎月勤労統計調査報告――全国調査」によると（第49表）、一九七二年における調査産業計の平均総実労働時間は、一八四・七時間で、前年の一八五・七時間に比べると〇・五％の減少である。製造業の総実労働時間は一八三・三時間で、前年よりも〇・六％の減少である。総実労働時間は、一九六六年以降一貫して減少する傾向がつづいているといってよい。

総実労働時間を所定内・所定外にわけてみると、七二年において所定内労働時間は、調査産業計において一六九・三時間、製造業において一六七・七時間である。前者は前年一六九・九時間、後者は前年一六八・四時間であったから、いずれも若干減少した。また所定外労働時間は、調査産業計一五・四時間（前年一五・八時間）、製造業一五・六時間（前年一五・九時間）であるから、七二年における労働時間は、所定内、所定外ともに短縮されたといってよい。

規模別の労働時間を製造業についてみると（第50表）、まず総実労働時間では、五〇〇人以上が一七八・八時間であるのに対して、一〇〇～四九九人の規模は一八三・〇時間（五〇〇人以上を一〇〇として一〇二・三）、三〇～九九人一九〇・三時間（一〇六・四）である。こ

第49表　労働時間の推移

（常用規模30人以上）

		調査産業計			製造業		
		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
実数（時間）	1968年	192.7	174.1	18.6	193.0	172.8	20.2
	1969年	190.0	171.4	18.6	190.0	169.8	20.2
	1970年	187.7	169.9	17.8	187.4	168.4	19.0
	1971年	185.7	169.9	15.8	184.3	168.4	15.9
	1972年	184.7	169.3	15.4	183.3	167.7	15.6
対前年同期増減率（%）	1968年	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.5
	1969年	△ 1.7	△ 1.8	△ 0.2	△ 1.7	△ 1.8	△ 0.6
	1970年	△ 0.7	△ 0.5	△ 3.3	△ 1.2	△ 0.8	△ 4.5
	1971年	△ 1.1	0.0	△11.6	△ 1.6	0.0	△16.2
	1972年	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.9	△ 0.6	△ 0.4	△ 2.1

〔備考〕 1)　労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2)　対前年同期増減率は指数から算出し，調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済である。

第50表　製造業規模別労働時間数と格差

（単位：時間）

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1960年	200.3(100.0)	207.9(103.8)	215.3(107.5)	215.2(107.4)
	1965年	186.4(100.0)	193.4(103.8)	197.7(106.1)	200.5(107.6)
	1970年	185.0(100.0)	187.0(101.1)	191.5(103.5)	195.1(105.5)
	1971年	180.1(100.0)	184.5(102.4)	190.3(105.7)	192.0(106.6)
	1972年	178.8(100.0)	183.0(102.3)	190.3(106.4)	—
所定外労働時間	1960年	26.5(100.0)	23.0(86.8)	25.1(94.7)	—
	1965年	18.4(100.0)	16.1(87.5)	15.2(82.6)	—
	1970年	22.4(100.0)	17.7(79.0)	15.8(70.5)	—
	1971年	18.0(100.0)	15.1(83.9)	14.0(77.8)	—
	1972年	17.2(100.0)	14.7(85.5)	14.4(83.7)	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

のように総実労働時間は規模が小さくなるにつれて長くなっている。前年と比べると、五〇〇人以上の規模では一八〇・一時間から一七八・八時間に短縮され、また一〇〇～四九九人の規模も一八四・五時間から一八三時間に短縮されているのに対して、三〇～九九人の規模は、一九〇・三時間で前年とまったく変わらない。

所定外労働時間の規模別格差をみると、五〇〇人以上の規模が一七・二時間（一〇〇）であるのに対して、一〇〇～四九九人の規模は一四・七時間（八五・五）、三〇～九九人の規模は一四・四時間（八三・七）である。このように所定外労働時間は、規模が小さくなるにつれて短くなっている。前にも述べたように総実労働時間は、規模が小さくなるにつれて長くなっていたから、中小企業の場合は所定内労働時間が大企業に比べると長いということになる。中小企業においては大企業ほど労働時間短縮が進展していないのである。

つぎに規模別労働時間の対前年同期増減率を第51表によってみると、まず総実労働時間については五〇〇人以上の規模が〇・七％減、一〇〇～四九九人の規模が〇・八％減、三〇～九九人の規模が増減なしとなっており、前年に比べるといずれの規模の場合も、時間短縮が停滞する傾向が現われている。とくに三〇～九九人の規模では、ほとんど時間が短縮されていない。

所定外労働時間の増減率をみると、五〇〇人以上の規模に四・四％減少、一〇〇～四九九人の規模は二・六％の減少であるのに対して、三〇～九九人の規模は、一・七％の増加となっている。前年においては所定外労働時間がかなり大幅に減少したにもかかわらず、七二年の減少が大きくないのは、景気回復によって残業が増加したためである。

週休二日制

労働省の「賃金労働時間制度総合調査」（七二年）によると（第52表）、なんらかの形で週休二日制を採用する企業は、七一年の六・五％から七二年の一三・二％に倍増している。また形態的にみると、七一年は月一回週休二日制の増加が目立ったが、七二年には月二回または隔週週休二日制の増加が多くなっている。とくに一〇〇〇人以上の大企業では、週休二日制を実施している企業が五二％に達し、その適用を受ける労働者も六三％となっている。もっともそのう

第51表　規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）

（単位：％）

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1970年	△ 1.3	△ 1.4	△ 0.7	△ 0.9
	1971年	△ 2.6	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.6
	1972年	△ 0.7	△ 0.8	0.0	—
所定外労働時間	1970年	0.0	△ 2.7	1.3	—
	1971年	△ 19.6	△ 14.7	△ 11.4	—
	1972年	△ 4.4	△ 2.6	2.7	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

第52表　おもな週休制形態別労働者数の割合

（単位：%）

企業規模	合　計	週　休 1日制	週休1 日半制	週　休　2　日　制						その他
				計	完　全	月3回	隔　週	月2回	月1回	
企業規模計										
1971年	100.0	68.1	7.3	24.0	4.4	0.7	5.6	5.0	8.2	0.6
1972年	100.0	58.2	5.5	35.9	5.8	2.0	9.9	6.9	11.3	0.4
1000人以上										
1971年	100.0	46.2	8.9	44.6	9.9	1.3	9.8	9.4	14.2	0.4
1972年	100.0	30.1	6.7	62.6	11.3	4.2	17.8	13.7	15.6	0.5
100～999人										
1971年	100.0	76.6	8.4	14.5	1.5	0.3	3.6	3.0	6.1	0.5
1972年	100.0	69.9	5.5	24.3	3.4	1.0	6.2	3.7	10.0	0.3
30～99人										
1971年	100.0	92.3	2.3	4.2	0.2	0.2	1.9	0.8	1.0	1.2
1972年	100.0	86.9	3.2	9.6	0.4	—	2.8	0.7	5.8	0.3

〔備考〕「賃金労働時間制度調査」1972年。

ち完全週休二日制の適用を受ける労働者は一一%で、月二回または隔週週休二日制の適用を受ける労働者が多く、三一%となっている。

産業別にみると、週休二日制を採用する企業の割合は、金融保険業六〇%、不動産業三〇%、電気機器製造業三六%、石油・石炭製品製造業三二%、化学工業二六%の順となっている。また適用労働者の比率をみると、金融保険業八九%、電気機器製造業八一%、輸送用機器製造業七五%、石油・石炭製品製造業五七%、精密機器製造業五五%、鉄鋼業五五%の順となっている。

夏季休暇

労働省「賃金労働時間制度総合調査」（七二年）によると、七二年七月から九月までの間に、夏季休暇を実施した企業は六一%（前年五一%）に高まっており、企業規模別にみると、大企業六四%に対し、小企業六一%であり、規模間の差はほとんどみられない。

夏季休暇を実施した企業について、休暇日数をみると、二～三日とする企業が大部分であるが、四日以上のものもしだいに増加する傾向にあり、七一年の一九%から二三%に高まっている。夏季休暇の平均休暇日数は、三・〇日（前年二・八日）である。また実施方法をみると、「全員一斉」が六九%で、「交替制」は二七%となっている。

交替制

交替制勤務に従事する労働者の割合は一二・七%であり、前年の一三・三%に比べると若干減少している。形態別にみると、三組二交替が〇・七%（前年〇・三%）、四組三交替が一・七%（前年一・六%）で前年に比べてそれぞれ増加している。企業規模別にみると、交替制勤務に従事する労働者の割合は、大企

業においても前年の二〇・一%から一八・三%に減少しているが、三組二交替は前年の〇・七%から一・二%へ、四組三交替は前年の三・八%から四・一%にそれぞれ増加している。

中労委事務局の「労働時間・休日・休暇調査」（従業員数一〇〇〇人以上の企業）によると、製造業において交替制勤務労働者の全労働者に占める割合は三九・三%であり、とくに高い比率を示している産業は、羊毛（七一・六%）、麻（六七・一%）、電力（六一・五%）、綿紡（五六・九%）、化繊（五五・三%）などである。また製造業において交替制の種類のなかでもっとも適用労働者が多いのは二組二交替（四五・五%）、ついで四組三交替（三六・九%）、三組三交替（二二・四%）の順となっている。

【参考資料】 (1)労働省『昭和四七年労働経済の分析』、(2)労働大臣官房労働統計調査部編『労働統計月報』、(3)春闘共闘委員会編『一九七三年賃金白書』、(4)総合労働研究所『団体交渉のための賃金資料』（一九七二年一二月）、(5)労働法令協会『賃金通信』、(6)労働旬報社『賃金と社会保障』、(7)産業労働調査所『賃金実務』、(8)労務行政研究所『労政時報』

Ⅵ　合理化の現状と労働災害・職業病

概要□「**合理化**」の背景と局面、形態──経済基調の変化／民間重化学工業部門における過剰資本、過剰設備の残存／日本列島改造と大規模な公共投資の推進／スクラップ・アンド・ビルドの新たな推進としての「工場移転」／賃上げ、時短と「合理化」／「合理化」の多様化と体系化／**主要産業における「合理化」の実態**──鉄鋼業／電機・機械／造船業／化学産業／石炭・鉱業／繊維産業／紙・パルプ産業／印刷・出版／陸上交通／海上輸送／公務員／電信電話／たばこ専売／**労働災害・職業病**──産業別規模別の災害状況／重大災害発生状況と災害の大型化／通勤途上災害／産業別種類別発生状況／新しい職業性疾病の発生／疲労、健康障害の増大、生活居住条件の悪化

概　要

一、七二年後期より、経済基調は回復過程に向かった。この場合、これまでの民間設備投資主導型から財政・公共投資主導型のもとで、それが行なわれた点に特徴がある。かかる財政・公共投資主導は、田中首相の登場、とくに大規模な列島改造計画の推進と結びついていた。すなわち、列島改造計画、とくに工業再配置促進の基盤整備のための投資は、先頃の不況過程で解消しえなかった民間重化学工業部門の過剰資本、過剰設備の処理、および大企業の高蓄積持続の隘路の除去を促すものである。

一、それゆえ、既存工業地帯における工場のスクラップ・アウト、工場の地方移転（新鋭工場の建設）が出現しはじめている。こうした工場閉鎖、移転は、必然的に雇用調整、雇用条件の変化をともなうものであり、現段階の「合理化」の中心的形態となりつつある。おそらく今後、よりいっそう本格化するであろう。

一、産業・企業を問わず、現在、人員削減、配転などによる雇用調整が進行しつつある。それを類型化すれば、①鉄鋼のごとく、配転を主にしたもの、②電機、機械、化学、紙・パルプのように、とくに工場閉鎖、移転に関連して希望退職、出向・応援、配転など雇用調整が行なわれているもの、③石炭、鉱業、地方の中小私鉄・バ

スのように、〝斜陽化〟にともなって雇用調整が進行しているもの、④景気にはさほど左右されないが、それぞれ独自の理由で、人員削減、定員削減が行なわれている私鉄大手鉄軌部門、「公共部門」などに分けられる。

一、「合理化」との関係で注意を要するのは時間短縮のあり方である。電機にみられるように、時短が労働密度の増大を防ぎ、雇用量の増加に結びつく方向ではなく、逆に時短そのものが「合理化」の一環とされる事例が現われている。それゆえ、時短がやや週休二日制に傾きすぎていることも含め、今後の時短の動向には留意が必要である。

一、このほか、ZD、QC、目標管理、生産性向上運動など、これまでひきつづいてきた日常的な「合理化」攻勢も、もちろん推進されている。ただそれらが、〝労働者参加〟の色彩を強めていることに新しさがある。

一、全体として、最近の「合理化」は、その形態・内容ともにいちじるしく多様化してきている。雇用調整ひとつとってみても、配転、職種転換、出向・応援、移籍や再就職、希望退職、解雇など、実にさまざまである。日常的な「合理化」にいたると、いっそう多様である。そして全体として、政府の諸施策との緊密性を強めてきているということがいえよう。

1 「合理化」の背景と局面、形態

1 「合理化」の経済的背景

経済基調の変化　七一年八月のニクソン新経済政策の実施を契機として、いわゆるドル・ショック、円切上げ不況下にあった日本経済も、七二年後半期以降、しだいに景気の立ち直りを見せてきた。七三年初めのドルの一方的切下げ、円の変動相場制移行による事実上の円再切上げといえども、この間に円の実勢が強くなっていたため、景気回復の動向にほとんど影響はおよぼさなかった。こうして現在、日本経済は一定の好況局面にある。

だが、今回の景気回復過程をみると、これまでとはかなり異なっている。製造業の七三年度設備投資動向をみると、二年連続の減少傾向から脱して、ふたたび増加傾向に転じてはいるが、これまでの景気回復期ほど、「量的拡大の指向」は強くない。かわって、電力、ガス、不動産、セメント、建設など〝公共事業〟関連業種がいちじるしい伸びを示している。つまり、よくいわれるように、民間設備投資主導型から財政・公共投資主導型のもとで、景気回復が行なわ

れていることである。そのことは、つぎの二重の意味を含んでいる。

ドル・ショック、円切上げ不況のもとで、たしかに民間重化学工業部門における過剰生産傾向が現われていた。そして設備投資の減退、減産体制の強化もみられた。もちろん、新たな業界再編成、スクラップ・アンド・ビルドの動向も出現していた。これら民間重化学工業部門においては、六六年から七〇年までの〝第二次高度成長〟すなわち資本の強蓄積を推進しながら、巨額な内部留保を行ない、設備投資における自己金融比率も高まっていた。

民間重化学工業部門における過剰資本、過剰設備の残存

先頃の不況は、国際通貨危機の爆発を契機に、かかる資本の強蓄積の結果である資本過剰、設備過剰、そして過剰生産傾向を顕在化させたものであった。通常ならば、この不況過程で、資本、設備過剰を解消し、過剰生産の解決に向かうのであるが、そしてスクラップ・アンド・ビルドをつうじて、それがまったくなかったとはいえないが、全体として資本、設備過剰を残存させつつ、一時的な減産体制によって需給および価格調節を行ない、景気回復へ向けて待機していた。そして今日、一般に〝物資供給不足〟がいわれている。それは一面の事実ではある。だが他面、それは過剰資本、過剰設備を否定するものではない。いわゆる過剰流動性にもとづく投機と買い占め、猛烈なインフレ政策が、ことの本質の顕在化を防いでいる限りでの現象である。このことが、「合理化」の局面、形態に与える第一のインパクトである。

ところで、列島改造計画をひっさげて田中内閣が登場して以後、大型インフレ政策による大規模な公共投資の推進、地価をはじめとする物価の急上昇が目立っている。もちろん、公共投資の推進は、これまでもみられたし、規模の大型化も進んできた。だが、それが単に景気刺激策としてだけではなく、列島改造プランと結合され、新たな「工業再配置」のための産業基盤整備を意味しているところに新しさがある。最近では、景気過熱を防ぎ、インフレ高進をある程度抑制するため、公共投資の一部繰延べも唱えられているが、かかる性格自体はすこしも変わっていない。

日本列島改造と大規模な公共投資の推進

こうした大規模な公共投資の推進のもつ性格は、いうまでもなく、民間重化学工業部門の過剰設備の残存と無縁ではない。ここに「合理化」の局面・形態に与える第二のインパクトがある。つまり個別企業の「合理化」のための枠組を創出・整備し、「合理化」推進を積極的に助長している。それが列島改造プランのもとでの公共投資推進である。

2　「合理化」の特徴的局面・形態

スクラップ・アンド・ビルドの新たな推進としての「工場移転」

列島改造プラン、とくに工業再配置促進法（七二年一〇月）にもとづく大規模な公共投資は、それ自体、民間重化学工業部門の独占的大企業に対し、膨大な市場を

提供している。そして資本と設備過剰の顕在化を防いでいる。だがそれだけではない。工業再配置促進法は、全国を移動促進地域と誘導地域に分け、法規制と個別企業への優遇税制によって、工場の分散、とくに東京、名古屋、阪神地帯の旧工業地帯からの工場移転を促進しようとするものである。そのための公共投資、産業基盤の新たな整備である。民間重化学工業部門における過剰設備の処理は、既存の工場の規模縮小または廃棄（とっくに償却ずみの設備、建物の廃棄、地価高騰による土地売却差益の取得）、すなわちスクラップと、新鋭設備を導入し、ぎりぎりに〝省力化〟した新鋭工場を地方に建設（ビルド）するという、その両者の組合せによって果たされている。

こうして、列島改造プランにもとづく国家の政策的保護のもとで、工場の移転、分散を中心とした新たなスクラップ・アンド・ビルドが進められている。そしてスクラップとビルドの両者をつうじて、〝省力化〟がいっそう行なわれている。それは人員削減、配置転換、農村地域における低賃金労働力の吸収などをともなっている。そうした雇用調整が、今日の「合理化」の焦点であるが、とくに地方移転に応じにくい中高年労働者の雇用不安の出現にも注目しておこう。

賃上げ、時短と「合理化」　インフレ高進、物価の急上昇、労働者生活難の深刻化のもとで、大幅賃上げ欲求はとうぜんに強まらざるをえない。さらに、これまでの技術革新の急進展、省力化、労働濃密化、そして通勤難など生活居住条件の悪化のもとで、時間短縮の必要と欲求も強まった。だがここに留意すべきは、賃上げや時短とパッケージなものとしての「合理化」である。

たとえば、週休二日制を採用しても、一日の実労働時間の延長をともなう場合が多い。また時短を行なっても、かわりに労働時間管理の強化（アイドル・タイムの排除、休暇の計画取得、出退勤管理の厳正化など）がある。賃上げも、インフレ、物価上昇に吸収されてしまうだけでなく、省力化による労務費総額の規制、労働強化と組み合わされている。このように、賃上げや時短と引きかえに「合理化」が進行している。この点、前記の新たなスクラップ・アンド・ビルドの進行のなかで、いっそう強まっていくであろう。そしてかかる「合理化」の推進には、労働組合のなんらかの協力を取りつけること、または労働組合との摩擦を少なくすることが必須の条件ともなっている。

「合理化」の多様化と体系化

現段階の「合理化」の特徴は、以上に尽きるものではない。六〇年代以降ひきつづいている生産性向上運動、ZD、QC、目標管理、能力主義、自主管理など、いわば職場における日常的な「合理化」運動も変わらず推進されている。この場合の新しさは、〝労働者参加〟の色彩の強まりにある。この点、日本生産性本部『労使関係白書』（昭和四八年版）はつぎのように述べている。

「急速な技術革新を必要とする今日の経済のもとでは、技術革新導入の必要性を労働者に理解してもらい、新しい技術を修得してもらうためにも、技術と情報への参加は不可欠である。……（中略）……また、勤労者の一般的教育水準が高まった今日の先進諸国では、従業員が技術上の問題、実際の作業方法、経営管理のあり方等等について有益な情報を提供する能力を十分そなえている。そうした人々の能力を発揮させないことは、企業経営の改善にとってマイ

ナスであるだけでなく、不満を高めることにもなる。これをさけるためにも知識や能力を生かした参加が有効となる。」

こうして、組合代表や従業員代表の参加だけでなく、労働者全体参加が要請されてきている。職場における日常的な「合理化」運動は、すでにかかる段階にまで到達しているのである。

2　主要産業における「合理化」の実態

1　民間部門

鉄鋼業

鉄鋼業は七〇年秋以来、深刻な不況におちいった。粗鋼生産量も落ちこみ、鋼材市中価格も急下落した。このため、過去の不況にはみられなかった高炉の休廃止も現われた（六基）。また七一年一二月、不況カルテル結成により、粗鋼減産を軸とする大幅な生産調整が行なわれた。

だがこの不況も、粗鋼の不況カルテル結成を契機に、七二年一～三月に底入れに達し、四～六月以降は回復に転じている。そして七二年末には、市中価格の大幅な上昇、再三の緊急増産などいちじるしい好況局面を迎えた。企業収益も、七〇年九月期以来四期連続の減益に終止符を打ち、七二年九月期は五期ぶりに増益決算となった。なによりも、不況カルテルによる生産調整（当初、半年間の期限付きであったが、さらに半年間延長）、政府の大規模な公共投資を中心とする内需拡大が大きかった。

こうして市況は回復したが、不況の最大原因たる過剰設備からくる需給ギャップは解消していない。通産省の計算によると、七二年度の粗鋼生産量は一億〇一〇〇万トン前後であり、粗鋼生産能力一億二四〇〇万トンとは、二三〇〇万トンのギャップがある。加えて、七三年にはいり、神鋼・加古川二号、住金・鹿島二号、川鉄・水島四号が操業を開始し、一〇月には鋼管・福山五号が完成予定で、需要のいっそうの伸びがないかぎり、需給ギャップはさらに開こう（また七二年度中に着工予定の新日鉄・大分二号をはじめ、七四年度以降には新日鉄・君津四号、住金・鹿島三号、神鋼・加古川三号、鋼管・扇島一、二号、川鉄・千葉六号など大手各社の着工計画が目白押しであり、今後、高炉建設についての設備調整問題が表面化してこよう）。

こうしたなかで、鉄鋼業における「合理化」攻勢の第一は、大量の人員削減、配転である。それは前記の不況過程からひきつづいている。日本鋼管では、七二年度末までに、福山配転一五〇〇人、造船部門へ二〇〇人、関連会社への出向四〇〇人、定年退職を含む希望退職二四〇〇人、計四五〇〇人の削減または退職が行なわれた。また七二年一〇月には、京浜製鉄所で社会業務、清掃・工場緑化作業などいわゆる「周辺業務」で働いている労働者の大部分二七〇人を解雇し、新たに設立するエヌケー・グリーン・サービス会社に移籍させるという提案がなされている。新日鉄八幡では、七五年目標

の「マスタープラン」の遂行によって、現在員二万五〇〇〇人を一万七〇〇〇人とする計画が進行中である。川鉄でも、七三年度から二年間で、二〇〇〇人程度減員する方針といわれる。こうして、好況下でも配転、応援、解雇などの雇用不安が高まっている。とはいえ基幹本工の解雇自体は表面化していない。

「合理化」攻勢の第二は、最近、急速に浮かびあがっている系列企業の再編の動きである。平電炉部門では、新日鉄系列で関西にある中堅鉄鋼メーカーたる大和製鋼、大阪製鋼、大谷重工業の三社統合案が、七二年一〇月に発表された。大和、大谷の工場を閉鎖し、大阪製鋼に設備を集中し、余剰人員の整備を行なうというものである。特殊鋼部門でも、新日鉄系列の特殊鋼メーカーの大がかりな合同が予定されている。さしあたり、日本特殊鋼、特殊製鋼の合併を軸に、大同、三菱、東北特殊、東海特殊、山陽特殊などの業務提携、品種の集中生産を行ない、やがては合併へもちこむという構想である。特殊鋼部門では、住金、神鋼など大手一貫メーカーの進出によって、特殊鋼専業メーカーの生産シェア減、経営不振が目立つ。専業メーカーの再編は時間の問題であるが、とくに都市部にある設備拡張の余地がなく、公害規制の強い工場では閉鎖になる可能性も強く、深刻な雇用不安の発生が予想される。

「合理化」攻勢としては、このほか、労働諸条件の規制強化、労働過重化も目立つ。とくに時間管理の厳格化がその中心である。またZD、QC、CD（コスト・ダウン）運動など、目標管理、自主管理の運動も強められている。最後に、賃金制度では、能率給の拡大、および能率給制度の再編（生産にリンクする能率給から要員削減にリンクする能率給へ）も目立っている。総じて好況下でも、不況下と同様に、「合理化」攻勢はきびしいということができよう。

電機・機械

重電部門を中心に、ドル・ショック、円切上げ不況の影響をうけた電機産業も、現在ではいちじるしく市況を回復している。重電部門も受注は順調に伸びている。家電部門も、カラーテレビを中心に、内外需ともに伸びはいちじるしい。とくに家電部門では、海外進出が積極的に進められ、多国籍企業化の動きが強まっている。自由化圧力が強く、需要拡大も目ざましい電算機部門では、アメリカ資本の対日進出と合弁企業化、電機大手独占企業系列の協業化が進行している。

電機産業では、早くからZD、QCなど「近代的」労務管理が導入されていた。そして省力化、少数精鋭主義、能力主義管理が推進されてきた。また先頃の不況のなかで、新規採用中止、一時帰休、配転、貸工などの雇用調整が大々的に行なわれたこともよく知られている。

雇用調整ともからみ、現在目立ちつつあるのは工場移転である。日立、シャープをはじめ、ほとんどの電機大手で、工場移転計画を打ちだしている。明電舎では、群馬県太田市への全面移転が提案されている。今後、こうした工場移転問題がいっそう本格化すると思われる。

つぎに、「合理化」とからんで、時短問題もふたたび焦点となりはじめている。これまで週休二日制採用の場合に、一日の労働時間延長、祝祭日のある週の土曜出勤が普通であった。この点が、労組側から改めて問い直されてきている。くわしくは、第二部V「合理化反対闘争」の項でふれたい。

機械工業でも、当面の最大の焦点は工場移転である。品川、大田

の南部地区では軒並み移転問題に直面している。東京計器（大田区蒲田）では、これまでも栃木県佐野、矢板へ工場を建設（別会社）し、部分移転を行なってきたが、七三年一月、①栃木県那須への全面移転、②現蒲田工場の土地売却、③新工場の別会社化が提案されている。

また先頃の不況下で、機械工業では人員削減を行なったが、生産の回復した現在も、人員不補充、機械設備の「合理化」による労働の単純化、それによるパートの大量導入が行なわれている。

造船業　造船業は七二年度、一二八六万総トンの船舶を建造し、五六年以来一七年間、建造量世界一をほこる。しかも、最近の四年間は、日本だけで全世界建造量のほぼ半分を占めている。そしてとくに、三五万～四〇万総トン型の超幅広・超大型船の受注比率が高まっており、現在七五年度いっぱいの仕事量をかかえこむにいたっている。

こうした莫大な受注量を短い納期でこなすため、手抜きなどによる欠陥造船も現われた。それはともかく、このために数値制御による生産管理と、自動機械化、鋼材の搬入から船殻加工部門までのコンベアシステムが広く採用されている。こうした要員削減と工数低減によって、労働の単調化、しかも多能工化が進み、さらにZD、QC、研修会などの目標管理運動も進められてきた。

石川島東京工場では、二万総トン級の建造工期を四〇日から三〇日に切りつめ、艤装の同時もしくは先行作業を最大限にとりいれた。三菱長崎造船所では、ZD第二次五カ年計画のなかで、作業規律、時間管理とともに、三分間意見発表、提案制度が採用された。浦賀では、作業管理における職長、伍長の権限を強め、労働者の出勤率を棒グラフにして競争をあおっている。

また造船業では、七二年四月から「隔週週休二日制」が採用され、七三年四月からは、三菱重工と石川島播磨で「週休二日制」が実施された。だが代わりに時間管理はきびしくなり、〝従来以上の仕事量を従来以下の残業時間〟で処理する残業規制による収入減、そして一日の実労働時間延長がもたらされている。

造船業における「合理化」の最先端は、いわゆるアンマンド化（無人化）である。「コンピューターの導入、機械化、自動化によって、既存の工場では人員を三分の二に、新設工場の要員は三分の一に削減する」この計画は、三菱重工香焼島造船所の稼働によって、いよいよ幕を明けた。造船業における「合理化」は、まさに際限なきものとして進行している。

化学産業　これまで「高度成長」の中心的担い手の一つであった石油化学関連部門も、七〇年秋以来、過剰生産の表面化、不況局面にはいった。だが不況カルテル、輸出カルテルを強力に結成するなかで、七二年後期をつうじ、価格上昇、生産および収益の増大など回復過程を迎えている。また今回の不況のなかでも、生産設備過剰は解消していない。

こうして、低操業率のもとで、業界全体としてははげしい過当競争をくりひろげている。そして高蓄積の土台たる石油化学を中心に、生産体制から流通部門を含む「合理化」、集中化、および業界再編成が進行しつつある。たとえば、合成ゴムで後発の旭化成、昭和電工は、昭電とフィリップス・ペトロ・リア社（アメリカ）の合弁会社であるエー・エー・ケミカルを加えた合弁会社をつくり、そのシエア強化にのりだした。

また新しい製品と市場開拓をめぐる競争もはげしい。たとえば、「石油タンパク」の企業化をめぐり、安全性を無視したシェア競争が、鐘淵化学を中心に開始されている。同時に、海外投資も活発化しはじめている。輸出も急ピッチで増大しているが、ブラジル、タイ、イランなどでの現地法人と合弁による石油化学計画も具体的日程にのぼっている。

こうした競争激化、業界再編の動きを背景に、化学産業における「合理化」攻勢も、多面的かつ強められている。第一に、大量の人員削減、配転（関連企業への配転を含む）である。三井東圧では、既存工場のスクラップ化や分離、新鋭工場への生産の集中のため、①七二年三月を目標に、配転出向を中心とした約一五〇〇人の削減、②ついで尼崎、大船工場の閉鎖、北海道砂川工場の分離を実施した。さらに七五年を目標に、七二〇〇人減らす方針だという。

こうした人員削減を全体としてみると、七二年の化学工業生産は対前年比六％増であったのに対し、逆に雇用労働者数は五・五％減となっている。最近では、景気回復とともに、本工は増やさず、下請労働者を増やすことが行なわれている。七二年に東京工場閉鎖（二七〇人全員解雇）、全社的な希望退職募集によって、大量の人員を減らした東京セロファンでは、本工は増やさず、増産のため季節工などの臨時、下請労働者を作業工程に入れ、本工と同じ仕事をさせている。

また別に、QC、ZD、目標管理、研修などが日常的に行なわれているのはいうまでもない。住友化学では、「生産性向上、話し合いによる解決、同業他社に負けない賃金」が、労務三原則であるという。このうち「生産性向上」の一つとして、業務改善（人と物の徹底した節約）のグループ活動の推進があり、班別、個人別に改善提案件数の目標と実績が表とグラフに掲示されているという。

また住友化学で七二年四月に実施され、その後各社にひろがった時短の内容も、「合理化」との関連がきわめて強い。まず時短の前提条件は、①人員を増加させない、②残業を増やさない、③生産性を下げないというものである。そして時短の内容は、㋑常昼勤務者で、一日の勤務時間三〇分延長（七時間三〇分）、隔週土曜休日（ただし二班に分け交替で休む）、㋺交替勤務者で、年間六・五日の指定休日増、年間休日七三日で年間実労働時間二〇四〇時間、つまり年間で四六時間短縮というものである。

石炭・鉱業

石炭業界では、いわゆるエネルギー転換による需要減、採炭条件の悪化などがひきつづき、企業の業績は悪化しつづけている。このため七二年には、北菱鹿島（五二〇名）、柚ノ木（七一〇名）、日鉄伊王島（一一五〇名）、栄和（二六〇名）、芦別旭（一一〇名）、新夕張（二四〇名）、三菱大夕張美唄（一八二〇名）、新北振（二五〇名）、第二望海（六〇名）、日曹（二〇〇名）、新明治（九三〇名）の一一山が閉山した。

非鉄金属では、海外新鉱山開発による供給過剰傾向と主要産品である銅価格の低迷、公害関連対策費の増大、金利負担増によって、業界の不振がつづいている。こうしたなかで、ほとんどの鉱山が閉山の危機にさらされている。七一年だけで、一七鉱山が休・閉山され、約一七〇〇人の労働者が山を去った。

七二年にはいっても、住友（別子の閉山）、同和（小坂、花岡柵原の縮小、赤金の別会社化）、大日本（発盛の業種転換による人員整理、立又の別会社化、大泉・吉野の人員整理）、そしてついに、古河・足尾の閉山が、

それぞれ提案されている。

繊維産業　繊維産業は、先頃の不況で大きな打撃を受けた。輸出の大幅ダウン、大規模な機械のスクラップ化を余儀なくされ、大企業よりも中小企業、中小企業でも特定産地の打撃が大きかった。日米繊維政府間協定がこれにからんでいた。

繊維産業の中心である合繊部門では、現在輸出における対米中心型構造からの脱却、不況への抵抗力強化のための企業体質改善が行なわれている。とはいえ、前者は他の諸国との競合により、スムーズに進行しているわけではない。そのもとで、合繊大手による自主減産の強化、合繊カルテル結成へと向かいつつある。とくに七二年六月、東洋紡と三菱レイヨンの全面的な業務提携が注目される。つまり、この提携によって、両社は合繊部門の今後の設備投資を輪番で実施するほか、生産品種や数量、販売ルートをも調整することとした。こうした提携は、今後も強められるであろう。

つぎに不況への抵抗力強化、企業体質改善のため、とくに浮かび上がってくるのが「合理化」である。なかでも、先頃の不況に端を発したコスト・ダウンのための人員削減である。合繊大手のトップたる東レは、円切上げ直後、新規採用中止、希望退職募集、自然退職者の不補充、一時帰休、配転を行なった。また合繊大手のなかで業績不調のユニチカも、人員削減を行ない、同時にこれによる生産低下を「ニュー・ユニチカ運動」（生産性向上運動）で補完した。そして七二年九月、管理部門をのぞく全部門で事業部制を採用した。とくに繊維関係では、ナイロン、レーヨン、エステル長繊維、ビニロン、紡織、羊毛などでの諸事業部の設置による独立採算制導入として現われた。その場合、〝紡織五カ年計画〟によれば、現有設備を紡績で六〇%、織布で五〇%に減らし、現在の紡織工場のうち三～四工場の閉鎖を計画している。だが生産量では、現在の一〇〇%（紡績）または八〇%（織布）を維持するため、残存工場での二四時間フル操業体制を実施しようとしていることも付け加えておこう。

紙・パルプ産業　七〇年下期から二年間もの長い間つづいた紙パ産業の不況も、ようやく回復過程にはいった。これには、紙パ産業における設備休戦、不況カルテル、業務提携、生産・価格協定の作用が大きい。

とはいえ、過剰設備の残存による需給ギャップはひきつづいているし、業界の過当競争もなくなってはいない。このため、設備投資競争にかわる業務提携をテコに、紙パ独占企業の集中支配が強まっている。また旧王子三社の合併問題も、いずれふたたび日程にのぼるといわれている。全体として、紙パ産業は業界再編の前夜にある。

七二年一〇月、産業構造審議会紙・パルプ部会は「七〇年代における紙・パルプ産業のあり方」という答申を行なった。それによると、生産性の伸び率を年六・七%とし、七〇年代末には、生産を現在の一・九一倍にするということである。そのための具体的措置はつぎのとおりである。

(1) 環境汚染型産業からの脱皮
　公害防止技術の開発をはかりつつ、都市工場のスクラップ・アウト、生産品種の転換による工場移転再配置。
(2) 資源対策の遂行
　海外資源確保のための臨海工業立地の推進と海外進出（海外へのパルプ工場建設）、故紙利用促進のための都市周辺内陸部への工場移転、水資源の不足している大都市工場の撤退。

(3)企業体質の改善

設備過剰を克服し、国際競争力を強化するための企業合併、グループ化の推進、専門生産体制の確立、高付加価値製品への転換、経営の多角化。

(4)流通機構の改善

流通機構の大型化、集約化、流通機構の「近代化」。

つまり、列島改造プランに沿った業界再編成、既設工場のスクラップ・アウト、工場移転などが軸となっている。

こうして、紙・パルプ産業の「合理化」攻勢の第一は、工場閉鎖、移転とそれによる人員削減である。七二年には、高知パルプの工場閉鎖・全員解雇、高崎製紙高崎工場の閉鎖と郊外移転、福岡製紙東京工場閉鎖と伊勢原移転などがあいついだ。

また生産性運動と結びついた紙パ労連加盟組合への組織攻撃も、「合理化」の一環としてみのがせない。日本加工製紙では、紙パ労連脱退の直後に、東京および京都工場が閉鎖されている。

印刷・出版

印刷業界では、大日本印刷、凸版印刷という二大大手企業によって、吸収や系列化、工場移転が進められている。大日本印刷では、七二年にはいって第一級の系列企業たる二葉印刷を吸収合併し、赤羽事業部に昇格させ、商業印刷部を拡張した。また事務用品事業部の移転拡張(埼玉県蕨市)、特殊印刷部門の移転拡張(埼玉県鶴瀬)も行なった。さらに、鉛活字を全廃するコールド・タイプ化工場を設立し、アート・レザーの製造販売会社や山陽パッケージ設立など、いわゆる多媒体企業化も手がけている。凸版印刷も七二年に、特殊印刷専門の札幌工場(吸収合併の興文舎)、埼玉県朝霞工場、名古屋工場(吸収合併の愛知特殊印刷)、滋賀県建材工場、大阪の証券工場、香港凸版印刷工場などを新・増設した。また群馬県大利根工業団地(関越縦貫道路開通予定地)にも工場を進出させた。

こうして、二大大手企業のはげしい競争のもとで、中小印刷業の「構造改善」「合理化」も促されている。共同印刷(業界第三位)では、組合の時短要求に対し、残業延長、日曜・祝日なしで一日拘束一二時間を基本とした三組二交替制の逆提案を行なっている。全体として、人員削減、交替制強化が目立っている。印刷業における業界再編、「構造改善」は、むしろこれから本格化するであろう。それだけに、「合理化」攻勢の今後の強まりが予想される。

出版業では、売上げの伸びの停滞が若干みられ、しかも高率の返品問題も解決されていない。出版業界では、上位一〇社が全体の利益の六〇%を占有している。ために、群小出版社二五〇〇〜三〇〇〇社の競争はいっそう強まる傾向にある。

現在、出版業界に現われている新しい現象は、大手出版社を中心とした「脱」出版の試みにある。具体的には、情報産業化ないし知識産業化の波に乗るものとしての、オーディオ、ビデオテープの製造販売、さらに教育機器への進出、さらには百科事典の発行やデータ・バンク設立などである。これらは、採算の点で、いまだ不安定なものもあるが、いずれにしても、大手出版社を中心に今後進出が強まるであろう。

こうしたなかで、今後、コンピューター管理の導入、人員削減、支出に大きなウェイトを占める人件費の削減、不用・不採算部門の切捨てが進むと思われる。人員削減の具体的方法としては、社内の本雇い労働者を減らす、雑誌の取材や割付けなどの下請作業化などが、すでに行なわれている。

陸上交通

私鉄業界は一四社の大手と、主として地方交通を担う六六社の中小私鉄からなる。大手私鉄では、百貨店、スーパー、レジャー、住宅、土地など、いわゆる〝脱私鉄〟〝脱車輪〟の動きが目立っている。

大手私鉄は七二年六月、「第四次五カ年計画」を発表した。それは第三次計画の基調と同じく、徹底した省力化と利用者負担増による輸送力増強計画となっている。計画期間中に一万六三九七人の余剰人員を捻出するという。阪急では、駅務関係だけで約三〇〇人の省力化を計画しているが、それは現在員約一〇〇〇人の三分の一に近い。省力化の方法は、出札の自動化、自動券売機の増設と定期券の集約発売、自動改札、変電所の無人化、保守作業の機械化、コンピューター導入による業務の省力化、車両回帰キロ延長による車両検査要員の削減など多岐にわたっている。そして捻出された余剰人員は、配転や鉄軌以外の関連企業へ出向させられる。大手私鉄の鉄軌部門は、いわば装置産業化をめざしているといっても過言ではない。

つぎに、中小私鉄では、大手私鉄の拡大、膨張とは対照的に、不採算路線のあいつぐ廃止、運行回数削減による人べらし、場合によっては譲渡・身売りを余儀なくされている。それゆえ、中小私鉄の「合理化」は、経営危機とからんで深刻であり、しばしば長期争議の要因ともなっている。

トラック運輸では、日通、日本運送、西濃運輸、近鉄、名鉄などのトラック部門といった大手企業のほかに、無数の中小零細企業が存在している。しかも、トラック輸送トンキロは、六六年に鉄道を超え、七一年には内航を抜いている。

トラック運輸の生産性にとって、もっとも重要なのは車両と人員の稼働率を高めることである。具体的には、賃金における歩合制、刺激給の導入、個人償却制の採用、孫下請としての傭車、代車、日雇車、労働時間管理などが挙げられる。以下、最近の特徴のいくつかを列挙しておこう。

(1)大都市に営業拠点をもち、都市間輸送を業務とする大手路線企業では、これまでのトラック自走から、フレートライナー、カーフェリーの利用運送が増加してきている。フレートライナーとは、国鉄とトラックの協同一貫輸送で、長距離かつ高速の大量貨物輸送を行なうことである。これにより、省力化、輸送時間短縮、交通事故の危険負担の軽免などのメリットがある。またトラック自走の場合も、高速道路の整備にともない、中・長距離運転化、ワンマン化が増大している。

(2)傭車制度の拡大。これは、一般に規模の大きい企業に対し、中小零細企業が労働力と車両を提供するものである。傭車契約の運賃は、第一次契約の二〇～三〇％低い。この制度によって、輸送需要の波動性からくるリスクを調節できる。

(3)個人償却制の導入。道路運送法で禁止されている名儀貸、車両の貸渡しの行為を、労働者個人に車両をもたせ、毎月の運賃収入のなかから償却させることによって行なう方式である。これにより、燃料費、事故費、修理費はもちろん、自動車税、自賠責保険にいたるまで労働者負担にすることができる。当初、大阪方面で発生したが、現在では全国に広がっている。

海上輸送

海上輸送（海運）は、鉄鋼、石油、造船、港湾などあらゆる産業活動の動向と密接に関連している。六三

年、外航海運集約化として、外航主力会社一二社が、法律によって中核六社（日本郵船、商船三井、川崎汽船・飯野海運、山下新日本、ジャパンライン、昭和海運）に統合（合併）された。その後の一〇年間に、運航船腹量は実に五倍近くにふくれあがっている。七一年には、その保有船腹量は、リベリアについで世界第二位である（リベリアの場合、米英等の海運先進国の便宜置籍船を含むので、それをのぞくと実質的には日本が第一位となる）。

海運のうち、とくに外航海運における特徴的な動向を指摘すると、つぎのとおりである。第一に、中小型船舶の〝脱日本化〟傾向である。つまり、外国への売船等により、不経済部門の切捨てが進行している。第二に、六八年にはじまったコンテナリゼーションのいっそうの進行がみられる。第三に、巨大タンカーの出現とLNG船（液化ガス輸送）の建造計画の進行である。つまり、コンテナー輸送化を軸とした輸送革新と大型船化、専門船化が進められ、中小型船の海外売船、切捨てが特徴的な動向である。

海上輸送の主要定期航路は逐次コンテナー化されており、加州、豪州、北米太平洋航路についで、七一年一二月には欧州航路もコンテナー化された。七二年九月には、コンテナー船は二四隻となった。こうしたコンテナー輸送の増大は、港湾荷役体制に大きな変化をもたらしている。荷役の機械化、大型化、スピード化がその例である。また船舶の大型化、専用化もその点では同様に作用している。さらに、中小型船を中心とする海外売船の増加は、日本船員の職域の縮小、予備員率の増加をもたらしており、一時的な措置として船員の陸上職場への出向、転出が現われている。極端な場合、組合の知らぬ間に、組合員が〝ゴルフ場の芝刈り〟をやらされていたという。

さらに船内では、船舶の大型化、自動化（航法、機関などでのコンピューター導入）によって、高能率化を結果したが、定員は減り、仕事はきつくなったといわれる。そして船の高速高馬力化は、別に騒音、振動を増したし、カーフェリーの排気ガスも問題となっている。また船の高速化、荷役の自動化などによる荷役時間のいちじるしい短縮は、家族との面会をはじめとする船外時間の減少をもたらし、いわゆる人間性回復要求の切実さを増大させている。

2 「公共部門」

公務員

公務員の場合、まず定員削減が「合理化」の一環である。削減の対象は自衛官をのぞく国家公務員と五現業の職員である。第一次削減は、六八年より三カ年計画で五%を削減するもので、すでに実施済みである。第二次削減は、七一年からの三カ年計画であり、全体で五・〇一%、約二万六〇〇〇人となっている。ここには、第一次、第二次定員削減一覧表を示しておこう（第53表）。なお第二次削減計画のうち、すでに二カ年は実施済みであり、残り一カ年となっている。こうした定員削減とからんでいる「行政改革」としては、機構統廃合（たとえば登記所の統廃合）、行(二)業務の民間下請化などがある。

つぎに、やや特殊な問題として、いわゆる「身分移管」問題がある。地方自治法附則八条で、「社会保険行政にたずさわる職員は、

第53表　国家公務員第1次・第2次定員削減一覧表

行政機関名	第1次削減			第2次削減		
	67年度末定員	削減数	削減率	71年度末定員	削減数	削減率
内閣官房				82	1	1.2%
内閣法制局				71	1	1.4
国防会議事務所				21	—	—
総理府本府	4,007	95	2.4%	3,802	225	5.9
公正取引委員会	336	14	4.2	356	13	3.6
国家公安委員会	7,792	303	3.9	7,722	337	4.3
土地調整委員会	18	1	5.6	17	—	—
首都圏整備委員会	51	3	5.9	50	1	2.0
宮内庁	1,191	82	6.9	1,162	37	3.1
行政管理庁	1,667	149	8.9	1,524	94	6.1
北海道開発庁	11,848	919	7.8	11,214	949	8.4
防衛庁	30,469	2,409	7.9	28,348	1,582	5.5
経済企画庁	594	26	4.4	552	25	4.5
科学技術庁	2,003	96	4.8	2,043	90	4.4
環境庁	—	—	—	501	20	3.9
沖縄北方対策庁	—	—	—	186	6	3.2
法務省	47,819	1,545	3.2	48,047	1,900	3.9
外務省	2,654	157	5.9	2,753	146	5.3
大蔵省	67,506	2,216	3.3	67,223	2,883	4.2
文部省	104,497	3,975	3.8	111,428	4,014	3.6
厚生省	65,609	1,808	2.8	66,914	2,529	3.7
通商産業省	12,933	465	3.6	12,911	737	5.7
運輸省	34,898	1,485	4.3	35,222	1,655	4.6
郵政省	3,325	255	7.7	3,116	192	6.1
労働省	72,621	2,023	7.3	26,454	1,989	7.5
建設省	35,719	3,150	8.7	32,592	2,129	6.5
自治省	524	28	5.3	527	23	4.3
農林省	62,139	5,087	8.2	57,379	4,564	7.9
合計	525,220	26,261	5.0	522,217	26,142	5.01

都道府県の職員であるが、『当分の間』官吏とする」と規定されている。具体的には地方事務官として存在していた。それを七五年三月三一日をもって廃止し、都道府県職員に移行させるという動きである。この問題の場合、行政機構改革、とくに中央行政と地方行政との業務配分、社会保険行政の動向、さらに地方事務官と都道府県職員との賃金、労働条件格差などとかかわり、背景はかなり複雑である。それゆえ、組合側でも、国公と地公とでは、微妙な見解の相違がある。身分移管や社会保険行政の地方委譲を、地方自治擁護、拡大の見地から原則的に賛成とするのが自治労である。逆にそれは単純な見解であり、身分移管をテコとして、地方事務官およびその業務だけでなく、その他の国家公務員およびその業務（たとえば公共職業安定所）も移管をねらっていること、さらに実は都道府県業務の一部廃止（たとえば都道府県労働基準局）を含み、全体として行政民主化に逆行する内容の一部となっていることを強調し、この一方的強行に反対する見解がある（たとえば全労働）。いずれにしても、問題の背景は複雑である。

このほか、公務員関係の「合理化」としては、行政事務の機械化、とくにコンピューター導入問題がある。この点、今後、本格化するであろう。さらに自治体合併、再編、つまり広域市町村圏形成とからむ市町村連合の動き、それによる行政事務の簡素化も問題となりつつある。

電信電話　電電公社は、先の「電信電話拡充七カ年計画」（七一～七七年度）にもとづき、これをその後の需要増など情勢の変化に見合って「第五次五カ年計画」（七三年度～七七年度）に改定し、七二年八月二九日、全電通に提案、説明を行なった。それは、いわゆる情報化社会の到来を予期し、情報通信公社へと事業の質的転換を図ろうとする計画である。加えて、列島改造プランに沿うものとして計画された。その主な内容は、①一般加入電話一五三〇万個の増設、②手動式局（二四三〇局）の自動化、③テレックス三万加入の増設、④データ通信の拡充、⑤総合電気通信網の形成（高速・広帯域伝送等ネットワークの整備）、⑥電話料金体系の合理化（料金引上げを含む）などである。

ここでは第54表によって、これまでの拡充計画と比較しておこう。加入電話増設一五三〇万個、建設投資額七兆円に示されるように、過去のどの計画よりも膨大になっている（七カ年計画の建設投資額は八兆五〇〇〇億であるが、第五次に相当する分としては六兆六〇〇〇億である）。要員の省力化も、電信、加入電信、データ通信の三位一体化と電話運用による二万五七〇〇名を含み、総計三万二二〇〇名の省力化がみこまれている。

それだけでなく、労働内容の質的変化も予想される。これまでの熟練のスクラップ化が進み、少数の専門職としてのシステム形成にたずさわる者と、多数のシステムの維持運営にあたる労働者への分化が予想される。日常のシステム運行のための労働は、いちじるしく精神的緊張の高いものとなるであろう。また無人局の出現と保守要員の集中化によって、広域保守、それによる作業量の増大も考えられる。しかも、この計画の実施は、仕事の変化、業務量の増大と、他方では省力化とが、相互に関連して行なわれるのであり、要員のたえざる流動（配置転換）が必至となる。かかる配転に即応できない場合、いちじるしい雇用不安にみまわれるであろう。こうして、これまでの労働内容を質的に一変させかねない計画でもある。

第54表 電信電話長期拡充計画

区分＼期間		第1次5カ年計画 (53～57年)	第2次5カ年計画 (58～62年)	第3次5カ年計画 (63～67年)	第4次5カ年計画 (68～72年)	改定7カ年計画 (71～77年)	第5次5カ年計画 (73～77年)
主要目標		① 通信施設の復旧，整備 ② 六大都市の電話需給の改善 ③ その相互間の市外通話の即時化	① 事務用電話の需給改善 (2) 東京・大阪と地方主要都市間の市外通話の即時化	① 地方都市の電話の自動化の推進 ② 全国即時網の形成と県庁所在地相互間の市外ダイヤル化	① 住宅用電話を中心とした需給の改善 ② 全国即時化完成 ③ データ通信等の開発導入	① 加入電話の積滞解消 ② データ通信の拡充開発 ③ サービスの多様化 ④ 画像通信をはじめとするサービスの多様化 ⑤ 電子交換機を主軸とした総合通信網の形成	① 加入電話の積滞解消 ② プッシュホン等サービスの多様化 ③ ナショナル・プロゼクト（データ通信） ④ 新技術の導入による総合通信網の形成
主要工程	加入電話 (千加入)	1,088	2,143	5,109	9,300	19,700	15,300
	公衆電話 (千個)	45	102	159	150	280	210
	市外回線 (千回線)	36	111	262	400	740	680
	電子交換機					約 440	370
	データ通信				63システム	210システム	84
	テレビ電話 (千個)					30	3
	建設投資額 (億円)	2,935	7,373	18,088	33,770	85,000	70,000
計画期末要員数 (千人)		172	199	246	316	346	339

また資金調達とからんで、電信電話料金の引上げも必至であろう。公衆電話からはじまり、加入電話にもすでに度数制（市内）が導入されているが、七四年度からはこの度数料の値上げ（七円を一〇円に）も計画されている。内には「合理化」、外には「受益者負担」の増大、このメカニズムは、今日の国鉄の場合と変わらない。電電公社における「合理化」問題は、いよいよ本格的に登場してきたといってよいであろう。

たばこ専売　専売公社は七三年五月一二日、「第二次中期経営計画の大綱」を発表した。これは「新長期経営計画」（六八年一一月発表）に沿い「第一次中期経営計画」（六九年六月より実施）をひきつぐものである。

この「第二次中期経営計画」を策定するにあたり、検討された内容はつぎのことにあった。①生産、製造から販売まで、あらゆる部門にわたって新しいたばこづくりの体制を確立する。②益金率が下がってきているため、消費者の銘柄の多様化の期待にこたえる形で、高単価新銘柄を多くつくり、誘導をはかる。③値上げについては、極力合理化で吸収しつつも、値上げの余地を残しておく。④高速機の導入は、必然的に設備投資を膨大なものにする。その減価償却を早め、効率的に使用するため、二交替の導入を拡大する。

おおむね、こうした考え方によっていた。内容はいまだ抽象的であるが、つぎのような点が特徴として指摘されよう。まず「市場拡大計画」では、たばこ消費の増大（一九七八年に三二〇〇億本とする目標だという）、高単価政策の推進（消費水準の向上に対応する価格構造の実現）、販売体制の強化、海外市場進出などである。それにもとづき「原料計画」では、内外原料の一元的調達（実は葉たばこ原葉の外葉依存拡大）、生産性向上による低コスト化の推進である。「工場近代化計画」では、高性能機械の導入と連続自動化、そのための工場統廃合、二交替制の導入と拡大、新しい労務管理の探求などである。「物流近代化計画」では、流通の改善、保管の集約化などであり、流通保管費用の大幅な軽減を意図している。「働きがいのある職場の形成」では、職員の「自主的、創造的参加」（目標管理の推進）、要員適正化と人的能力開発（人員削減）が中心である。最後に「経営の体制」では、消費税制度の導入、経営責任の明確化と目標管理の改善（個々人の責任分担と目標の明確化）、労使関係の近代化などである。全体として、たばこ専売事業のいっそうの拡大を追求し、そのための「合理化」を体系的に実施しようとする計画になっている。

3　労働災害・職業病

1　労働災害

産業別規模別の災害状況　まず産業別に災害の発生状況をみておこう。第55表、第56表は、産業別の災害のひん度を示す度数率（一〇〇万労働時間当り労働災害による一

第55表　産業大・中分類別労働災害度数率の推移

（規模30人以上）

産業	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年
計	13.45	12.69	11.32	10.03	9.31
林業	19.69	20.79	21.11	21.15	19.78
鉱業	99,94	92.29	79.22	69.52	69.07
建設業	17.66	13.74	14.37	11.65	10.24
製造業	9.74	9.50	8.75	8.04	7.49
食料品・たばこ	10.27	10.22	9.34	9.75	8.55
繊維	4.32	4.37	4.02	4.35	4.58
衣服	2.13	2.75	2.72	2.11	2.57
木材	32.14	30.14	29.38	24.55	23.61
家具	19.19	18.63	16.50	14.60	14.59
パルプ・紙	10.68	11.53	11.08	9.23	8.88
出版・印刷	5.89	5.54	5.46	5.19	4.33
化学	6.19	6.58	5.66	6.01	5.58
石油・石炭製品	7.55	7.49	6.35	5.50	4.74
ゴム	6.32	5.89	5.75	5.15	5.02
なめしがわ	7.72	7.85	8.06	7.63	8.64
窯業・土石	12.55	13.03	14.11	12.37	12.30
鉄鋼	13.03	11.55	11.31	10.49	8.92
非鉄金属	9.56	8.67	8.70	7.33	6.38
金属製品	19.58	18.45	15.71	13.69	13.92
一般機械	13.79	14.04	12.44	11.13	10.33
電気機器	3.35	2.99	3.00	2.68	2.42
輸送用機器	9.23	8.17	7.94	6.93	5.98
精密機器	5.07	4.73	4.54	2.94	2.79
その他	7.69	9.38	8.38	8.49	7.90
運輸・通信業	16.13	16.15	14.56	13.06	11.94
電気・ガス・水道業	3.32	2.96	2.94	2.71	2.49
サービス業	20.05	18.78	18.75	17.86	13.71

〔備考〕 1)　労働省「労働災害動向調査」による。
2)　度数率とは100万労働時間当り労働災害による1日以上休業の死傷者数。

第56表　産業大・中分類別労働災害強度率の推移

(規模30人以上)

産　　業	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年
計	1.02	1.01	0.92	0.83	0.83
林業	2.16	2.11	2.11	2.20	1.76
鉱業	7.67	6.21	6.81	5.20	6.23
建設業	2.42	2.30	2.22	2.82	1.85
製造業	0.73	0.77	0.73	0.61	0.62
食料品・たばこ	0.48	0.78	0.72	0.63	0.43
繊維	0.34	0.58	0.30	0.23	0.21
衣服	0.10	0.05	0.14	0.07	0.06
木材	2.22	1.53	1.36	1.75	2.55
家具	1.09	1.02	0.96	0.93	0.85
パルプ・紙	0.89	1.21	1.22	1.12	1.11
出版・印刷	0.30	0.41	0.35	0.32	0.27
化学	0.78	0.60	0.61	0.49	0.49
石油・石炭製品	0.55	1.07	0.73	0.93	0.95
ゴム	0.59	0.85	0.66	0.53	0.59
なめしがわ	0.43	0.32	0.50	0.22	0.19
窯業・土石	1.17	1.10	1.13	0.92	0.95
鉄鋼	1.24	1.27	1.66	1.18	1.09
非鉄金属	0.88	0.81	1.12	0.67	0.72
金属製品	1.05	1.49	1.30	0.77	1.05
一般機械	0.69	0.69	0.62	0.55	0.75
電気機器	0.39	0.29	0.23	0.26	0.21
輸送用機器	1.08	0.82	0.88	0.81	0.73
精密機器	0.42	0.15	0.18	0.19	0.15
その他	0.30	0.56	0.70	0.64	0.61
運輸・通信業	1.14	1.17	1.00	1.07	1.04
電気・ガス・水道業	0.40	0.56	0.46	0.63	0.39
サービス業	1.11	1.60	0.55	0.82	0.82

〔備考〕 1)　労働省「労働災害動向調査」による。
　　2)　強度率とは1,000労働時間当りの労働災害の死傷による労働損失日数。

日以上休業の死傷者数)、および災害の強度を示す強度率(一〇〇〇労働時間当り労働災害の死傷による労働損失日数)の推移を表わしたものである。

産業計の度数率は、六八年の一三・四五、六九年一二・六九、七〇年一一・三二、七一年一〇・〇三、七二年九・三一と、一貫して減少傾向を示している。つぎに産業計の強度率は、六八年一・〇二、六九年一・〇一、七〇年〇・九二、七一年〇・八三、七二年〇・八三と、これも減少傾向を示している。両者とも、不況下で所定外労働時間が大幅に落ちこんだ七一年にかなり減少し、経済活動がふたたび活発化した七二年といえども、いちおう減少傾向をひきついだ。

産業大・中分類別に度数率をみると、七二年にもっとも高いのが鉱業六九・〇七、ついで木材二三・六一、林業一九・七八、家具一四・五九、金属製品一三・九二の順となる。同じく強度率では、鉱業六・二三、木材二・五五、建設業一・八五、林業一・七六、パルプ・紙一・一一の順となる。鉱業、木材、林業における災害率がきわめて高いことがわかる。同時に、建設業、パルプ・紙などで、災害の強度が相対的に強い。

つぎに製造業のうち、七二年に前年より度数率が増大したのは、繊維、衣服、なめしかわ、金属製品の四業種であった。だが同じく強度率では、木材、石油・石炭製品、ゴム、窯業・土石、非鉄金属、金属製品、一般機械とかなり大きくなっている。つまり全体として、死傷者数では減少していても、労働損失日数では逆に増大(製造業の強度率は、七一年〇・六一、七二年〇・六二、他方度数率は減少)していしるのであり、労働災害の大型化傾向が見受けられる。

つぎに製造業の規模別災害状況をみてみよう。企業規模を問わず、度数率、強度率とも、長期的にはおおむね減少傾向にある。だが両者とも、規模が小さいほど高い。七二年の度数率では、一〇〇〇人以上二・〇五に対し、三〇〜九九人一四・一八で約七倍になっている。同じく強度率では、一〇〇〇人以上〇・四〇、三〇〜九九人〇・八九で約二倍強である。つまり災害の大型化傾向は、規模が大きいほど顕著である。同時に、災害の規模別格差は、度数率、強度率のいずれからしても、いぜんとして大きく、かつ拡大する傾向を示している。

つぎに七二年における休業八日以上の死傷者数は約三二万人であり、前年の三四万人より減少した。このうち死亡者数は、五六三一人となり、前年五五六一人とともに、五〇〇〇人台にとどまった。死傷者数でもっとも多いのは例年どおり製造業であり、約一二万人、全体の三分の一強、ついで建設業一〇万人、約三割であり、この両者だけで約七割を占める。死亡者数は建設業二四〇〇人でもっとも多く、全体の四割強であり、製造業一二〇〇人、二割強を大きく上回っている。規模別には、一〇〜四九人規模で死傷者数約一四万人ともっとも多く、一〜九九人規模で全体の七七%を占めている(以上、労働省「労働災害動向調査」による)。

重大災害発生状況と災害の大型化

七二年に発生した重大災害(一時に三人以上の死傷者をともなった労働災害)は、死傷者数では一九六三人となり、前年の二三三九人を下回った。だが死亡者数では三九二人であり、前年三〇一人を逆に上回った。産業別には相変わらず建設業で圧倒的に多く、件数で全体の六割弱、ついで製造業、運輸・貨物取扱業がつづいている(以上、

第57表　産業大・中分類別労働災害による死傷者１人当り労働損失日数の推移
（規模30人以上）（単位：日）

産業	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年
計	76.9	80.0	81.6	82.8	88.1
林業	110.2	101.9	100.0	104.5	89.6
鉱業	76.7	67.3	86.0	74.7	90.3
建設業	137.3	167.2	154.2	241.5	180.9
製造業	75.1	80.7	82.8	75.7	83.8
食料品・たばこ	46.5	75.9	76.2	64.6	50.7
繊維	79.7	133.7	76.7	53.9	48.0
衣服	50.8	20.5	51.4	35.1	25.0
木材	68.8	50.9	46.2	70.6	108.0
家具	56.8	54.6	58.5	64.1	57.5
パルプ・紙	83.2	105.3	109.9	121.1	125.2
出版・印刷	50.5	76.7	65.9	60.2	63.8
化学	124.8	93.4	108.2	83.0	90.2
石油・石炭製品	73.8	142.1	114.9	170.7	202.3
ゴム	95.0	147.4	114.8	103.7	116.5
なめしかわ	54.8	40.7	62.1	29.0	23.0
窯業・土石	94.1	84.2	79.9	75.2	77.6
鉄鋼	95.2	111.2	147.5	111.9	121.0
非鉄金属	92.4	94.0	128.9	91.2	113.6
金属製品	54.1	80.6	82.7	55.3	75.2
一般機械	49.9	49.0	49.5	49.8	72.4
電気機器	120.0	98.1	76.9	97.0	86.8
輸送用機器	117.0	100.3	110.9	116.8	123.0
精密機器	82.7	33.5	42.2	64.3	57.9
その他	37.6	58.6	83.7	74.6	79.2
運輸・通信業	71.0	72.7	68.6	82.4	86.8
電気・ガス・水道業	124.9	193.0	155.3	230.9	155.1
サービス業	54.6	85.1	28.9	45.8	59.3

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」による。

労働省「重大災害報告」による)。

ところで、技術変化、労働態様の変化にともない、動力機械の普及、機械設備の大型化、高速化によって、災害の大型化傾向が目立っている。第57表は、労働災害による死傷者一人当り労働損失日数の推移を表わしている。傾向的には、労働損失日数は増大傾向にある。このうち七二年の労働損失日数をみると、石油・石炭製品二〇・三日、建設業一八〇・九日、電気・ガス・水道業一五五・一日、パルプ・紙一二五・二日、輸送用機器一二三・〇日、鉄鋼一二一・〇日、ゴム一一六・五日、非鉄金属一一三・六日などが目立っている。これを前出の度数率(第55表)、強度率(第56表)と重ね合わせると、順位がいちじるしく異なるのがわかる。労働損失日数は、概して資本構成が高度化し、固定資本規模の大きい業種で多くなっている。同時に、労働災害が全体として減少傾向を示すなかで、労働損失日数は逆に増加傾向にあることに注目しておこう。

通勤途上災害

労働災害とならび、近年注目されるのは通勤途上災害である。ここでは労働省調査によって概況をみておこう(対象時期は、七二年四～六月の三カ月間。三〇人以上の民営事業所、全国約八〇〇〇事業所)。

まず休業一日以上の通勤途上災害は、一年に換算すると労働者一〇〇〇人につき三・六八人となる。災害の発生状況を出勤時と退勤時に分けると、出勤時がやや高い。つぎに災害の発生率を同じ期間中に発生した業務上の災害率に比べると、その約二二%にあたる。つまり労働災害の五分の一程度のひん度で、通勤途上災害が発生している。災害の程度はきわめて重く、重症災害(死亡、永久全労働不能、永久一部労働不能、および一時労働不能のうち休業八日以上の合計)が全体の七割を占めている。これら重症災害を出勤時と退勤時に分けると、出勤時六六%、退勤時七六%となり、退勤時のほうが高い。また地域別では、郡部七九%、「その他の都市」七〇%、「七大都市区部」六〇%の順となる。しかも七〇年調査(七～九月分)に比べ、七二年の調査では、重症災害の割合は四ポイントほど多くなっている。

つぎに災害時の通勤方法別に分けると、モーターバイク利用中三七%、自動車利用中二九%、自転車利用中二〇%、歩行中九%とつづき、公共交通機関利用中は五%と少ない。事故の相手方と組み合わせると、ともに自動車二五%、モーターバイク利用中で相手が自動車二五%で多い。なお死亡は、自転車利用中が多く、死亡災害の三分の一を占めている。

最後に、これら死傷者に対する事業所の取扱いをみると、私傷病の取扱い(通常の病気欠勤と同様)が八七%と圧倒的に多い。業務上災害と同等の取扱いではないが私傷病以上の取扱いを受けた者は一割強であり、業務上災害と同等の取扱いはわずか二%にすぎない。今後、労災適用の拡充が望まれる。

2　職業病

産業別種類別発生状況

業務上疾病(職業病)は、七〇年三万七九六件に対し、七一年二万九三九六件と減少したが、七二年には三万八四七件とふたたび増加した。傾向的には、労働災害がいちおう減少してきているのに対し、業務上疾病

種類別業務上疾病発生状況

1972年						
鉱　業	建設業	交通運輸業	貨物取扱業	農林畜水産業	商業・金融・広告業	その他
816	2,913	2,305	570	560	648	586
168	1,486	1,174	716	154	361	329
119	498	33	49	92	47	60
—	—	—	—	—	—	1
—	—	—	—	—	—	1
33	9	2	1	2	—	—
84	1,030	376	82	47	305	469
317	124	—	3	—	—	8
—	—	—	—	—	—	—
—	14	—	—	9	—	—
—	6	—	—	—	1	1
2	7	—	—	43	—	—
4	32	—	—	—	—	1
—	2	—	1	—	7	14
1	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	1	—
—	—	—	—	—	—	—
—	1	—	—	—	—	—
—	1	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	4	—	—	—	—	5
—	—	—	—	—	—	—
33	31	9	5	4	9	110
—	—	—	—	—	—	2
35	14	17	26	1	10	13
—	11	—	—	—	2	1
—	7	—	1	—	—	—
—	5	2	3	—	—	—
4	43	2	4	42	1	6
—	—	—	—	—	—	—
7	8	3	9	11	2	9
—	2	—	—	—	—	4
—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—
—	1	—	—	1	—	—
—	—	—	—	—	—	—
46	380	243	58	83	71	79
1,675	6,629	4,216	1,528	1,049	1,465	1,698

ので，正規の名称でない。なお，左端の番号は，同規則同条の各号別の番号である。

第58表　産業および疾病の

疾病	1960年	1971年	合計	製造業
1　負傷に起因する疾病	6,761	10,443	11,785	3,387
2　重激業務による運動器の疾病	2,562	7,061	7,193	2,805
3　高熱・ガス・光線等による眼の疾病	4,550	2,178	1,815	897
4　有害放射線による疾病	15	10	2	1
5　日射病，熱射病	194	69	52	5
6　熱傷・凍傷（第2度以上）	4,952	6,579	6,491	4,098
7　じん肺症	628	933	826	374
8　地下作業による眼球震盪症	—	—	—	—
9　異常気圧下における疾病	15	24	24	1
10　製糸等の業務による手指の蜂窩炎および皮ふ炎	115	15	18	10
11　振動による神経炎	10	40	57	5
12　騒音による耳の疾病	67	36	55	18
13　電信手等の手指等の痙攣および書痙	—	77	52	28
14　鉛中毒等	20	20	54	53
15　水銀中毒等	22	12	2	1
16　マンガン中毒等	—	2	—	—
17　クローム・ニッケル等による潰瘍	20	4	2	1
18　金属熱	5	5	1	—
19　砒素中毒等	—	—	—	—
20　燐中毒等	1	11	1	1
21　硝気・亜硫酸ガス中毒等	14	5	7	7
22　硫化水素中毒等	19	17	22	13
23　二硫化炭素中毒等	6	—	10	10
24　一酸化炭素中毒等	96	121	253	47
25　青酸中毒等	8	2	4	2
26　酸・アルカリ等による腐蝕	216	415	328	212
27　ベンゼン等による中毒等	39	41	36	22
28　アセトン等による中毒等	4	18	31	23
29　上記27，28以外の中毒等	24	44	43	33
30　油・タール等による皮ふ疾患	397	60	136	34
31　タールピッチ等による上皮癌	71	—	—	—
32　14～31以外の中毒・皮ふ炎等	169	238	132	83
33　病源体による伝染病	28	30	8	2
34　湿潤地におけるワイル氏病	14	1	—	—
35　屋外労働による恙虫病	4	—	1	—
36　動物性のもの等による炭疽病等	1	4	2	—
37　上記各号の外大臣の指定するもの	—	—	—	—
38　その他業務によることの明らかな疾病	634	881	1,404	444
合計	21,621	29,396	30,847	12,587

〔備考〕 1)　労働省「業務上疾病報告」による。
2)　疾病の種類は，労働基準法施行規則第35条に規定する業務上の疾病を簡略に記載したも

は一九六五年以来、むしろ増大傾向にある。例外は七一年のみであった。

第58表によって、疾病の件数を産業別にみると、製造業一万二五八七件ともっとも多く、ついで建設業（六六二九件）、交通運輸業（四二一六件）、鉱業（一六七五件）、貨物取扱業（一五二八件）、商業・金融・広告業（一四六五件）とつづいている。順位は七一年と変わらないが、建設業、交通運輸業での件数増加が目立っている。疾病の種類別では「負傷に起因する疾病」一万一七八五件が相変わらず多く、「重激業務による運動器の疾病」七一九三件、「熱傷・凍傷」六四九一件、「高熱・ガス・光線等による眼の疾病」一八一五件などが例年どおりつづいている。また「じん肺症」（八二六件）など、なんらかの中毒・皮膚疾患も合計すればかなりの数になる。全体として、化学物質による化学的障害は減少したが、建設工事事故や自動車事故の多発などによる負傷による疾病増加が目立つ。また重激業務による運動器の疾病では、腰痛が圧倒的に多く、しかもますます増加している。その他の疾病における腰痛も含め、八五四七件に達するといわれる。中高年層が主であるが、労働過重化傾向を反映し、若年層でも増大している。

新しい職業性疾病の発生

技術革新や機械化、労働内容の変化、使用原材料の変化、製品・原材料の新規開発などによって、近年新しい職業性疾病の出現と増大が注目される。

まず使用する機械、作業方法や作業環境に起因するものとして、林業でチェンソー使用による白ろう病、重筋労働部門での腰痛症、地下工事における酸素欠乏症、事務部門での頸肩腕症候群、港湾荷役作業機械化にともなうフォークリフト病などが知られている。

つぎに新しい原材料や化学物質の使用などによる職業性疾病も注目される。その症状は、中毒、皮膚疾患、頭痛、けいれん、精神障害、死亡などさまざまである。シアン、クロム、カドミウム、鉛、PCB、水銀など有害物質の使用は、そこで働く労働者の健康問題として重大である。

疲労、健康障害の増大 生活居住条件の悪化

職業病として現われないまでも、今日、精神的肉体的疲労と健康障害が、すべての労働者に蓄積されてきている。各種の調査によっても、〝仕事がきつくなった〟〝疲れる〟という指摘がなされている。生産過程に起因するのはもちろんだが、住宅難、通勤難、大気汚染、騒音、食物汚染など、生活居住条件の悪化がさらに拍車をかけている。

その改善には、時間短縮、週休二日制などによる〝健康と休養〟の余地の拡大、総じて労働諸条件の向上が必要であるが、別に生活居住環境の抜本的改善がともなわねばならないであろう。つまり個個の労働者、個別企業内部では処理しえないほど、問題の背景は広がっている。

【参考資料】 (1)日本生産性本部『生涯福祉への出発』（昭和四八年版労使関係白書）、労働省『労働白書』（昭和四八年版）、港湾労協『海運港湾の合理化の現状と闘いの経過』、(2)電機労連第五二回および五三回中央委員会資料、炭労第七一回大会資料、全鉱第六四回大会資料、全日本海員組合第三一回および三二回大会資料、全農林第一五回大会資料、全労働第一六回大会資料、自治労第二二回および二三回大会資料、(3)組合機関紙誌『総評調査月報』、『総評民間単産情報』、鉄鋼労連『合理化・調査速報』、『月刊紙パ』、全専売『オルグ手帖』、『全専売新聞』、『月刊全電通』、(4)『賃金と社会保障』、『経済』、『労働経済旬報』、『労働資料速報』

V　労働者の生活

概要□**消費者物価の動向と政府の施策**——消費者物価年間四・五%上昇／卸売物価の上昇と消費者物価の急騰／七三年度予算と物価対策七項目／投機防止法の成立／独占禁止懇話会の管理価格に対する意見／物価、公共料金問題と消費者団体の動き／**労働者家計とその問題**——年平均一カ月間の収入と支出／五分位階層別の家計／物価上昇による消費性向の転換／東京都の生計分析調査報告／不平等の進行と暮しむき意識／**主要労働者の家計**——労働組合調査による家計収支の概況／諸労働組合による家計調査結果／国鉄労働者の家計／**理論生計費**——賃金決定の一要因としての理論生計費／人事院の標準生計費／厚生省の生活保護基準／労働組合の理論生計費

概要

一、一九七二年の消費者物価指数は対前年比で四・五%の上昇であり、ここ数年の急激な物価上昇からみれば比較的低率にとどまった。前年の上昇率を上回って上昇した費目は、消費者物価中分類指数で、主食、肉類、乾物、水道料、電気ガス代、保健医療、交通通信、教育、文房具の九費目、残り二三費目はいずれも前年の上昇以下にとどまっている。しかし年末以降には景気拡大に投機の横行がかさなるなどの結果物価水準は急騰に転じて、すでに七三年半ばにして、物価は政府見通しの五・五%を越えて一〇%台にのぼる恐れが予測されるところとなり、戦後二〇年代に次ぐ最悪の事態にはいりこむにいたった。

一、ひきつづく物価騰貴にもかかわらず、政府がもっとも直接的に関与しうる公共料金政策にはなんらの変更もなされず、七三年度予算におりこまれた国鉄運賃、厚生年金・健康保険料金等の引上げは既定の方針どおり貫かれ、四月一三日発表された物価対策閣僚会議の対策七項目においても、公共料金問題はなんらふれられるところではなかった。対策の主要な柱は従来の政策と同じく、財政金融政策の弾力的運用にとどめられた。しかしこれよりさき、三月一一日総評、中立労連、全国退職者の会、消団連など二五団体参加のも

とに開かれた「年金・物価メーデー」には、「大手商社の買占め反対」のゼッケンがあふれるなど、商社による米、大豆、繊維、木材、土地など生活関連物資の買占め投機が社会問題化し、いわゆる「投機防止法」の成立をみるにいたっている。また一九五三年の独占禁止法改正によって削除された「能力格差に基づく分割命令」復活の声が管理価格の弊害をとりのぞく措置として論議されはじめるなど、インフレの激化にともなって物価行政に新しい展開がはじまる兆がみえはじめたといえる。

一、一九七二年の一カ月当り労働者家計は、実収入一三万八五八〇円、実支出一一万一三二九円で、実収入は前年の増加率一〇・三%を上回って一一・三%に達したのにひきかえ、実支出の増加率は九・五%と前年の一〇・五%を下回った。これは消費支出が前年一〇・五%の増大に比べ八・八%の伸びにとどまったためで、租税等非消費支出の顕著な増加（七一年の一〇・一%増に対して七二年は一五・九%増）が消費支出抑制に作用する一因となっている。労働組合の家計調査では食料費支出の実質的低下も示され、物価と税金による収奪体制のもとで労働者の消費生活の実質的改善は妨げられているといえる。

1　消費者物価の動向と政府の施策

1　消費者物価の動向

消費者物価年間四・五%上昇

一九七二年の消費者物価指数は一九七〇年を一〇〇として一一〇・九となり、前年に比べて四・五%の上昇であった（第59—61表）。この上昇率は、一九六五年以降では六七年の四・〇%につぐ低いものであるが、これは季節商品を除く総合指数が四・九%の上昇であるのと比べてわかるように、多分に野菜や生鮮魚介類等の値下りあるいは値上りの鈍さに助けられたものといえる。費目別の上昇率は食料費が三・九%（七一年六・〇%、以下カッコ内は七一年の上昇率）、住居費が四・一%（四・八%）、光熱費が一・五%（三・七%）、被服費が五・五%（九・〇%）、雑費が五・五%（五・九%）と、いずれも七一年の上昇率を下回った。とくに、野菜については季節的変動はあったものの前年比で五・〇%の低落を示し、また生鮮魚介類が、前年が一八・八%と大幅な上昇を示したのに比べ三・九%の上昇にとどまったこ

第59表　全国五大費目消費者物価指数および卸売物価指数

	消費者物価指数　1970年＝100							卸売物価指数 1970年＝100
	総合	食料	住居	光熱	被服	雑費	持家の帰属家賃を含む総合	
1965年平均	76.7	74.7	79.1	96.3	78.6	75.3	—	89.8
1966	80.6	77.6	83.1	97.4	81.7	81.3	—	92.0
1967	83.8	81.3	87.1	96.9	84.0	84.4	—	93.7
1968	88.2	86.5	90.3	97.8	87.7	89.0	—	94.5
1969	92.9	91.7	94.0	98.2	92.0	93.9	—	96.5
1970	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1971	106.1	106.0	104.8	103.7	109.0	105.9	106.3	99.2
1972	110.9	110.1	109.1	105.3	115.0	111.7	111.5	100.0
1972年1月	107.8	107.0	106.9	104.7	112.1	108.0	108.2	98.4
2	108.2	107.3	107.1	104.6	110.4	109.5	108.7	98.5
3	109.2	109.1	107.3	104.5	110.9	109.9	109.6	98.7
4	110.3	110.4	108.2	104.3	111.1	111.6	110.9	98.9
5	110.7	110.2	108.8	104.2	112.9	112.1	111.3	99.0
6	110.7	109.4	109.2	104.2	115.6	112.0	111.4	99.1
7	110.7	108.9	109.5	104.2	116.0	112.3	111.5	99.2
8	111.6	111.1	109.7	106.2	113.8	112.7	112.3	99.8
9	112.2	111.8	109.8	106.3	117.4	112.5	113.0	100.5
10	113.0	112.6	110.2	106.4	119.3	112.9	113.8	101.2
11	112.5	111.0	110.8	106.8	119.9	113.3	113.5	102.7
12	113.4	112.2	111.5	106.9	120.6	113.9	114.3	104.3
1973年1月	114.5	114.1	112.1	107.0	120.9	114.5	115.4	105.9
2	115.4	115.5	113.0	107.3	121.6	114.9	116.3	107.6
3	118.4	120.0	114.6	107.6	126.7	115.9	119.1	109.6
4	120.7	122.0	116.8	108.7	131.4	117.8	121.3	110.2
5	122.8	123.9	118.4	109.1	138.5	118.5	123.3	111.2

〔備考〕 1)　卸売物価指数は日本銀行『経済統計月報』。
　　 2)　消費者物価指数は総理府統計局。

となどが、七二年の消費者物価指数が比較的低率の上昇にとどまったことと関連して注目されるところである。

しかしながら、相対的には低率の上昇にとどまった七二年の消費者物価の動きのなかで注目されるのは、公共料金の上昇である。七〇年、七一年と物価上昇に対する世論の批判をさけて据置き基調で推移した公共料金は七二年に入って上昇に転じ、二月には診察料の改訂、郵便料金、六大都市中心にタクシー代の値上げ

第60表　消費者物価中分類指数（全国）

(1970年＝100)

費目	1972年平均	対前年比（%）		寄与率（%）		（参考）
		71/70	72/71	71/70	72/71	65年＝100
総合	110.9	6.1	4.5	100.0	100.0	144.6
食料	110.1	6.0	3.9	40.2	35.1	147.5
主食	106.7	2.8	3.8	2.9	5.1	138.8
その他の食料	110.7	6.6	3.8	37.3	30.0	149.6
生鮮魚介	123.4	18.8	3.9	8.4	2.7	218.5
塩干魚介	116.0	10.3	5.2	1.9	1.4	160.5
肉類	109.2	3.8	5.2	2.1	3.9	149.3
乳卵	109.7	5.6	3.9	2.4	2.2	125.9
野菜	90.8	− 4.4	5.0	—	—	141.0
乾物	106.6	− 0.1	6.7	—	1.0	156.8
加工食品	122.4	13.6	7.7	6.0	5.0	167.8
調味料	109.1	6.3	2.6	1.8	1.0	120.4
菓子	114.9	8.7	5.7	3.5	3.3	139.8
果物	95.5	− 4.7	0.2	—	0.1	128.7
酒類	105.4	5.4	0	1.6	0	121.8
飲料	105.8	3.4	2.3	0.9	0.8	132.5
外食	119.5	11.0	7.7	8.7	8.6	165.0
住居	109.1	4.8	4.1	9.1	10.4	137.9
家賃地代	117.1	8.4	8.0	4.0	5.3	169.9
設備修繕	121.7	11.1	9.5	3.7	4.4	181.3
水道料	105.2	1.4	3.7	0.1	0.4	126.3
家具什器	101.5	1.3	0.2	1.3	0.3	112.3
光熱	105.3	3.7	1.5	2.5	1.4	109.3
電気ガス代	100.7	− 0.3	1.0	—	0.6	100.7
その他の光熱	114.0	11.6	2.2	2.5	0.8	125.2
被服	115.0	9.0	5.5	18.3	15.5	145.8
衣料	115.0	9.2	5.3	13.8	10.9	144.2
身の回り品	115.0	8.3	6.2	4.5	4.6	149.8
雑費	111.7	5.9	5.5	29.9	37.6	148.4
保健医療	111.2	1.7	9.3	1.0	6.8	127.9
理容衛生	114.0	7.3	6.2	4.2	4.9	144.7
交通通信	108.8	3.6	5.0	2.9	5.5	153.6
自動車費	105.8	4.2	1.5	2.1	1.0	—
教育	116.3	6.4	9.3	3.0	5.9	156.0
文房具	114.7	6.3	7.9	0.4	0.7	141.1
教養娯楽	116.4	10.2	5.6	16.2	12.6	164.8
たばこ	100.0	0	0	0	0	118.8
その他の雑費	102.1	0.6	1.5	0.1	0.2	—
季節商品を除く総合	111.6	6.4	4.9	—	—	142.7
持家の帰属家賃を含む総合	111.5	6.3	4.9	—	—	—

第61表　消費者物価特殊分類指数（全国）

(1970年＝100)

費目	1972年平均	対前年比（%）		寄与率（%）	
		71/70	72/71	71/70	72/71
総合	110.9	6.1	4.5	100.0	100.0
商品	109.2	5.7	3.3	63.6	49.4
農水畜産物	105.0	2.6	2.3	7.9	9.1
米麦	104.1	0.5	3.6	0.4	3.6
生鮮食料品	105.3	3.4	1.8	7.5	5.5
工業製品	110.2	6.3	3.7	48.6	37.3
*大企業製品	104.7	3.3	1.4	12.3	6.7
*中小企業製品	115.3	9.2	5.6	36.3	30.6
食料	112.8	8.0	4.4	22.2	16.9
大企業製品	107.8	5.4	2.3	5.9	3.3
中小企業製品	116.1	9.7	5.8	16.3	13.6
繊維製品	115.0	9.2	5.3	14.2	11.3
耐久消費財	97.0	−1.7	−1.3	—	—
その他の工業製品	108.6	5.4	3.0	12.2	9.1
大企業製品	106.5	4.5	1.9	7.0	4.0
中小企業製品	113.3	7.5	5.4	5.2	5.1
出版物	119.6	14.6	4.4	7.1	3.0
サービス	114.5	6.9	7.1	36.4	50.6
民営家賃間代	117.3	8.3	8.3	3.5	4.9
公共料金	107.7	2.1	5.5	4.3	14.6
個人サービス	119.0	10.0	8.2	18.9	21.6
外食	119.5	11.0	7.7	9.7	9.5

〔備考〕 1) 大企業製品——原則として調査銘柄の商品が従業員300人以上かつ資本金5000万円以上の企業（昭和44年事業所統計）で製造されるもの。
2) 耐久消費財——電気器具，時計，ミシン，乗用車，カメラなど。
3) 出版物——新聞代，雑誌，辞書など。
4) 公共料金——公営家賃，水道料，電気ガス代，入浴料，国鉄・私鉄・バスの運賃，郵便料，国公立学校授業料など。
5) 個人サービス——仕立代，洗たく代，大工手間代，理髪料，私立学校授業料，月謝など。
6) *は工業製品全体の大企業製品および中小企業製品である。

が行なわれ、つづいて電報料、授業料が、さらに八月にはガス代、私鉄運賃が、一〇月には消費者米価の引上げなどがなされた結果、七二年の特殊分類別公共料金指数は前年の二・一%に比べ五・五%と、また米麦は〇・五%に比べ三・六%と高い上昇になった。両者をあわせた消費者物価上昇寄与率は一八・二%と七一年の四・七%に比べていちじるしい増大であり、七二年の消費者物価上昇の主要な要因の一つが公共料金の上昇にあったことが明らかである。

また総合四・五%の上昇に対する費目別の上昇寄与率は、食料が三五・一%（七一年は四〇・二%）、住居が一〇・四%（九・一%）、光熱が一・四%（二・五%）、被服が一五・五%（一八・三%）、雑費が三七・六%（二九・九%）となっており、住居および雑費の上昇寄与率が増大している。住居の寄与率増大は家賃地代五・三%（四・〇%）によるものであり、また雑費では保健医療費六・八%（一・〇%）、交通通信費五・五%（二・九%）、教育費五・九%（三・〇%）が目立ち、ここにも七二年の物価上昇が公共料金主導型であることが示された。こうしたことから、七三年にひきつづき予定されている国鉄運賃等公共料金値上げラッシュが、物価全般の上昇におよぼす影響の大きさが心配されるところとなった。

卸売物価の上昇と消費者物価の急騰

年内には比較的安定的に推移した消費者物価は、年末から七三年にはいって急激に高騰に転じた。七一年不況に対する金融緩和政策、また予測される円再切上げにそなえて七三年度予算が大幅に膨張したこと、さらには海外インフレの影響、企業の手元流動性の増大等の要因があいまって、卸売物価は七二年二月以降連騰を記録し（第62表）、その影響を受けて消費者物価も急激に上昇に転じたのである。すなわち対前年同月比で七二年一二月は五・三%、七三年一月六・二%、二月六・七%、三月八・四%、四月九・四%、五月一〇・九%と月を追って消費者物価上昇率は高まり、五月時点での数値で被服二二・七%高、食料一二・四%高（前年同月比）などを記録した。また東京都の六月の消費者物価でみても前年同月比一一・五%高と、終戦直後の混乱期を除くと物価は最悪の事態にはいってしまった。東京都消費者物価では同月調査対象四八二品目のうち一〇〇品目近くが、一年前に比べて二〇%以上の値上りとなっており、その主なものは、ネギ（四七・一%高）、大根（五一・四%高）、ニンジン（六四・六%高）、大豆（五三・〇%高）、納豆（六六・三%高）、メロン（八九・七%高）、角材（五七・八%高）、さらし木綿（二倍）などである。

以上の両物価指数の上昇に介在したのは、商社による食料品、繊維製品、木材などの買占め、投機の横行である。たとえば大豆は中国、米国大豆ともに通関実績価格はほとんど変動がないにもかかわ

第62表　対前年同月上昇率

(%)

	卸売物価	消費者物価
72年7月	△ 0.3	4.6
8月	△ 0.1	5.6
9月	1.2	3.3
10月	2.7	3.9
11月	4.2	4.5
12月	5.8	5.3
73年1月	7.6	6.2
2月	9.2	6.7
3月	11.0	8.4
4月	11.4	9.4
5月	12.4	10.9

第63表　卸売物価の対前年上昇率

	総　合	食料品	繊維製品	製材・木製品	その他
1972年7月～9月	0.3	1.0	2.2	6.1	△0.3
10　～12	4.1	2.5	9.2	37.4	2.1
1973年1　～2	8.4	5.4	21.8	59.4	5.0

〔備考〕　日本銀行「卸売物価指数」

らず、国内価格は七二年一一月にはトン当り五万円から七万円台に、さらに一月には通常価格の二倍となった。この影響をうけ豆腐の値段は一丁七〇円、ところによっては一二〇円にも値上りし、庶民の暮しは混乱に陥った。また羊毛、繊維製品の値上りもはげしく、三月には通産省と毛紡績業界、縫製業者、流通業界をもって構成する「毛糸中央需給協議会」は「買い占め売り惜しみ」の実態を認め、通産省は消費者団体にむけて「買い急ぎを避ける」ようにという要請を出している。要請の基礎は、七二年の羊毛輸入量二一・七%増に対して消費の伸びは七・一%にすぎないという、「買い占め売り惜しみ」の存在である。投機、公共料金の引上げ、また野菜（対前年同月比で三一・四%高—五月）などの値上りから、七三年の消費者物価上昇率は、年半ばにおいてすでに、政府見通しの五・五%を上回って一〇%台にのぼる恐れが予測されるところとなり、本格的なインフレ体制への突入が懸念される情勢となった。

2　政府の物価施策

七三年度予算と物価対策七項目

七二年の卸売物価上昇率が政府見通しの二・二%を上回って三・二%にも達し、また消費者物価上昇が異常に継続する緊迫した情勢にせまられて、物価対策閣僚会議は四月一三日に七項目にわたる対策を発表した。すなわち、①財政金融政策の弾力的運用、②輸入の積極的拡大、③変動相場制移行に伴う物価安定効果の確保、④価格高騰物資に対する対策の推進、⑤消費者に対する情報の提供、⑥物価対策のフォローアップ、⑦物価行政の責任体制の確立、の七項目であり、これと同時に輸入割当ワクを前年度比で三〇%以上、国内消費量の八%（これまでは七%が目標）に拡大することが決定されたのである。

これより先、その目標に国民福祉の向上、国際収支の黒字削減、物価の安定の三つを掲げた七三年度予算は、一般会計一四兆二八四〇億円（前年度比二四・六%増）、財政投融資六兆九二四八億円（二八・三%増）という超大型の予算であり、物価安定をいいながら当初から、円再切上げに備えて国内経済へ与える衝撃の緩和を意図し、また国内景気を刺激することによって輸出を減らし円の再切上げの回避をねらう、調整インフレ的様相の濃い予算として決定されていた。愛知蔵相はこの予算について「物価安定を第一に考えた」と言明しており、物価予算は総額約一兆円、前年比で二四・六%増加したとはいえ、これには国鉄事業助成や公正取引委員会の全予算、さ

らには商業近代化地域計画作成費などの業者向け予算が含まれており、純粋の物価予算としては、人口二〇万以上の都市で公設市場を六五ヵ所新設するために四億九五〇〇万円、流通合理化のため、埼玉県越谷市に産地直結用の集配センターの新設一億四〇〇〇万円、大都市周辺消費地および産地での冷凍魚用大型冷蔵庫づくり一七億八〇〇〇万円、また地婦連に依頼しての「買物テレフォンサービス」八〇〇万円などの予算づけがなされたにすぎない。他方で本年鑑第43集で政府の公共料金政策としてふれられているように、七三年度予算においても公共料金の受益者負担原則は堅持され、当年度における国鉄運賃の値上げ（旅客二三・二％、貨物二四・一％など）、そのスケジュール化（昭和四八、五一、五四、五七年合計四回の値上げ計画）、また健康保険料や厚生年金掛金の引上げなどがおりこまれていて、物価予算とは名ばかりにすぎなかった。

このように無きに ひとしい 物価予算、インフレ財政、低金利政策、企業の手元流動性増大などによる需要の増加、くわえて企業の価格管理の結果として生じたインフレに対して、前述の物価対策七項目が発表されたわけであるが、これ以降政府は引締め政策に転じ、四、五、七月と短期間に三度にわたる公定歩合の引上げがなされた。また公共事業費（一般会計と財政投融資あわせて六兆九八〇一億円）のうち緊急度の高い事業費（約一兆八〇〇〇億円）をのぞいた一般事業の上半期契約率を、予算の半分以下（四九・三％）に抑えることになった。

ところで、対策七項目のうちには輸入の積極的拡大、変動相場制移行にともなう物価安定効果の確保、が盛られている。これより先に一二月三〇日に出された物価安定政策会議の提言「国際面からみた物価安定の戦略」でも、物価安定のための輸入増大政策の推進と流通の合理化、競争条件の整備が提言されており、輸入政策の活用は物価安定のための重要な眼目とされるにいたっている。しかしこのように価格安定を国際分業の促進に依存した場合、海外経済の状況が変化すればその影響をさけることができず、また円の切上げ効果も、国内の流通段階で企業に吸収されてしまえばその効果が消費者にはおよばず、輸入依存政策による価格引下げには限界のあることが、以下に引用する通産省の輸入品目追跡調査によってあかるみにだされた。

円が変動相場制に移行してから二十四日でちょうど百日目。事実上の円切上げで輸入物価は下がるはずだが、通産省が輸入一五品目について追跡調査したところ、実際に小売価格が下がったのはエアコンディショナー、ゴルフクラブ、大型乗用車など六品目だけということがわかった。……

調査は主な輸入日用品十品目に羊毛、綿花など原材料五品目を加えた十五品目を対象に、四月中旬から下旬にかけて国内の輸入業者、小売業者を通じて行なった。それによると、大部分の製品が値下げしたのがエアコン（値下げ率三―一三％）、ゴルフクラブ（同八―二〇％）、書籍（同七―一三％）、カラーフィルム（同一〇％）の四品目で早いものは昨年末から、遅いものでも四月末の物品税大幅引き下げまでに次々と小売価格を引き下げた。

一部の製品が値下げになったのは乗用者と万年筆。……

これに対して、まったく値下り効果のなかったのが化粧品、腕時計、ライター、安全カミソリの四品目、これらは為替変動のメリットが少なかったり、逆に差損が出るフランス、スイスなどから輸入するものが多いうえ、「円の変動相場制移行以前に輸入した在庫が残っている」というのが業者の言い分。

しかし通産省では「安全カミソリや化粧品のうち米国製のものは値下げできるはず」と見ており、今後さらに調べたうえで、必要なら「値下げす

べきだ」との行政指導を行なうことにしている。

原材料関係をみると、まず羊毛は主産地であるオーストラリアの通貨切上げ、現地相場の大幅上昇で、円切上げにもかかわらず輸入価格はむしろ上昇。石油も中近東の産出国が値上げを図っているため、なかなか安くならないようだ。

同省は今回調べた十五品目を引き続き追跡調査するほか、新たに大型電気冷蔵庫、じゅうたん、ワイシャツなど輸入日用品十品目を新しく調査対象に加えて小売価格の動きを調べるとともに、関連業界に対し「円切りや物品税引き下げの差益はできるだけ消費者に還元するよう」重ねて指導することにしている（七三年五月二四日『朝日新聞』）。

投機防止法の成立

七二年から七三年にかけての物価行政の一環として注目されるのは、投機防止法の成立である。土地、生糸、羊毛、大豆、米などの一連の投機問題をめぐる動きのなかで、「生活関連物資の買い占めおよび売り惜しみに対する緊急措置法」が、三月国会に提出され、七月六日公布、施行された。この法律は制定の過程で、放出勧告、違反すれば公表という主旨の政府案に対して、野党側は放出命令、従わなければ懲役を主張して対立するなど、またダミー（身代り）が介在すれば買占めの実態は実際上把握できないことが懸念されるなど、当初から実効性を期待しえない法律ではあったが、その主要な内容は、①生活関連物資について、大量に保有しているとみられる業者から実態報告を求め、②売惜しみの疑いがあると判断した場合に売渡し勧告をし、③従わない場合業者の名前を公表、立入り検査をする。さらに、④虚偽の報告、立入り検査拒否の場合は、一年以下の懲役または二〇万円以下の罰金を課す、というものである。

この緊急措置法にもとづいて、七月一四日、六月二七日発表された米国の大豆輸出禁止措置にともなって、大豆、大豆油、大豆油カス、丸太、製材、合板、生糸、綿糸、綿織物、羊毛、梳毛糸、梳毛織物、絹織物、医療用ガーゼの一四品目が、買占め防止品目として指定されている。冬期需要にむかって灯油が指定品目からはずされたことに消費者運動の側から強い批判が出されるなど、また価格調査官一六八名が任命されたとはいえ、当初から法の性格が立入り調査などの強権発動よりも規制の心理的効果をねらうという物価行政の補完的位置にとどめられているため、この投機防止法が下半期の物価上昇に対してどれだけの効力を発揮しうるかが今後の物価施策とからんで注目されるところである。

独占禁止懇話会の管理価格に対する意見

インフレ体制の進行にともなって、管理価格問題が行政レベルの物価論議に登場したことも、七三年の特徴として指摘される。一部の論者からは、インフレ要因となった大型財政や通貨供給量問題とならんで、現代の物価問題のおよそ三分の一は寡占管理価格問題であり、これの解決が先決である旨の提起がなされていたが、独占禁止懇話会（公正取引委員会委員長の私的諮問機関、会長脇村義太郎氏）は、六月一九日の会合で、管理価格問題に対処するために一九五三年の独占禁止法改正の際削除された「不当な事業能力の格差の排除措置」を復活させるべきだという結論に達したとのことである（六月二八日付『日本経済新聞』）。各委員は、管理価格は寡占体制による市場支配にもとづいて形成される場合が多く、価格管理を可能にすることを未然に防ぐためには、寡占体制そのものにメスを入れる必要があるとして、意見の一致をみている。これに対しては産業界の反対が予測され、また公正取引委員会自体が、現在のところ管理価格の規制には現行独禁法の範囲内で不当な取引き制限など

第64表　東証1部の3月決算実績集計　　(単位：%)

業種名	社数	増減収率		経常利益増減率		税引き利益増減率	
		1972.9	1973.3	1972.9	1973.3	1972.9	1973.3
食品・水産	15	8.9	1.5	△13.7	25.3	△19.3	8.7
繊維	12	5.4	7.0	94.9	127.8	—	—
パルプ・紙	12	6.3	15.8	43.3	89.9	29.2	48.0
化学	37	6.9	12.9	59.8	37.7	71.3	18.8
医薬品	14	6.0	3.3	1.2	9.3	△ 0.4	43.2
石油	9	△ 7.3	25.7	△46.3	146.9	△26.3	58.5
ゴム製品	4	3.2	12.4	2.6	11.8	21.3	11.0
ガラス・土石	10	2.9	14.1	△ 8.7	38.8	△ 3.1	21.4
鉄鋼	26	7.6	17.7	211.6	239.2	62.8	58.6
非鉄金属	17	10.7	9.1	51.0	13.7	32.5	17.2
機械	37	5.8	14.2	△ 3.3	32.2	△ 1.3	16.8
電気機器	42	5.5	6.6	22.7	21.7	19.9	28.0
造船	7	2.1	6.6	50.7	28.6	15.7	△ 6.2
自動車	6	8.9	7.2	3.6	4.5	19.4	11.5
その他輸送用機器	14	7.3	13.6	9.8	23.7	13.5	18.1
精密機器	9	9.8	12.7	25.3	13.3	8.8	16.9
その他製造	5	△ 0.2	25.9	51.2	168.9	—	—
製造業小計	276	5.33	11.44	25.69	47.72	11.86	35.96
鉱業	2	△ 1.0	16.7	—	—	—	—
金属鉱山	7	2.2	14.4	61.8	9.6	△27.0	74.4
建設	17	7.8	9.6	5.7	1.5	8.5	△ 0.9
商業	22	7.6	18.2	△ 7.4	45.6	27.3	26.8
不動産	4	7.9	11.5	6.8	5.3	6.8	5.8
電鉄	13	9.8	△ 2.1	4.2	5.1	6.0	2.8
通運	4	5.1	11.9	△23.9	75.0	2.3	2.8
海運	10	△ 6.9	24.1	△66.7	300.9	2.4	7.7
倉庫	6	5.9	4.9	△ 8.0	15.6	△ 1.3	4.6
電力	9	6.9	4.9	△ 4.7	7.2	△ 7.5	5.3
通信サービス	7	12.6	8.1	32.7	29.1	28.3	18.0
非製造業小計	101	7.02	16.48	△6.26	27.98	4.64	11.19
全産業合計	377	6.36	14.54	10.78	39.92	8.62	25.24

〔備考〕 △印は前期比減少，—印は算出不能，横山和夫「ズバ抜けた寡占業種の増益率」『エコノミスト』5月29日号37ページ。

違反行為が認められる場合必要な措置をとるという考えで、国民的な合意が得られるなど情勢が進展しないかぎり法改正は難しいとみており、その改正は早急には実現する段階にはないといえよう。しかし、現代の物価高の主要要因として公共料金、財政インフレーションなどとならんで、管理価格問題が前面に登場したという点で、この動きは注目されるところである。このあと、通産省からも従来の生産力増強から物価安定中心へ産業政策を転換する方針がだされており、そのなかでは、市場機能が働きにくく管理価格が発生しやすい寡占分野には標準価格を設定する、法的規制の強化などで値上げ抑制をめざす、などの方策が固められている。

なお主要産業の利益の増大は、第64表にみるようにいちじるしいものである。七三年三月期決算でみた利益増加率は、税引き利益でパルプ・紙四八・〇%、石油五八・五%、鉄鋼五八・六%、電気機器二八・〇%、金属鉱山七四・四%、商業二六・八%などであるが、この利益増大を製品価格の上昇にあるとみている横山和夫氏は、以下のような見解を表明している。「増益原因として、もっとも大きいのは製品価格の上昇であろう。推定の域を出ないが、東証上場一部企業の経常利益の増加分のうち、少くとも五〇%前後は製品の値上りによるものと思われる。もちろん、これには木材、繊維、食糧など異常なほど値上りした売買益もふくまれる。（だが）強力な操短による価格維持政策が予想以上に効果を生んだところに、景気が本格的に回復したことで、需要増加が必要以上に価格を上昇させたといってよい」（「ズバ抜けた寡占業種の増益率」、『エコノミスト』五月二九日号）。

第65表　公共料金値上げ状況

種類	値上げ実施・申請時期	値上げ幅
国鉄	73年1月（申請）	旅客23.2%，貨物24.1%，通学定期30%など 72年廃案の運賃表を再申請
営団地下鉄	72年8月（実施）	平均38.2%の申請に対し36.2%で認可
四大市公営交通	72年8月（実施）	横浜，名古屋，京都，神戸四大市の市営バス30円→40円に，暫定期間後の73年4月から50円に
都営交通他	73年1月（実施）	都営地下鉄32.8%最低料金30円→40円，都バス33.3%最低料金30円→40円（民営バスも同率値上げ）都電30円均一に
航空運賃	72年7月（実施）	国内航空運賃幹線7.5%，ローカル線11.8%，73年5月再度値上げ5～10%申請準備と発表
私鉄	72年7月（申請）	平均普通運賃27.1%，通勤定期44.4%の値上げ申請
ガス料金	（東京ガス） 72年8月（実施） （大阪ガス）（申請）	32.2%申請に対し，8月20.4%，73年4月22.7% 30%
電力	73年6月（申請）	関西電力平均28.13%，四国電力22%，それぞれ8月，9月，値上げ実施をメドに申請
電話料金	72年11月（実施）	一般家庭用電話料金（市内通話）が時分制実施のため3分きざみ7円となる
消費者米価	72年10月（実施）	72年産米平均7.5%，銘柄格差最高12.5%，標準価格米5.3%など
入浴料金	73年6月（実施）	東京都入浴料金大人48円→55円

物価、公共料金問題と消費者団体の動き

郵便料金、電報・電話料金、消費者米価、地下鉄・タクシー料金、航空運賃、国立大学・高校授業料、ガス料金と、枚挙にいとまがないほどの引上げにつづいて、さらに国鉄運賃、電力料金などの値上げ（第65表）が予定されるなど、また第66表にみられるように、消費物資の協調的な価格引上げもいちじるしく、大幅な物価の上昇は避けがたい状況となった。

こうした公共料金、物価問題を背景にさきに七二年はじめ公共料金の軒なみ値上げの政府の動きに備えて、全国消団連に結集する二〇団体は、公共料金値上げ反対の専門委員会を設けて二月には公共料金値上げ反対国民大集会を開くなど取組みの強化をはかっていたが、八月に実施された東京ガスの値上げに際しては、三二・二%の当初値上げ案を二二・七%に抑え、八月分の不在者について控除措置を確約させるなどの成果をあげている。一方消費者八団体も七月～九月第一回再販追放月間を設定して、化粧品の原価と内容分析を発表、チラシの全国配布をはかるなど管理価格問題の追及を強化した。またIOCU（経済消費者団体機構）への訴えは「再販制度の弊害」の討議を終えて反対の決議をひき出し、こうした運動をもとに公正取引委員会から再販制度検討の表明をとりつけるにいたっている。一一月七、八の両日、約五〇団体三〇〇〇名の参加人員を得て開かれた第一一回全国消費者大会のメインスローガンは、①大企業本位の円・ドル対策に反対し国民優先の政治にかえさせよう。②公共料金をはじめ、諸物価の値上げをやめさせ、管理価格を打破し、公害、有害食品を一掃しよう。③消費者は団結して、自主的組織と運動を全国にひろげよう、の三点であった。

第66表　協調的価格引上げの動き

時　期	品　目	値　上　げ　幅
72年7月	チーズ	雪印チーズ225 g 170円→200円，平均14.9%値上げ，森永乳業，明治乳業も追随
12月	飲料	キリンレモン200cc 30円→35円，キリンオレンジエード200cc 35円→40円
73年1月	醤油	キッコーマン醤油2 l 280円→330円，平均15～22%値上げ，やまさ醤油も追随
1月	清酒	清酒3社1.8l 100円値上げ，5月大手2社（忠勇，富久娘）も追随
1月	酢	900ml 130円→145円（中埜酢，マルカン酢）
1月	時計	シチズン時計，33種平均10%値上げ，各社追随
2月	牛乳	大手5社200cc 28円→32円
4月	マヨネーズ	キューピー・マヨネーズ末端価格10%値上げ，味の素も5月から値上げ方針打出す
5月	新聞	日本経済新聞6月から月ぎめ購読料950円→1200円，6月に入り朝日新聞も7月より900円→1100円と発表

〔備考〕『朝日新聞』紙上で報道されたもの。

また五月一日には物価対策七項目の一環である消費者情報懇談会の初会合が小坂経済企画庁長官の呼びかけによって開かれているが、消費者団体側からだされた「政府の物価対策七項目の中に、国鉄、電気、ガスなどの公共料金の抑制がなんにもふれられていないのは、おかしい」という追及に、長官は「値上げはできるだけ抑え、慎重に」と答えるだけで、会合の具体的成果は「輸入牛肉と国産牛肉を区別して売らせるようにし、秋頃までに輸入牛肉を絶対に値下げさせてみせる」という一点に終わっている。

こうした消費者運動の取組みにもかかわらず急騰をつづける物価高の渦中で、全国地域婦人団体連絡協議会が農林省の委託を受けて、六月一日東京、横浜、名古屋、大阪の四都市でスタートさせた「消費者テレフォンサービス」には、正午から夕方まで行なわれた魚、野菜、果物についてとくに安いもの高いものの紹介、栄養改善普及会作成の安い食料品を使った栄養十分な献立などの献立情報などの提供に対して、初日最初の一時間に二九三通もの通話がよせられ、物価高のもと庶民の生活防衛ぶりを如実にあらわした一幕であった。

2　労働者家計とその問題

1　労働者家計の収入と支出

年平均一カ月間の収入と支出

一九七二年の労働者家計は、不況からの回復とともに収入の面では世帯主の勤め先収入を中心に増大の基調に転じたとはいうものの、慢性的なインフレのもとで、消費はこれまでのようには伸び足を早めていないということを中心に、いくつかの特徴的な事態を示した。

総理府統計局の家計調査結果（第67表—1・2）によれば、全国の勤労者世帯（世帯人員三・八六人、世帯主平均年齢四一・〇歳、世帯の有業人員一・五三人）の実収入は、賞与や臨時収入、妻その他の世帯員収入をも含めて一カ月当り一三万八五八〇円であった。これは前年に比べて一一・三%の増大であり、六九年の一一・五%、七〇年の一五・六%にはおよばないものの、前年の一〇・三%に比べれば大きい増加率であり、ことに世帯主の勤め先定期収入八万八一一〇円、増加率一二・八%は六五年以降では七〇年に次ぐ増加率となり、はじめて年間定期収入は一〇〇万円を越えた。

第67表-1　一世帯当り年平均1カ月間の収入（全国）

項目	勤労者世帯		
	1972年平均	対前年増加率	構成比
集計世帯数	5,088	＊ 5,193	—
世帯人員	3.86	＊ 3.88	—
有業人員	1.53	＊ 1.54	—
世帯主の年齢	41.0	＊ 41.2	—
	円	%	%
収入総額	213,632	10.9	—
実収入	138,580	11.3	100.0
勤め先収入	130,354	11.6	94.1
世帯主収入	117,330	12.2	84.7
定期	88,110	12.8	63.6
臨時・賞与	29,220	10.5	21.1
妻の収入	7,070	15.3	5.1
他の世帯員収入	5,954	− 1.4	4.3
事業内職収入	3,245	0.1	2.3
他の実収入	4,981	9.2	3.6
実収入以外の収入	29,658	9.4	—
繰入金	45,395	11.1	—

〔備考〕＊印は前年実績を示す。

しかしながらこの収入の伸びに対して消費の伸びはともなわず、消費支出は一カ月当り九万九三〇〇円（年間一一九万円）、八・八％の増加にとどまった。前年の名目一〇・五％、実質四・二％に対して、七二年は名目八・八％、実質四・一％と、名目、実質いずれも不況下の七一年を下回る増加率である。費目別の内訳をみると、食料費は三万七七九円、住居費は一万一二二〇円、光熱費は三四七三円、被服費は一万六二四円、雑費は四万三二四九円であり、それぞれその対前年増加率は七・二％（七二年七・九％）、六・九％（一三・一％）、四・二％（一〇・〇％）、八・八％（一〇・八％）、一〇・九％（一一・八％）と、いずれも前年を下回る伸びにとどまっている。

こうして全費目の伸びが前年を下回るという状況に反していちじるしい増加となったのは、勤労所得税を中心にした非消費支出である。すなわち一万一八八三円の非消費支出は前年比一五・九％の増大であり（七一年は一〇・一％）、とくに勤労所得税の増加率は二一・七％という大きなものである。

このため可処分所得（実収入マイナス非消費支出）の増加率は一〇・八％と実収入の一一・三％を下回ることになったが、その可処分所得と消費支出の関係つまり平均消費性向は、消費支出の伸びが鈍化したため七八・四％と、前年の七九・九％を下回った。逆に平均貯蓄性向は一三・六％から一四・六％へ増大に転じており、前年の六・一％というはげしい消費者物価上昇に影響されて消費抑制の家計行動をとらされた結果が、このような平均消費性向の減少、平均貯蓄性向の増大となって現われたものといえよう。

なお第69表によって、租税と消費者物価および家計との関連にふれておくと、課税最低限の引上げはほぼ消費者物価の上昇によって

第67表-2 一世帯当り年平均1カ月間の支出（全国）

項目	勤労者世帯 1972年平均	対前年増加率	構成比
支出総額	213,632	10.9	—
実支出	111,229	9.5	—
消費支出	99,346	8.8	100.0
食料費	30,779	7.2	31.0
主食類	4,472	0.3	4.5
米	3,193	− 2.9	3.2
副食品	15,988	7.1	16.1
生鮮魚介類	2,475	7.1	2.5
肉類	3,415	12.7	3.4
乳卵	2,232	3.9	2.2
野菜	2,395	2.8	2.4
加工食品	2,507	9.6	2.5
調味料	1,428	3.4	1.4
菓子類	6,975	8.2	7.0
果物	1,877	9.2	1.9
酒類	2,002	8.2	2.0
飲料	1,516	2.6	1.5
外食費	1,580	13.0	1.6
食料費食品	3,344	16.3	3.4
	円	%	%
住居費	11,220	6.9	11.3
家賃地代	3,246	19.0	3.3
設備修繕	1,850	4.0	1.9
水道料	479	12.2	0.5
家具什器	5,645	− 1.5	5.7
光熱費	3,473	4.2	3.5
電気・ガス代	2,347	7.5	2.4
他の光熱費	1,127	− 2.0	1.1
被服費	10,624	8.8	10.7
和服	921	7.5	0.9
洋服	3,281	17.7	3.3
シャツ・下着類	1,770	11.3	1.8
他の衣料品	2,009	− 1.6	2.0
身回り品	2,643	6.1	2.7
雑費	43,249	10.9	43.5
保健医療費	2,620	9.2	2.6
理容衛生費	2,576	9.4	2.6
交通通信費	3,180	16.4	3.2
自動車等関係費	2,877	6.8	2.9
教養娯楽費	2,232	5.5	2.2
教育費	7,670	12.2	7.7
教養娯楽サービス費	723	12.3	0.7
交際費	7,461	13.9	7.5
消費支出	11,883	15.9	—
非消費支出	3,948	21.7	—
勤労所得税	2,803	18.1	—
他の税	4,923	10.0	—
社会保障支出	54,336	12.7	—
実支出以外の支出	48,068	12.3	—
繰越			
現物総額	5,610	—	—
可処分所得	126,697	10.8	—
黒字	27,351	18.8	100.0
貯蓄純増	18,440	18.9	67.4
有価証券純購入	505	1.0	1.8
その他	8,408	20.0	30.9
平均消費性向(%)	78.4	*79.9	—

〔備考〕 1) *印は前年の実数を示す。
2) 主要項目のため内訳と計は必ずしも一致しない。

第68表　消費支出の増加率（全国，勤労者世帯）

(%)

	名目			実質		
	70 年	71 年	72 年	70 年	71 年	72 年
消費支出	13.7	10.5	8.8	5.7	4.2	4.1
食料費	11.9	7.9	7.2	2.6	1.8	3.2
主食	2.3	1.2	0.3	0.5	△ 1.6	△ 3.4
生鮮魚介	20.4	14.7	7.1	△ 0.1	△ 3.4	3.1
肉類	12.5	11.8	12.7	9.5	7.7	7.2
乳卵	2.8	1.3	3.9	0.5	△ 4.1	0.0
野菜	27.4	2.8	2.8	△ 4.3	7.5	8.3
加工食品	11.2	12.0	9.6	△ 1.9	△ 1.4	1.7
果物	17.5	9.2	8.2	△ 3.8	14.6	7.9
酒類	9.2	11.5	2.6	7.0	5.7	2.6
飲料	15.7	12.7	13.0	8.7	9.0	10.4
外食	15.7	10.4	16.3	6.6	△ 0.6	8.0
住居費	12.1	13.1	6.9	5.4	8.0	2.7
家賃地代	10.9	7.2	19.0	2.1	△ 1.0	10.2
設備修繕	22.6	9.7	4.0	10.5	△ 1.3	△ 5.0
家具什器	9.7	17.5	1.5	6.1	16.0	1.3
光熱費	12.8	10.0	4.2	10.8	6.1	2.6
電気・ガス代	12.3	12.2	7.5	12.6	12.5	6.4
被服費	11.2	10.8	8.8	2.3	1.7	3.1
衣服	11.8	12.5	9.7	2.9	3.1	4.1
雑費	16.4	11.8	10.9	9.3	5.6	5.2
保健医療	11.0	12.1	9.2	3.1	10.2	△ 0.2
理容衛生	9.9	6.2	9.4	2.1	△ 1.3	3.0
交通通信	15.9	10.5	16.4	8.9	6.6	10.8
自動車等関係費	34.4	29.7	6.8	—	24.5	5.2
教育費	6.2	11.7	5.5	1.4	5.0	△ 3.5
教養娯楽	19.3	6.7	12.2	11.0	3.1	6.2
交際費	19.8	13.9	13.9	—	—	—

〔備考〕 総理府統計局「家計調査」

相殺されてしまい、累進課税制度のもとで非消費支出の増大が大きい結果、相対的に消費支出が伸びなやみの状態におかれていることが指摘されうる。

第69表　課税最低限，消費物価と家計
(1971～1972年)　(%)

実収入の増加率	11.3
世帯主勤労収入の増加率	12.2
実支出の増加率	9.5
消費支出の増加率	8.8
非消費支出の増加率	15.9
勤労所得税の増加率	21.7
その他の税の増加率	18.1
課税最低限の引上げ率	5.4
消費者物価上昇率	4.5

〔備考〕 1)　実収入・実支出は総理府家計調査，世帯人員3.86人分（平均世帯）。
2)　課税最低限は標準4人世帯。
3)　消費者物価指数は全国。

五分位階層別の家計

以上の一般的な動向に対して、つぎに五分位階層別の結果（第70表）にふれると、不況下の七一年には実収入、消費支出ともに格差縮小となっていたものが、七二年にはふたたび第I分位階層をめぐって格差拡大の傾向を示した。なお近年労働者生活の格差縮小については、その縮小傾向に停滞が現われている。

すなわち七二年版国民生活白書が指摘するところによれば（第71表）、勤労者世帯の所得格差は六六～六七年には拡大したがその後は六八～六九年と縮小に転じていた。しかし七〇年以降はその縮小傾向に停滞が生じている。また可処分所得のジニ係数から実収入のジニ係数を差引いて再分配効果をみると（表のBマイナスA欄）、その値はマイナスであり、したがって所得分配効果自体は否定しえないところとしても、その値が年々小さくなっていることからして再分配機能も弱まっているといえる。

物価上昇による消費性向の転換

ところでさきに記したように趨勢的に低下傾向をたどっていた消費性向は、七三年にはいって、急激に増大に転じるにいたった。すなわち、七二年平均の七八・四%に対して、一月にはいっきょに九・三ポイント増大して八七・七%となり、二月八九・九%、三月九四・四%と増大の勢

第70表　年間収入5分位階層別格差（全国・勤労者世帯）
(%)

		平　均	I	II	III	IV	V
実収入	1970年	100.0	58.1	79.0	94.3	112.6	152.1
	1971	100.0	59.2	79.0	95.2	113.7	153.0
	1972	100.0	58.8	79.2	95.1	113.3	158.6
消費支出	1970年	100.0	65.5	84.2	96.0	110.5	142.3
	1971	100.0	68.6	84.3	96.2	111.1	141.6
	1972	100.0	66.8	85.0	96.4	111.0	140.8

第71表　勤労者世帯の所得格差の動向

	実収入のジニ係数		可処分所得のジニ係数		(B)－(A)
	(A)	前年との差	(B)	前年との差	
1965年	0.1980	△0.0018	0.1836	△0.0076	△0.0144
1966	0.2024	0.0044	0.1865	0.0029	△0.0159
1967	0.2061	0.0037	0.1906	0.0041	△0.0155
1968	0.1931	△0.0130	0.1796	△0.0110	△0.0135
1969	0.1792	△0.0139	0.1670	△0.0126	△0.0122
1970	0.1786	△0.0006	0.1668	△0.0002	△0.0118
1971	0.1777	△0.0009	0.1660	△0.0008	△0.0117

〔備考〕 1)　総理府「家計調査」による。

2)　全国勤労者世帯の係数である。

3)　ジニ係数とは，ローレンツ曲線における弓形の面積と三角形の面積との比率であり，この数値が小さいほど不平等の程度が小さい。

4)　『国民生活白書』昭和47年版，9ページから引用。

いはつづいている（第72表）。これは年末から始まったはげしい物価上昇のために金融資産にいちじるしい減価が生じ貯蓄志向が消費志向に変わったこと、および物価上昇により名目貨幣支出の増大を余儀なくされているためといえよう。ちなみに、三月の消費支出一一万四一七〇円は前年同月に比べて一六・一％の増大となっているが、消費者物価上昇率八・四％でこれをデフレートすると実質七・一％の伸びにすぎず、支出増加額の半分以上が物価上昇による分である。

第72表　平均消費性向の動向

(%)

	可処分所得対前年増加率	消費支出対前年増加率	平均消費性向
1967年	10.7	9.6	81.6
1968	11.6	11.4	81.4
1969	11.8	10.9	80.8
1970	15.3	13.7	79.7
1971	10.3	10.5	79.9
1972	10.8	8.8	78.4
1973年1月	17.7	11.2	87.7
2	13.8	15.2	89.9
3	13.4	16.1	94.4

〔備考〕 1)　全国勤労者世帯。

2)　総理府統計局「家計調査報告」

2　東京都の生計分析調査報告

調査上の特徴　七一年七月に美濃部東京都知事は、総理府が発表する消費者物価指数が生活実感とは一致しないといい世論を受けて、都独自の「生計費指数」の作成を事務当局に指示していたが、その要請にもとづいてなされた生計分析結果が七二年七、八、九月分について発表されている。この調査は、とくにその特別分析において階層別消費実態の差異に注目がむけられており、価格変動の階層別影響が把握されうるよう配慮されているなどの点でユニークなものである。

（注）調査は、七〇年国勢調査結果を母集団として九九六世帯（うち五二八世帯はデータ収集の客観性、比較分析の可能性の確保などを配慮して、総理府統計局家計調査の調査世帯と同一）についてなされ、世帯人員別、勤労収入階層別、生計支出階層別生計費などの基本分析のほかに、生活度分析、主要食品消費実態分析、公共的料金負担分析などの特別分析がされている。

調査結果にみられる特徴点　そこでこの調査から特徴的な分析結果をいくつか紹介すると、その一つは月間世帯勤労収入階層別にみて第Ⅰ階層（六万円未満）、第Ⅱ階層（六万円以上一〇万円未満）ともに赤字家計であり、第Ⅲ階層（一〇万円以上一四万円未満）になってやっと収支がバランスするということである。第Ⅲ階層の可処分所得は約一二万円（これは七二年の総理府家計調査結果一二万七〇〇〇円に比べてやや低い）、消費支出も約一二万円（同じく総理府結果では約一〇万円、なお世帯人員数は総理府調査が三・八六人、東京都調査が三・九人）で、貯蓄純増二八五二円、平均消費性向九七・八％（ともに九月分）である（第73表）。この第Ⅲ階層が調査対象世帯に占める割合は三六・二％であり、第Ⅰ階層七・七％、第Ⅱ階層二六・七％を含めると、東京都勤労者世帯の七〇・六％が赤字かまたはかろうじて収支が均衡するという生活状態におかれている。

また生活度係数（生計支出金額中に占める選択的支出の割合、消費弾力性係数が一および一以下の支出項目を基礎的支出項目、一以上の支出項目を選択的支出項目と分類）は、生計支出7分位階層別にみて第Ⅲ階層まで生活度係数が低くかつ月々の変動にもとぼしいこと、それにひきかえて上位階層にゆくほど係数も高く、また各月の変動が大きいことが明らかになった（第74表）。つまり上位階層は各月に応じてバラエティに富んだ生活を送っているのにひきかえ、低所得階層は基礎的支出中心の硬直的な生活を送っているわけであり、この費目に生じる価格上昇はそれだけこれらの階層の生活を強く圧迫することになる。

そしてこれと関連して主要食品（購入頻度の高い三〇品目）について階層別に把握された消費数量・消費金額では、上位階層ほど高価格品を購入する傾向があること、とくに「うるち米、まぐろ、いか、ハム、ソーセージ」など価格格差がある品目では各階層の消費に質的格差があること、また低階層では「さば、かれい、ほうれん草、白菜、甘しょ、あさり」などが、小売価格が下がった時期、あるいは出盛り期に限定して消費されていることが明らかにされている。

第73表　月間世帯勤労収入第Ⅲ階層の家計収支バランス

区　　分	収入区分 100,000～139,000円		
	7　月	8　月	9　月
世帯主平均年齢	39.6歳	39.9歳	39.2歳
世帯人員	3.9人	3.9人	3.9人
繰入金	55,993円	52,133円	47,469円
可処分所得	120,189	118,514	117,909
(実収入)	131,043	129,078	128,747
(勤め先収入)	119,614	116,501	117,409
(勤め先収入以外の実収入)	11,429	12,577	11,388
(租税公課等)	10,854	10,564	10,833
(租税公課負担率)	9.1%	9.1%	9.2%
経常的生計資金	176,182	170,647	165,378
消費支出	120,682	117,071	115,292
経常的生計資金残	55,500	53,576	50,086
借入純増	1,638	△ 2,875	1,183
資産純増	6,334	△ 737	863
その他支出経増	△ 466	108	△ 3,045
貯蓄純増	1,582	1,937	2,852
繰越金	49,688	49,393	50,599
平均消費性向	100.4	98.8	97.8

〔備考〕 1) 可処分所得＝実収入－租税公課
2) 実収入＝勤め先収入＋勤め先収入以外の実収入
3) 租税公課等＝勤労所得税＋他の税金＋社会保障費＋罰金料その他
4) 租税公課等負担率＝租税公課等÷勤め先収入
5) 経常的生計資金＝繰入金＋可処分所得
6) 消費支出＝生計支出－土地家屋購入費
7) 借入純増＝(土地家屋借入，月賦掛買，その他借入金)－(各借入項目の返済金合計)
8) 資産純増＝(有価証券購入＋財産購入＋土地家屋購入)－(有価証券売却＋財産売却)
9) 貯蓄純増＝(貯金＋保険掛金)－(貯金引出＋保険掛金取金)
10) 繰越金＝(経常生計資金残＋借入純増)－(資産純増＋その他支払純増＋貯蓄純増)
11) 平均消費性向＝消費支出÷可処分所得
12) 東京都生計分析調査報告

第74表　生計支出7分位階層別生活度係数

	I	II	III	IV	V	VI	VII
7月	20.2	28.2	30.8	35.2	39.0	44.3	54.1
8月	20.9	29.4	31.6	37.3	41.5	45.2	57.6
9月	20.7	27.2	29.4	34.0	37.4	42.4	46.7

〔備考〕 1)　選択的支出は，主として文化基盤形成のための支出である。
2)　東京都生計分析調査報告。

都消費生活対策室が一〇月に行なった「都民生活意識調査」では、都民は一年間の消費者物価上昇率を一〇～二〇％と感じており（調査対象者の六六・四％）、物価高に対処する工夫を、特売日・特売品の利用、安い店をさがす、高価な品は代りの品ですます、生鮮食料品は出盛りに買う、衣料品は季節をはずして買う、と答えているのとあわせて、東京都生計分析は余裕のないやりくりにおわれた都民生活の実態を明らかにしているといえよう。

3　不平等の進行と暮しむき意識

物価上昇と富の不平等の進行

わが国の労働者生活が、いわゆる日常消費生活といったフローの側面では向上しつつも、生活環境、住宅、老後などのストックについては大幅に立ち遅れていることは、労働者生活の分析に際して現代的貧困として一般的に指摘されていることがらである。生活の社会的保障が不備な今日の生活条件のもとでは、貯蓄によって解決されなければならない分野は、「病気や不時の災害」「子どもの結婚資金、教育費」「土地家屋の購入改築」「老後の生活」「まとまった金額の物品購入」「旅行など余暇」「貯蓄していれば安心」と多岐にわたっている。しかしこうした貯蓄目的に対して、最近の物価上昇は急速に減価を生じさせており、第75表に示されるように実質的に価値増加となっているのは「まとまった金額の物品購入」という目的についてのみである。

またこうした物価上昇は金融資産に価値低下をきたしているばかりでなく、地価やその他の物価上昇を媒介に、労働者間において資産保有の不平等を促進することにも作用している。この点に関して「労働者は物価上昇によって所得、富の分配の不平等という被害を受けている」として労働者生活の分析を行なった七二年労働白書は、土地、建物の譲渡所得の高い伸びによって事業所得者および給与所得者のあいだで所得格差が拡大している点を指摘すると同時に、労働者階層内部においても第1図に示されるように、より多くの投資機会をもつ高所得層ほど物価や地価上昇の恩恵を受けて利益が増大し、資産保有が不均等になったと述べている。

「悪くなった」暮しむき意識の増大

経済企画庁「消費者動向予測調査」によれば、「一年前に比べた暮しむきの意識」においてここ数年「悪くなった」が減少しつつあったものが、不況下の七一年二月調査では前年の一六・八％から二一・八％へと増大し、さらに相対的にみて家計収入の伸びが大きく

第75表　貯蓄デフレーターの推計

(1965年12月＝100)

	総　合	病気や不時の災害	子どもの教育費結婚資金	土地家屋の購入改築	老後の生活	まとまった金額の物品購入	旅行など余暇	貯蓄していれば安心
ウェイト[2]	(100.0)	(39.0)	(17.8)	(17.7)	(12.7)	(2.9)	(0.5)	(9.4)
1965.12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
66	103.7	100.0	108.9	106.6	104.3	100.6	104.3	104.3
67	110.8	107.4	113.5	117.8	110.2	101.3	110.0	110.2
68	115.6	107.8	120.7	131.4	114.6	100.8	118.0	114.6
69	121.3	106.8	126.6	150.6	121.8	99.2	127.8	121.8
70	131.7	116.6	132.3	169.8	131.5	98.9	135.7	131.5
71	138.1	117.6	141.8	187.0	137.5	97.1	148.3	137.5
72	154.1	129.5	156.7	226.5	144.8	96.6	156.3	144.8
備　考		消費者物価指数「保険医療」	同　左「教育」	3)	消費者物価指数「総合」	同　左「耐久消費財」	同　左「教養娯楽」	同　左「総合」

〔備考〕 1) 貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」，総理府統計局「小売物価統計」，日本不動産研究所「市街地価格指数」，建設工業経営研究会「標準建築費指数」

2) ウェイトは「貯蓄に関する世論調査」(1970年) の「当面最も重点を置いている貯蓄目的」のうち「納税のため」「その他」「不明」を除いて回答割合の百分比を用いた。

3) 土地は各年9月の全国市街地価格指数，建築費は東京，木造住宅の価格指数を用い，その両者を単純平均。

4) 『労働統計調査月報』. Vol. 25, No. 4, 24ページ。

第76表　総合満足度の決定要因

項　目	係　数
1 性別・年齢	0.147
2 老後の不安感	0.142
3 仕事のやりがい	0.136
4 社会階層帰属意識	0.119
5 税負担公平か	0.109
6 子供に充分な教育（要望）	0.085
7 健康の自信	0.082
8 生活達成度	0.079
9 老後のくらし方	0.070
10 税金の見返り	0.070
11 保守―革新意識	0.069
12 重税感	0.066
13 本人職業	0.065
14 学歴	0.052
15 地域ブロック	0.049
16 ウーマンリブ	0.048
17 学歴不要論	0.047
18 居住面積	0.039
19 世帯収入	0.032
20 仕事と余暇	0.029
21 開発と自然	0.028

〔備考〕 1) 経済審議会「国民選好度調査」

2) 数字は多変量解析による各要因の説明力を示す。

第1図　所得階級別の時価評価額と取得価格の差額

(注)

五分位階級	勤労者世帯年間収入（71年）
第1	987999円以下
第2	1293999円以下
第3	1588999円以下
第4	2041999円以下
第5	2042000円以下

消費者物価上昇率が低かった七二年調査でも、「悪くなった」という暮しむき意識は二六・〇%へと増大をつづけている。

これには公害や住宅など生活環境の悪化が作用しており一概に所得や物価動向のみで暮しむき意識が規定されているとはいえないが、経済審議会が行なった「国民選好度調査」では、この所得と物価についてきわだった特徴点が指摘された。

同調査は七二年五月に長期経済計画づくりの基礎資料を得るため一五歳以上の男女約一万四〇〇〇人を対象として行なわれているが、これによると「いまの収入に満足」しているものは三二・五%にすぎず、「不満」の四〇・一%を下回っている。そして「満足」が「不満」を越える所得階層は、年収一八〇万～二一〇万円層となっている。また所得安定と物価安定のいずれをのぞむかという設問には、「所得安定」が一三%、「物価安定」が七〇%と圧倒的に物価安定がのぞまれている現実が示された。

調査は政策上問題になる満足度の決め手として、第一に「老後の不安感」をどう解消していくかということだとし、第二には「仕事のやりがい」をどう満たしていくか、第三には「税負担の公平」をどうはかっていくか、の三点をあげている（第76表）。このことは、「国民生活に関する世論調査」に示されている国民がのぞむ生活行政の調査結果とも同一である（第2図）。

第2図　政府に望む施策

〔備考〕 1)　総理府「国民生活に関する世論調査」（72年1月調査）による。
2)　「政府に対してまず第1に力を入れてほしいと思うことはこの中のどれですか。2番目に力を入れてほしいと思うのはどれですか」
(イ)　住宅・宅地対策
(ロ)　社会保障の充実（医療，年金，老人，生活保護など）
(ハ)　物価対策
(ニ)　生活環境の整備（公害対策，ごみ処理，上下水道，公園の整備）
(ホ)　減税
(ヘ)　道路，交通機関の整備
(ト)　教育，青少年対策
(チ)　中小企業対策
(リ)　農漁村対策
その他
とくにない，不明
に対する回答である。
3)　サンプル数は15,160世帯である。
4)　昭和47年版「国民生活白書」58ページ。

3　主要労働者の家計

労働組合調査による家計収支の概況

労働組合によって把握された労働者家計の概況を、まず総評主婦の会家計簿調査結果（二八県、二三三世帯）でみてみると、平均四・二人の世帯の一九七二年一一月分生活資金は合計一七万二八五一円であった。この内訳は、世帯主収入が六三・四％に当たる一〇万九五四〇円、妻やその他の家族員の収入が一万五〇二五円（八・七％）、借入金や貯金引出しが四万八二八六円（二七・九％）である。これを賃上げ以前の三月分調査と比較すると、世帯主勤め先収入は三月の八万五五九九円に比べて大幅に増えているが、これは四月分賃上げ精算金が一一月収入に含まれているためで、この分をのぞいた世帯主賃金は三月の八万五五九九円に対して一一月は九万二一七九円であり、その増加額は六五八〇円である。生活資金の総計は三月の約一四万円に対して一一月は約一七万円と膨張ぶりがいちじるしい。表からも明らかなように、この膨張は勤め先以外の収入や借入金、貯金引出しによって維持されている（第77表）。

つぎに支出の面では、消費支出一〇万三三二一円は三月結果に比べて約三〇〇〇円ほど減少している。雑費とくにそのうち三月に膨張する教育費が大幅に減少したためこういう結果になったもので、こうした消費抑制の結果増大したのは実支出以外の支出である。この実支出以外の支出五万三九〇六円のうち三万二四五円が住宅関係の支出であることからして、家族総ぐるみで住宅を取得しようとしている様子が、この家計簿に現われているといえよう。前年一一月調査に比べると、食料費で四六八一円（一五・七％）、住居光熱費で三五五〇円（三七・二％）、被服費で一六八四円（一九・四％）増大したが、雑費はほぼ同額にとどまった。また世帯人員別の一人当たり食料費を計算すると、一人世帯二万一五〇五円、二人世帯一万二九七七円、三人世帯九三七七円、四人世帯八七〇九円、五人世帯七五五二円、六人世帯六六三四円、七人世帯五八〇六円となっており、多人数世帯の食費は正確には把握しえないという調査技術上の問題があるにせよ、食料費とくにそのうちでも副食費のきりつめは予想外のきびしいものである（第78表）。

つぎに例年主婦の会が試算している物価上昇予測からみた家計支出増（第79表）についてふれておくと、東京地評の家計簿調査にもとづいて夫婦・大学生または高校生の四人家族の実態支出から割り出された支出増加額は、公共料金が九六四六円、副食費などが二三七一円、その他の支出増加額が二三九一円、合計一万四四〇八円が実質消費の変更をなんらともなわない物価上昇による支出増加分となる。総理府統計局家計調査結果の七二年平均消費支出（一カ月分）九万九三四六円に、七三年の消費者物価上昇見通し五・五％を乗じて得られる予測増加額は五四六四円にすぎないのであるが、物価上昇が家計におよぼす影響は、家族構成や所得階層による消費構造のちがいによって異なることはいうまでもない。この点「東京都生計分析調査報告」では、第80・81表に示されるように公共的料金負担

第77表　総評主婦の会家計簿調査結果

収　　入　　円，（　）％

項　　目	1971年3月	1971年11月	1972年3月	1972年11月
世帯主勤め先収入	90,390（74.6）	96,344（77.9）	99,653（69.2）	109,540（63.4）
給　　料	79,581（65.7）	84,782（68.6）	85,599（59.4）	103,682（60.0）
時間外手当	10,809（8.9）	11,562（9.3）	14,054（9.8）	5,853（3.4）
勤め先以外の収入	5,555（4.6）	3,992（3.3）	3,446（2.4）	15,025（8.7）
借入金	435（0.3）	427（0.3）	1,793（1.2）	18,744（10.8）
その他	11,236（9.3）	13,682（11.1）	17,758（12.3）	5,144（3.0）
貯金引出	13,584（11.2）	9,081（7.4）	21,419（14.9）	24,398（14.1）
合　　計	121,200（100.0）	123,526（100.0）	144,069（100.0）	172,851（100.0）

支　　出

項　　目	1971年3月	1971年11月	1972年3月	1972年11月
食料費	27,798（25.5）	29,811（25.7）	31,092（23.9）	34,492（20.5）
主食	5,543（5.1）	6,111（5.3）	5,943（4.6）	5,880（3.5）
副食	15,991（14.7）	17,281（14.9）	17,995（13.8）	18,599（11.0）
魚介類	3,566	3,132	4,168	4,022
肉類	3,370	3,546	3,024	3,986
乳卵類	2,176	2,828	2,710	2,744
野菜類	4,881	5,890	4,764	2,736
乾物類	} 770	} 784	809	787
加工食品			680	2,383
調味料	1,228	1,101	1,840	1,941
し好食品	4,332（4.0）	4,417（3.8）	4,678（3.6）	7,217（4.3）
外食	1,932（1.7）	2,002（1.7）	2,476（1.9）	2,796（1.7）
住居費	} 7,630（7.4）	} 9,559（8.1）	6,489（5.0）	8,327（4.9）
光熱費			2,800（2.2）	4,782（2.8）
被服費	10,207（9.4）	8,668（7.5）	9,637（7.4）	10,352（6.1）
雑費	43,082（39.7）	45,258（38.9）	55,992（42.8）	45,368（26.9）
理容衛生費	} 4,373	} 5,187	2,340	3,139
保健医療費			3,583	2,297
交通通信費			7,894	4,826
自動車等関係費			—	1,892
教育費	13,720	7,941	19,709	9,814
教養娯楽費	4,269	4,020	4,465	4,484
交際費	8,529	6,547	9,479	7,564
小遣い	6,490	11,391	8,522	8,171
負担費他	5,701*	10,172*	—	3,181
消費支出	88,718（82.0）	93,295（80.2）	106,010（81.3）	103,321（61.2）
非消費支出	7,644（7.0）	10,294（8.9）	13,669（10.5）	11,444（6.8）
実支出以外の支出	11,990（11.0）	12,737（10.9）	10,748（8.2）	53,906（31.9）
不明欄	—	—	—	32（0.1）
支出合計	108,352（100.0）	116,327（100.0）	130,789（100.0）	168,703（100.0）

〔備考〕 71年調査と72年調査では分類項目が異なっており，原則として72年調査にそろえてある。
＊印は雑費（小分類項目）と負担費の合計である。

第78表　世帯人員別1人当り食料費

(円)

	1　人	2　人	3　人	4　人	5　人	6　人	7　人
主食	2,568	1,854	1,486	1,386	1,458	1,382	911
副食	15,293	7,599	5,089	4,722	4,048	3,397	2,929
し好食品	3,644	2,684	2,038	1,824	1,551	1,324	1,513
外食	—	840	764	777	495	535	454
合計	21,505	12,977	9,377	8,709	7,552	6,638	5,807

第79表　物価上昇予測からみた家計簿支出増

値上げが予測される公共料金	アップ率 %	家計簿支出高 円	アップ額 円
主食費	7.5	6,923	519
ガス代	20.4	2,650	541
授業料	50	7,600	3,800
関連教育費	25	4,225	1,056
交通費	27	1,980	535
家賃地代	20	7,200	1,440
電話通信費	50	2,800	1,400
医療費	12	3,545	355
合計		A36,923	C 9,646
副食費	10	18,029	1,803
調味料		1,131	113
し好品		4,548	455
合計		B23,708	D 2,371

〔備考〕 総支出額99,832円（税金，貯金，保険除く）－（A36,923円＋B23,708円）＝39,201円×6.1%（46年総理府統計局物価指数）＝E2,391円，C9,646円（公共料金アップ額）＋D2,371円（副食費他）＋E2,391円（その他の値上げ額）＝14,408円

第80表　生計支出7分位階層別公共的料金負担率

(生計支出＝100%)

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ
7月	21.9	20.7	19.8	19.3	17.6	17.5	11.5
8月	23.7	20.5	20.4	18.7	18.0	16.9	13.7
9月	23.9	22.3	22.1	20.4	21.1	19.9	16.5

〔備考〕 東京都生計分析調査報告。

率が階層によって異なる実態が明らかにされている。すなわち、階層が下がるにつれて負担率は重くなっているのであり、都民の多数を占める第I～第III階層が赤字かスレスレの収支均衡の生活状態におかれている状況で、公共料金の値上げが家計におよぼす影響が無視できないものであることがわかるのである。

このような実情とあわせて、春闘共闘委員会のなかに生計費小委員会が設置されたことは、賃上げとひきかえの収奪のなかにおかれた労働者生活の実態を明らかにし、今後の運動にとりくむ方向を示すものとして注目されるところである。

第81表　生計支出7分位階層別1世帯当り1カ月の公共的料金支出（上位10品目）（9月分）

	都平均	I	II	III	IV	V	VI	VII
1	診察料 2.7	うるち米 5.5	うるち米 4.3	うるち米 4.5	うるち米 3.6	うるち米 3.3	診察料 2.8	診察料 3.5
2	うるち米 2.5	電気代 3.1	電気代 2.5	電気代 2.3	電話料 2.1	診察料 2.6	うるち米 2.5	大学 3.1
3	電気代 1.7	電話料 2.2	診察料 2.4	電話料 2.0	電気代 2.0	電気代 1.8	電話料 1.7	うるち米 1.4
4	電話料 1.5	牛乳代 1.9	電話料 1.9	診察料 1.9	診察料 1.9	電車汽車賃 1.7	電気代 1.6	電車汽車賃 1.1
5	電車汽車賃 1.3	ガス代 1.6	牛乳代 1.6	牛乳代 1.6	牛乳代 1.5	電話料 1.7	電車汽車賃 1.5	電気代 1.0
6	大学 1.3	診察料 1.5	新聞代 1.2	電話料 1.5	電車汽車賃 1.3	牛乳代 1.2	幼稚園 1.2	電話料 1.0
7	牛乳代 1.1	新聞代 1.1	電車汽車賃 1.1	新聞代 1.2	幼稚園 1.0	幼稚園 1.1	ガス代 1.1	高校 0.8
8	ガス代 0.9	電車汽車賃 1.0	ガス代 1.1	ガス代 1.0	ガス代 1.0	ガス代 1.1	高校 1.1	牛乳代 0.6
9	幼稚園 0.8	入浴料 1.0	幼稚園 0.9	幼稚園 1.0	新聞代 0.9	新聞代 0.8	牛乳代 1.0	ガス代 0.6
10	新聞代 0.7	幼稚園 0.9	洗濯代 0.8	水道料 0.7	学校給食 0.7	学校給食 0.6	大学 0.9	小学校 0.5

〔備考〕公共的料金26品目中支出金額上位10品目。

近年賃金の上昇がかならずしも生活全般の改善、上昇にはつながらず、公害、住宅、老後、物価などいわゆる新しい貧困が問題にされるにしたがい、労働組合の家計調査へのとりくみはふたたび活発になってきているが、国鉄、私鉄、全鉱、全国金属等諸労働組合によってなされている調査のうち、ここでは全逓、電機労連、鉄鋼労連の結果を比較すると第82表のようになる。まず実収入については、対象世帯の世帯主年齢が異なるゆえ単純には比べられないが、おおよそ一一万円～一三万円というところである。このうち、全逓の世帯主

諸労働組合による家計調査結果

第82表　諸労働組合調査による家計支出

	全　逓	電機労連	鉄鋼労連	総　評	総理府
世帯主平均年齢	35歳	34歳	37歳	—	41歳
実収入計	115,173円	110,073円	131,947円	129,565円	138,580円
世帯主勤務先収入	89,188	101,585	123,069	109,540	117,330
妻の収入	19,208	4,538	5,518	10,626	7,070
(可処分所得)	106,282	100,171	117,993	118,121	126,697
実支出計	134,294	110,642	107,855	114,765	111,229
消費支出計	125,403	100,740	93,901	103,321	99,346
飲食費	31,862	32,274	35,090	34,492	30,779
住居費	37,779	15,000	6,500	8,327	11,220
光熱費	2,846	3,128	2,958	4,782	3,473
被服費	8,290	8,917	6,638	10,352	10,624
雑費	44,626	41,421	42,715	45,368	43,249
非消費支出計	8,891	9,902	13,954	11,444	11,883
実支出以外の支出計	54,743	26,296	33,029	53,906	54,336
住宅関係	8,907	7,945	8,970	32,454	—
貯金	35,556	8,966	13,604	10,045	—
貯蓄純増	2,216	△16,989	8,609	△14,353	18,440
黒字	△19,121	△ 569	24,092	14,800	27,351
備考 調査時期	10月	9月16日～10日15日	5月～6月の31日間	11月	1972年平均
備考 調査世帯数	123	144	219	223	

〔備考〕 1) 全逓および電機労連調査では住宅の取得費が耐久消費財と同じ扱いを受けて住居費に含まれている。
2) 全逓，電機労連，鉄鋼労連は『労働調査』1973年5月号から引用。
3) 総評は，総評主婦の会第9回内職大会資料。
4) 総理府は，総理府統計局家計調査結果。

勤務先収入は他の調査結果に比して低く、逆に妻の収入がいちじるしく高いのが注目される。

一方支出についてみると、世帯人数は全逓、電機労連、鉄鋼労連が四人、総評が四・二人、総理府が三・八六人であり、また世帯主の年齢から推測してライフサイクルがほぼ同一の段階にある四人世帯といってよいが、その消費支出は全逓が一二万五四〇三円、電機労連が一〇万七四〇円、鉄鋼労連が九万三九〇一円、総評主婦の会調査が一〇万三三一円で、これを総理府の九万九三四六円と比べると、鉄鋼調査結果がやや下回るほかは組合調査結果の方が高い。しかし、この結果は全逓や電機労連が新しい視点で支出項目分類をしているためであっ

第83表 各費目の増大率（電機労連調査・4人世帯）

	1968年	1970年	1972年
実収入計	100.0	132.6	150.2
世帯主収入	100.0	136.7	151.8
妻の収入	100.0	57.7	129.1
実支出計	100.0	134.4	163.8
消費支出	100.0	129.4	163.9
非消費支出	100.0	185.1	163.8

〔備考〕『労働調査』1973，5月号39ページ。

て、この点を考慮にいれるとかならずしも労働組合調査結果が高いということにはならない。総理府統計局家計調査では、住宅の取得費用が財産購入として実支出以外の支出に集計されている。これを全逓、電機労連調査では労働者世帯にとっての住宅は、それによって所得をもたらすような資産ではないという理由で、耐久消費財と同等の扱いをし住居費にくりいれているのである。そのため第82表に示されるような消費支出結果となっているのであるが、これを総理府と同じような分類方法にすると、全逓、電機労連とも消費支出は約九万三〇〇〇円であり、いずれも総理府調査結果よりやや低い。

通常家計調査でいう黒字とは、貯蓄純増以外に借入金等の返済にあてられた金額も含まれているのであり、日常的にいう実感的な黒字とは異なっている。たとえば全逓の場合、総理府の方法にしたがえば一万三三〇二円の黒字になるが、前述のように住宅取得を住宅費に含めると一万九一二一円の赤字であり、現実の生活は思いのほか借入金や月賦掛買によって（をかかえこんで）営まれている事実が明るみに出るのである。

また電機労連調査はすでに数年にわたって調査を積みあげてきているが、これによると（第83表）、一九六八年から七二年にかけて実収入の伸びは一五〇・二であるのに実支出の伸びは一六三・八とこれを上回り、それだけ収支均衡がひっ迫していることが指摘されている。

国鉄労働者の家計

国鉄労働組合は、組合員の生活実態を正しく把握することを目的に一九六三年以降毎年一月を調査月間として、家計簿記入方式によって家計調査を行なってきている。途中六七年には生計費聞取り調査、また六八年にアンケート方式による生活実態調査に一時調査方法の転換がはかられたが、六九年からはふたたび家計簿調査にもどって現在にいたっており、長い調査の歴史をもっている。

そこでつぎに七二年一一月調査の結果（第84表）について概略すると、生活水準の上昇、豊富になった社会といわれているなかで、国鉄労働者が日常的ないわばフローの面での生活においてさえいかに暮しに追われているかが如実に示されている。まず国鉄労働者家計をまかなう収入計は一二万八八九五円で、このうち国鉄よりの賃金収入は基準内、基準外賃金、臨時をあわせて九万六一八七円と収入

第84表　国鉄労働者1カ月の収入と支出　(1972年11月分)

	項目	実数	比率		項目	実数	比率
収入	収入総額	165,431	100.0	支出	家賃地代	3,663	2.2
	前月からの繰入金	36,536	22.1		設備修繕費	819	0.5
	収入計	128,895	77.9		家具什器	2,810	1.7
	国鉄よりの収入計	96,187	58.0		水道料	747	0.5
	基準内賃金	86,746	52.4		光熱費計	3,630	2.2
	基準外賃金	9,302	5.6		電気・ガス代	2,858	1.7
	臨時	139	0.0		その他光熱費	772	0.5
	国鉄以外の収入計	19,364	11.8		被服費計	9,639	5.8
	本人の副業内職	113	0.1		衣料費	6,865	4.1
	勤め先収入（家族）	10,027	6.1		身の回り品他	2,774	1.7
	パート収入	4,702	2.8		文化費計	10,274	6.2
	内職収入	2,614	1.6		教育費	5,193	3.1
	兼業収入	0	0.0		教養娯楽費	4,275	2.6
	雑収入	1,908	1.2		旅行費	806	0.5
	実収入以外の収入	13,344	8.1		雑費計	28,744	17.4
	貯金引出その他	11,818	7.2		理容衛生費	2,487	1.5
	借入金	588	0.4		保健医療費	1,621	1.0
	月賦掛買	888	0.5		交通通信費	4,471	2.7
	その他	50	0.0		交際費	7,050	4.3
支出	消費支出	96,143	58.1		本人・妻小遣い	7,074	4.3
	食料費計	35,817	21.6		子供小遣い	1,662	1.0
	米	3,833	2.3		負担費その他	4,379	2.6
	パン	587	0.3		税金など計	11,048	6.7
	うどん他の主食	836	0.5		勤労所得税	1,573	1.0
	野菜乾物類	3,456	2.1		その他の税	2,114	1.3
	魚介類	3,627	2.2		共済掛金社会保障	7,361	4.4
	肉類	3,257	2.0		その他の支出計	23,047	13.9
	乳卵類	2,489	1.5		貯金	12,798	7.7
	加工食品	3,280	2.0		保険掛金	2,839	1.7
	調味料	1,678	1.0		借金返済	4,793	2.9
	菓子果物類	4,737	2.8		月賦掛買払	2,164	1.3
	酒類飲料	3,201	2.0		その他	453	0.2
	外食費	4,836	2.9		支出計	130,238	78.7
	住居費計	8,039	4.9		翌月への繰越金	35,193	21.3

第85表　国鉄よりの収入と支出の推移

	1966年	1969年	1970年	1971年	1972年
世帯人員数	4.3人	4.2人	4.1人	3.9人	4.0人
国鉄よりの収入A	50,988	67,263	69,958	85,642	96,187
消費支出B	52,927	72,515	74,417	88,608	96,143
実支出C	58,015	79,429	81,665	97,514	107,191
支出計D	68,888	96,307	103,093	121,033	130,238
A－B	△ 1,939	△ 5,252	△ 4,459	△ 2,966	44
A－C	△ 7,027	△12,166	△11,707	△11,872	△11,004
A－D	△17,900	△29,044	△33,135	△35,391	△34,051

計の七四・六%にすぎない。一五%は家族労働等による国鉄外収入に、また一〇・四%は貯金引出し等の調達資金によっている。つまり日常的な生計は月々の国鉄からの賃金収入と賞与等預貯金の取りくずしと、さらに家族の労働収入によって維持されているわけであり、第85表に示されているように年年賃金は上昇しても、〝賃金だけでは暮せない〟という関係はちっとも好転していない。これと関連して、妻その他の家族員が収入を得ている世帯は調査対象九七世帯中五九世帯（六〇・八%）にのぼるが、その妻の労働は趨勢として内職からパート、共働きへ急速な転換をみせている。内職は二〇・六%（七一年には二五・九%）、パートは一九・六%（一〇・二%）、共働きは一三・四%（一一・一%）である。調査ではこれを、円切上げによる内職収入の減少があるにせよ、生活規模の拡大、消費構造変化の強制、高物価政策による支出増が、多少とも高収入のパート労働へむかわせると分析を行なっている。

衣食住をまかなう消費支出は九万六一四三円で、食料費は三万五八一七円、エンゲル係数は三七・二%である。これを一人一日当りの食料費になおすと二九八円、このうちの七八円が動物性蛋白質購入費である。前年の動物性蛋白購入費は八〇円であるので、物価上昇をも考慮にいれれば食生活水準は明らかに低下をきたしたといえる。他の労働組合家計調査でも食料費支出はこれと同水準かやや低い水準であるので、労働者の食生活はおおよそこの程度の水準といってよい。「駅弁一食分にもみたない」食料費は、参考資料として掲げられている自衛官の三五七円、警視庁機動隊の三〇〇円（ともに七二年度予算）に比べてそれほど遜色がないともとれるが、大量購入と家庭での少量購入との相違を考慮にいれれば実質的にはかなりの格差になるだろう。その他に、子ども一人当たりの教育費が三〇代世帯で六一八三円、四〇代で三四一五円、五〇代で五六一九円かかっていること、平均一三〇〇円の教養娯楽費・旅行費も中堅どころの四人世帯では九〇〇円にすぎず、ディスカバージャパンどころではないことなどが分析されていて、国鉄労働者のつましい生活が細部にわたって浮彫りにされている。七一年から七二年にかけて国鉄労働者家計は収入総額では一三・四%の増加になった。しかし消

費支出は八・五%の伸びにとどまり、累進課税制度のもとで非消費支出は二四・一%もの増大になっている。労働者生活に対する収奪の進行は国鉄労働者家計調査においても明白である。

4 理論生計費

賃金決定の一要因としての理論生計費

労働力需給の動向、世間相場とならんで賃金決定におよぼす要因の一つとして労働者の交渉力があげられるが、理論生計費はその交渉を支える理論的根拠の一つといってよいだろう。労働組合が算出する理論生計費は賃上げのための論拠であるし、また人事院や厚生省が算出する理論生計費には間接的とはいえ賃金統制の政策的意図が秘められている。したがって、そのよって立つ基盤によって算出された生計費水準は大幅に異なっている。

人事院の標準生計費

人事院では、争議権をうばわれている国家公務員の給与改訂のための参考資料として例年世帯人員別の標準生計費（第86表）を発表しているが、その七二年四人世帯（全国）の標準生計費は七万五一五〇円である。この金額を七二年家計調査結果の一般勤労者世帯の消費支出（前掲第67表参照）と比べると、食料費はほぼ同額、住居、光熱、被服、雑費は実態消費支出をはるかに下回る。

第86表　世帯人員別標準生計費（1972年4月）

（その1）全国　　（円）

区分	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	10,870	19,120	25,950	30,980	34,200
住居・光熱費	4,850	8,110	9,790	10,130	10,230
被服費	2,240	4,090	5,540	6,590	7,250
雑費	8,840	17,950	23,760	27,450	29,040
合計	26,800	49,270	65,040	75,150	80,720

（その2）東京　　（円）

区分	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	12,410	22,110	30,280	36,520	40,840
住居・光熱費	5,790	9,710	11,760	12,220	12,380
被服費	2,450	4,710	6,780	8,670	10,380
雑費	9,640	19,440	26,480	31,730	35,190
合計	30,290	55,970	75,300	89,140	98,790

〔備考〕 世帯人員数1人欄の額は，独身男子（18歳程度）の額である。

この標準生計費の算定には、賃金規制のための政策的配慮が貫かれており、「最もありふれた」生活を標準的とみなすことによって、算出の基盤が並数階層におかれている。すなわち、食料費については「国民栄養調査」を参考に摂取すべき品目、数量がマーケット・バスケット方式によって算出されているが、これに世帯人員別生計費換算乗数を乗じて全生計費を算出するのに、平均の乗数ではなくて並数階層の乗数が使われていることに問題がある。またもう一点、乗数が六九・七〇年平均の家計調査から算出されていることによって、乗数決定の基盤がすでに現実の消費構造とはかけはなれているという問題もある。これらの要因に作用されて、九万九三四六円という実態消費支出をほぼ二万円強下回る政策的標準生計費が算出されているわけである。

厚生省の生活保護基準

生活保護基準はいわば国が認める最低の生活水準といえるが、その金額は四人世帯の場合諸扶助をも含めて一級地で五万四七四四円である（第87表）。また近年生活保護受給世帯に質的変化が生じ傷病世帯、高齢者世帯の増大がいちじるしくなっているが、老人二人世帯の生活保護基準は二万八六九〇円（一級地）という低い金額である。

労働組合の理論生計費

人事院標準生計費が国家公務員の給与をとおして民間賃金水準を規制し、また生活保護基準が中小零細産業の賃金水準規制の役割を果たすのに対して、労働組合が算定する理論生計費は、今日の社会において労働者が人並みの人間らしい暮しをする

第87表　最低生活保障水準の具体的事例

（昭和46～47年度）

	4人世帯				母子3人世帯			
	35歳男（日雇）9歳男（小3）30歳女（無職）4歳女				30歳女（無職）9歳男（小3）4歳女			
	46年度		47年度		46年度		47年度	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助	円 38,916	円 28,411	円 44,364	円 32,388	円 28,886	円 21,087	円 32,927	円 24,040
加算（別掲）	—	—	—	—	母子加算 3,000	母子加算 3,000	母子加算 3,300	母子加算 3,300
業種別基礎控除（日雇労務）	6,155	5,505	7,030	6,295	—	—	—	—
計　世帯当り	45,071	33,716	51,394	38,683	31,886	24,087	36,227	27,340
計　1人当り	11,268	8,479	12,849	9,671	10,629	8,029	12,076	9,113
教育扶助	490	490	550	550	490	490	550	550
住宅扶助	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300
合計　世帯当り	48,361	35,706	54,744	40,533	35,176	25,877	39,577	29,190
合計　1人当り	12,090	8,927	13,886	10,133	11,725	8,626	13,192	9,730

〔備考〕このほか，学校給食費，通学のための交通費等の実費が支給され，社会保険料，労働組合費，通学費等の実費が控除される場合がある。

第88表　総評理論生計費（1972年）

（1969年４月時点の1972年４月の見直し表）

費目	単身世帯	二人世帯	四人世帯	備考
1 食料費	15,650	32,430	74,130	1)
2 住居費	13,070	17,420	20,570	2)
3 水道光熱費	1,750	3,380	4,910	1)
4 家具什器費	2,700	6,850	9,270	3)
5 被服・身のまわり費	7,660	14,250	24,500	1)
6 保健・衛生費	1,670	4,170	6,240	3)
7 教育費	—	—	12,030	3)
8 教養娯楽費	8,070	6,420	11,700	3)
9 交通通信費	1,190	3,170	5,230	3)
10 職業費	12,950	18,990	20,220	4)
11 その他の雑費	—	4,950	8,190	5)
消費支出計	64,710	112,030	196,460	
12 預貯金(含生保)	3,130	19,730	26,670	6)
合計	67,840	131,760	223,660	
非消費支出	15,000	50,000	90,000	7)
総計	82,840	181,760	313,660	

〔備考〕 1)　総理府「消費者物価指数」東京都区部1972年４月五大費目指数による。
2)　〃　中分類家賃地代。
3)　〃　中分類それぞれの項目。
4)　〃　特殊分類サービス価格指数を適用。
5)　〃　五大費目，雑費総平均を適用。
6)　〃　消費者物価指数総合を適用。
7)　単身世帯―税金１万円，社保料 5,000円。二人世帯―税金３万円，社保料２万。四人世帯―税金６万，社保料３万。

のに必要な生計費という意味をもっている。

この理論生計費を総評は全物量マーケット・バスケット方式にもとづいて、一九七二年四人世帯分について消費支出一九万六四六〇円、預貯金二万六六七〇円、非消費支出九万円、合計三一万三六六〇円と算出している（第88表）。また電機労連では核家族四人世帯の標準生計費を消費支出一六万六二二五円、預貯金・社会保険・税金を含めて総計一九万八二二五円（七二年五月）としているが、これを電機労働者の生活費・賃金意識の側からとらえると、第3図に示されるように一二万円以上とするものがほぼ六〇％に達する。そしてこの「ゆとりある生活に必要な賃金」額が、物価高のもとで年を追って急速に高まっていることが注目される。（最低生活費、標準生計費等理論生計費の算出方法において、全物量マーケット・バスケット方式―ロウントリー方式―とは生活に必要な各費目ごとの品目、物量を決定し、それを価格換算して算出する方式であり、半物量エンゲル方式とは食料費についてのみ必要熱量、

第3図　「ゆとりある生活に必要な賃金」の推移（核・4人世帯）

〔備考〕　労働調査協議会『労働調査』1973.2・3月合併号120ページ。

栄養量を基礎に物量の算定を行ない、この結果得られた食料費と同額の食料費支出がなされている実態生計費から理論生計費を決定するというものである。）

【参考資料】　(1)総理府統計局『家計調査報告』『消費者物価指数』、(2)労務行政研究所『賃金決定のための物価と生計費資料』（一九七三年一月刊）、(3)東京都生計分析調査報告『都民のくらしむき』（七三年三月刊）、(4)山下芳夫「労働組合の手で物価上昇の実態をとらえよ」（『労働経済旬報』七三年三月上旬号）、(5)特集「物価・公共料金読本」（『賃金と社会保障』七二年八月下旬号）、(6)丸山正和「家計費調査の再検討」（『労働調査』七三年五月号）、(7)日本生活協同組合連合会『消費者運動』一九七二年一二、七三年二・三・四月号、(8)総評主婦の会「第九回内職大会」資料

VI 農家の現状と農民の生活

概要□農家と農家人口──農家人口と農家数：農家人口／専業農家と兼業農家：経営耕地規模別農家数／専兼業別農家構成／農業従事者と兼業従事者：農業就業人口／基幹的自家農業従事者／兼業従事者／出稼ぎ者の実態：出稼ぎ者と農業経営／出稼ぎ者の性格／出稼ぎ者の就業先と労働条件／農家子弟学卒者の動向：農家子弟の学卒者数／農家子弟学卒者の農業就業状況／農家子弟学卒者の就職状況／農家子弟学卒就職者の企業規模別構成／**農家経済と農家生計費**──農家経済と所得／経営規模別農家経済／農家の費目別生計費

概要

一、一九七二年現在の農家人口は前年より三・四％減って二四九九万人となり、総人口に対するその割合は二四％となった。

一、農家数も一・七％減り五一七万戸となった。

一、農家の階層分化は前年までの傾向と異なる新しい動きを示し、〇・五ha未満の零細農家と二・五ha以上層の微増があったほか、他の階層は全般的に減少した。

一、経済不況下の米生産調整と米価抑制で農民の農業離脱はさらに進み、兼業農家は全体の八六％になり、なかでも第二種兼業農家が増加して全体の六割近くになった。後者の多くは実質的には「土地持ち・小農業兼営の賃労働者家庭」である。

一、農業就業人口は前年より六％減り、九〇〇万人となり、全国総就業人口に対する割合は一八％を割った。

一、基幹的農業労働力は前年より七％減少して六六〇万となり、しかもその七六％は婦人と六〇歳以上の老人によって占められている。

一、兼業農家のうち、恒常的に賃労働に従事する職員ならびに労働者は四六一万人となり、かれらの多くは農家から職場に通勤している。他方、人夫・日雇など不安定兼業が賃労働兼業の三割近くを

占めている。

一、官庁調査による出稼ぎ者数は一九七二年現在で三四万人で、その大半が東北・北陸・九州に集中している。かれらの半ば以上は知人・世話人の紹介によって就業し、就業先は建設業と製造業が多く、とくに前者に集中している。賃金・労働時間等労働条件は劣悪である。

一、農家子弟の学卒者で自家農業に就業した者は七二年においてわずか二万人余であった。また他産業に就職した者は三七万人で、これは前年に比べ五万人の減少である。農家の減少、出生率の低下、進学率の向上等により、とくに中卒者の就職が減少したためである。しかし全国の新規学卒就職者中に占める農家子弟の割合はいぜんとして大きく、中卒三六%、高卒四〇%である。

一、一九七一年度農家一戸当り所得は前年より一〇%伸びて一五四万円となった。所得のうち農業所得は減り、労賃など農外所得が大幅に増加した。農業経営規模最小の農家が最大の経済余剰を残している。生計費のうち、贈答・送金その他の臨時的支出と被服および住宅費の増加が大きく、エンゲル係数は二七・七となった。

1　農家と農家人口

1　農家人口と農家数

農家人口　一九七二年一月一日現在の農家総人口は二四九九万人であるが、これは前年同時点に比べ三・四%の減少である（第89表参照。資料は農林省統計情報部『農業調査結果報告書』、一九七三年三月刊による。なお、この「農業調査」の調査方法や「世界農林業センサス」との関係については、本年鑑第四三集一八二ページの説明を参照されたい）。男女別にみると、男子減・女子増の傾向はいぜんとしてつづき、七二年は男子四八%に対し女子五二%となった。統計には示さないが、年齢別にみると、男女とも若年層ほど減少率が高く、したがって中高年齢層の占める割合はさらに高くなった。

全国総人口に対する農家人口の割合も年々減少し、一九六五年三〇%を占めたものが、七二年には二四%弱となった。また農家数もひきつづき減少し七二年には五一七万戸となった。前年に比べ九万戸、一・七%の減で、減少率は前年よりわずかに高い。地域的にみると、北海道が四・五%で最高、ついで九州、中国、四国の順とな

第89表　農家人口と農家数の推移（全国）

（単位：1,000戸・人，%）

	農家人口	同指数	総人口に対する農家人口の割合	男女別農家人口の割合		農家数	同指数	農家1戸当り人数
				男	女			
年月日 1965.2.1	30,083	114.5	30.1	48.6	51.4	5,665	106.0	5.3
1970.2.1	26,282	100.0	25.3	48.3	51.7	5,342	100.0	4.9
1971.1.1	25,876	98.5	25.0	48.3	51.7	5,261	98.5	4.9
1972.1.1	24,989	95.1	23.8	48.2	51.8	5,170	96.8	4.8

〔備考〕 1)　1965，70年は農業センサス，他の年は農業調査の結果である。
2)　農家人口には住みこみの雇い人は含まれない。
3)　例外規定農家は含まれている。
4)　ラウンドの関係で合計，割合等一致しないこともある。以下同じ。
5)　資料：農林省統計情報部『農業調査結果報告書』，『農業センサス』，『ポケット農林水産統計』。

っている。

農家一戸当りの世帯員数も減少傾向をたどり、七二年現在で五人以下である。

2　専業農家と兼業農家

経営耕地規模別農家数

北海道をのぞく都府県全域の総農家の経営規模別階層構成の推移をみよう（第90表）。

(1)一九七二年においては、前年に比べ、耕地〇・五ha（ヘクタール）未満層の微増を例外として、それ以上の各階層はいずれも減少した。とくに減少率の高いのは一～一・五haの中間層である（前年比四・四%減）。前年の七一年においては、減少率の最高は〇・五ha未満の最下層零細農家であったが、七二年の階層別変動はこれに比べ新しい動きを示した。二ha以上の最上層はこれまで絶対的にも相対的にも増加の傾向を示してきたが、これも七二年には減少に転じた（前年比一・八%減）。

(2)本年鑑第四三集（一九七三年版）一八四ページに記したように、都府県の農民層分化の傾向は「一九六八年を境に、二haを分化基軸として、それ以上の少数上層農家の増加とそれ以下の中下層農家の全般的減少という特徴的傾向が貫いて」きたのであるが、七二年は二ha以上層も減少したのである。第90表には示されていないが、二ha以上層をさらに細区分して検討した「農業調査」の相関表によっ

第90表　経営耕地規模別農家数の推移（都府県）

（単位：1,000戸，％）

		総　数	0.5ha未満	0.5～1ha	1～1.5ha	1.5～2ha	2ha以上
農家数	年月日 1965.2.1	5,466 (100.0)	2,096 (38.3)	1,762 (32.3)	945 (17.3)	407 (7.4)	255 (4.6)
	1970.2.1①	5,176 (100.0)	1,999 (38.6)	1,604 (31.0)	868 (16.8)	404 (7.8)	301 (5.8)
	1971.1.1②	5,101 (100.0)	1,918 (37.6)	1,588 (31.1)	870 (17.1)	402 (7.9)	323 (6.3)
	1972.1.1③	5,018 (100.0)	1,922 (38.3)	1,553 (31.0)	832 (16.6)	393 (7.8)	317 (6.3)
対前年増減	②－①	△75	△81	△16	2	△ 2	22
	③－②	△83	4	△35	△38	△ 9	△ 4

〔備考〕 1)　例外規定農家は0.5ha未満層に含まれる。
2)　カッコ内は構成比を，△印はマイナスを示す。
3)　資料は前表に同じ。

第91表　専兼業別農家数の推移

（単位：1,000戸，％）

	総農家数	専　業	兼業 計	兼業 第1種兼	兼業 第2種兼
年月日 1965.2.1	5,665 (100.0)	1,219 (21.5)	4,446 (78.5)	2,081 (36.7)	2,365 (41.8)
1970.2.1	5,342 (100.0)	831 (15.6)	4,510 (84.4)	1,802 (33.7)	2,709 (50.7)
1971.1.1	5,261 (100.0)	798 (15.2)	4,462 (84.8)	1,566 (29.8)	2,896 (55.0)
1972.1.1	5,170 (100.0)	743 (14.4)	4,427 (85.6)	1,404 (27.1)	3,023 (58.5)

〔備考〕 資料は前表に同じ。

てみると、二・五～三ha、三～五ha、五ha以上の各階層は前年に比べ増加している。減少したのは二～二・五ha層なのである。これをみれば、六八年いらい増減の分岐点となってきた二haが、七二年にいたって二・五haに上昇したものとみられる。

専兼業別農家構成

農家兼業化の傾向は七二年においてもとどまることなく現われている（第91表）。すなわち全国総農家のうち、専業農家は七一年の一五％から一四％に減少し、兼業農家は八五％から八六％に増加した。また兼業農家のうち、農業を従とする第二種兼業農家の増加がいちじるしく、前年の五五％から五九％となった。米の生産調整が農家兼業化に拍車をかけていることは明らかである。これに対し農業を主とする第一種兼業農家は三〇％から二七％へと減少を示した。第二種農家の多くのものは、農家と称されてはいるがその実質は賃労働者あるいはサラリーマン家庭で、小土地を所有し自家食

第92表　家としての主な兼業種類別農家数

(単位：1,000戸，%)

			兼業農家総数	雇われ兼業 計	恒常的勤務	出稼ぎ	人夫・日雇	自営兼業
第一種兼業	農家数	年月日 1965.2.1①	2,081	1,820	841	234	744	261
		1970.2.1②	1,802	1,612	726	151	735	190
		1971.1.1③	1,566	1,430	656	144	630	136
		1972.1.1④	1,404	1,292	611	130	551	112
	構成比	①	100.0	87.5	40.4	11.2	35.8	12.5
		②	100.0	89.5	45.0	8.4	40.8	10.5
		③	100.0	91.3	41.9	9.2	40.2	8.7
		④	100.0	92.0	43.5	9.3	39.2	8.0
	対前年増減	③－②	△236	△182	△ 70	△ 7	△105	△ 54
		④－③	△162	△138	△ 45	△ 14	△ 79	△ 24
第二種兼業	農家数	年月日 1965.2.1①	2,365	1,802	1,258	148	395	564
		1970.2.1②	2,709	2,117	1,476	117	523	592
		1971.1.1③	2,896	2,257	1,775	112	370	639
		1972.1.1④	3,023	2,393	1,964	113	317	630
	構成比	①	100.0	76.2	53.2	6.3	16.7	23.8
		②	100.0	78.1	54.5	4.3	19.3	21.9
		③	100.0	77.9	61.3	3.9	12.8	22.1
		④	100.0	79.2	65.0	3.7	10.5	20.8
	対前年増減	③－②	187	140	299	△ 5	△153	47
		④－③	127	136	188	1	△ 53	△ 9

〔備考〕 資料は前表に同じ。

料をつくりながら農業からは完全に脱しきれないプロレタリアなのである。

第92表は、こういう兼業農家の従事する兼業の種類を示すものである。これによれば、七二年において、第一種農家の九二%および第二種農家の七九%が「雇われ兼業」であり、すなわち恒常的勤務・出稼ぎ・人夫・日雇等の形で賃労働に従事しているのである。商工業などを自営する兼業はわずかにすぎない。本表をみれば分かるように、兼業の増加、とくに賃労働兼業の増加という形で、農民家族の賃労働者化は年々着実に進行している。

雇われ兼業のなかでとくに目立つ点は、第二種農家の恒常的勤務の増加であり、これに対して出稼ぎ・人夫・日雇など不安定兼業

第93表　男女別農業就業人口

(単位：10,000人，%)

		総就業人口	農業就業人口				男女比	
			総数	総就業人口に対する割合	男	女	男	女
1965年	①	4,730	1,151	24.3	457	695	39.7	60.3
1970	②	5,094	1,025	20.1	397	628	38.8	61.2
1971	③	5,114	960	18.8	378	581	39.4	60.6
1972	④	5,109	900	17.6	346	555	38.4	61.6
対前年増減 実数	③－②	20	△ 65	—	△ 19	△ 47	—	—
	④－③	△ 5	△ 59	—	△ 33	△ 27	—	—
率	③／②	0.4	△6.3	—	△4.8	△7.5	—	—
	④／③	△0.1	△6.2	—	△8.6	△4.6	—	—

〔備考〕 1)　総就業人口は15歳以上の総理府『労働力調査』によるもの。農業就業人口は16歳以上の『農業センサス』『農業調査』の結果によるもので，兼業が主である農業従事者は含まれていない。

2)　資料は前表に同じ。

の比重がわずかながら減少している。第一種農家でも、出稼ぎが若干増加している点をのぞけば、これとほぼ同じ傾向を示している。

3　農業従事者と兼業従事者

農業就業人口

農業就業人口（農業専従者と主として農業に従事する兼業者）の減少、全国総就業人口に対するその割合の低下傾向は七二年においてもつづいていることは第93表を一べつしただけで明らかである。すなわち、農業就業人口は前年に比べ五九万人を減じて九〇〇万人となり、総就業人口に占める割合は一八%を割った。

これを男女別にみると、両者ともに実数は減っているが、男子の減少率が女子のそれを上回っている点で前年と異なる動きを示している。なお、九〇〇万人の農業就業人口のうち、女子の比重はますます高まり、七二年には男子三八%に対し女子は六二%となった。

基幹的自家農業従事者

基幹的農業従事者（農家にあって日常主として自家の農業に従事する者）の推移をみると、前年はそれまでの減少傾向に対しわずかながら増加したのであるが、七二年においてはふたたび減少した（第94表）。すなわち、前年の七〇六万人から四六万人（六・六%）を減じて六六〇万人となった。

男女別にこれをみると、両者ともに減少しているが、男子の総従事者中に占める割合はいっそう小さくなり、七二年には四四%とな

第94表　基幹的農業従事者数

(単位：1,000人，%)

	計		男		女	
	実　数	割　合	実　数	割　合	実　数	割　合
年月日 1965.2.1	8,941	100.0	4,191	46.9	4,750	53.1
70.2.1	7,048	100.0	3,222	45.7	3,826	54.3
71.1.1	7,061	100.0	3,171	44.9	3,891	55.1
72.1.1	6,595	100.0	2,910	44.1	3,685	55.9

〔備考〕 1)　基幹的農業従事者とは農業就業人口のうち主として農作業に従事するものである。
2)　資料は前表に同じ。

った。したがって農作業をになう基幹的労働力としても、女子は五六%の比重をもつにいたった。統計表はかかげないが、同じ「農業調査」の結果によると、一六～二九歳層の若年労働力ほど減少率は高く(一五%)、四〇～四九歳の高年層の減少率が最低である(三・六%)。

以上の男女別年齢別農業従事者数の動きから結論されることは、農業労働力の老齢化・女性化傾向がいぜんとして進行しているということである。この結果、七二年において、婦人と六〇歳以上の老人が農業労働力のじつに七六%以上を占めるにいたった。

兼業従事者

自家農業以外の仕事に従事して収入を得た農家世帯員すなわち兼業従事者の兼業種類をみるとつぎのとおりである(第95・96表)。

(1)七一年にわずかながら減少した兼業従事者は七二年にはふたたび一万人増加して八四六万人となった。このうち「雇われ兼業」は六九一万人である。ここにいう「雇われ兼業」は年間を通じて工場等に雇われる者のほかに、人夫・日雇等で年間三〇日以上賃労働に従事したものをすべて含むのであるが、五一七万戸の農家一戸当り平均一・三人がそのような賃労働に従事したことになる。(1)

(1)　本年鑑第四三集(一九七三年版)一八八ページに「全国の農家所帯員中には一戸当り平均一・六人の賃労働従事者がいた」とあるが、これは一・三人の誤りにつき訂正する。

(2)「雇われ兼業」従事者を男女別にみると、女子は男子の半ば以上を占めている。とくに七二年は女子兼業従事者は前年比一一万人増で、男子に比べるとその増加がいちじるしい。とくに農家主婦の農外就労が増加しているのである。

(3)「雇われ兼業」を種類別にみると、「主に恒常的職員勤務」が一六六万人で、これは七一年に比べ若干減少したが、「主に恒常的賃労働勤務」は二九六万人で前年に比べ一三%も増加した。そしてこの後者は「雇われ兼業」の四三%を占めるにいたった。全国の農家所帯員のなかには、賃労働者およびサラリーマンが約四六一万人いることになる。これらの恒常的賃労働従事者の多くは在宅通勤者であるが、今後もますます増加する傾向にあることに注目しなければならない。

(4)これに対し、不安定かつ低所得就業を特徴とする出稼ぎ・人夫・日雇はやや減少した。一般的にいって、これらの不安定兼業から安定的兼業へ変わるものが増えていると推定される。それでも人夫・

第95表　兼業種類別男女別兼業従事者数

(単位：1,000人)

	兼業従事者	雇われ兼業			自営兼業		
		計	男	女	計	男	女
年月日 1965.2.1	7,782	6,128	—	—	1,719	—	—
70.2.1	8,583	7,102	4,708	2,393	1,650	1,042	609
71.1.1	8,450	6,796	4,509	2,287	1,654	969	685
72.1.1	8,460	6,909	4,512	2,397	1,553	927	626

〔備考〕 1)　兼業従事者は調査日前30日以上他に雇われて働いたものか，年間収入３万円以上の販売金額のあった自営業従事者である。
2)　雇われ兼業，自営兼業の両方に従事している場合は重複計上されている。
3)　資料は農林省各年「農業調査」「農業センサス」による。

第96表　雇われ兼業種類別従事者数

(単位：1,000人)

	計	主に恒常的職員勤務	主に恒常的賃労働勤務	主に出稼ぎ	主に人夫・日雇
年月日 1965.2.1	6,128 (100.0)	1,606 (26.2)	1,882 (30.7)	550 (9.0)	2,090 (34.1)
1970.2.1	7,102 (100.0)	1,653 (23.3)	2,524 (35.5)	408 (5.7)	2,517 (35.4)
1971.1.1	6,796 (100.0)	1,711 (25.2)	2,629 (38.7)	352 (5.2)	2,104 (31.0)
1972.1.1	6,909 (100.0)	1,655 (24.0)	2,957 (42.8)	340 (4.9)	1,958 (28.3)

〔備考〕 1)　１人で２種類以上の雇われ兼業に従事している場合，従事日数の最も多いものに分類計上されている。
2)　資料は前表に同じ。

日雇がなお「雇われ兼業」の三割近くを占めている点は、農家の所得と生活をみる上で見のがしえない点である。

(5)農業以外の漁業や商工業等の自営業を兼ねるものは減少傾向にあり、七二年には前年に比べ一〇万人減って一五五万人となった。

4　出稼ぎ者の実態

【資　料】　長期間にわたり農村を離れ農外就労する出稼ぎ者の実態については、政府の政策の立ちおくれ、出稼ぎ者自身の組織が十分に確立していないこと、それに調査技術上の困難もあって、これまで全国的な統計調査がほとんどみられない。農林省が毎年実施している「農家就業動向調査」によってとらえられる出稼ぎ者の実数は、常に過少評価におちいっているのではないか、との批判をうけてきた。また、その調査によってとらえられる出稼ぎ者の実態も、かならずしも全面的なものでなく、とくに労働条件について明らかにする資料に乏しかった。

ところで、一九七二年一月現在で農林省の

実施した出稼ぎ調査は「出かせぎ農家における営農および留守家族の状態ならびに出かせぎ者の属性と就労の実態などを明らかにし、今後の出かせぎに関する施策の推進に資することを目的とする」ものでは（農林省統計情報部『出かせぎ状況調査結果報告書』一九七三年三月刊）、従来の調査の不備を一部補完する資料として重要である。以下、この報告書によって、出稼ぎ者の実態を、そのいくつかの側面について記述する。

なお、右の調査の対象は、一九七〇年実施の「世界農林業センサス」において採用されたものと同じ方法で抽出された標本調査区の農家全戸であり、調査方法は直接面接による聴取りである。したがってまた、発表された数字は、抽出された標本農家に対する調査結果から単純推計されたもので、とうぜんに「標本誤差」をともなうものであるから利用上注意されたい、と右の報告書は述べている。

出稼ぎ者と農業経営

以下、出稼ぎ者とは、一カ月以上一年未満、居住地を離れて他に雇われて就労し、その後は居住地に帰る者をいう。一九七一年中に出稼ぎ者を出した農家は総数三〇万戸で、これは全国農家総数の約六%に相当する。この出稼ぎ農家割合を地域別にみると、東北二二%が最大で、北海道九%、北陸七%がこれについでいる（第97表）。出稼ぎ農家の半ば以上（五三%）が東北に集中している。

第98表により出稼ぎ農家の経営規模をみると（都府県）、〇・五ha未満層が全体の二五%、〇・五～一ha層が二九%と、下層に属する小規模農家が五割以上を占めている。もっとも、二ha以上の上層農家でも一四%を占めているから、出稼ぎは中下層農家にかぎられているわけではない。

地域別にみると、東北では二ha以上層が二一%、一・五～二ha層は一六%で、この両者で三七%を占めており、〇・五ha未満層は一七%にすぎない。これに対し北陸・九州では一ha未満層がそれぞれ五九%、六七%と高い比重を示している。このように、東北では出稼ぎはむしろ上層農家に多く、その他の地方では下層農家により多いという対照をなしている。なお、出稼ぎ農家は稲作中心の経営がもっとも多く（五五%）、その他の各部門を

第97表　全国の出稼ぎ農家数

（単位：1,000戸，%）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州
実数	302.0	13.6	161.3	5.2	29.2	1.4	10.4	31.2	49.7
（構成比）	(100.0)	(4.5)	(53.4)	(1.7)	(9.7)	(0.5)	(3.4)	(10.3)	(16.5)
出稼ぎ割合	5.8	8.9	21.7	0.4	7.4	0.3	2.0	3.6	5.7

〔備考〕 1) 出稼ぎ農家の数値は1972年4～5月に71年中に出稼ぎに出た農家を対象にした調査結果の推計値である。
2) 「出稼ぎ割合」は1972年1月1日現在の総農家数に対する出稼ぎ農家の割合である。以下同じ。
3) 総農家数は各農政局別に計上したものなので『農業調査結果報告』の概要の数値と一致しない地域（関東，東海）がある。
4) 資料は農林省統計情報部，昭和46年『出かせぎ状況調査結果報告書』，1973年3月刊。

第98表　経営耕地規模別経済地帯別出稼ぎ農家（都府県）

（単位：1,000戸，％）

		都府県計	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州
実数（構成比）	総農家数	288.4 (100.0)	161.3 (100.0)	5.2 (100.0)	29.2 (100.0)	1.4 (100.0)	10.4 (100.0)	31.2 (100.0)	49.7 (100.0)
	0.5ha 未満	70.7 (24.5)	27.5 (17.0)	1.9 (36.5)	7.0 (24.0)	0.7 (50.0)	3.6 (34.6)	12.6 (40.4)	17.4 (35.0)
	0.5～1	83.9 (29.1)	38.8 (24.1)	1.5 (28.8)	10.3 (35.3)	0.6 (42.9)	4.7 (45.2)	12.3 (39.4)	15.7 (31.6)
	1～1.5	57.4 (19.9)	34.6 (21.5)	1.0 (19.2)	6.0 (20.5)	0.1 (7.1)	1.9 (18.3)	4.4 (14.1)	9.4 (18.9)
	1.5～2	35.6 (12.3)	26.1 (16.2)	0.5 (9.6)	3.4 (11.6)	—	0.2 (1.9)	1.4 (4.5)	4.0 (8.0)
	2 ha 以上	40.7 (14.1)	34.2 (21.2)	0.2 (3.8)	2.4 (8.2)	—	0.1 (1.0)	0.5 (1.6)	3.2 (6.4)
出稼ぎ割合	計	5.7	21.7	0.4	7.4	0.3	2.0	3.6	5.7
	0.5ha 未満	3.7	15.7	0.4	6.3	0.4	1.4	3.2	4.9
	0.5～1	5.4	20.8	0.4	8.2	0.4	2.7	4.2	6.2
	1～1.5	6.9	24.1	0.4	7.7	0.2	3.5	3.6	6.9
	1.5～2	9.1	25.5	0.5	7.9	—	1.5	3.7	5.8
	2 ha 以上	12.8	25.4	0.3	6.3	—	2.3	3.4	6.1

〔備考〕 資料は前掲『出かせぎ状況調査結果報告書』。

中心とする経営はいずれも五％程度にすぎない。また出稼ぎ収入の農家総収入に占める割合をみると「総収入の五割以上」というのが全体の三七％、「三～四割」が三〇％で、出稼ぎ農家にとって出稼ぎ収入がきわめて大きな意味をもっていることが分かる。

出稼ぎ者の性格

出稼ぎ者の実数は全国で三四万人、地域的には東北・北陸・九州地方に集中している（東北一九万人、九州五万人、北陸三万人）。東北ではとくに青森および秋田（各五万人）、山形（四万人）の三県に集中している。

出稼ぎ者の九三％は男子で、大部分が世帯主とあとつぎである。第99表によって男子出稼ぎ者の世帯上の地位をみると、全体の六二％が世帯主、三一％があとつぎによって占められている。出稼ぎ期間は五カ月以上が全体の五九％を占め、四カ月以上を含めると七九％におよんでいる。年齢をみると、三五～五九歳の中高年層が二〇万人（全体の六三％）であるが、六〇歳以上の老年層が一・八万人（六％）もいることは注目をひく。しかも老人出稼ぎ者の七〇％近くが五カ月以上の長期出稼ぎにでているのである。

なお、出稼ぎ者の自家農業従事日数をみると、年間六〇～一四九日が全体の三四％、一五〇日以上が三二％を占めており、出稼ぎ者の七割近くが農業労働力としても重要な役割をしていることがわかる。

出稼ぎ者の就業先と労働条件

出稼ぎ者が就業する径路は「知人・世話人の紹介」によるものが全体の五四%、これにつぎ「前回に引つづき会社に依頼された」ものが一五%を占めている。職安など「公的機関による雇用」は少なく、一四%である。これをとくに就業の多かった産業種類別にみると、建設業では「知人・世話人の紹介」によるものが多く、製造業では「前回に引つづき会社に依頼された」ものが多い。

出稼ぎ者の就業先産業をみると、第100表のとおりである。すなわち——

(1)建設業がもっとも多く二一万人で全体の六二%、製造業が二五%で、その他は少ない。建設業のなかでは建築（三八%）、道路・橋梁（三四%）などが多く、製造業では食料品（三七%）、機械（二五%）が多い方である。

(2)年齢別に（女子をのぞき）これをみると、建設業には各年齢層とも六〇%近く、あるいはそれ以上のものが雇用されているが、とくに二五～五九歳の青年および中高年層の就業が多い。重筋労働が主で、年齢的に青壮年労働力が必要とされるからであろう。これと対照的に、製造業には、一九歳以下層と六〇歳以上層の就業が多い。

つぎに統計表はかかげないが、かれらの労働諸条件をみよう。

労働内容——大半（八一%）が肉体労働で、技能・事務管理関係の仕事は一六%にすぎない。一日の労働時間は（残業も含めて）平均「八—一〇時間」というのがもっとも多く（六二%）、「八時間以内」は二六%にすぎない。産業別にみると、「八時間以内」は建設業、「一〇時間以上」は運輸・通信業にもっとも多い。大部分が昼間労働であるが、夜間と不定の勤務をあわせると一六%におよんでお

第99表　出稼ぎ者の世帯上の地位と出稼ぎ期間

（単位：1,000人，%）

		総数	出稼ぎ期間					世帯上の地位		
			2ヵ月未満	2～4	4～5	5～6	6ヵ月以上	世帯主	あとつぎ	その他
男女計		341.9 (100.0)	16.9 (4.9)	56.4 (16.5)	69.2 (20.2)	89.9 (26.3)	109.5 (32.0)	(58.2)	(29.2)	(5.9)
実数（構成比）	男計	319.4 (100.0)	14.8 (4.6)	53.1 (16.6)	64.7 (20.3)	83.9 (26.3)	102.8 (32.2)	199.1 (62.3)	99.9 (31.3)	20.4 (6.4)
	19歳以下	13.4 (100.0)	0.7 (5.2)	2.0 (14.9)	2.5 (18.7)	3.0 (22.4)	5.2 (38.8)	0.2 (1.5)	9.2 (68.7)	4.1 (30.6)
	20～24	40.5 (100.0)	1.4 (3.5)	6.3 (15.6)	8.6 (21.2)	11.2 (27.7)	13.1 (32.3)	1.0 (2.5)	31.4 (77.5)	8.2 (20.2)
	25～34	48.0 (100.0)	2.1 (4.4)	9.6 (20.0)	11.4 (23.8)	12.4 (25.8)	12.6 (26.3)	13.0 (27.1)	31.7 (66.0)	3.4 (7.1)
	35～59	200.1 (100.0)	10.0 (5.0)	33.0 (16.5)	39.8 (19.9)	52.7 (26.3)	64.4 (32.2)	169.4 (84.7)	27.6 (13.8)	2.9 (1.4)
	60歳以上	17.6 (100.0)	0.6 (3.4)	2.3 (13.1)	2.4 (13.6)	4.6 (26.1)	7.6 (43.2)	15.6 (88.6)	0.1 (0.6)	1.8 (10.2)
	女	22.5 (100.0)	2.1 (9.3)	3.3 (14.7)	4.5 (20.0)	6.0 (26.7)	6.7 (29.8)			

〔備考〕 資料は前表に同じ。

第100表　年齢別就業先出稼ぎ者数

(単位：1,000人，%)

		計	農林・農業	建設業	製造業	運輸・通信業	その他
総数		341.9 (100.0)	14.7 (4.3)	212.7 (62.2)	84.4 (24.7)	13.9 (4.1)	16.2 (4.7)
実数（構成比）	男計	319.4 (100.0)	12.3 (3.9)	205.8 (64.4)	76.4 (23.9)	13.6 (4.3)	11.4 (3.6)
	19歳以下	13.4 (100.0)	0.4 (3.0)	8.3 (61.9)	3.2 (23.9)	0.8 (6.0)	0.4 (3.0)
	20～24	40.5 (100.0)	2.6 (6.4)	22.8 (56.3)	9.3 (23.0)	3.3 (8.1)	2.5 (6.2)
	25～34	48.0 (100.0)	2.5 (5.2)	31.8 (66.3)	9.9 (20.6)	2.5 (5.2)	1.3 (2.7)
	35～59	200.1 (100.0)	6.1 (3.0)	132.1 (66.0)	49.2 (24.6)	6.4 (3.2)	6.1 (3.0)
	60歳以上	17.6 (100.0)	0.5 (2.8)	10.8 (61.4)	4.7 (26.7)	0.6 (3.4)	1.0 (5.7)
	女	22.5 (100.0)	2.5 (11.1)	6.9 (30.7)	8.0 (35.6)	0.3 (1.3)	4.7 (20.9)

〔備考〕 資料は前表に同じ。

り、とくに鉄道・地下鉄工事関係にこれが多い。

賃金と支払方法——出稼ぎ者の一日当り賃金（残業手当と賞与を含む）は二〇〇〇～三〇〇〇円がもっとも多く（五四%）、ついで三〇〇〇～四〇〇〇円が二九%を占めている。賃金支払形態をみると、大部分が「定期的」に払われているが、支払遅延と不払いが全体の一〇%を占めている。不払金額では五万円以下というのが過半数を占めている。

宿舎・食事——就業先での飯場を含む「寄宿舎」の食事が七九%を占め、ついで「住込み」が一二%である。「寄宿舎」はプレハブ宿舎が四五%、木造宿舎が三三%である。食事は、就業先の「給食」が大部分を占めているが、運輸・通信業だけは「自炊」と「外食」が多い。

休日——休日のある就業先が全体の八一%で、とくに機械工業では全体の九七%に休日がある。一カ月の平均休日数は「二日以内」がもっとも多く（四六%）、「四日」は三一%である。なお休日にも「休まず働くこともある」者が全体の三〇%前後あり、とくに道路・橋梁建設工事関係に休日出勤が多い。

労働災害——就業先で休業五日以上を要した労働災害にあった出稼ぎ者は一・七万人（全体の五%）で、その傷害は「骨折・打撲」がもっとも多い（六四%）。労災にあった出稼ぎ者のうち休業期間一カ月未満がもっとも多く（五六%）、また入院した者は四〇%であった。

最後に、出稼ぎ収入の主たる使途をみると、「一般生活費」がもっとも多く、全体の八一%の者がこれを第一にあげている。ついで「農機具等購入費」「教育費」がそれぞれ一五%、「家屋の新改築」

が一三%である。

なお、農林省の右の調査報告書は、出稼ぎ者の工場誘致に対する意向や留守家族の実情等についても報告しているが、ここでは記述を省略する。

5　農家子弟学卒者の動向

【資　料】　農林省が毎年公表する『農家子弟の新規学卒者の動向』は、同省が実施している「農家就業動向調査」の一環として行なわれている調査結果をとりまとめたものである。この調査の内容は、農家子弟の卒業者数、卒業後の農業就業状況、他産業への就業状況、進学者の状況等であり、とくに他産業に就業した者については、その就職先の産業種類や企業規模や勤務形態など詳細な調査がなされている。

文部省もまた新規学卒者の卒業後の状況について、全国の学校を対象に「学校基本調査」を実施している。このなかにはとうぜんに農家子弟の新規学卒者もはいっているが、ただ「農業就業者」の概念について農林省調査と若干くいちがっている。たとえば、農林省は調査対象を「農家の子弟」に限定しているのに対し、文部省は農家子弟にかぎらず農業に就業した学卒者全部を対象にしており、また、農林省が「農業就業者」を自家農業についた者に限定しているのに対し、文部省は農事会社等に就職した者をも該当者に含めている。その結果、両者の新規学卒農業就業者数に若干異同が生じている。以下の記述は主として農林省統計情報部『農家子弟の新規学卒者の動向——昭和四七年三月卒業者の四月三〇日現在調査結果』一九七三年三月刊及び過去の同じ諸調査の結果を資料として用いた。

農家子弟の学卒者数

一九七二年三月に中学以上の学校を卒業した農家子弟の総数は一〇四万人で、前年に比べ約九万人、八%の減少となった（第101表）。七一年は前年比三万人（三%）、七〇年は六万人（五%）の減であり、新規学卒者は年々減少傾向をたどり、とくに七二年はその減少率が大きい。

右のうち減少率のもっとも大きいのは「中卒」で、七二年には前年の五九万人から五四万人になり、五万人（九%）の減少である。新規学卒者の半ば以上を占める「中卒」は、進学率の高まりにつれて年々実数、割合ともに減少しつづけており、これは労働力市場に大きな影響を与えることになる。つぎに「高卒」は四四万人、前年に比べ四万人（八%）の減となったが、「高卒」がこれほど大幅に減少したのは一九六九年いらいはじめてである（六九年の減少率は七二年とほぼ同じ）。大学等を出た「その他卒」は七万人で、その減少率は一%余と小さいが、七一年まではわずかずつ増加してきたものが七二年には逆に減少した点が注目をひく。

ちなみに「中卒」「高卒」の全国総数に占める農家子弟卒業者の割合をみると、両者ともに三五%である。この割合は、一九七〇年には「中卒」が三七%、「高卒」が三四%であったが、農家子弟の全国学卒者中に占めるウェイトは、「中卒」が減り、「高卒」が増える傾向を示している。

農家子弟の学卒者の卒業後の状況をみると、「進学」が六二万人（五九%）、「就業」が四〇万人（三九%）、「家事・その他」が三万人

第101表　農家子弟の学卒者数

(単位：1,000人，%)

		総　数	中　卒	高　卒	その他卒
実数(構成比)	1970年3月卒①	1,162 (100.0)	619 (53.3)	473 (40.1)	70 (6.0)
	71. 3　②	1,130 (100.0)	589 (52.1)	470 (41.6)	71 (6.3)
	72. 3　③	1,044 (100.0)	539 (51.6)	435 (41.7)	70 (6.7)
対前年増減数	②－①	△ 32	△ 30	△ 3	1
	③－②	△ 86	△ 50	△ 35	△ 1
対前年増減率	②／①	△ 2.8	△ 4.8	△ 0.6	1.4
	③／②	△ 7.6	△ 8.5	△ 7.5	△ 1.4

〔備考〕 1)「その他卒」は大学，短大，各種学校の卒業者である。
2) 卒業者は卒業前通学が主なもの。
3) 資料は農林省統計情報部昭和47年『農家子弟の新規学卒者の動向』(4月30日現在調査結果) である。

(三%) である。「中卒」のうち「進学」は八七%、「就業」は一二%である。進学率は一九七〇年八一%、七一年八四%とますます高まっている。つぎに「高卒」のうち、六六%は「就業」、三一%が「進学」しており、「家事・その他」は四%であった。「高卒」の進学率も、七〇年二六%、七一年二九%と高まりをみせている。

農家子弟学卒者の農業就業状況

一九七二年三月に学校を卒業した農家子弟のうち、農業就業者（自家の農業に就業した者）は二・二万人で、卒業者総数の二・一%に当たっている。前年に比べると減少数一万人、じつに三一%の大幅な減少で、もはや新規学卒者の農業就業者は跡を絶つ寸前、といっても過言ではない（第102表）。

これを男女別にみると、農業就業者の七三%は男子、二七%が女子。前者には「あとつぎ」が多い。学校別にみると、「中卒」は前年より四三%も減って四〇〇〇人であり、農業就業者全体に占める比率も前年の二二%から一八%に低下した。「高卒」の農業就業者は一・六万人で、前年に比べると三〇%減少した。農業就業者全体に占める比率は、前年の七二%に対し七三%とほぼ変わらない。

つぎに農業就業率（農家子弟総就業者中に占める農業就業者の割合）は七一年の七%から七二年はさらに低下して五%となった。また「あとつぎ」の農業就業率も一九六九年以降急速に低下しており、七二年には一二%となった。

この農業就業率（都府県）を、その子弟の属する農家の経営耕地規模別にみると（第103表）、一般的には規模の大きな農家ほど子弟の就業率が高くなっている。〇・五ha未満層では〇・四%であるが、二ha以上層では一六%で、またこの最上層では農業就業者中「高卒」

第102表　農家子弟学卒者の農業就業状況

(単位：1,000人，%)

		農業就業者				中卒				高卒			
		総数	男		女	総計	男		女	総計	男		女
			計	あとつぎ			計	あとつぎ			計	あとつぎ	
実数（構成比）	1970年3月卒 ①	37 (100.0)	26 (70.7)	18 (49.1)	11 (29.3)	10 (25.7)	5 (14.6)	3 (6.8)	4 (11.1)	25 (66.7)	19 (50.9)	14 (39.0)	6 (15.4)
	1971. 3 ②	32 (100.0)	24 (75.0)	17 (53.1)	8 (25.0)	7 (21.9)	4 (12.5)	2 (6.3)	3 (9.4)	23 (71.9)	18 (56.3)	14 (43.8)	5 (15.6)
	1972. 3 ③	22 (100.0)	16 (72.7)	12 (54.6)	6 (27.3)	4 (18.2)	3 (13.6)	1 (4.6)	1 (4.6)	16 (72.7)	13 (59.1)	10 (45.5)	3 (13.6)
農業就業率	①	7.0	9.8	15.5	4.1	8.1	9.3	14.8	9.9	7.0	10.7	16.7	3.3
	②	6.5	9.7	15.9	3.3	7.2	9.6	17.7	5.1	6.9	10.7	17.5	3.0
	③	5.1	7.9	11.5	2.5	6.0	7.8	9.2	3.9	5.3	8.7	13.3	2.1
増減対前年	②／①	△13.5	△ 7.7	△ 5.6	△27.3	△30.0	△25.0	△33.3	△25.0	△ 8.0	△ 5.3	0.0	△16.7
	③／②	△31.3	△33.3	△29.4	△25.0	△42.9	△25.0	△50.0	△66.7	△30.4	△27.8	△28.6	△40.0

〔備考〕 1)「総数」には「その他卒」が含まれる。
2)「農業就業率」は新規学卒者のうち進学者を除く卒業者に対する農業就業者の割合である。
3) 資料は前表に同じ。

「その他卒」など教育程度の高い子弟の占める比率が大きい（〇・五ha未満層の四〇%に対し、二ha以上層は九一%）。全体を通じて、一ha未満の零細農家（その圧倒的部分が兼業農家）の子弟は、卒業後ほとんどすべてが上級学校へ進学するか、あるいは他産業へ就職するのであって、自家に止まって農耕にしたがうものはまったく稀れな存在となっている。

農家子弟学卒者の就職状況

自家農業あるいは自家の自営業に就業したものをのぞく他産業に就職した農家子弟の数は、七二年には前年より五万人を減じて三七万人となった。農家子弟の労働力市場への進出は、一九六五年の五二万人を最高にその後年々減少傾向をたどってきたが、それは農家の減少、出生率の低下、進学率の向上等々の諸要因の複合的結果である。つぎに七二年の就職状況の主要点を摘記する（第104表）。

(1)就業形態別にみると、「転出」（離家就職）が全体の五四%で、「通勤」（在家就職）の四六%をいくらか上回っている。この割合はここ二～三年それほど変わっていない。

(2)卒業学校別に就職者全体に占める割合をみると、「高卒」は年々比重を大きくし、七二年には七一%となった。いまや「中卒」は三割にもみたない。

(3)学校別に就職形態をみると、「中卒」の大部分（七九%）は転出型就職で、とくに女子において「転出」がいちじるしく多い（八二%）。これに対し「高卒」はこれほど顕著な特徴を示さず、「転出」「通勤」ほぼ半ばしており、ただ女子において通勤型がやや多いだけである。

第103表　新規学卒者の経営耕地規模別農業就業率（都府県）

（単位：%）

	農業就業率			「高卒」「その他卒」の占める割合
	70年3月卒	71年3月卒	72年3月卒	
都府県総数	6.3	5.9	4.6	83.3
0.5ha 未満	1.3	0.9	0.4	40.0
0.5～0.7	3.2	2.7	2.0	75.0
0.7～1.0	4.4	3.6	3.5	75.0
1.0～1.5	8.6	7.7	6.5	80.4
1.5～2	14.1	14.9	11.2	88.6
2ha 以上	22.7	20.6	15.9	90.9

〔備考〕 資料は前表に同じ。

(4)就職先の産業種類別にみると、製造業に就職した者が全体の三七%を占めてもっとも多く、ついで卸小売業二〇%、サービス業一七%、建設業六%、運輸通信業四%の順となっている。製造業のなかでは、化学・金属・機械の重化学工業部門の比重がもっとも大きいが(二〇%)、これは経済不況の影響をうけて前年に比べ六%ほどその比重が低下した。これに対し、卸小売業やサービス業が増加している。

これを男女別卒業学校別にみるとつぎのような特徴がある。すなわち、男子は化学・金属・機械工業と建設業への就職が多く、女子は繊維業と卸小売・サービス業に多い。また、学校別にみると、「中卒」は製造業が圧倒的に多く、サービス業と建設業がこれにつぎ、このなかでは、男子は製造業（四三%）と建設業（三二%）に比較的多く就職したのに対し、女子は製造業への就職が男子よりはるかに多い（七一%）。これは中卒女子の就職が繊維工業に非常に多い（五二%）ためである。つぎに「高卒」をみると、一般に「中卒」に比べ卸小売業やサービス業など、いわゆる第三次産業部門への就職が多い。とくに女子にこの傾向が強く、卸小売業へ三一%、サービス業へ一八%の「高卒」が就職している。男子は製造業への就職が多い（四三%）点では「中卒」男子と変わりないが、建設業への就職が非常に少ない（七%）点で「中卒」ときわだった違いをみせている。

一九七二年春は七〇年後半期いらいの経済不況がなおつづいており、重化学工業を中心に雇用は伸びなやんでおり、その結果、全体として農家子弟の化学・金属・機械産業への就職が減少し（七一年の二六%から二〇%へ）、逆に卸小売業とサービス業など第三次産業への就職の比重が若干増大した。このような製造業より第三次産業への移行は「中卒」より「高卒」に顕著に現われている。これまでも「中卒」に生産部門のブルーカラーがより多く、「高卒」に流通部門のホワイトカラーがより多いという傾向がみられたが、不況下の七二年の就職状況も、この傾向を強めたということができる。

(5)統計表はかかげないが、全国総世帯の新規学卒就職者中に占める農家子弟就職者の割合は、「中卒」三六%、「高卒」四〇%である（七一年は、それぞれ三九%と四一%）。年々減少傾向をたどる農家新

第104表　農家子弟学卒者男女別就職状況

（単位：%）

		年	総数	就職形態 転出	就職形態 通勤	建設業	製造業 小計	製造業 繊維	製造業 化学・金属・機械	卸小売業	運輸通信業	サービス業	その他
卒業者総数	総数	1971	万人 (42.1) 100.0	53.4	46.6	5.8	44.2	10.7	25.7	18.5	3.7	15.0	12.7
		1972	(37.4) 100.0	53.5	46.5	6.4	37.4	9.4	20.1	20.3	4.6	16.6	14.7
	男	1971	(20.4) 100.0	57.5	42.5	11.2	48.4	3.7	36.4	12.8	4.3	9.9	13.2
		1972	(17.5) 100.0	57.9	42.1	12.0	41.1	2.3	29.7	14.9	5.7	11.4	16.0
	女	1971	(21.7) 100.0	49.6	50.4	0.8	40.0	17.2	15.8	24.0	3.1	19.8	6.9
		1972	(19.8) 100.0	49.3	50.7	1.5	34.3	15.2	11.6	25.3	3.5	21.7	13.6
中卒	計	1971	(8.0) 100.0	79.0	21.0	11.4	62.5	30.7	24.0	8.3	1.6	13.7	2.3
		1972	(6.1) 100.0	78.7	21.3	14.8	57.4	31.2	18.0	8.2	1.6	16.4	1.6
	男	1971	(3.6) 100.0	73.6	26.4	25.0	52.7	5.5	37.4	9.3	1.9	7.7	3.6
		1972	(2.8) 100.0	75.0	25.0	32.1	42.9	3.6	28.6	10.7	0.0	14.3	3.6
	女	1971	(4.3) 100.0	83.8	16.5	0.2	71.0	52.0	12.5	7.7	1.4	18.6	1.4
		1972	(3.3) 100.0	81.8	15.2	0.0	69.7	51.5	9.1	6.1	3.0	21.2	3.0
高卒	計	1971	(29.1) 100.0	50.1	49.9	4.2	41.6	5.9	27.4	22.0	4.5	12.5	15.2
		1972	(26.5) 100.0	51.3	48.7	4.5	34.7	4.9	21.1	23.8	5.7	14.3	17.4
	男	1971	(14.0) 100.0	57.0	43.0	7.6	49.6	3.4	37.5	14.1	5.4	8.2	15.3
		1972	(12.2) 100.0	58.2	41.8	7.4	42.6	2.5	30.3	15.6	6.6	9.8	18.0
	女	1971	(15.1) 100.0	43.7	56.3	0.9	34.1	8.3	18.2	29.5	3.8	16.4	15.4
		1972	(14.3) 100.0	45.5	54.6	1.4	28.0	7.0	12.6	30.8	4.9	18.2	16.8

〔備考〕 1)　就職先は主な産業種類である。
2)　「その他」は農林漁業，鉱業，金融保険業，不動産業，電気ガス水道業，公務，不詳である。
3)　「総数」には「その他卒」が含まれる。
4)　資料は前掲昭和47年『農家子弟の新規学卒者の動向』。

卒就職者とはいえ、非農業部門の吸収する新規労働力の給源として農家のもつ意味はいぜんとしてその重要性を失っていない。

農家子弟学卒就職者の企業規模別構成

農家子弟学卒者の就職した企業の規模を第105表によって示そう。これによれば（大学その他卒業者を含まない）農家子弟総数の三六%が五〇〇人以上雇用の大規模企業に就職している。これは全国総世帯からの新規中高卒業者の大規模企業への就職割合（四〇%）に比べると低い。一〇〇～四九九人規模企業への就職割合においては、全国総世帯子弟の三一%に対し農家子弟は二三%と相当低い。これに対し三〇～九九人規模の小企業にあっては、全国総世帯と農家ではほとんど差異はないが、二九人以下の零細規模企業になると、全国総世帯の一四%

第105表　農家子弟学卒就業者の企業規模別構成

（単位：%）

		総　　数	29人以下	30～99	100～499	500人以上
総　数	全　　国	(46.7万人)100.0	13.8	15.7	31.0	39.5
	農家子弟	(30.4　　)100.0	20.7	17.1	23.4	35.5
中　卒	全　　国	(13.4　　)100.0	23.3	15.3	28.6	32.8
	農家子弟	(6.0　　)100.0	34.9	15.0	19.3	27.3
高　卒	全　　国	(33.3　　)100.0	10.0	15.9	32.0	42.1
	農家子弟	(24.4　　)100.0	17.2	17.7	24.4	37.5

〔備考〕 1)「その他卒」は含まない。
　　2) 資料は前表に同じ。

に対し農家子弟は二一%と相当に大きい。つまり、農家子弟の就職先企業をみると、全国平均より零細企業に就職する率が高いという傾向がみとめられる。

これを中・高校別にみると、「中卒」の女子および「高卒」の男子に五〇〇人以上の大企業就職者が多く、一般に「高卒」の方が大企業に雇用される傾向が強いといえる。

農家子弟学卒者の就職先が、右にみたように賃金その他労働条件の劣悪な小規模企業にかたよる原因がどこにあるか、それを十分説明する資料がないので断定はできないが、農家子弟の半ばは通勤就職であり、通勤圏内にある農村周辺の小規模企業への就職機会が他の学卒者に比べ相対的に多いことがその一因であろう。もっとも近年、大企業への就職比率は、全国総世帯出と農家出との格差が縮小する傾向を示してきたものが、一九七二年において逆に格差の拡大をみせた。これは経済不況の影響で比較的大企業の多い製造業、とくに化学・金属・機械工業における新規雇用の伸びが停滞し、逆に卸小売業やサービス業等中小企業の多い部門に就職者が流れていったことによるものと推定される。

2　農家経済と農家生計費

農家経済と所得

農林省統計情報部は一九七三年三月、『農家経済調査報告』（昭和四六年度）を刊行したが、以下この報告書と一九六七年度以降の各年「農家経済調査」の結果を利用して、農家経済と農家生計費の概要を記述する。

まず第106表によって、全国一戸当り平均農家経済の推移をみると、つぎの諸点が指摘できる。

(1) 一九七一年度の一戸当り農家所得は一五四万円で、前年に比べ一四万円（一〇・四%）増加したが、伸び率からみると前年より一%余低下した。近年における農家所得の推移は、これまで本年鑑が年年記録し指摘してきたように、一九六〇年代を通じて相当大幅な増

第106表　農家経済の推移（全国1戸当り平均）

（単位：1,000円，%）

		農家所得			農業依存度	可処分所得	家計費	農家経済余剰
		計	農業所得	農外所得				
実数	1967年度①	1,029.7	510.1	519.6	49.5	1,051.5	853.0	198.5
	68 ②	1,125.7	527.0	598.7	46.8	1,148.0	958.0	190.0
	69 ③	1,250.0	529.3	720.7	42.3	1,285.7	1,082.6	203.1
	70 ④	1,393.2	508.0	885.2	36.5	1,448.8	1,225.2	223.6
	71 ⑤	1,537.7	469.6	1,068.1	30.5	1,596.5	1,361.7	234.8
対前年増減率	②／①	9.3	3.3	15.2		9.2	12.3	△ 4.3
	③／②	11.0	0.4	20.4		12.0	13.0	6.9
	④／③	11.5	△ 4.0	22.8		12.7	13.2	10.1
	⑤／④	10.4	△ 7.6	20.7		10.2	11.1	5.0

〔備考〕 資料は農林省統計情報部昭和46年度『農家経済調査報告』（1973年3月刊）および各年『農家経済調査報告』。

勢をつづけ、とくに六〇～六七年の間に年率一四%の伸びを示した。しかし六八年以降は、米の生産過剰による米価据置きと生産調整、その他農産物の価格低落等によって農業所得は伸びなやみ、七〇年にはついに前年比減少となった。これに対し、労賃等を中心とする農外の兼業所得は増加傾向をたどり、農業所得の停滞あるいは減少を補って農家所得を増加させる主軸となっている。しかし農家所得の伸び率は六七年以前に比べ低下し、七一年までの五年間は平均年率一一%にとどまった。

(2)右の農家所得のほか、七一年度に農家の手にはいったものに出稼ぎ収入や生産調整奨励補助金等があり、これらすべてを加えた農家総所得は一七八万円になる（前年比一一・五%増）。なお参考までに総理府統計局の「家計調査」による全国平均勤労者世帯の七一年度における実収入は一五二万円であるから、農家所得の方がこれを上回ったことになる。しかし、世帯員一人当り所得あるいは所得をうるために世帯員の就労した労働時間当り所得でみると、まだ農家のそれは勤労者世帯より低い。

(3)七一年度の農業所得は四七万円で、前年度に比べ八%近く減少した。これで前年いらい二年つづきの減少である。七一年度の農業所得減少の主原因は、第一に、米の生産調整の本格的実施（五四万ha、二二六万トン）、北海道・東日本の冷害、西日本の風水害などによる生産減がある。第二に、生産者米価三%アップにかかわらず、野菜やマユ等の値下りで農産物価格は前年度に比べ横ばい状態に推移したこと。第三に、種苗・肥料・農機具・光熱動力用品など生産手段としての工業製品が値上りし、これに畜産用動物の価格も上がったため全体として生産手段の買入れ価格が前年比四%以上増加した

こと、である。

(4)農外所得は一〇七万円で、前年度に比べ二一％の大幅増加となった。このように増加したのは、非農業部門の賃金伸び率が不況のなかでやや鈍化したものの相当に大きかったこと、農家の兼業化が一段と広がり、賃金収入が増加したことによるものである。兼業の増大は、米の生産調整の本格化で農業生産から遊離された労働力が賃労働の機会を求めて非農業部面に流出したことにより拍車をかけられたのである。

農外所得がこのように増加した結果、農家所得中に占める農業所得はますます小さくなり、一九六七年度の五〇％から前年度の三七％をへて、三一％に落ちこんだ。所得面からみると、農家の実質は〝七工三農〟ということができる。

(5)農家の可処分所得すなわち農家所得より租税公課諸負担をのぞき、出稼ぎ被贈扶助等の収入を加えたものの総額は、七一年度一六〇万円で、前年比一〇％の増となった。これは伸び率としては前年より三％弱の減少である。租税公課諸負担が前年に比べ大幅に増えたこと、出稼ぎ被贈扶助等の収入の伸びが前年以下となったこと等によるものである。

(6)農家の家計費は七一年度一三六万円で、前年に比べ一一％増加した。この年度間の農村消費者物価指数は四・四％上昇しているので、実質的には六・五％の増加である。いわゆる農村生活の都市化現象が進み、家計費の支出もそれだけ増勢をつづけてきたことを示している。

(7)農家経済収支バランスを示す農家経済余剰は二三万円で、前年に比べ五％の増加で、前年の伸びの半ばにすぎない。農業所得が減少しているのに、家計支出がいぜんとして高い伸び率を示している事情を反映しているのである。

経営規模別農家経済

北海道をのぞく都府県全域の調査農家一戸当り平均の農家経済（七一年度）を経営規模別に示すのが第107表である。つぎにその要点を摘記しよう。

(1)農家所得は、一～一・五ha層の一五〇万円を最低として、上下両階層ほど高くなっている。農家所得の階層差は、一九六

第107表　経営耕地規模別農家経済（都府県1戸当り平均）

1971年度（単位：1,000円，％）

	農家所得			農業依存度	租税公課諸負担	家計費	農家経済余剰
	計	農業所得	農外所得				
都府県平均	1,545.2	457.3	1,087.9	42.0	176.8	1,363.4	238.2
0.1～0.3ha	1,608.7	80.8	1,527.9	5.0	190.9	1,322.1	312.2
0.3～0.5	1,553.9	153.7	1,400.2	9.9	177.8	1,352.1	253.6
0.5～1	1,508.9	384.0	1,124.9	25.4	168.1	1,337.3	234.6
1　～1.5	1,503.6	721.8	781.8	48.0	169.8	1,380.4	181.7
1.5～2	1,512.8	916.1	596.7	60.6	167.5	1,391.6	194.0
2ha以上	1,652.1	1,179.8	472.3	71.4	207.4	1.514.6	227.4

〔備考〕 資料は前掲『農家経済調査報告』。

八年度までは〇・三ha未満の最下層がもっとも低く、階層が大きくなるのに比例して所得も大きくなっていたが、六九年度以降は農業所得の伸びなやみから農家所得の最低層は毎年一階層ずつ上昇し、七一年度では前述のように一～一・五ha層が最低となった。

(2)農家所得の伸びは、第二種兼業農家の圧倒的に多い〇・三ha未満の零細農家層において最高(一六・五%)、規模の大きくなるにしたがい低くなっている。二ha以上層では前年の伸び率を下回ってさえいる。米の生産調整による所得への影響が上層農家ほど大きいことの反映である。

(2)世帯員一人当りの可処分所得では、〇・三ha未満層が四一万円で最高、一・五～二haの中間層は最低で二九万円であるから、後者は前者の七割にすぎない。農家階層間の所得格差は六九年いらい拡大の傾向にある。

(3)農業所得は、もちろん経営規模の大きな階層ほど高くなっており、農外所得はその逆の関係を示している。農家所得の農業依存度は、〇・三ha未満層の五%から二ha以上層の七一%までバラツキは大きい。上層農家にも兼業収入依存度が高まってきたこと、および一～一・五haの中間層においても農業依存度が五〇%を割ったことは、注目すべきことである。

(4)農家の租税公課諸負担を経営規模別にみると、二ha以上の最上層農家が最高で、これについで〇・三ha未満の最下層農家が高い。この点では、農業経営の大なるものが不利となっている。なお租税公課諸負担の最小な階層は一・五～二ha層である。

(5)生計費は、〇・三ha未満層が最小で(一三二万円)、二ha以上層が最大(一五一万円)である。これは前者が実質的に賃労働者家庭で、世帯員数も大農家に比べ少ないことが主要な原因であろう。

(6)農家経済余剰の都府県一戸当り平均は二四万円であるが、最大の階層は〇・三ha未満の最下層の農家である(三一万円)。これにつぐものは二ha以上層であるが、この最上層農家を別とすれば、農業経営の規模が大きいほど経済余剰は小さくなっている。この傾向は、可処分所得の階層別変化とほぼ同じ。経済余剰のもっとも少ないのは一～一・五ha層であるが、前年度は

第108表 農家の費目別生計費(全国1戸当り平均)

(単位:1,000円, %)

		家計費計	飲食費	被服費	住居費	家計光熱費	保健教育文化費	贈答送金	その他
実数(構成比)	1969年度①	1,082.6 (100.0)	326.6 (30.2)	104.4 (9.6)	149.1 (13.8)	38.5 (3.6)	160.4 (14.8)	97.9 (9.0)	205.7 (19.0)
	1970 ②	1,225.2 (100.0)	353.5 (28.9)	118.3 (9.7)	169.7 (13.9)	42.8 (3.5)	185.5 (15.1)	112.4 (9.2)	243 (19.8)
	1971 ③	1,361.7 (100.0)	377.7 (27.7)	132.6 (9.7)	191.0 (14.0)	45.9 (3.4)	198.0 (14.5)	142.0 (10.4)	274.5 (20.2)
増減率 対前年	②/①	13.2	8.2	13.3	13.8	11.2	15.6	14.8	18.1
	③/②	11.1	6.8	12.1	12.6	7.2	6.7	26.3	13.0

〔備考〕 1) 「その他」はたばこ, 自動車費, 小遣い, 諸会合費, 臨時費, 雑費である。
2) 資料は前掲『農家経済調査』。

経済余剰のもっとも少ない階層は〇・五～一ha層であったから、七一年度においては最低層がさらに一階層上に移行したわけである。

最後に、農家経済余剰の対前年比増減を階層別にみると、〇・三ha未満層が最大の伸びで（二五％）、一ha未満層はそれぞれ一七～二一％増大したのに反し、それ以上の階層は逆に減少した。すなわち、一～一・五ha層は一一％、一・五～二ha層は一六％、二ha以上層は三二％と大幅に減少した。家計費は増加したのに農家所得が伸びなやんだ結果である（七一年度の農家経済余剰については、本年鑑第四三集一九九ページを参照されたい）。

農家の費目別生計費

七一年度の全国一戸当り平均生計費は一三六万円で、前年度の一一％増となった。費目別にこれをみるとつぎのとおりである（第108表）。

(1)飲食費の対前年度伸び率は七％足らずで、前年の八％より低かった。飲食費の生計費中に占める割合は年々低下傾向をたどっているが、七一年度はとくに自給食料費が価格低下も作用して一〇％も低下したことがひびいている。飲食費のなかでは、米を中心に穀類の消費が減少しつつあり、これに対し肉・乳・卵・嗜好食品などの消費が増加した。いわゆる農家食生活の都市化が進行しているのである。この結果、エンゲル係数は二七・七になった。

(2)被服費と住居費はそれぞれ対前年度比一二～一三％の増加となった。七一年度の伸び率に比べると若干低いが、飲食費・光熱費・保健教育文化費などに比べるとその伸び率は高い。とくに光熱費と保健教育文化費の伸びは、前年の伸びに比べいちじるしく低いのが特徴的である。

(3)もっともいちじるしい増大を示したのは贈答・送金その他の臨時的雑費支出である。これらのいわゆる随意的支出が増加したのは、それだけ農家の家計費に余裕が生じたものとみてよいであろう。

(4)統計表には示してないが、七一年度の農家世帯員一人当り家計費を全国平均勤労者のそれと比較すると、農家の二六・八万円に対し勤労者は二七・三万円で、後者がいくらか高い。しかし勤労者と農家世帯員の所得格差は年々縮小傾向をたどっている。ということは、賃労働兼業拡大によって、農家世帯の所得および消費構造が勤労者世帯のそれに近づいてきたことを意味する。